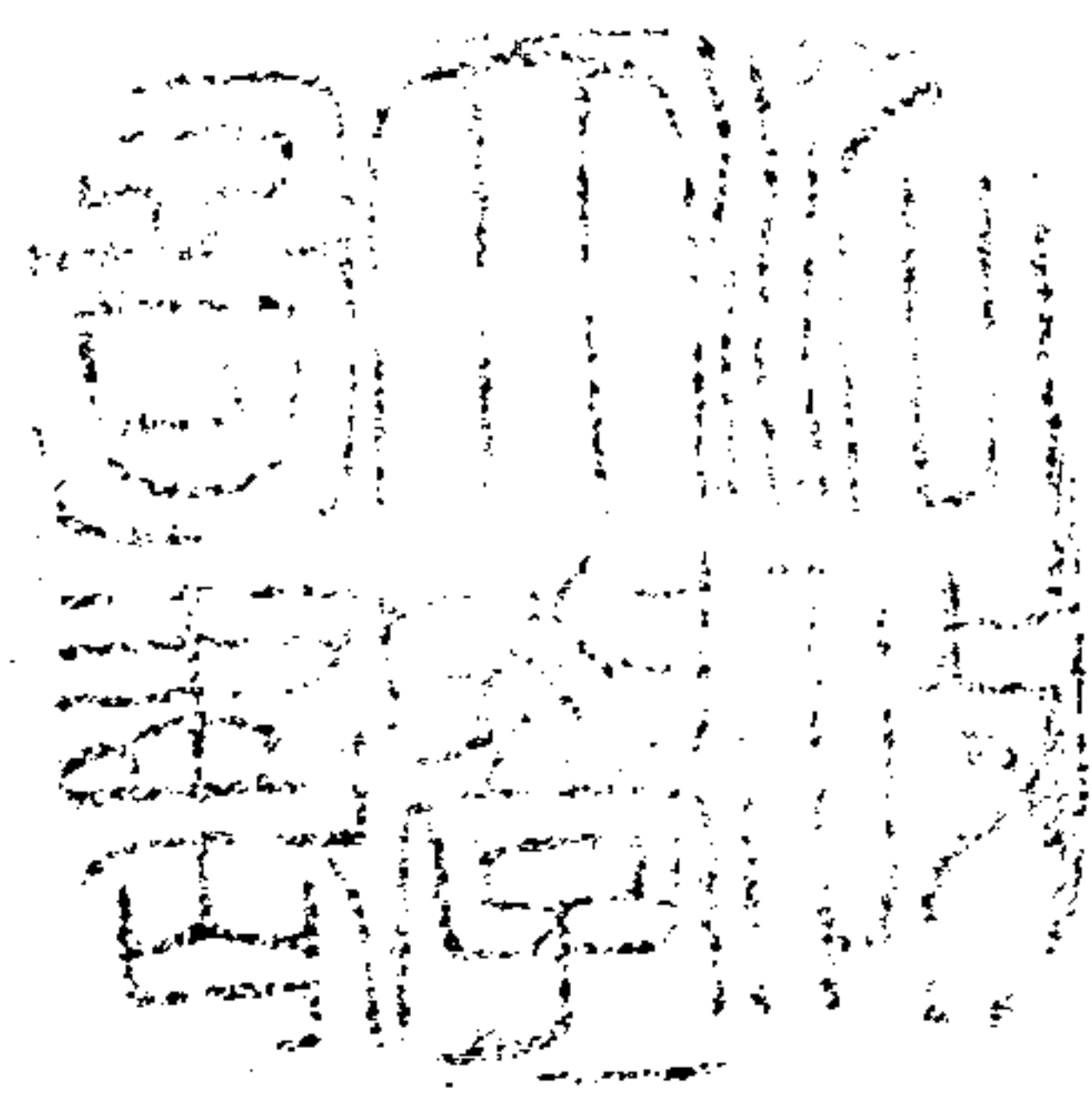
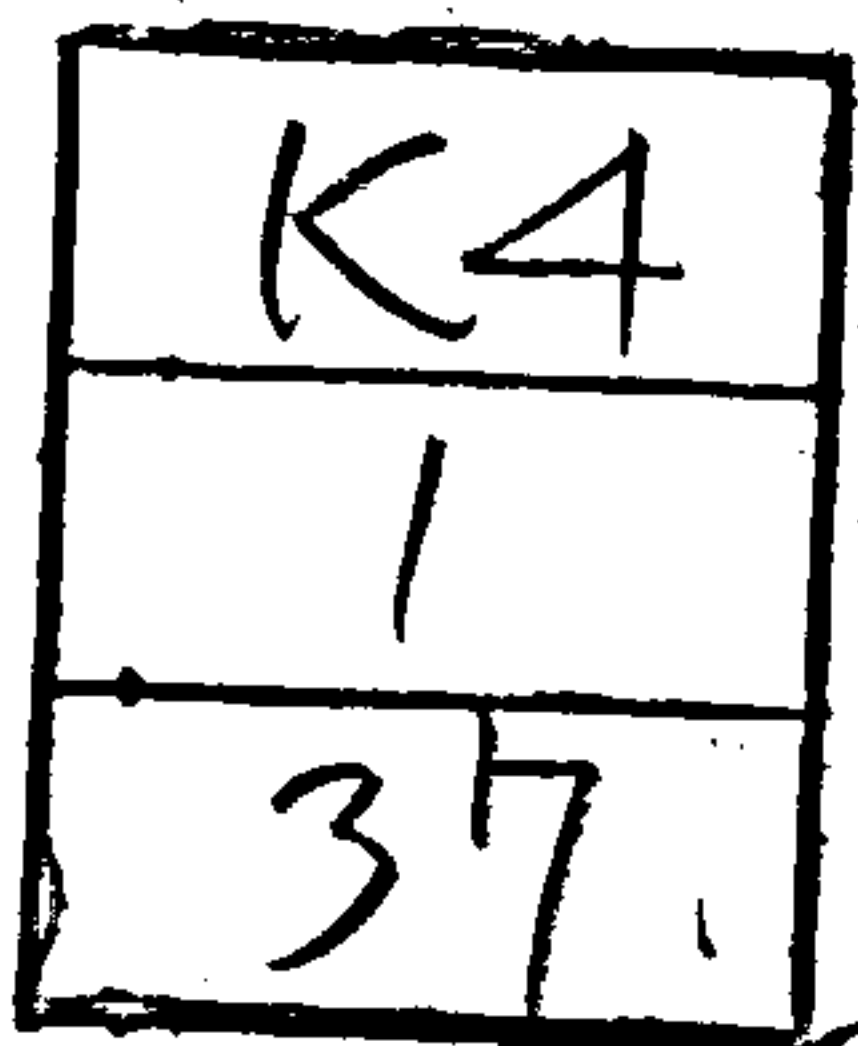




第37集

日本労働年鑑

1967年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1967

VOL. XXXVII

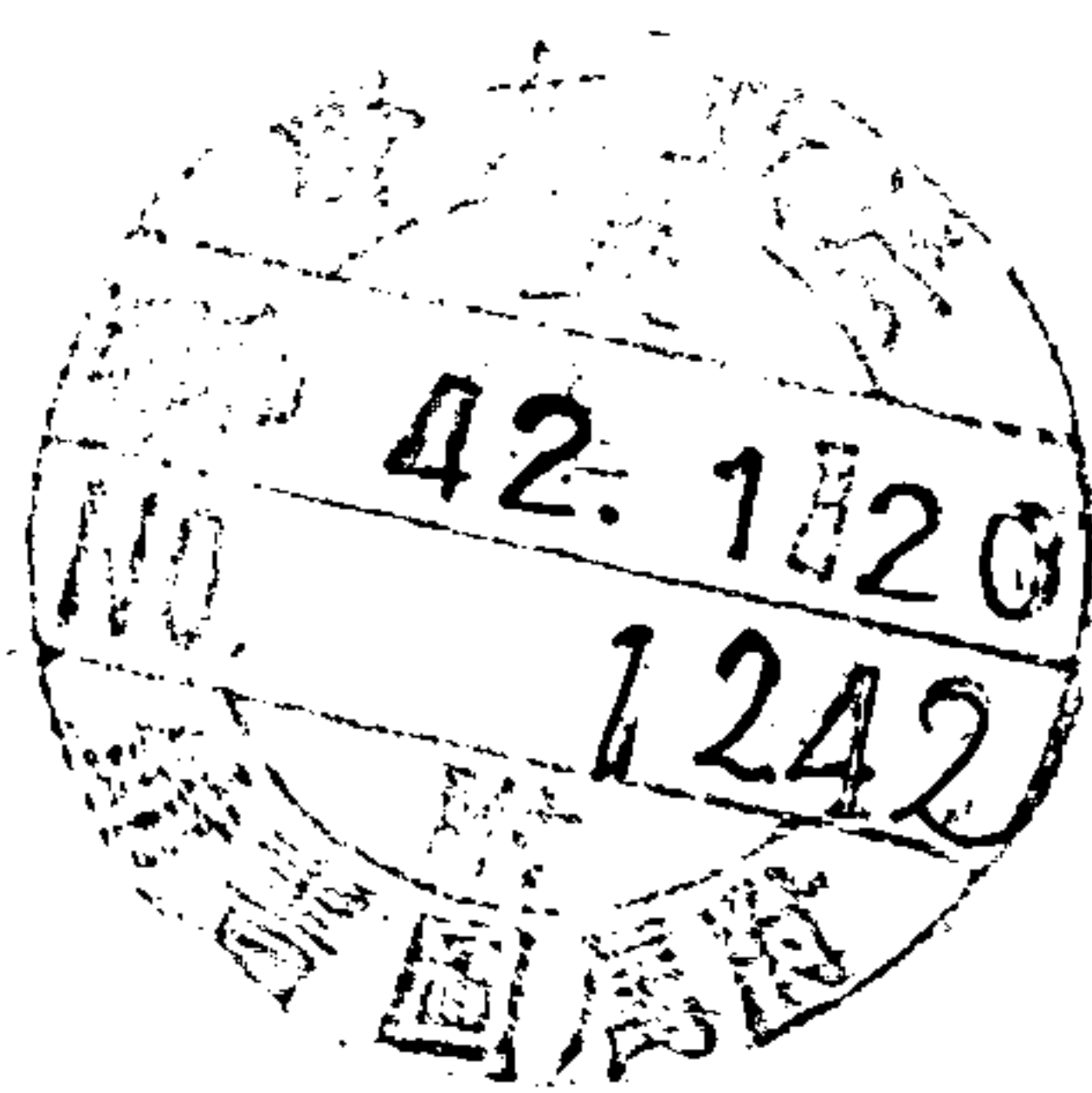
法政大原社会問題研究所
大学

COMPILED BY

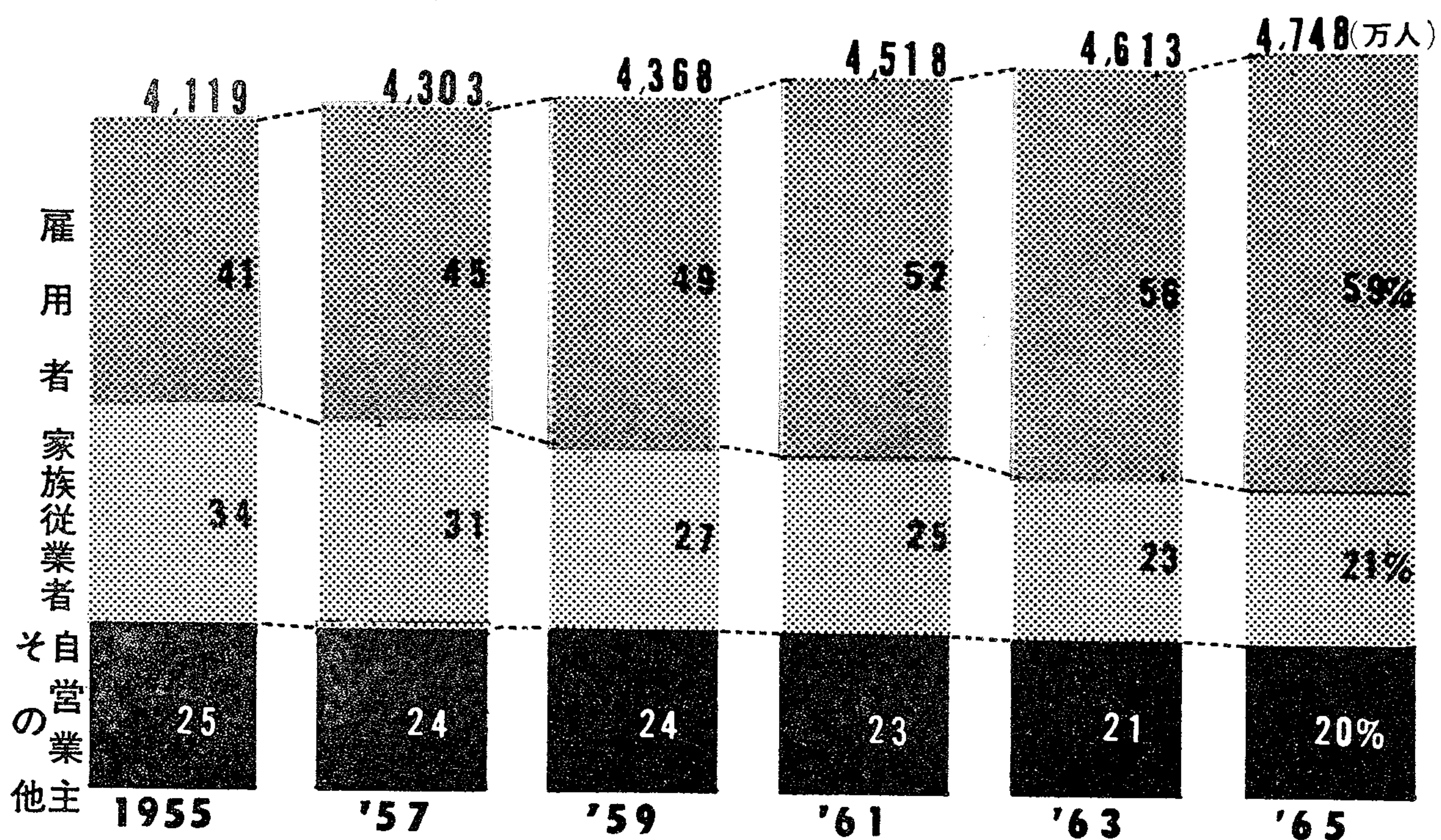
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

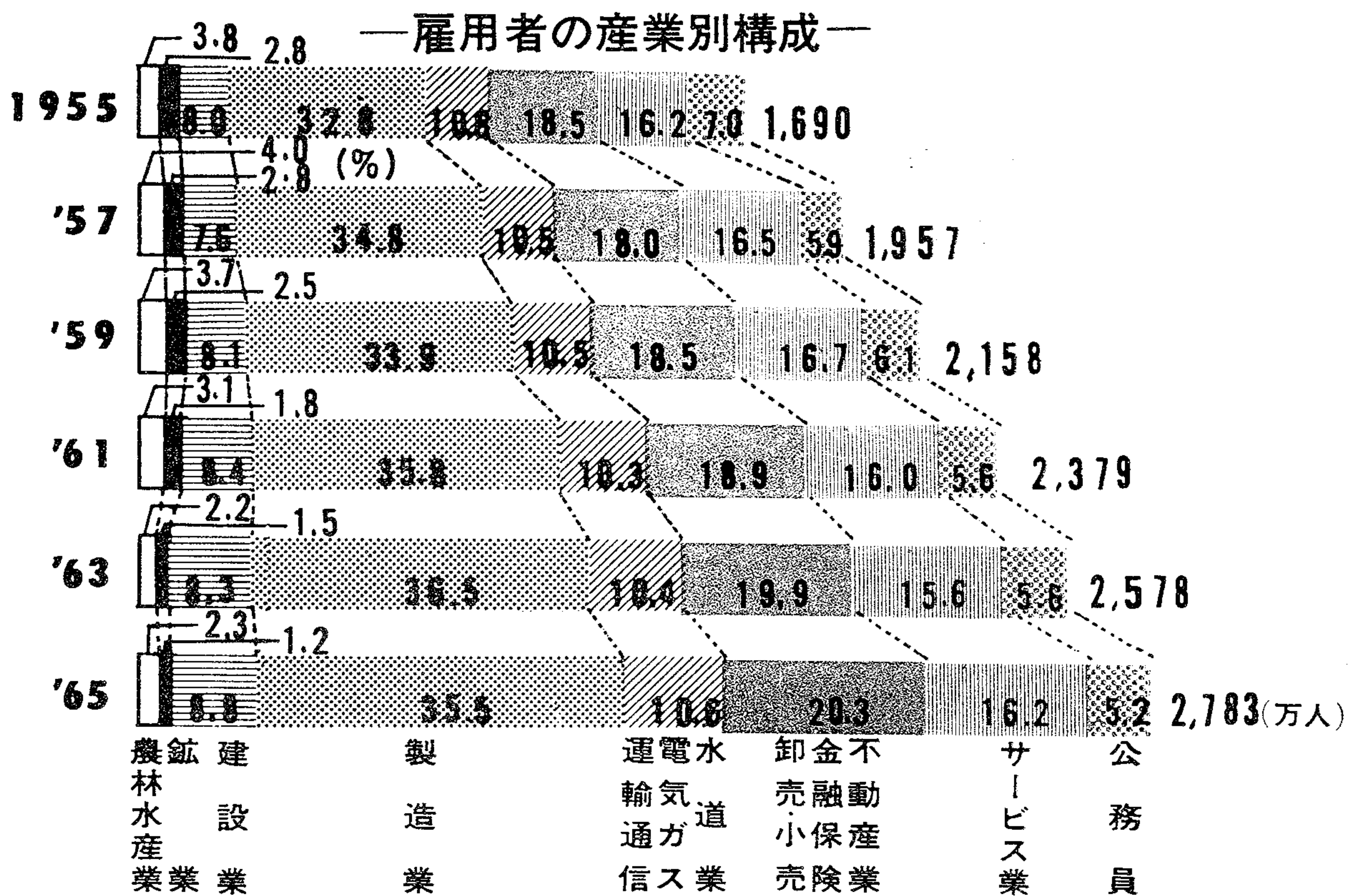
労働旬報社



■増大する労働者—形態別就業者数—

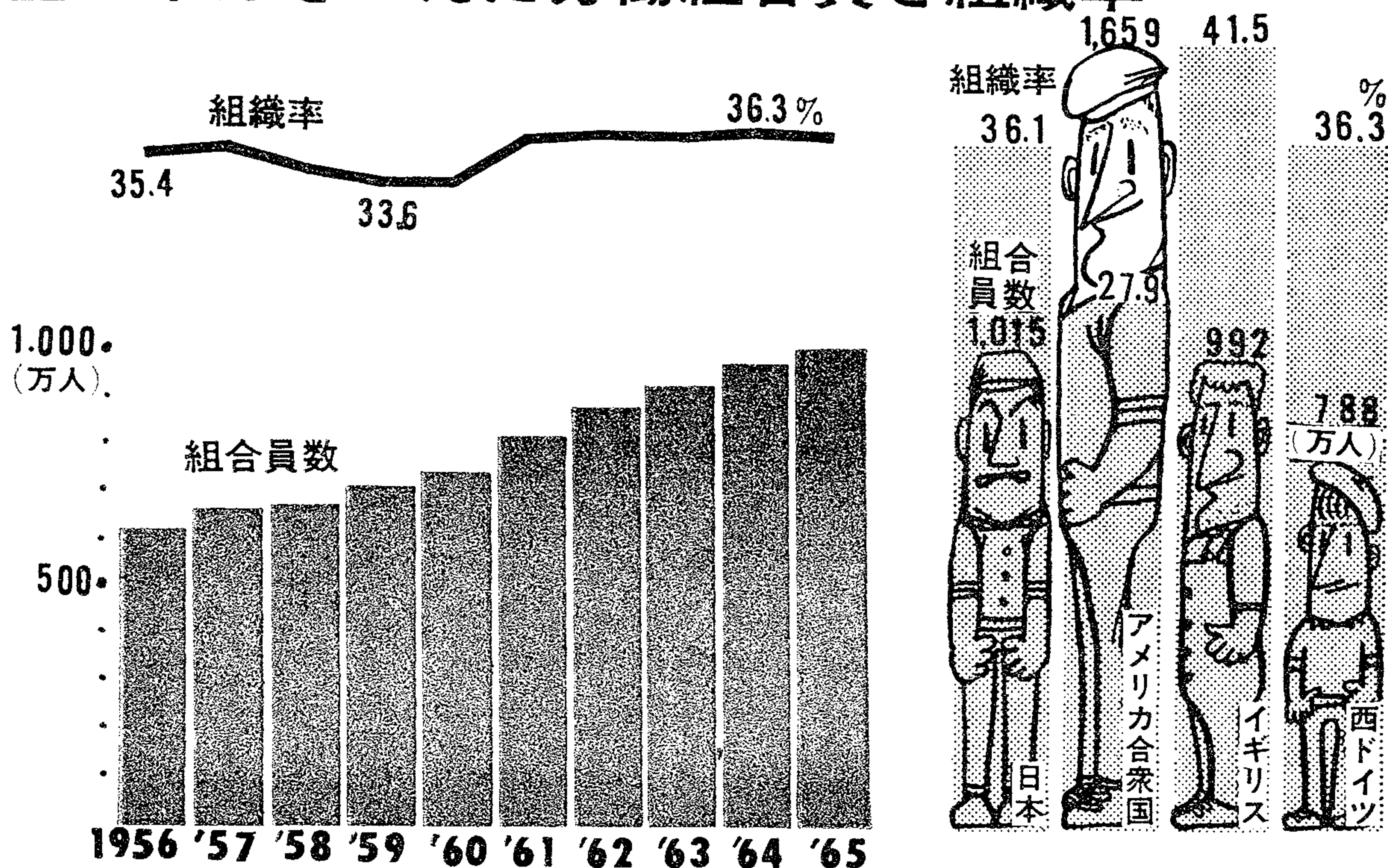


●1960年に就業人口の過半数を占めるにいたった賃金労働者は、その後も増大をつづけており労働者がわが国人口の6割以上を占める日も遠くない。



●この10年間の雇用者の産業別構成をみると、農林・水産業、鉱業、公務の占める割合が低下し、製造業、その他の占める比率が増大しているが、最近数年間は、流通部門やサービス部門の占める割合の増大がとくに著しく、製造業の占める割合はやや低下している。(第1部II・III参照)

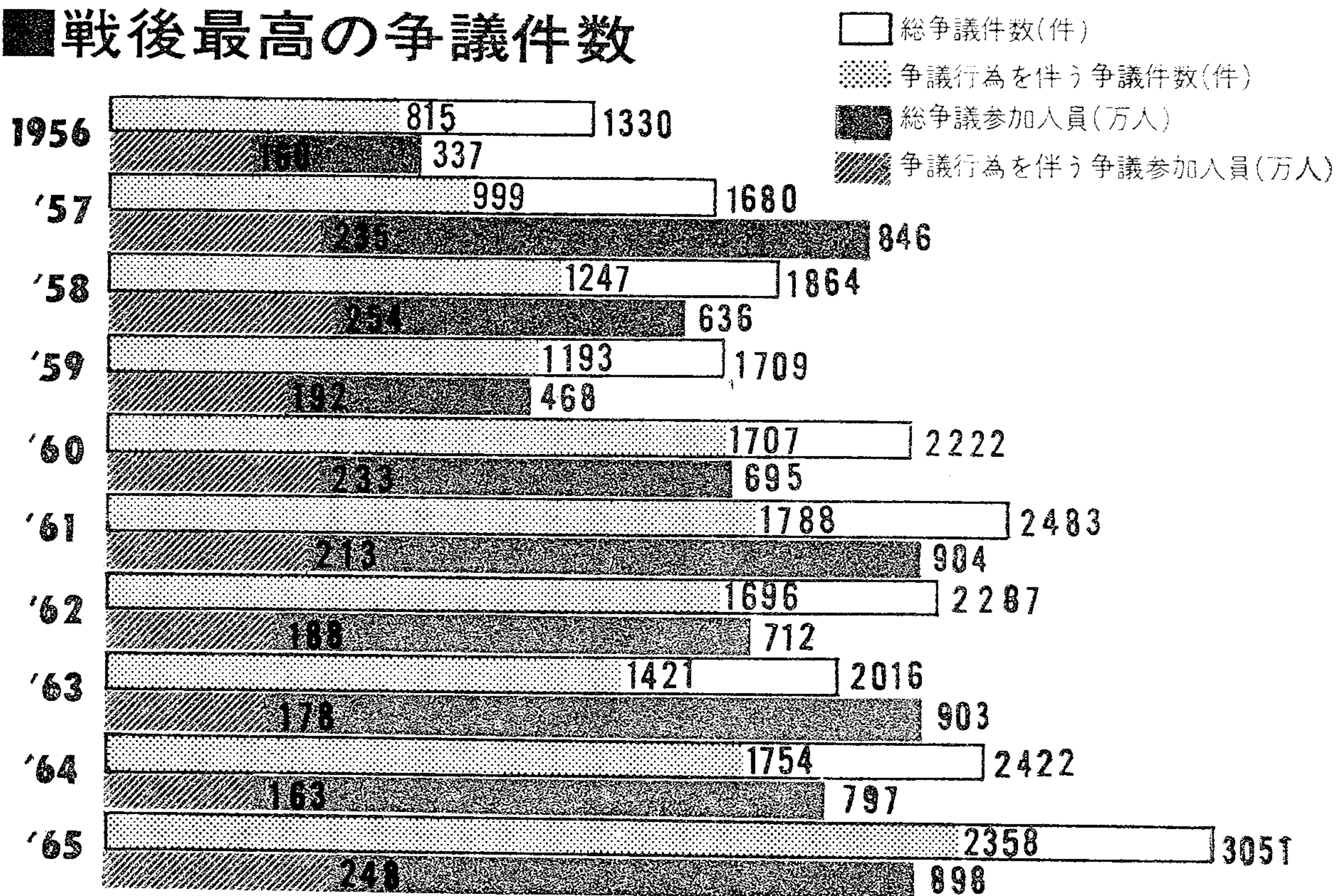
■ 一千万をこえた労働組合員と組織率



●わが国の労働組合員数は1965年6月末現在で1千万を突破した。これは資本主義国でアメリカにつぐ数である。

●組織率は36.1%であるが、これも、労働組合運動の古い伝統をもつ西欧諸国に比べて、決して劣るものではない。(第2部I参照)

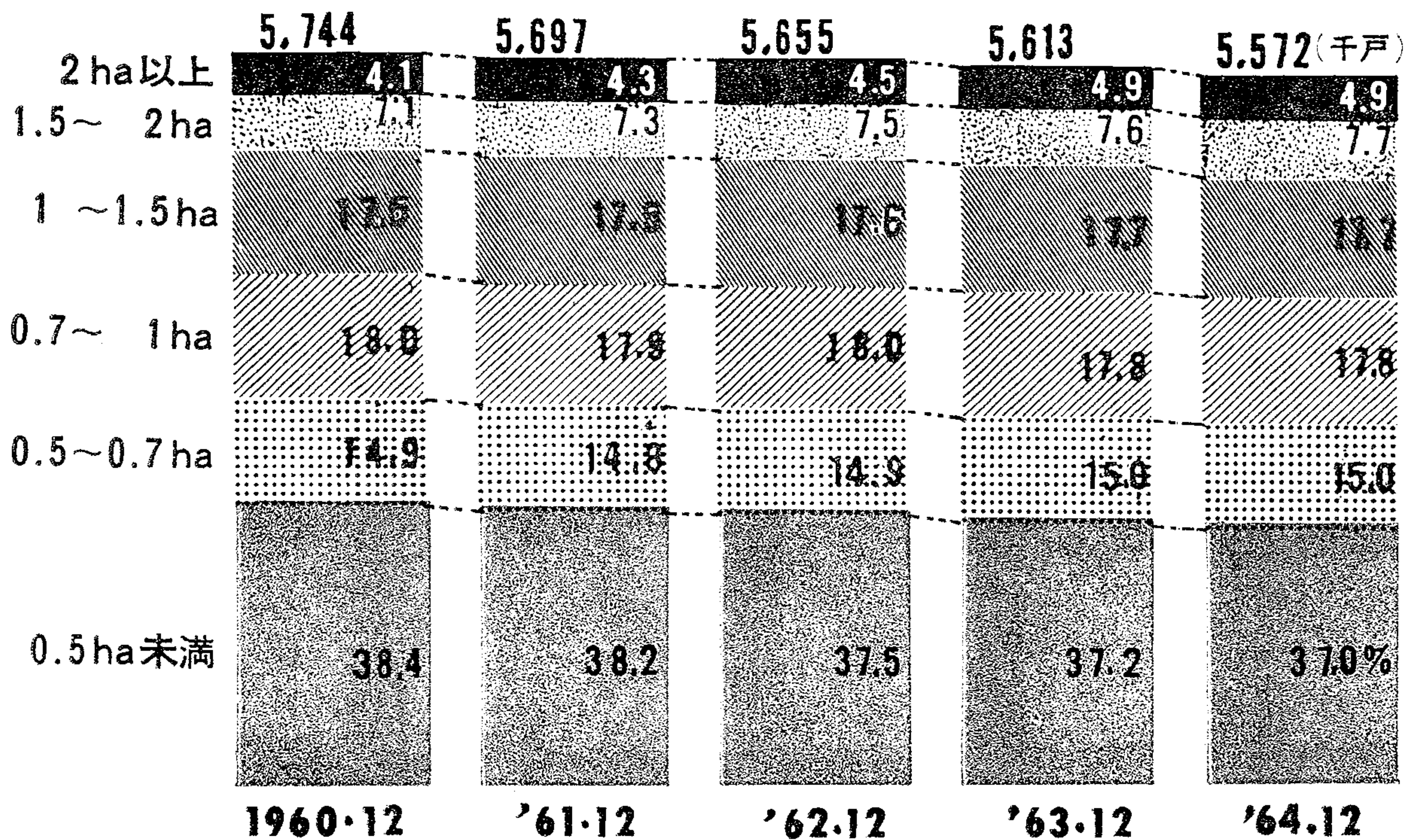
■ 戦後最高の争議件数



●1965年には総争議件数は戦後最高を記録し、参加人員でも1961年につぐものであった。

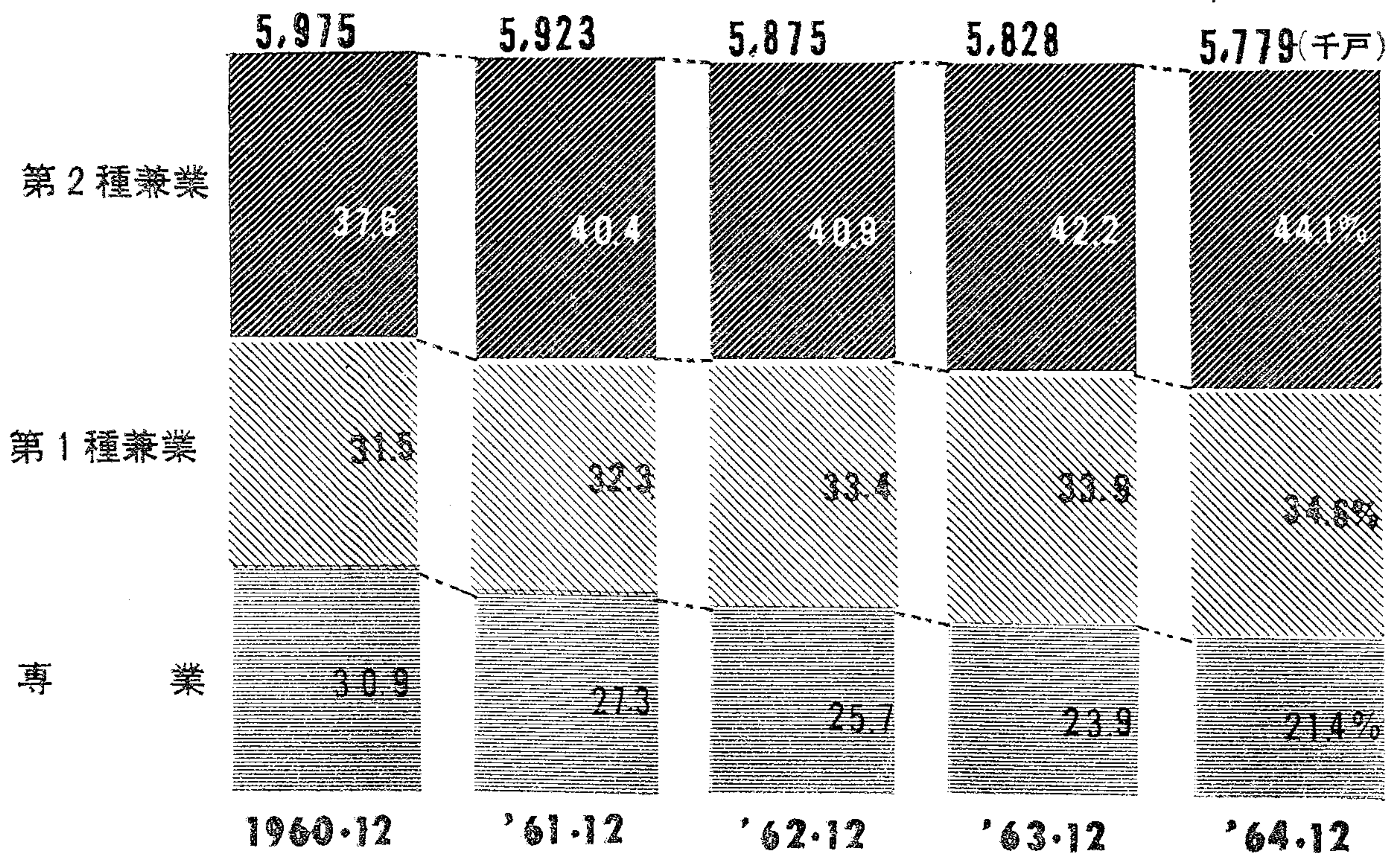
●争議行為を伴う争議でも、1965年は件数で戦後最高、参加人員で1948年の約261万、1958年の約254万につづくものであった。(第2部II参照)

■ 分解する農民層 — 経営耕地規模別農家数 —



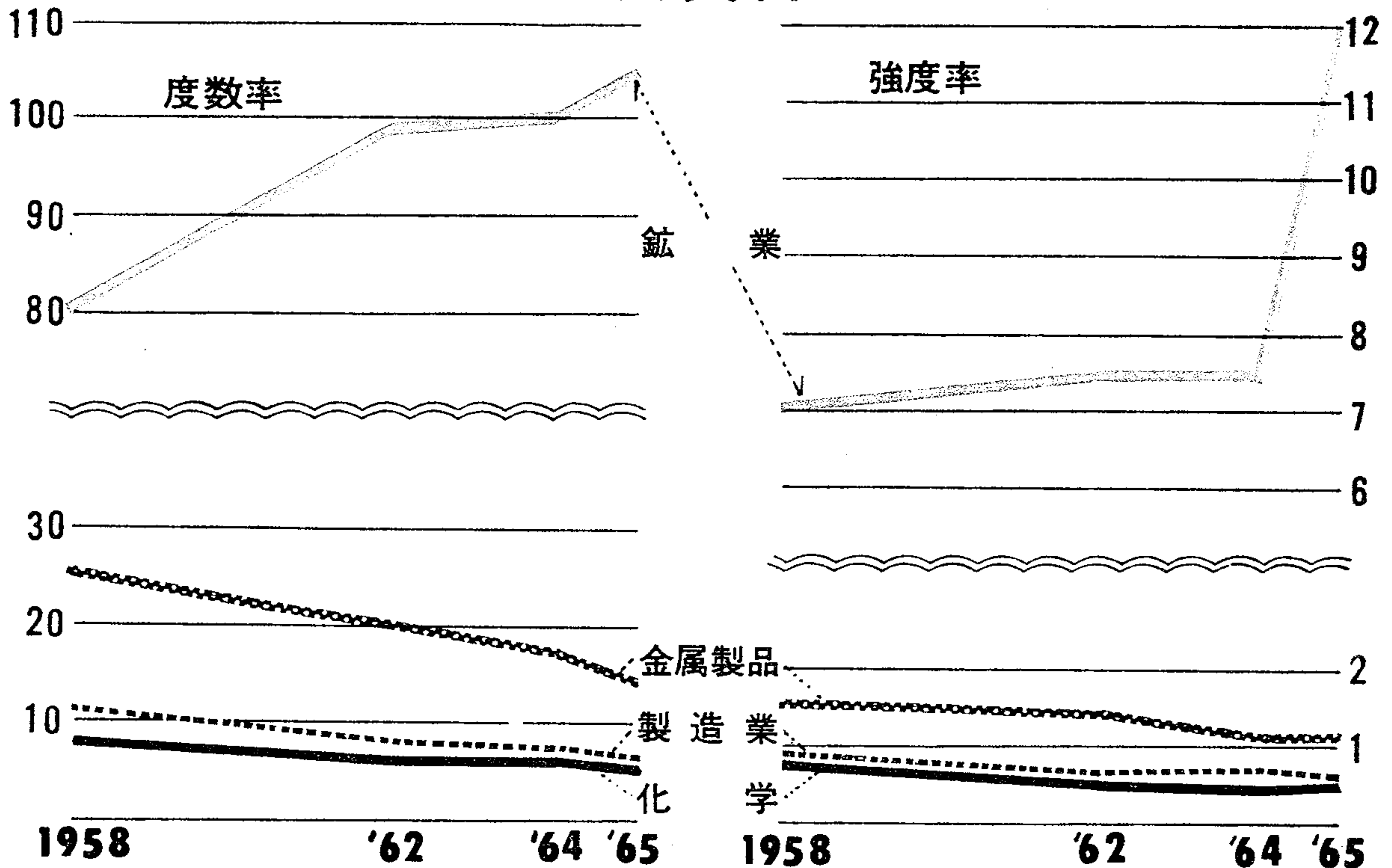
- 農民層の分解が現在急速にすすみ、農家人口、農家数ともに減少している。
- 減少しているのは1.5ヘクタール以下の経営規模の農家で、1.5ヘクタール以上の規模の農家数は増加する傾向にある。

— 専兼業別農家数 —



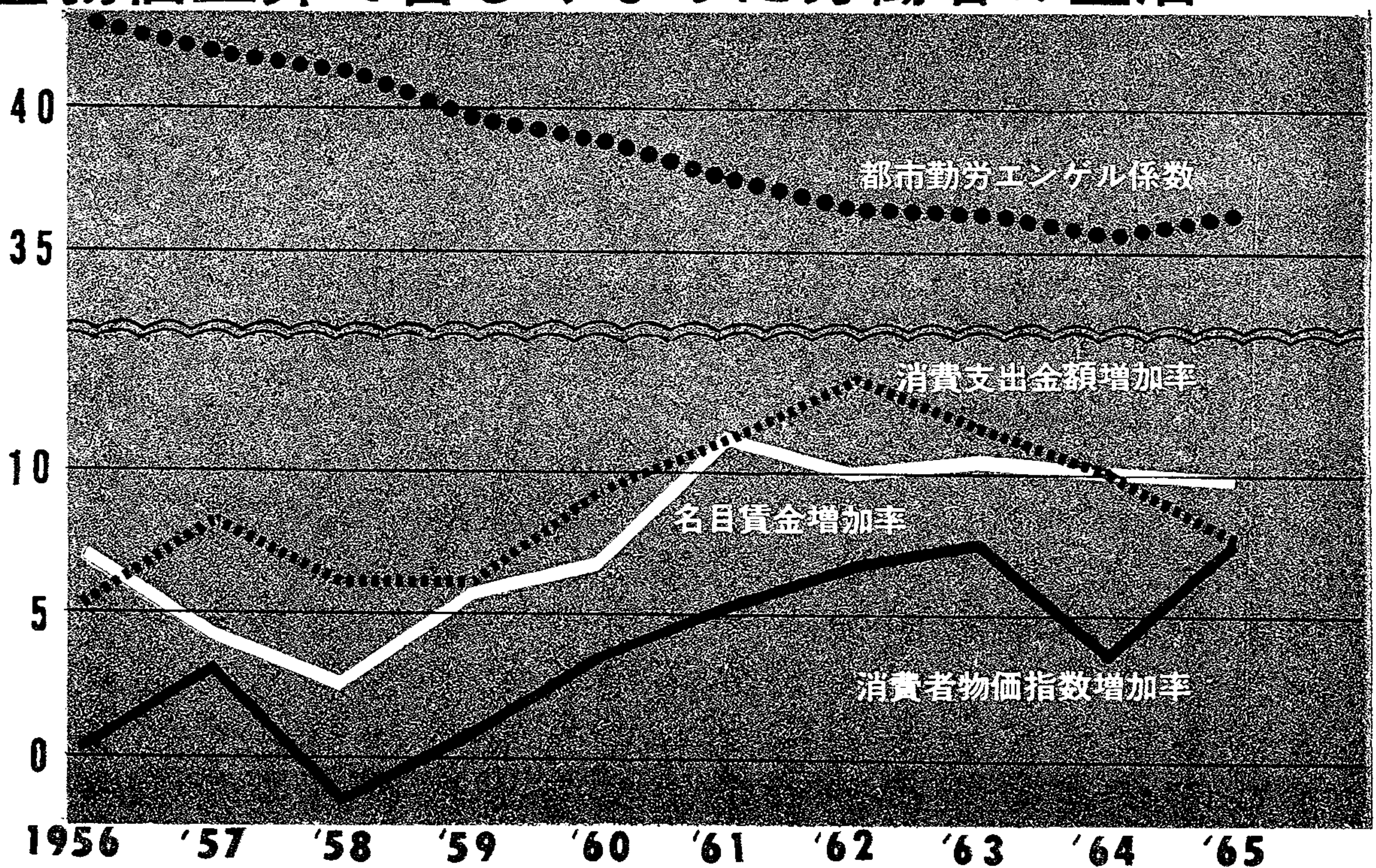
- 残存する農家は、ますます兼業化する傾向にある。専業農家はわずかに21%になってしまった。
(第1部VI参照)

■ 鉱業で増大する労働災害—産業別災害率



- 製造業では労働災害の度数率こそ低下しているが、強度率は低下が足ぶみ状態にあり、化学、金属製品などの部門ではかえって上昇に転じている。
- 合理化がとりわけきびしくすすめられた鉱業では、度数率、強度率ともにいちじるしく上昇している（第1部Ⅳ参照）

■ 物価上昇で苦しくなった労働者の生活



- 消費者物価は、64年の農産物価格の下落により中断されたものの、60年以後急騰し、65年には一層上昇テンポを早めた。しかし名目賃金の増加率は不況を反映してむしろ低下している。
- このため勤労者の生活は苦しくなっている。消費者支出金額の増加率は低下しとくに65年には10年らいはじめてエンゲル係数が上昇したことが注目される。（第1部Ⅲ・Ⅴ参照）

は し が き

本書は、大原社会問題研究所が継続的に刊行している『日本労働年鑑』の第三七集である。戦争中の時期を扱った「太平洋戦争下の労働者状態」（一九六四年刊）および「太平洋戦争下の労働運動」（一九六五年刊）の二冊からなる戦時年鑑特集版を加えると、一九二〇年刊行の第一集からかぞえて第三九冊目になるが、労働旬報社で発行されるようになってから、発行部数も倍以上に増大していることを喜ぶたい。

この第三七集は、一九六五年初めから一九六六年六月までの時期を対象として扱い、これを、労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれの問題についておよぶかぎり信頼しうる資料を収集整理し、それらにもとづき客観的立場に立って忠実に事実を記録するという従来から一貫した方針のもとに編集されているが、本年度版から、編集上いくつかの改良を加えた。

すなわち、(1)巻頭に労働問題にかんする主な統計をグラフ化した色刷のページを設け、(2)この時期の内外情勢と労働運動の概観を序章に置いた。(3)各部は従来どおりこれをさらに編、章、節にわけたが、編はローマ数字（I）、章は明朝体アラビア数字（1）、節はイタリック・アラビア数字（1）でしめした。(4)政治的大衆行動、治安政策の各編を新たに設け、(5)人権擁護運動の編を復活し、(6)各政党の選挙結果に一章をあて、(7)これまで労働争議の編にふくまれていた労働運動にかんする各章を、それぞれ独立の編に格上げして、その内容充実をはかるとともに、(8)主要な労働判例、ドライヤー報告（第六部）、ILO第八七号条約、主要労働組合名簿等を附録として収録した。(9)本文中に引用・収録した原資料

は、見出しをつけ、7ポ組みにして一般記述と一見して区別できるようにし、(10)巻末に詳細な索引を附して読者の便に供した。これらの改良の結果、第三六集よりも百十数ページ増すことになったことは、ご覧の通りである。

次の第三八集からは、毎年その年の夏までの一年間の時期を扱い、その年の秋に定期的に刊行されるはずであり、内容上も改善を加えるつもりであるので、いっそうのご利用とご叱正をいただきたいと思う。

終わりにのぞみ、編集にあたって多大な援助協力をあたえられた公私の諸機関、団体および各位にたいして心からの謝意を表するとともに、今後ともいっそうのご援助をお願いするしだいである。

一九六六年一月

法政大学 大原社会問題研究所

目次 (Contents)

はしがき (Preface)	
労働日誌 (Labour Diary)	(1)
序章 この時期の概観 (Labour Affairs in Japan)	(二)
第一部 労働者状態 (Conditions of Working Classes)	(四)
I 労働人口の構成 (Structure of Working Classes)	(四)
1 わが国の人口および世帯の概況	(四)
2 労働者階級の部門別構成	(五)
1 工業労働者	(五)
2 商業労働者	(五)
3 鉱山労働者	(五)
4 運輸・通信労働者	(五)
5 公務労働者	(六)

II 雇用構造と労働市場 (Structure of Employed and Labour Market) …………… (五)

1 雇用動向……………(五)

1 就業状況……………(五)

就業者数の増大——農林業就業者の減少、非農林業就業者の増大——雇用労働者の増大と家族従業者の減少

(三)……………雇用状況……………2

雇用の停滞——大企業での減少、零細企業での増加

3 最近の雇用調整と失業者発生状況……………(六四)

最近の雇用調整——企業整備の増加——失業保険受給者の減少——完全失業者の増加

2 新規学卒者の入職状況……………(六九)

中卒就職者の減少、高卒就職者の増加——就職先の産業構成——就職先の企業規模構成・大企業への集中つづく——企業の充足率・中卒は低下、高卒は上昇

[illegible]

入職・離職率の低下——離職者の年齢、勤続期間、離職・転職理由——企業規模間移動・下向移動の増大——転職にともなう賃金変動・賃金上昇者の減少——労働者の地域移動——入職経路構成・縁故入職の低下——職安の職業紹介・求職倍率は上昇・就職率は低下

III 賃金と労働時間 (Wage and Working Day) (八五)

1 賃金 (八六)

1 名目賃金および実質賃金 (八六)

2 賃金の産業別・規模別・地域別格差 (八九)

3 賃金の労働者種類別・男女別・年齢別格差 (九三)

4 賃金支払形態と分配率 (九四)

5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況 (九六)

2 労働時間 (一〇〇)

労働時間の趨勢——労働時間の現状と交替制勤務状況——労働時間短縮問題

——主要単産における時短闘争とその闘争方針

IV 合理化の現状とその特質 (Capitalistic Rationalization of Industries) (一一〇)

1 不況下の合理化とその主要な形態 (一一一)

不況の深刻化——不況合理化の特質——六五年合理化の主要な形態

2 産業別合理化の実態 (一二四)

〔装置産業〕——鉄鋼業——化学工業——石油産業——セメント産業——紙

パルプ工業——〔機械工業〕——電機工業——造船業——〔軽工業〕——出

版・印刷業——繊維工業——〔鋁業〕——石炭鋁業——〔公益産業〕——国

鉄——港湾産業——地方自治体——公立小中学・高校教育

3 労働災害と職業病 (一二七)

1 概況 (一二七)

2 労働災害	(一三八)
--------	-------

産業別——企業規模別——災害原因別

3 職業病	(一三四)
-------	-------

発生件数——産業別発生——疾病の種類

V 労働者の生活 (Living Conditions of Workers)	(一三六)
---	-------

1 消費者物価の動向と政府の物価政策	(一三七)
--------------------	-------

2 労働者家計と標準生活費	(一四二)
---------------	-------

化学労働者の生活実態——大蔵省の標準生計費と所得税の免税額

3 東京都民の生活	(一五〇)
-----------	-------

都民の住宅事情——京浜工業地帯における労働者の通勤・住宅事情

VI 農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farmers)	(一五六)
--	-------

1 農家と農業従事者	(一五九)
------------	-------

1 農家・農家人口および農業従事者	(一五九)
-------------------	-------

農家人口の推移——農家数の推移——専兼業別農家数——兼業種類別従事者数——農業従事者数

2 農家の人口移動	(一六三)
-----------	-------

資料——農家人口の移動——農家人口の年齢別性別形態別移動

2 農家経済と農民生活	(一六六)
-------------	-------

1 農家の生計費	(一六六)
----------	-------

農家経済と所得——農家生計費の推移——所得階層別農家生計費	
2 農家の租税公課諸負担	(一七〇)
農家所得と負担率——所得階層別農家負担率——所得階層別農家負担の構成	
3 農民の栄養状態	(一七三)
農民栄養摂取量の推移——所得階層別農民栄養状態——一種・二種農家別農民栄養状態	
第二部 労働運動 (Labour Movements)	(一七五)
I 労働組合の組織現状と組織運動 (Trade Union Organization)	(一七八)
1 労働組合の組織状況	(一七九)
1 労働組合組織率の推移	(一七九)
2 組織率を変化させた諸要因	(一八二)
3 産業別ならびに地域別組織状況	(一八三)
4 主要連合団体の組織状況	(一八五)
日本労働組合総評議会(総評)——全日本労働総同盟(同盟)——全国産業別労働組合連合(新産別)——中立労働組合連絡会議(中立労連)——主要四団体の産業別ならびに地域別組織状況	
2 総評、同盟の組織方針と組織運動上の問題点	(一八八)
1 総評、同盟の組織方針と産業別組織の動向	(一八八)
総評、同盟の組織方針——産業別組織の動向	
2 組織運動上の特殊問題	(一九〇)

IMF・JICの組織化と鉄鋼労連の加盟——三菱三重工の合併をめぐる組織問題——日産・プリンスの合併に伴う組織問題

3 総評と同盟の大会……………(二五)

総評第二七回臨時大会——総評第二八回定期大会——総評第二九回臨時大会——総評第三〇回臨時大会——同盟第二回定期全国大会

II 労働争議 (Labour Disputes) ……(一〇五)

1 統計からみた争議……………(二〇六)

争議統計——争議件数および参加人員——争議形態と労働損失日数——争議の産業別・企業規模別分布——争議の要求事項——争議の解決状況

2 争議の月別概況(一九六五年一月—一九六六年三月)……………(三二)

III 賃金闘争 (Struggle for increasing Wages) ……(一一六)

1 一九六五年春闘……………(二七)

労使の見解——要求内容——六五年の春闘相場

2 最低賃金制の闘争……………(三〇)

3 一九六六年春闘……………(三一)

労使の見解

IV 春季闘争・秋季・年末闘争

(Labour Offensives in Spring, Autumn and Winter) ……(三二)

1 六五年春季闘争……………(三八)

春闘共闘委発足——労使の春闘方針——実力行使段階に突入——終結段階——
——労使の評価

2 六五年秋季・年末闘争 (二三)

1 公務員共闘第六次賃金闘争 (三四)

2 全電通処分撤回闘争 (三七)

3 海員組合の賃上げ争議 (三七)

争議の特徴と背景——争議の経過——あっせん案提示——スト再開——争議妥結

3 六六年春季闘争 (三四)

春闘共闘方針——第一次統一行動——物価メーデー——公労協の動き——第

二次統一行動——第三次統一行動——四・二六スト——春闘の妥結状況——

春闘総括

V 合理化反対闘争 (Struggle against Capitalistic Rationalization) (三二)

1 労働組合中央組織の反対方針 (三五)

2 主要な産業別反合理化闘争 (三五)

電機労連——合化労連——全国一般——日本炭鉱労働組合——国鉄労組——

全日本港湾労働組合——自治労——日教組

3 主要な企業別反合理化闘争 (三八)

VI 中小企業の争議

(Labour Disputes in Median and Small-sized Enterprises) (三三)

1	中小企業争議の概況	(二六四)
2	中小企業労働者の闘争事例	(二六五)
3	中小企業における組織化の状況	(二七一)
VII	ILO 八七号条約批准と労働基本権確立をめざすたたかい	
	(Struggle for Ratification of ILO Convention 87 and to secure Basic Rights of Trade Union)	(二七三)
1	一九六五年にいたるまでの経緯	(二七四)
	問題の淵源——ILO への提訴	
2	ドライヤー委員会の来日	(二七五)
	ドライヤー委員会の「提案」	
3	八七号条約批准案件ならびに関係国内法改正案の強行採決	(二七七)
	定期会合の申入れ——強行採決と船田幹旋案——関係国内改正法	
4	定期会合の開始とドライヤー報告	(二七九)
	定期会合——ドライヤー報告	
5	公務員制度審議会	(二八一)
	審議会の発足——第一回会合——審議の経過——期日の切迫と審議の促進——答申の作成——答申の内容と棚上げ部分の施行	
VIII	政治的大衆行動 (People's Political Activities)	(二八八)
1	原潜寄港反対闘争	(二八九)

現地共闘成立——第三次入港——第四次入港——原潜横須賀へ入港

2 日韓会談反対・日韓条約批准阻止闘争……………(三九)

日朝協会のよびかけによる統一行動——総評「共闘」再開に反対——一日共闘——社会党・総評、共闘で確認——九・一二統一行動——「一日共闘」の拡大強化——「共闘」をめぐる労組の動き——日韓条約批准国会の内と外

3 ベトナム侵略戦争反対運動……………(四〇)

全国・中央両実行委の反対運動——六・九「二日共闘」——ベトナム戦争反対・四〇〇〇万署名——ベ平連・反戦青年委——ハノイ爆撃抗議の統一行動

4 メーデー……………(四一)

第三六回メーデー——第三七回メーデー

IX 国際労働組合運動と日本 (Japan in International Trade Union Movement)… (四二)

1 国際労働組合組織の動向……………(四五)

1 世界労連と国際自由労連の組織力の変化……………(四五)

組織人員の変化とその要因——ラテン・アメリカの運動の統一の動き——アフリカの動き

2 世界労連内の対立……………(四七)

対立克服の新しい動き——基本路線をめぐる対立点

3 国際自由労連内の対立……………(四八)

AFL-CIOとヨーロッパ・アフリカ・カナダの対立——国際自由労連と

総評の関係の冷却化

2 国際労働組合運動と日本 (三三〇)

1 国際自由労連と日本 (三三〇)

活発な対日活動——国際産業別組織とIMF・JCの動き——同盟の反応——総評の反応

2 世界労連と日本 (三三一)

日韓条約と世界労連——基本路線対立の日本への影響——世界労連の総評への働きかけ

3 わが国労働組合の国際的加盟関係の変化と国際交流 (三三四)

加盟関係の変化——国際交流の促進

3 国際労働組合の諸会議 (三三六)

1 世界労連系の諸会議 (三三六)

協議と反独占統一行動のための世界労働組合委員会第二回総会——世界造船・船舶修理労働者会議——第四回世界教員会議——第四回国際運輸・港湾・漁業労働者会議——アメリカ帝国主義侵略反対・ベトナム労働者支援国際労働組合委員会第二回会議——世界労連第二九回執行委員会——食品タバコ飲料産業ならびにホテル・カフェ・レストラン労働組合インタナショナルの第四回大会——第三〇回執行委員会・第一四回総評議会——第六回世界労働組合大会——世界労連第五一回執行局会議——世界労連第三二回執行委員会

2 国際自由労連系の諸会議 (三三六)

国際自由労連第三六回執行委員会——国際自由労連第七回アジア地域会議——

—国際自由労連第五回アジア地域小委員会—国際自由労連第八回世界大会
—国際自由労連第三九回執行委員会

X 平和運動 (Movements for Peace).....(三四一)

1 三・一ビキニデーと「アジアの平和のための日本大会」.....(三四二)

一九六五年の三・一ビキニデー全国大会—アジアの平和のための日本大会

2 ヘルシンキ平和大会と日本の平和運動.....(三四四)

3 一九六五年の原水爆禁止運動.....(三四五)

第一一回原水爆禁止世界大会—第一一回大会国際会議—第一一回大会総
会—「被爆二〇周年原水爆禁止世界大会」—被爆二〇周年大会国際会議

4 一九六六年前半期までの国際平和運動と日本.....(三五三)

外国軍事基地撤去のための国際会議—三大陸人民連帯大会—世界平和評
議会ジュネーブ総会

XI 人権擁護運動 (Movements for Defence of Civil Right).....(三五四)

1 松川事件.....(三五五)

検事の再上告と新しいたたかい—最後の口頭弁論と無罪確定、弾圧反対大
行進—最高裁の最後判決—権力犯罪の追及—新しい運動・国家賠償請
求訴訟

2 白鳥事件.....(三六〇)

最高裁判決を前にした運動の高揚—判決—早期釈放、処遇改善運動、再
審請求

3	芦別事件……………	(三六二)
	事件のあらましと無罪判決——国家賠償請求と責任追求運動	
4	青梅事件……………	(三六三)
5	マーデー事件……………	(三六四)
XII	農民運動 (Farmers Movements) ……………	(三六六)
1	農業情勢と農民運動の概況……………	(三七七)
	1 農業情勢と農政の動向……………	(三七七)
	農業生産の減少と価格低落——基本法農政の展開	
	2 農民運動の概況……………	(三八六)
	運動の新分野——運動の地域的拡大——運動戦線の分裂——農政活動と農民運動——農民団体と選挙	
2	主要な農民闘争……………	(三七一)
	1 米価闘争……………	(三七二)
	六三年産米価格闘争——全日農の要求米価——農協中央会の要求米価——全日農・全中の米価共闘交渉経過——各団体の米価闘争——六四年産米価格闘争——全日農の米価闘争——米価対策農民団体会議の結成と運動——地方における米価運動	
	2 米価闘争および脱脂粉乳反対闘争……………	(三七六)
	乳価値下げ通告——二系統の乳価闘争——全国乳価対策共闘会議——全国酪農民総決起大会——全国酪農民代表者会議——地方における乳価運動——愛	

媛南予地区乳価闘争——牛乳給食連絡会議の結成

3 葉たばこ価格闘争 (三八二)

六三年産葉たばこ価格闘争——六四年産葉たばこ価格闘争

4 農業構造改善事業反対闘争 (三八四)

各派の態度——反対運動の成果——パイロット地区指定解除——一般地域計画承認不能地区——秋田県比内町パイロット地区指定返上闘争——福島県保原町パイロット地区指定返上闘争——富山県呉羽町の地区指定反対運動

5 固定資産評価替え反対闘争 (三八七)

固定資産評価替えと農業団体の態度——固定資産評価制度改悪反対共闘会議の結成——地方の反対運動——固定資産税引上げ反対農民大会

6 災害補償要求闘争および旧地主補償反対闘争 (三八八)

農業災害の概況——福岡の災害補償要求運動——山口の災害補償要求運動——岡山の災害補償要求運動——旧地主補償反対闘争

3 農民団体 (三八九)

1 全日本農民組合連合会 (三八九)

第五回大会——第六回大会——第七回大会——兼業・出稼ぎ農民の組織問題

2 全国農民総連盟 (三九四)

全農連と農政連の統一——運動方針

3 全国農民同盟 (三九六)

第三回全国大会

4 全日本開拓者連盟 (三九七)

XIII 労農政党 (Political Parties of Working Class) (三九八)

1 日本社会党 (三九九)

佐々木体制——原潜寄港反対共闘問題——ベトナム侵略反対運動——参院選
と都議選——第二六回臨時党大会と「一日共闘」方針——日韓条約批准国会
——第二七回定期全国大会——小選挙区制粉碎のたたかい

2 民主社会党 (四二三)

第七回全国大会——参院選・都議選——日韓条約に対する態度——第八回全
国大会——安全保障と防衛に関する基本方針

3 日本共産党 (四二七)

選挙活動——政治活動——国際路線——党勢拡大

4 参院選・都議選・沖縄総選挙とその結果 (四三四)

参院選——都議会汚職と都議選——沖縄総選挙

第三部 社会政策 (Social Policy) (四三二)

I 労働立法と労働行政 (Labour Legislation and Labour Administration) (四三三)

1 労働立法 (四三三)

1 労災保険法改正 (四三三)

経緯——労働者側附帯意見——使用者側附帯意見——第一次改正——第二次
改正——第三次改正

2 港湾労働法 (四三五)

xvii

3 中小炭鉱に対する全国石炭鉱業最低賃金の適用について	(四五三)
2 一九六六年	(四五三)
1 金属鉱業等の最低賃金制及び最低賃金額の目安の改訂	(四五三)
2 公労委の仲裁裁定	(四五五)
III 雇用政策 (Employment Policy)	(四五七)
1 雇用政策の基調	(四五六)
2 雇用対策法の制定	(四六〇)
雇用審議会の答申「産業および労働面における構造的変化等に伴う雇用に関する政策について」——雇用対策法	
3 失業保険政策	(四六四)
保険給付「適正化」の進行——失業保険金受給資格者の就職促進——農林水産業に対する失業保険の適用方針——日雇失業保険・保険金、保険料の引上げ	
4 失業対策制度	(四六八)
失対「正常化」の進行——失対賃金の動き——日雇労働者雇用奨励制度の実施状況	
5 炭鉱離職者対策	(四七四)
石炭産業合理化の進行——炭鉱離職者の再就職状況	
IV 社会保障 (Social Security)	(四七八)

xix

3	一九六六年前半の治安政策	(五二六)
---	--------------	-------

治安機関の情況——「安保中間報告案」と治安政策——刑法改訂、少年法改訂問題——主な事件——主な裁判——その他

VII	ILO (International Labour Organization)	(五二〇)
-----	---	-------

1	ILOの活動	(五二一)
---	--------	-------

2	総会および主要会議の審議とその結果	(五二三)
---	-------------------	-------

第四九回ILO総会——日本政府、ILO八七号条約批准書をILOモース総長に寄託——第一六二回理事会——漁船員会議——ホテル・レストラン会議——第一六三回理事会——第八回金属工業委員会——教育専門家会議——第一六四回理事会

附録	(Appendix)	(五二七)
----	------------	-------

附1	労働判例 (Judicial Precedents)	(五二八)
----	----------------------------	-------

全通安西郵便局職場点検闘争事件——明治生命賃金カット事件——関西電力労組懲戒処分事件——ヤシカ不当労働行為事件——全林野白石営林署有給休暇請求事件——阪神急行自動車解雇事件——全通延岡郵便局不当労働行為事件——国労田町電車区入浴事件——松風陶業解雇事件——神戸製鋼所入門拒否事件——全通都島および大阪中郵局公務執行妨害事件——大分県教組講習阻止事件——古河鋳業レッド・パーシ事件——近江絹糸紡績懲戒解雇事件——山恵木材解雇事件——福島県教組賃金カット事件——和歌山県教組専従休暇事件——都民交通車輪取外し事件——三菱製紙懲戒処分事件——三池炭鋳海戦事件——日本光学賞与差別事件——東洋敷物採用取消事件——順天堂大学解雇事件——都教組勤評事件——東進交通バック・ペイ請求異議事件——

二国機械工業懲戒解雇事件——静岡高教組時間外勤務手当請求事件——東京
都水道局職員時間外労働拒否事件——第一工業製薬労働組解散事件——日本航
空解雇事件——全司法仙台支部六・四統一行動事件——日立電子出向拒否事
件——関西電力労働組懲戒処分事件——日赤病院日韓条約反対運動事件

附2 ドライヤー報告第六部 (五九)

(Part VI, Report of the Fact-Finding and Conciliation Commission
on Freedom of Association Concerning Persons Employed in the Public
Section in Japan, International Labour Office)

一般的考慮——条約批准の意義——トップレベルにおける意見交換の重要性
——公共部門における労働関係の主要な問題——公共部門におけるストライ
キ権——公共企業間の区分け——ストライキが禁止される場合の代償措置——
法令の施行方法——法令・規則の簡素化——反組合的差別待遇に関する申
立——すべての段階に適用される一般的労働政策の必要性——未解決の苦情
の処理——未施行の改正法令に関する勧告——団結権——職員団体の登録——
法人格取得（国公法118条4・地公法54条）——交渉権とその手続き——在
籍専従制度——日教組の中央交渉権——事実認定と勧告の要約

附3 結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八七号） (六九)

附4 主要労働組合の現状（Directory of Trade Unions） (七四)

附5 組合名簿（List of Trade Unions） (三八)

統計表索引（List of Statistics Table） (四三)

索引（Index） (五〇)

芳働日誌

1965年

1月

- 7 米第七艦隊旗艦の大阪入港に対し、大阪の労組・平和民主団体抗議行動
- 8 総評、ILO関係国内法改正政府案反対の態度を再確認
- 9 厚相職権告示で医療費九・五％引上げと決まる
- 10 ILO結社の自由に関する実情調査調停委のドライヤー委員長ら対日調査団来日
- 佐藤首相渡米
- 中教審特別委「期待される人間像」の中間報告を答申
- 11 同盟、昭和四〇年度賃金白書「賃金倍増と近代化への闘い」を発表
- 12 政府・自民党、日教組の中央交渉はILO八七号条約と法的には無関係との統一見解
- 中央医療協支払い側七委員、辞表を提出
- 高物価重税反対中央実行委總會配給米値下げなど五要求を決定
- 14 日教組第一四次・日高教第一次合同教育研究全国集会（17日）
- 経済同友会、年頭見解「転機に立つ経営者の自覚と実践」を発

表

- 15 全国ホテル労働組合春闘会議結成大会（16日）
- 17 新産別、六五年賃金闘争で層別要求方針などを指示
- 18 日経連、賃金白書「構造変動下の日本経済と賃金問題」を発表
- 19 政府、ILO関係議案の新政府案を閣議決定、総評はその一方的な決定はドライヤー委員会を侮辱するものと非難の事務局長談話を発表
- 日経連、春闘に対する経営者の方針を申合せ
- 自民党第一六回定期大会
- 21 健保共済改悪反対中央連絡会議全体会議
- 23 ILO対日調査団、調査団の「見解」を政府、労働双方に手渡す
- 25 ILO調査団の見解に対し、政府は受諾を回答、総評は態度保留
- 26 電労連、産業間賃金格差是正で中労委へ調停申請
- 総評緊急評議員会、ILO調査団の見解を拒否と決定
- ILO対日調査団、調停工作不調に終り、今後も解決に助力し

たいとの声明を発表して離日

佐藤首相、産業経済会議の設置について指示

27 南ベトナム再クレーダー、グエン・カーン復帰

28 総評第五回拡大評議員会、2月25日第一次、3月17日第二次実行使の春闘方針、原水協からの脱退および原水禁日本国民会議への加盟を決定

東京高裁、昭和三年の全通静岡地本点検闘争事件に対し全員実刑を言渡す、全通は上告を決定し抗議声明

29 日教組、教育予算要求国民大行動集会

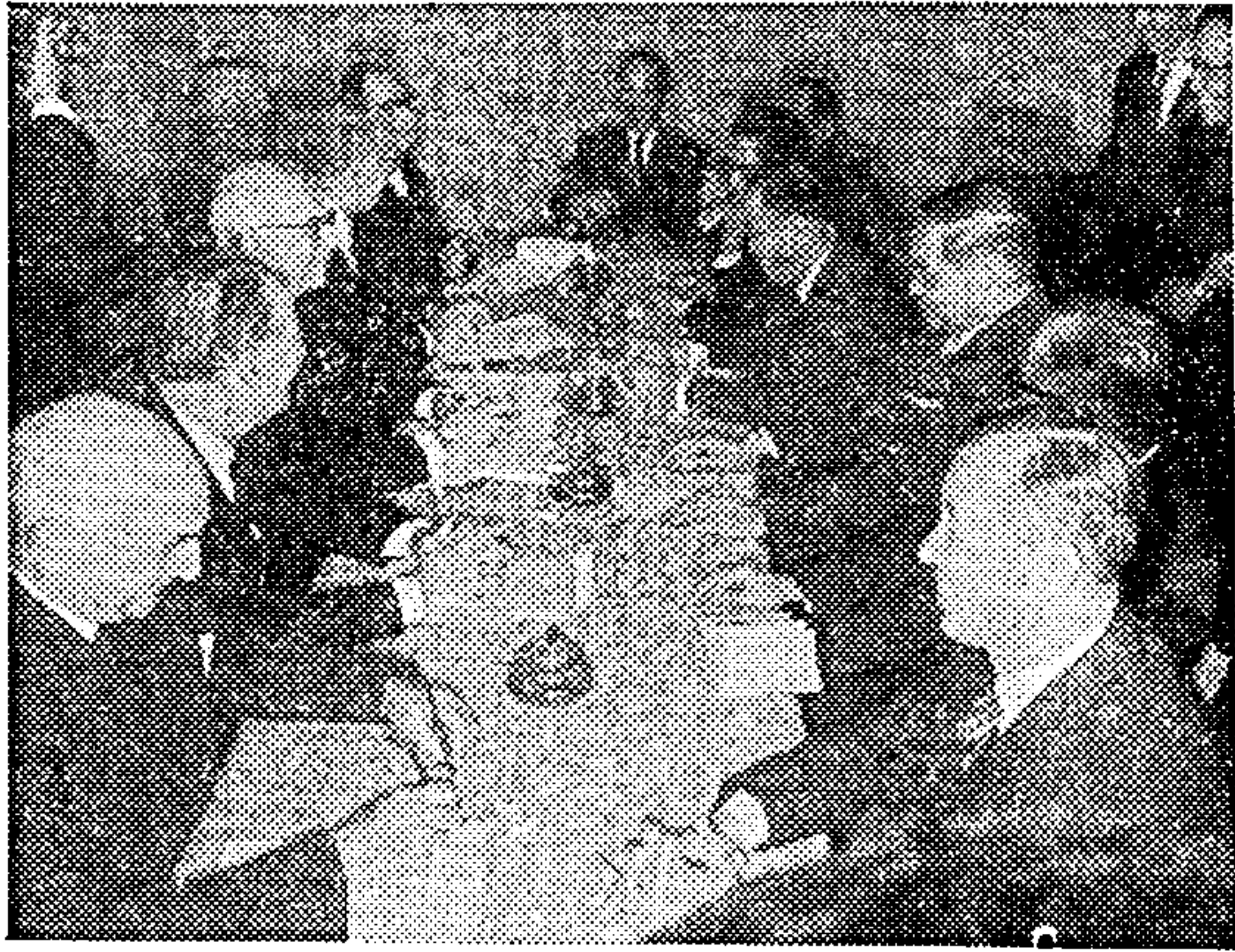
国労・動力車共催、第一回交通問題研究全国集会（2月1日）、安全優先の経営方針確立を要求、陳情

30 賃金共同調査センター設立總會

広津和郎、末川博、平野義太郎ら三一氏「憲法改悪阻止各界連絡会議」の結成をよびかける

2月

1 米原潜シードラゴン号佐世保入港通告に抗議して、東京では原潜阻止中央実行委による2・1緊急集会、佐世保では全国、中



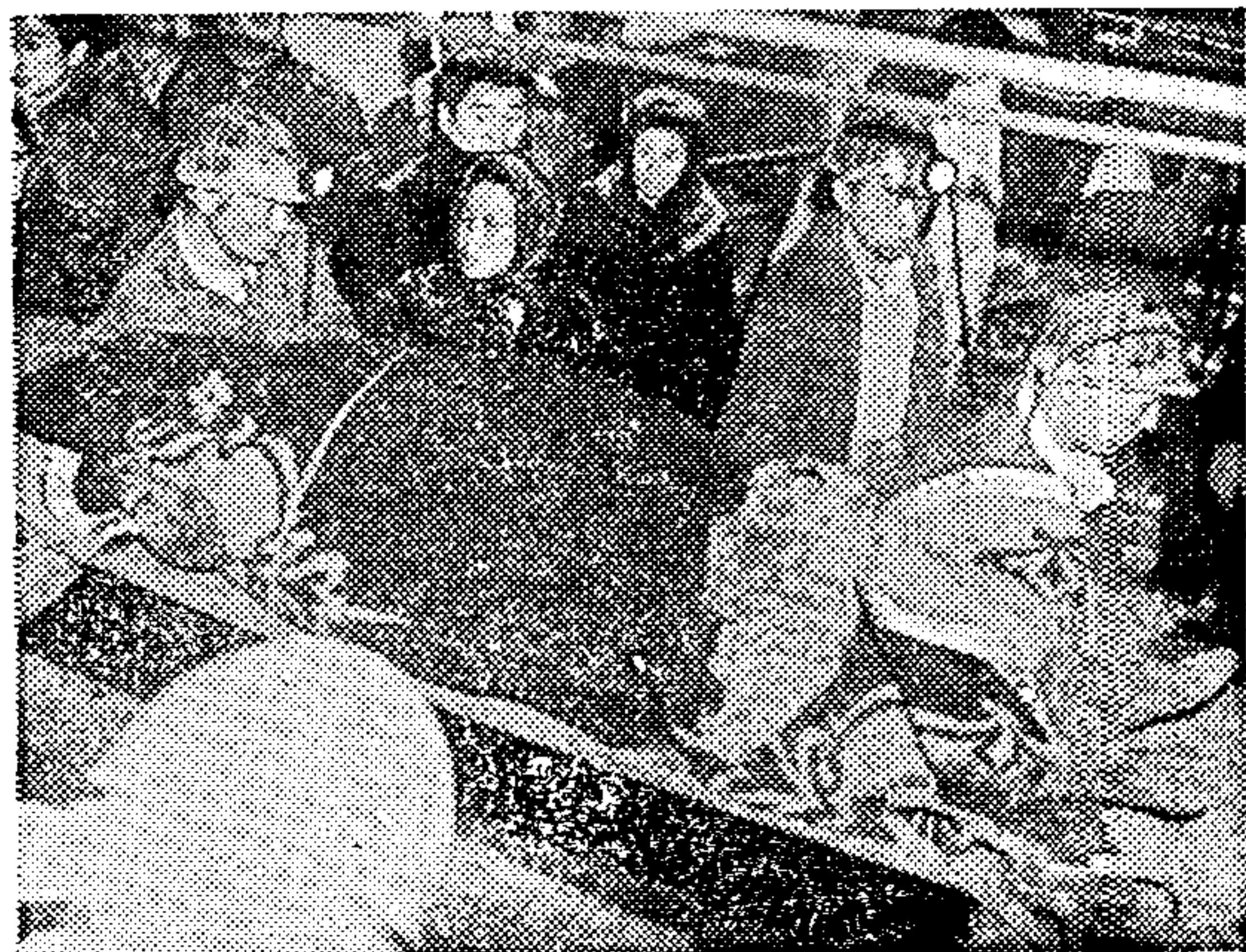
ドライバー調査団来日

- 5 中央実行委の現地本部の連絡会議結成
- 6 原水爆禁止日本国民会議（原水禁）結成大会、広島・長崎原水協、総評など一三団体代表参加、「あらゆる国の核実験反対」を基調に新組織発足
- 7 国際商業事務技術労連（IFCCTE）国際セミナー（15日）
- 8 米原子力潜水艦シードラゴン号佐世保港に再び入港、（15日）
- 9 現地で反対デモが繰返さる
- 10 社会党・総評など主催、日韓会談粉碎・原潜寄港阻止中央総決起大会
- 11 佐世保では寄港に抗議する西日本大集会が統一デモ
- 12 合化労連第三一回臨時大会（15日）七〇〇〇〇円の賃上げ要求決定
- 13 百貨店労組三三組合、全国百貨店労働組合海外事情研究協議会を設立
- 14 社会保険審議会流会
- 15 横須賀で米原潜阻止の緊急集会総評、ILO問題で政府が提案したトップ会談について予備会談開催申入れ決定
- 16 日教組、定員・賃金問題で文相に話し合い申入れ、文相はこれを拒否
- 17 政府、三公社五現業が有額回答を行なうことを承認
- 18 公労協、労働省に対して二〇〇〇名集団陳情
- 19 健保連、厚相の職権告示無効の行政訴訟を起こす
- 20 米軍北ベトナム爆撃を再開
- 21 全電通賃上げ闘争に平均五〇〇円引上げ回答
- 22 朝鮮総連主催の韓日会談反対在日朝鮮人中央大会東京で開催
- 23 総評、ILO問題トップ会談についての五項目提案を政府に提示
- 24 動力車労組、格差賃金要求の取扱いに抗議、機関車乗務組合員の九三%に当る三万九六〇〇人の転職届を提出、実力行使指令衆院予算委で岡田春夫（社会党）氏がいわゆる三矢研究をとり上げ政府を追及、社会党は全文発表を要求、審議拒否
- 25 全国実行委主催・椎名訪韓に抗議し、日韓会談粉碎・原潜寄港阻止中央集会
- 26 紙バ労連第三五回臨時大会（12日）春闘産業別スト権を確立、闘争宣言
- 27 沖繩・小笠原返還要求国民大行進中央集会開催
- 28 全石油第一五回臨時大会（13日）四本柱の要求決定
- 29 通産省、労働力不足の影響と対策について報告
- 30 全造船機械と造船総連の組織問題懇談会、春闘の共同行動検討金融共闘会議春闘がんばろう大集会
- 31 民主社会党第七回定期大会（15日）
- 32 世界平和七人委員会、ベトナムに対するアメリカの軍事行動停止を米大統領に対して要望
- 33 動力車労組格差賃金交渉、調停案を上回る具体案が非公式に示され15日の実力行使中止
- 34 共産党・民青主催、2・15大会
- 35 総評・社・共など一四団体が日韓会談即時打ち切りを要求する共同声明を発表
- 36 同盟、政府と定例会見、ILO・医療費問題などで要請憲法改悪阻止各界連絡会議結成準備会開催
- 37 同盟、中央賃金闘争委員会設置



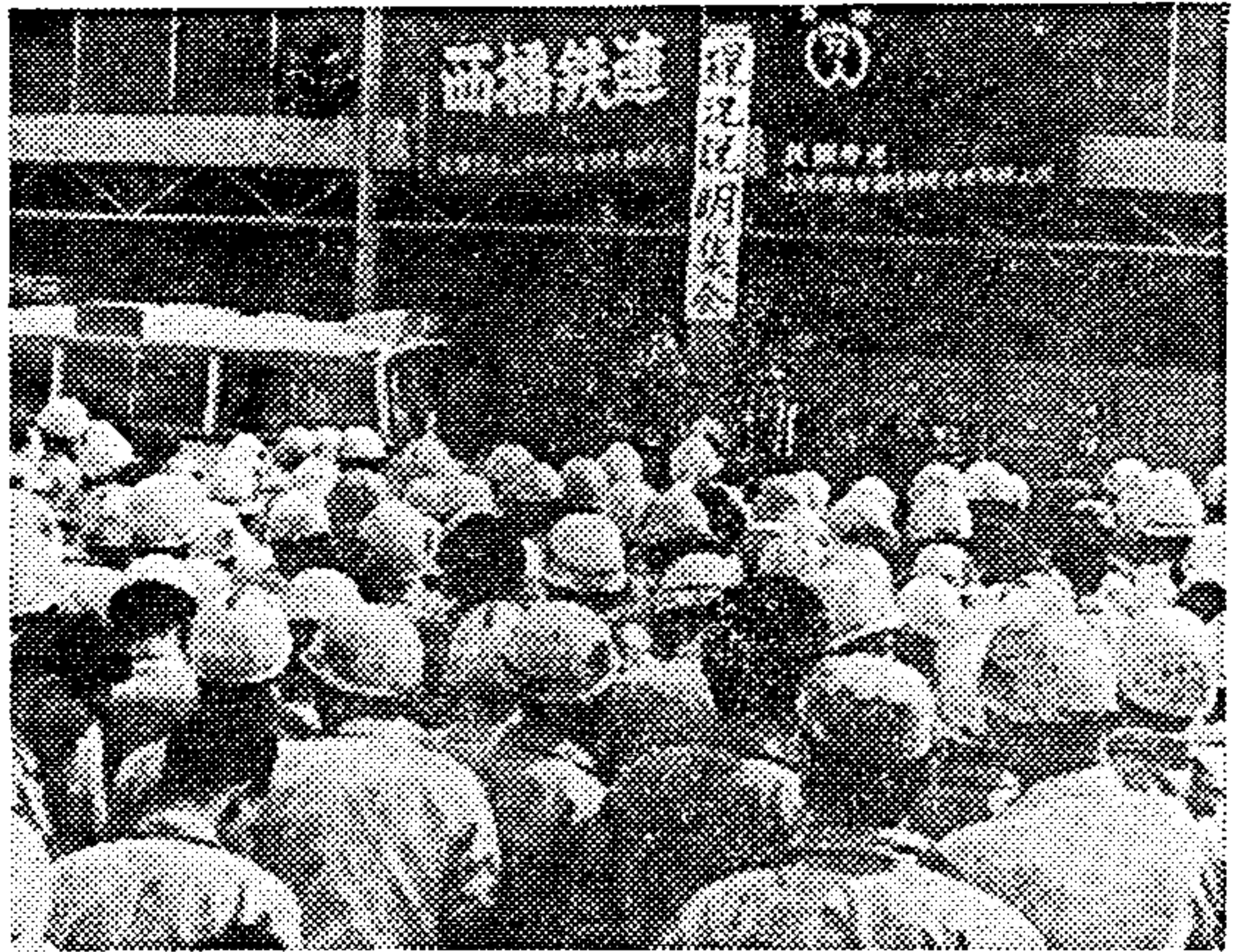
米原港寄

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------------|---|-------------------------------------|----------------------------|--|-------------------------------|--|------------------|-----------------------------|---------------------------|---|-------------------------------------|----------------|-------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|--|----------------|
| 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 25 | 26 | 27 | 28 | 3月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | | | |
| 労相は総評代表と会見、ILO | メーデー事件論告求刑公判始まる(東京地裁) | 国鉄当局、初任給一〇〇〇円引上げなどを回答 | 新日本婦人の会第三回大会(22日) | 公労協九組合、23日までに公労委に調停申請を行なうことを決めた | 川崎製鉄千葉工場でボイラー爆発事故、四名死亡 | 春闘共闘委第一次統一行動、政労協時限スト日教組授業カット全鉦第四七回臨時大会(26日) | 自動車産業一〇労組連絡会議(27日)自動車労協結成への具体策検討を確認 | 日韓基本条約仮調印破棄・日韓会談粉砕緊急中央国民集会 | 炭労第四三回臨時大会(3月3日)、春闘方針、夕張災害対策、宇部・目尾両闘争方針を決定 | 国大会静岡で開催(3月1日) | 石田労相、公労委の労働者側委員選出問題についての労働省案を総評と同盟に提示、双方とも受諾して二年余ぶりに解決 | 全織同盟第二〇回定期大会(5日) | 総評第二七回臨時大会(4日) | 鉦労解散大会 | 全国金属資源産業労働組合連合会(資源労連)結成大会 | 山陽特殊製鋼、会社更生法の適用を申請、戦後最大の倒産 | | | | | | | |
| 党・全日農など後援 | 全国出稼者総決起大会、社会 | 高知県教組、勤評闘争処分者の救済措置についての和解、仮協定書承認 | 北炭夕張坑内爆発、六一名死亡 | 韓国訪問中の椎名外相、日韓基本条約に仮調印 | 総評、主婦の春闘総決起大会Ⅱ第一回内職大会 | 日経連、春闘の情勢分析を行ない、今後の態度を協議 | 北炭夕張二四時間抗議スト | 私鉄経協、産業別最賃拒否回答 | 炭労第四三回臨時大会(3月3日)、春闘方針、夕張災害対策、宇部・目尾両闘争方針を決定 | 世界共産党協議会議(5日・モスクワ)、一九カ国共産党が参加 | 米AFL・CIOのミーニー会長、国際自由労連の体質改善を要求する談話を発表 | 春闘方針を原案通り決定 | 鉦労解散大会 | 全国金属資源産業労働組合連合会(資源労連)結成大会 | 山陽特殊製鋼、会社更生法の適用を申請、戦後最大の倒産 | 農村労働組合全国連合会(農村労連)結成大会(7日) | | | | | | | |
| 郵政省、初任給一〇〇〇円引上げなどを全通・全特定に回答 | 電電公社、五〇〇円の基準内引上げ、初任給一〇〇〇円引上げなど回答 | 川崎製鉄千葉工場でボイラー爆発事故、四名死亡 | 韓国訪問中の椎名外相、日韓基本条約に仮調印 | 公労協九組合、23日までに公労委に調停申請を行なうことを決めた | 新日本婦人の会第三回大会(22日) | 国鉄当局、初任給一〇〇〇円引上げなどを回答 | 高知県教組、勤評闘争処分者の救済措置についての和解、仮協定書承認 | 北炭夕張坑内爆発、六一名死亡 | 春闘共闘委、4月段階の戦術配置で方針 | メーデー事件論告求刑公判始まる(東京地裁) | 全国出稼者総決起大会、社会党・全日農など後援 | 労相は総評代表と会見、ILO | 問題で総評の提出した五条件に対する政府の正式回答を手交 | 市銀連中央委、世帯賃金方式賃闘方針 | 春闘共闘委第一次統一行動、政労協時限スト日教組授業カット全鉦第四七回臨時大会(26日) | 自動車産業一〇労組連絡会議(27日)自動車労協結成への具体策検討を確認 | 私鉄経協、産業別最賃拒否回答 | 東京商工会議所、中高年齢層の適職調査結果を発表 | 日韓基本条約仮調印破棄・日韓会談粉砕緊急中央国民集会 | 鉄鋼労連第三〇回臨時大会(3月1日)五〇〇〇円賃上げ要求 | 民主青年同盟第九回全国大会(3月2日) | 炭労第四三回臨時大会(3月3日)、春闘方針、夕張災害対策、宇部・目尾両闘争方針を決定 | 原水協主催3・1ビキニデー全 |



北炭夕張坑内爆発

- 8 公労委、郵政当局の不当労働行為に対して謝意を表明するよう指示した救済命令を発す
私鉄経協、中央統一交渉に拒否回答
公労委臨時総会、三公社五現業の賃金紛争に関する調停委を充足さす
国際婦人デー中央集会、ベトナム婦人への連帯決議
原潜阻止中央実行委、米原潜阻止・日韓会谈粉碎中央実行委と改称
- 9 金属共闘第一次統一行動日、対政府要求書を提出、中央総決起大会
全自連第一九回臨時大会
社会党の河上委員長は病気のため辞任を申出
世界共産党協議会議のコミニケ発表
- 10 公労協第二次統一行動中央総決起大会、闘争宣言、3・17スト突入を指令
在日朝鮮人、韓日会谈即時中止要求の中央集会を開催
総評、社、共、日朝協会の中台せで日韓会谈粉碎緊急中央集会開催
- 11 中労委、電労連の産業間賃金格差是正問題について労使で再協議するよう調停案を提示
社会党・総評連絡会議、ILO問題を中心とした今後の国会闘争の進め方を協議
産業構造審議会、年功序列賃金と職務給をめぐる問題について通産省に答申
- 12 大幅賃上げ、ベトナム侵略への抗議などの要求をかねて春闘共闘第二次統一行動、二六単産約二〇〇万人参加で一時間から二四時間スト、合化三時間、全鉱大手二四時間、私鉄・動力車・全電通・全通時限スト、日教組休暇闘争など
春闘共闘委全国一律最低賃金制の確立について労相に要望
公務員共闘、給与担当相と人事院総裁に統一要求書を手渡す
総評、日韓・原潜・ベトナムで国民運動展開の通達
電労連、調停案受諾
第一〇回はたらく婦人の中央集会（22日）総評系
同盟中央評議会、賃金闘争の促進、民社党に対する同盟一本の支持を決めた
- 13 海員臨時全国評議会、協約改定闘争と臨時手当闘争でスト権確立決議
全特定中央委、郵政労組と統一決める
原潜阻止・日韓会谈粉碎中央実行委主催で緊急大抗議集会
中央最賃審議会、石炭最賃を中小炭鉱に適用を労相に答申
社青同・民青・総評青年部など七団体共催、春闘勝利・日韓会谈粉碎憲法改悪反対全国青年婦人学生統一行動中央集会
総評・中立労連主催、在ベトナム米軍撤退要求決起集会
労働省、経済動向の労働面におよぼす影響調査結果発表
春闘共闘委、4月下旬のヤマ場を確認
失業対策事業賃金審議会、失対新賃金案を労相に答申
共産党、安保共闘の再開を各幹事団体に申入れ
同盟中央賃金闘争総決起大会
全国金属七〇〇単組時限スト、化学同盟三〇単組時限スト、民放労連、全印総連も時限スト
日本航空乗員労組さみだれスト
日本医労協第三次統一行動、健
- 14 23
- 15 21
- 16 18
- 17 27
- 18 29
- 19 30



山陽特殊鋼の倒産

保共済厚生年金改悪反対総決起集会

4月

- 1 私鉄総連中央委、4・11時限ストを決定
- 2 総評第六回拡大評議員会、4月段階の春闘方針、安保共闘再開反対、ハノイ爆撃にはストを含む実力行使で抗議などを確認
- 3 日韓会談、三懸案の合意事項に仮調印
- 5 同盟三役、首相と会談
労相、公労協の23日実行行使中止を要望
- 6 全通の超勤拒否、ポカ休戦術の結果、都内の滞貨郵便七二万通
春闘民間単産一斉スト、合化・全造船機械・紙パ・全自交・化学同盟・全印総連・全国金属・全硝労・民放労連がスト
- 7 金融共闘・マスコミ共闘共催、春闘勝利統一総決起大会
衆院本会議、沖縄・小笠原施政権返還と北方領土返還の両決議案を可決
- 8 私鉄賃金争議に中央統一交渉方

式で団交に入れと中労委調停案提示、労使とも受諾

9

- 9 国民が不便になる貨物輸送計画反対中央総決起大会、全日通・国労など関係労組員が参加
- 全石油五単組時限スト
- 社会党・総評・中立労連主催、戦争反対・米国ベトナム侵略に抗議する緊急集会
- 日鉄伊王島鉱業所内でガス爆発、三〇人死亡
- 10 民放労連二九組合時限スト
- 12 私鉄総連、11日のストを中止
那覇軍港で無難丸は米軍の武器積み込みを拒否
- 鉄鋼大手五社、一五〇〇円回答を提示、鉄鋼労連は拒否
- 13 私鉄中央統一交渉開く
中央雇用対策協議会、中高年齢の適職七八職種承認
- 鉄鋼労連大手三、中小二二組合二四時間スト
- 紙パ労連第二波二二四時間スト
- 私鉄大手九社一二〇〇円回答、私鉄総連は拒否
- 海員労働協約改定闘争、内航・外航(14日)とも妥結
- 韓国で日韓会談反対の学生デモ

頻発(17日)

14

- 14 全造船機械、石川島・名古屋両分会四三時間スト(16日)
- 公労協、今後の態度について声明書を発表
- 全電通近畿地本三役、組合活動に専念するため辞表を提出
- 15 公労協スト宣言、23日半日スト準備指令
- 衆院ILO特別委、八七号条約承認案と関係国内法改正案を強行採決、17日まで国会審議ストップ
- 物価値上げ反対・生活を守る全国消費者大会開催
- 16 電機労連四二組合、二時間から二四時間のスト
- 全鉱大手四社全面無期限ストに突入
- 電電公社、全電通労組員八三名に減給などの処分
- 17 自動車産業一〇労組代表者会議、自動車労協の結成を確認
- 全造船機械・鋼管三分会二四時間スト、造船総連全面スト突入
- 全国セメント第一波二四時間全面スト
- 国鉄当局、春闘第二次統一行動で動力車二二二人、国労四二人



'65年春闘

- 18 中央実行委主催、ベトナム戦争
反対・日韓粉砕4・18統一
行動、全国で展開
- 19 総評、社・共などをふくめ日中
国交回復推進連絡会議を結成
春闘共闘委第三次統一行動、全
鋳四企業全山全面無期限スト突
入、全電通半日スト、全駐労一
二〇時間スト、港湾共闘二四時
間スト、全国金属・全自交・全
国セメント・全食労協・日教
組・全硝労・民放労連二四時間
もしくは時限スト、総評・中立
労連主催、ベトナム反戦集会
炭労、突入予定の無期限ストを
一時延期
- 20 十条製紙、臨時工三三五名の首
切りを含む工場統合理化計画
を提出
- 21 経済企画庁、労働力流動と賃金
決定事情調査結果を発表
大内兵衛ら七氏、首相に対しベ
トナム問題解決のため日本政府
は積極的に行動すべきであると
の要望書を手渡す
全造船機械、スト加重で三労組
四八時間スト
電機労連第二波二四時間スト
- 22 郵政省、全通の3・17ストに対
する処分を発表
衆院本会議、ILO八七号条約
を承認、関係四法案を修正可決
国労、23日のスト延期、公労協
これを了承、他の八組合はスト
突入を声明
日経連第一八回定時総会、「現
段階に処する見解」を採択
東京地裁、医療費引上げに関す
る厚相職権告示について、無効
の行政訴訟確定まで効力を停止
すると決定
- 23 公労協第二次統一行動、国労を
除く八組合が全国の拠点で正午
までの半日スト
紙パ労連第二波統一スト
総評緊急幹事会、都議会汚職問
題で知事辞職・議会解散を要求
する声明を発表
日本平和委員会主催、アジアの
平和のための日本大会(26日)
第一〇回はたらく婦人の中央集
会(26日)共産党系
原潜寄港阻止・日韓会談粉砕全
国実行委員会(社会党・総評系)
主催、戦争反対・アメリカのベ
トナム侵略に抗議する国民総決
起大会、全国二五カ所
- 24 東京都公衆浴場同業組合、料金
値上げ要求一斉休業
政府、公労協関係の賃金につい
て、さきに回答した五〇〇円に
一〇〇円から三五〇円(平均二
〇〇円)を上積み、定昇込みで
六・五%(平均二〇〇円)の
回答を行なうことを決めた、公
労協はこの回答を不満とし30日
の実力行使突入を指令
中労委、私鉄労使に三〇〇〇円
の勧告、経協受諾、総連拒否
私鉄総連大手九組合を含む一七
九組合二四時間スト
全自交半日スト
日航、組合四役を解雇、全日空
も組合三役を解雇
全印刷幹部ら九名に停職処分
全学連と民青がベトナム侵略・
日韓会談に反対して全国統一行
動
沖縄県民、祖国復帰を要求して
総決起大会
石炭大手八社、一方七〇円賃上
げ回答
交運共闘、結成以来初めてのス
ト指令
公労委臨時総会、仲裁移行を決
議、公労協各単産はスト中止を
- 25 26 27 28 29 30



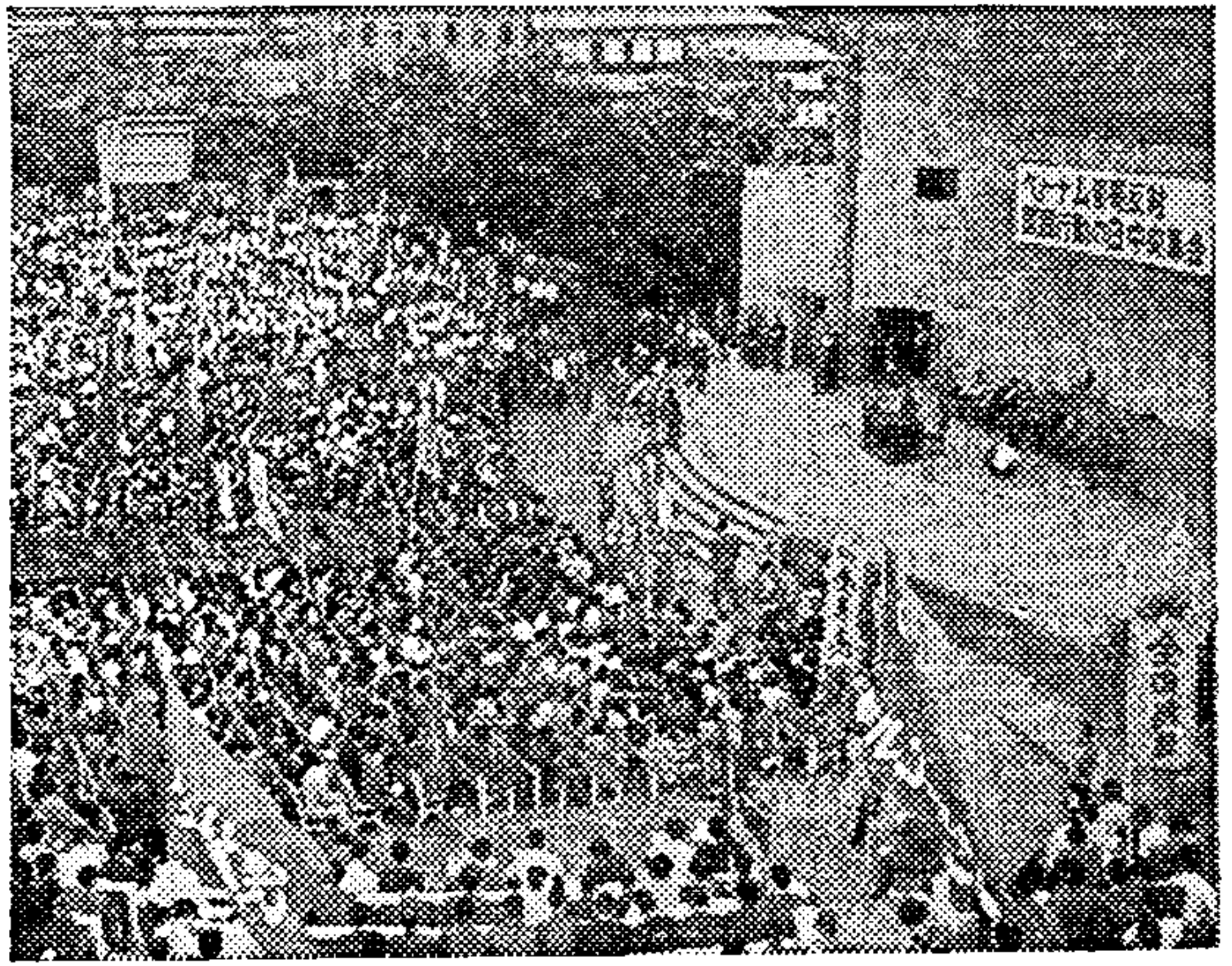
物価値上げ反対全国消費者大会

- 指令したが国労の一部は時間切れでストに突入
私鉄新回答で私鉄総連はスト中止を指令、東急が午前七時半までスト、中小八八組合が二四時間スト
モスクワ放送、国際レーニン平和賞の受賞者に太田総評議長が決定と伝える
炭労、無期限ストに突入
- 5月
1 第三六回メーデー、全国七五〇カ所に六五〇万人参加、中央統一メーデー六〇万人
大証労組、全面スト
石田労相、現行最低賃金制度の改善についての見解を発表
東京都議会議長選をめぐる汚職で新たに四都議が起訴さる
憲法改悪阻止、憲法じゅうりん反対、民主的権利を守る集中行進と5・5中央集会
6 日教組第二八回定期大会（10日）
社会党第二五回臨時大会、新委員長に佐々木更三、副委員長に河野密
7 全日空第三波時限ストで三三便欠航、日航労組も時限スト
- 小松製作所労組、ベ・アと時短で二四時間スト
佐藤首相、ベトナム問題で米の北爆を支持と演説
8 東芝労連四八時間スト
第七回日本青年労働者研究集会（10日）
11 中野好夫ら文化人五氏、「一日共闘」のよびかけ
全日空第四波時限スト
日本生産性本部、労働時間短縮への労使の態度調査結果を発表
12 総評第八回評議員会、賃闘継続組合支援共闘方針
炭労第四四回緊急臨時大会、闘争の解決をはかることを決める
専売公社、一五二名の処分を発表、全専売抗議声明
13 紙パ労連大手共闘統一スト、本州、日本バルブ参加
14 私鉄総連中央委、闘争の收拾決定
公労委、基準内賃金の六・二五%引上げの仲裁裁定書を交付、各労組受諾
全日空第五波一二時間スト
15 炭労大手八社、スト中止指令
17 郵政労組中央委（18日）、全特定との統一、新組織結成を決定
- 参院本会議でILO八七号条約を承認、関連国内法改正案を可決、成立
18 ドライヤー提案にもとづく政府と総評の第一回会合
全炭鉱第一三回定期大会（20日）
19 市銀連第一〇回定期大会
全特定中央委（21日）、郵政労組との統一、新組織結成を決定
東京新聞労組全面無期限スト
社会党・共産党・総評共同記者会見「6・9ベトナム侵略反対国民行動の日」につき発表
社会党・総評主催、アメリカのベトナム戦争などに抗議する全国統一行動中央集会
平和建設国民会議、中国の核爆発実験に抗議する集会
20 鉄鋼労連第三二回臨時大会（21日）、春闘の総括
合化労連第三二回臨時大会（21日）春闘の総括、化学労連結成方針確認
東京新聞争議、ロックアウト通告
日経連、今春闘の平均賃上げ額は平均二九三〇円と発表
ベトナム侵略反対など六要求を



第36回メーデー

- 25 日高教(一三県派)第一九回定期大会(27日)
- 24 全金同盟第一五回全国大会(26日)
- 22 古河鋳業合理化反対二四時間スト
- 21 同盟と政府の定期会合第一回
- 20 中労委、東京新聞争議に平和解決勧告
- 19 米原潜スヌーク号佐世保入港(29日)、これに抗議して全国統一行動5・25中央集会
- 18 全食品同盟第一九回定期大会(27日)
- 17 人事院、国立の病院・診療所の看護婦は深夜の過労が目立つと判定下す
- 16 電機労連第一三回定期大会(30日)
- 15 全通、全国一五局で郵便物の日曜配達廃止話しつく
- 14 佐世保で原潜寄港に抗議する統一大会
- 13 炭労第四五回臨時大会(30日)、春闘の指導責任追及を中心に春闘総括、三役辞任、中関委信任問題は次期大会で繰上げ改選を決めタナ上げ
- 12 社・共・地区労で結成の原潜阻止横須賀実行委、佐世保に呼応して大集会
- 11 醬味労連解散大会、全食労協と全食品同盟に各組合が所属
- 10 東京地評臨時大会、都議会解散リコール一〇〇万署名等の方針を確認
- 9 新産別中央委(31日)、賃金闘争の総括
- 8 東京新聞争議妥結
- 7 福岡県山野炭鉱でガス爆発、下請組夫ら二三七人が死亡
- 6 賃金共同調査センター第一回調査委員会
- 5 第四八通常国会閉会
- 4 自動車産業労組協議会第一回結成準備委員会(3日)
- 3 ILO第四九回総会(24日)
- 2 全電通中央委、春闘処分に対してパルチザン闘争で臨むとの態度
- 1 佐藤内閣改造成る
- 0 炭労、山野炭鉱災害に抗議職場大会
- 1 全日空争議、四〇日ぶり妥結
- 2 春闘共闘委三役会議、春闘自己批判のまとめを行なう
- 3 公労協の春闘半日ストに対して、電電公社、国鉄(以上5日)を皮切りに、郵政省(7日)林野庁(11日)の各当局はそれぞれ大量の処分を発表、各労組抗議声明
- 4 労働省、定年制に関する調査結果を発表



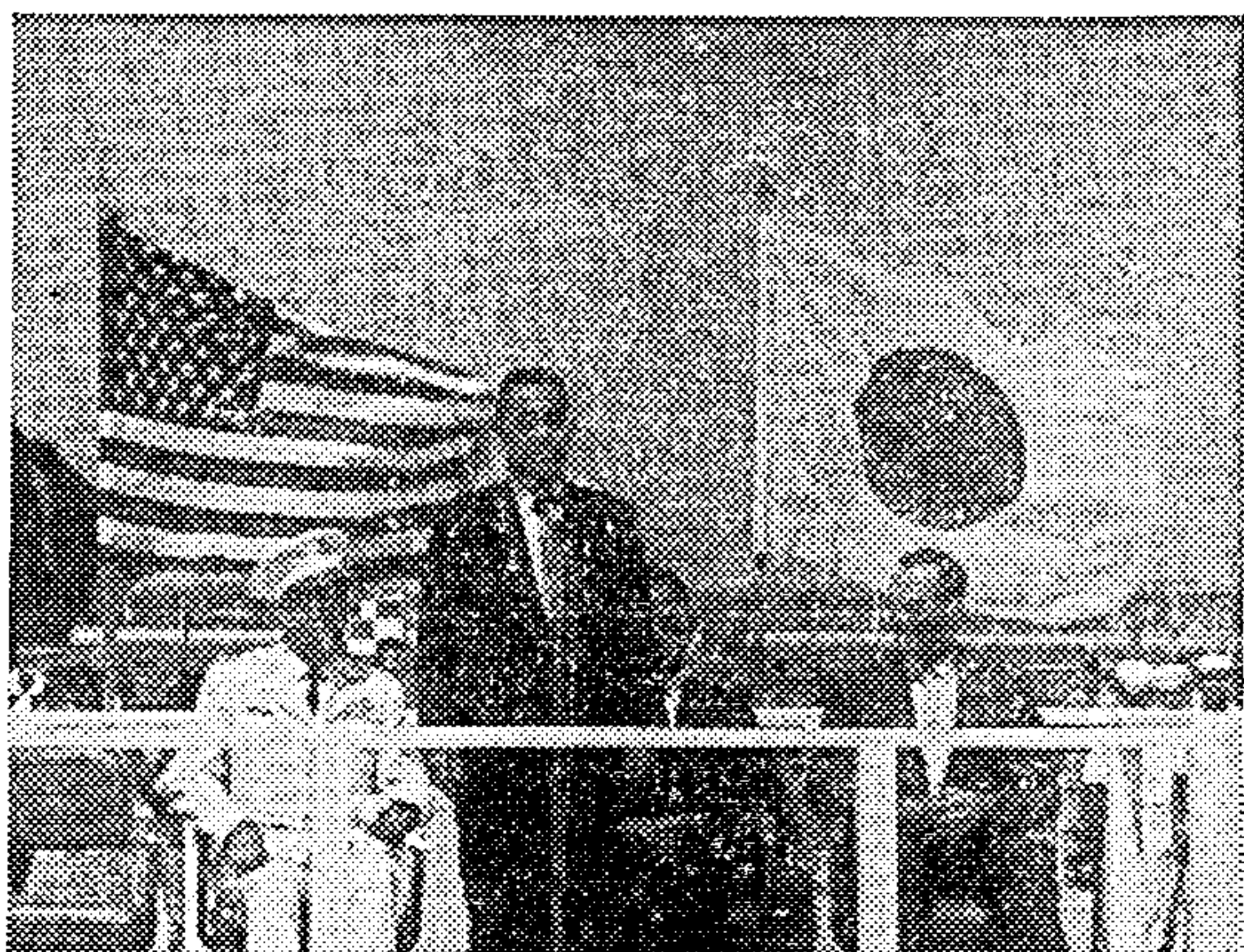
文化人の呼びかけによる6.9集会

- | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------------|----|---|----|-------------------|----|-------------------------|---|---|---|------------------------------------|---|-----------------------------|
| 16 | 小中学校全国一斉学力テスト、 | 14 | 国際自由労連および四国際産業別組織は総評代表と合同会議を開き(ジュネーブ)、ILO八七号条約批准に関する共同声明を採択 | 11 | 大証労組全面スト、名証労組時限スト | 10 | 化学同盟中央委(11日)、化学労連結成延期決定 | 9 | 中野好夫ら五人の文化人の呼びかけでベトナム侵略反対国民行動の日、政暴法反対闘争以来の規模で集会デモ | 8 | 公労協、春闘処分の撤回を政府に要求 | 6 | 日炭高松労組、原則的には人員整理もやむをえないとの方針 |
| | | | | | | | | | | | 東京都議会解散要求の統一リコール本部、一五万人を動員、署名運動を開始 | | |
| | | | | | | | | | | | | 総評、弾圧反対・合理化反対共闘委員会設置決める | |
| | | | | | | | | | | | | 小平首相、総合的労働政策確立の具体策を練るよう指示 | |
| | | | | | | | | | | | | 福岡県は教組の反対で中止 | |
| | | | | | | | | | | | | 民放労連第一八回臨時大会(18日)、福井放送争議支援 | |
| | | | | | | | | | | | | 日韓基本条約の調印が迫り、総評・社・共など三十数団体共同声明を発して佐藤首相に抗議 | |
| | | | | | | | | | | | | 日高教(一五県派)第一九回定期大会(23日) | |
| | | | | | | | | | | | | 地銀連臨時全国大会(23日)、春闘の中間総括 | |
| | | | | | | | | | | | | 日韓会談は最終的な合意に達し、日韓基本条約はじめ関係協定、議定書の調印式が行なわれた、韓国では21日から24日にかけて学生デモが警官隊・軍隊と衝突、多数の負傷者を出した中央実行委主催の日韓会談本調印抗議ベトナム侵略反対緊急中央集会 | |
| | | | | | | | | | | | | 総理府総務長官、公務員が勤務時間中に職場を離れてデモに参加することのないよう通達 | |
| | | | | | | | | | | | | 日韓会談粉砕、ベトナム侵略反対、朝鮮戦争挑発抗議のための中央代表集会に総評、社・共等一五〇団体の代表参加 | |
| | | | | | | | | | | | | 大蔵省、全印刷二七七〇人の処分を発表 | |
| | | | | | | | | | | | | 東京地裁、ポポロ事件差戻し審 | |
| | | | | | | | | | | | | 有罪の判決を言渡す | |
| | | | | | | | | | | | | 佐藤内閣、公債発行方針を決定 | |
| | | | | | | | | | | | | 社会党佐々木委員長は高山市の記者会見で日韓条約批准阻止のため共産党を含む共闘戦線をつくりたいとのべた | |
| | | | | | | | | | | | | 民放労連、福井放送などの反合理化闘争支援で第二波統一行動 | |
| | | | | | | | | | | | | 7月 | |
| | | | | | | | | | | | | 1 太田総評議長、平和闘争について革新各政党は「一日共闘」の形で国民的な運動を展開することに社共両党および総評の間で了解がついていると述べ、成田社会党書記長も同趣旨の見解を表明 | |
| | | | | | | | | | | | | 2 政府閣議、ILO八七号条約批准にともなう公務員制度審議会令を決め3日施行 | |
| | | | | | | | | | | | | 宮本共産党書記長、「一日共闘」については了解していないと語る | |
| | | | | | | | | | | | | 菅谷汽船宝隆丸の乗組員三五名南ベトナム行き拒否を船内大会で決定 | |
| | | | | | | | | | | | | 4 第七回参議院議員通常選挙、自民71、社会36、公明11、民社、共産、無所属、各3 | |
| | | | | | | | | | | | | 5 タイヤ共闘会議の五労組、化学 | |



東京都議会汚職と都民

- | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|--|---|-------------------------------------|---|
| 13 | 11 | 10 | 9 | 8 | | 7 | 6 | | |
| 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 |
| 同盟からの脱退と全国ゴム労連
結成の方針を決議 | 労働省、「昭和三十九年労働経済
の分析」（労働白書）を発表 | 化学同盟、ゴム関係労組の独立
組織結成を認め化学同盟との協
議会を設ける方針を決定 | 国際金属労連日本協議会第三回
総会 | 国際自由労連第八回世界大会
（16日） | 春闘共闘委共闘会議（9日）、
春闘の総括 | 日本医労協第一一〇回定期大会
（10日） | 全日農主催の米価二万二五〇〇
円要求貫徹全国農民総決起大会
総評代表、全ソ労組中央評議会
と共同声明 | 平和と民族独立と全般的軍縮の
ためのヘルシンキ世界大会（15日） | 日教組、ILOとユネスコの
「教員の地位に関する勧告草案」
を原則的に支持するとの態度
を明らかにする（11日） |
| 都学連結成大会（11日） | 東商、都内の中高年齢者の労働
条件など調査結果を発表 | | | | | | | | |
| 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 |
| 総評第九回評議員会、5月以降
の諸闘争についての経過報告を
承認 | 合化労連第三三回定期大会（17日）
時短統一闘争およびベトナム反戦統一行動スト権を確立
公務員共闘第三次統一行動（15日） | 全日通第二〇回定期大会（23日）、賃金などスト権を確立
総評、公務員制度審議会に
関して満場一致の採用、公益委員
の一方的人選反対などを政府に
申入れ | 紙パ労連第三六回定期大会（24日）、十条製紙二工場閉鎖反
対共闘など合理化対策 | 社会党中執委、ベトナム侵略反
対・日韓条約批准阻止・経済打
開闘争推進本部の設置を決定 | 第四九臨時国会召集 | 東京都議会議員選挙実施、社会
45、自民38、公明23、共産9、
民社4、無所属1、 | 全機金第一六回定期大会（25日） | 全印総連第一三回定期大会（25日） | 全石油第一六回定期大会（26日） |
| 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 |
| 繊維労連第二三回定期大会（25日） | 私鉄総連第二九回定期大会（28日）
日韓条約批准阻止とベトナム侵略抗議のスト権を確立
全電通第一八回定期大会（30日）
処分撤回長期抵抗闘争の展開決める | 新聞労連第二三回定期大会（28日） | 全農林第八回定期大会（29日）
政労協第一一〇回定期大会（27日） | 全電線第一九回定期大会（29日） | 中労委の新委員（公・労・使各
七人）が六年ぶりに任命、総評
と同盟の間の調整成る | ベトナム侵略反対・日韓条約批准
阻止中央集会、社共一日共闘
の形で実施 | 第一一回原水爆禁止世界大会国
際会議（30日） | 都市交通第二〇回定期大会（29日） | 全教連第四回定期大会（29日）
全医労の看護婦一五〇人、勤務
条件の緩和を要求して厚生省に |



佐藤首相沖縄訪問

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|----|----------------------------|----|---------------------------|----|----------------|----|-----------|----|---|----|--------------------|----|-----------------------------|----|---|----|---|----|------------------|----|----------------------|----|----------------------------------|----|------------------|----|--------------------|----|---|----|----------------|----|-------------|----|---------------------------|----|--------------------|----|----------------------------------|----|---------------------|---|----------------------|---|-----------------------|---|---------------------------|---|-------------------|---|---------------------------------|---|-----------|---|------------------------------|---|----------------------------------|---|----------------|---|--------------------------|----|----------------|
| 31 | 総評第二八回定期大会（ゝ8月4日）、運動方針を一部修正補強して決定 | 30 | 公務員共闘第四次統一行動（ゝ8月3日）、人事院坐込み | 29 | 東京新聞、委員長ら四名を解雇、労組は反対闘争に入る | 28 | 沖繩・小笠原返還同盟結成大会 | 27 | 第四九臨時国会開会 | 26 | 社会党第二六回臨時党大会、ベトナム侵略反対・日韓条約阻止・経済危機打開のたたかいに関する方針を決定 | 25 | 国鉄労組第二六回定期大会（ゝ21日） | 24 | 全鉱第四八回定期大会（ゝ20日）最賃など九スト権を確立 | 23 | 石見交通（島根・私鉄総連）労働協約改定争議、一四三日ぶり解決、この間三三日間の長期スト | 22 | 佐藤首相沖縄訪問、これに抗議し祖国復帰実現を要求する一〇万人の大集会が那覇市で開かれ、デモ隊宿舎を囲む | 21 | 第一一回日本母親大会（ゝ23日） | 20 | 全国セメント第二〇回定期大会（ゝ25日） | 19 | 佐世保原潜阻止現地闘争本部、米原潜バーミット号寄港発表に抗議集会 | 18 | 全通第一七回定期大会（ゝ28日） | 17 | 自治労第一三三回定期大会（ゝ27日） | 16 | 米原潜バーミット号の佐世保入港（ゝ28日）に対し中央実行委と全国実行委が佐世保で共同の抗議集会 | 15 | 核禁会議、核禁と平和国民大会 | 14 | ぼって実施するよう勧告 | 13 | 六〇円）引上げを5月にさかのぼって実施するよう勧告 | 12 | 与について平均六・四％（二三六〇円） | 11 | 人事院、一般職国家公務員の給与について平均六・四％（二三六〇円） | 10 | 動力車労組第一六回定期大会（ゝ14日） | 9 | 十条製紙労組、工場統廃合反対二四時間スト | 8 | 毎日放送、四人解雇、四人出勤停止の春闘処分 | 7 | 米作一〇県農民組合共闘会議、出荷拒否闘争方針を決議 | 6 | 全林野第一五回定期大会（ゝ14日） | 5 | 原水禁国民会議、被爆二〇周年原水禁世界大会国際会議（ゝ13日） | 4 | 第四九臨時国会閉会 | 3 | 政府と総評の第二回定期会合、続いて政府と同盟の第二回会合 | 2 | 人事院、一般職国家公務員の給与について平均六・四％（二三六〇円） | 1 | 核禁会議、核禁と平和国民大会 | 0 | 日林労第七回定期大会（ゝ8日）同盟と全官公へ加盟 | -1 | 第一一回原水禁世界大会被爆者 |
|----|-----------------------------------|----|----------------------------|----|---------------------------|----|----------------|----|-----------|----|---|----|--------------------|----|-----------------------------|----|---|----|---|----|------------------|----|----------------------|----|----------------------------------|----|------------------|----|--------------------|----|---|----|----------------|----|-------------|----|---------------------------|----|--------------------|----|----------------------------------|----|---------------------|---|----------------------|---|-----------------------|---|---------------------------|---|-------------------|---|---------------------------------|---|-----------|---|------------------------------|---|----------------------------------|---|----------------|---|--------------------------|----|----------------|



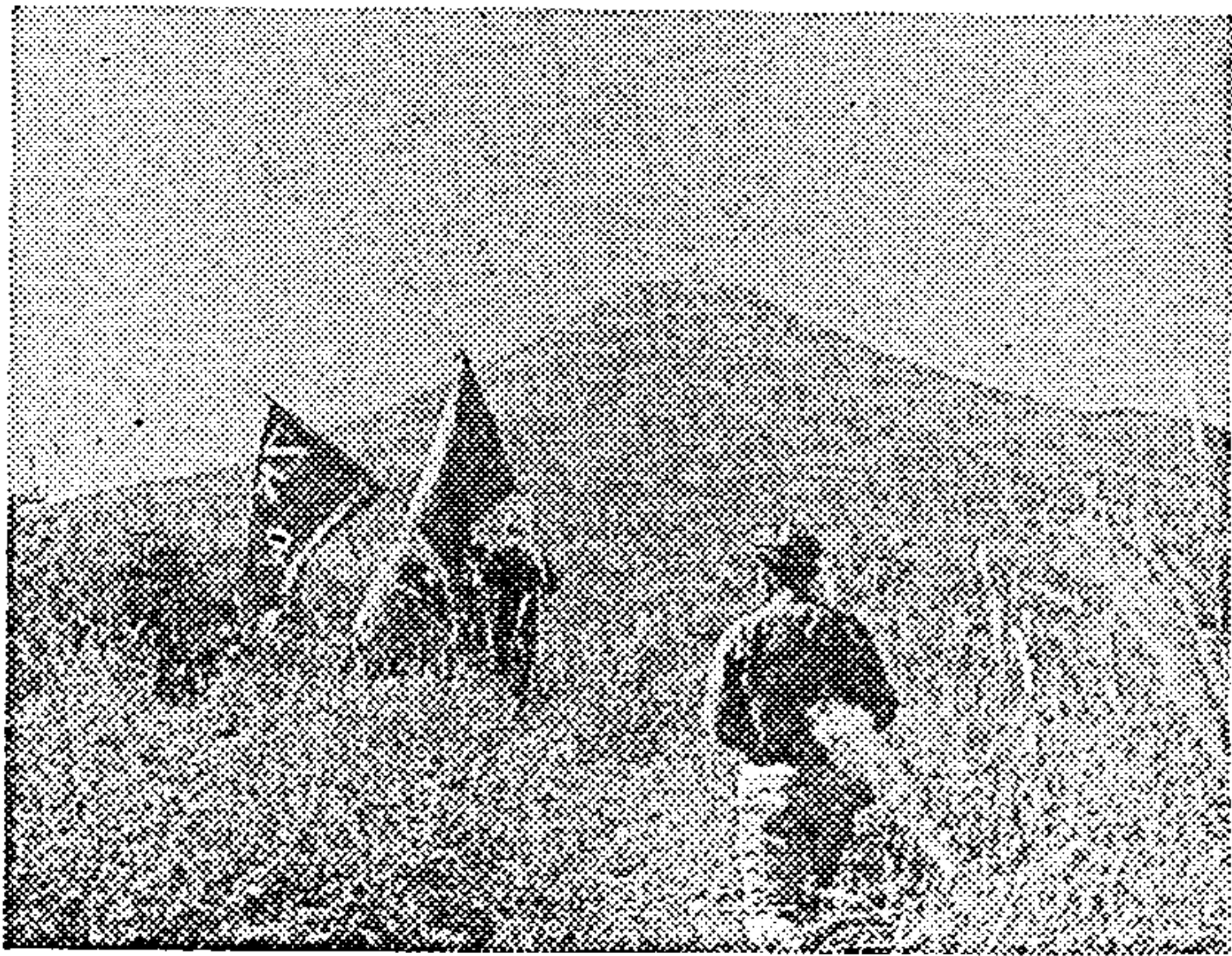
米価闘争

- | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|---|---|
| <p>25 中央雇用対策協議会、中高年齢者の雇用促進について「労務管理近代化の方向」を決議
新国労第四回定期大会（28日）
全日自労第二一回全国大会（29日）</p> | <p>26 自動車産業労働組合協議会（自動車労協）結成大会、自動車労連、全国自動車の二単産ほか八単組が参加、二二万人
電労連第一二回定期大会（27日）</p> | <p>27 十条製紙労組、工場統合理化白紙撤回闘争第二波四八時間スト（27日）
文相と日教組代表との話し合い五年半ぶりに復活
両実行委の現地本部主催で原潜寄港抗議佐世保大集会
全国実行委主催緊急中央集会
米原潜寄港抗議、日韓条約批准阻止・ベトナム侵略反対、8・27緊急中央集会
鉄鋼労連第三二回定期大会（30日）IMF・JCに加盟、時期は明年2月大会で決めると決定
民放労連第一九回定期大会（30日）</p> | <p>28 全港灣第二〇回定期大会（30日）
総評幹事会、秋闘での反戦平和の諸行動について決定
全専売第一九回定期大会（9月2日）
広島高裁、八海事件再差戻し審で四被告に無罪を覆し死刑などの判決を言渡す
全印刷第三〇回定期大会（9月3日）</p> | <p>31 ILO結社の自由に関する実情調査調停委員会の最終報告書（ドライヤー報告）が公表され、労相と総評・同盟などは、それぞれ見解・声明を発表
インド・パキスタン紛争重大化</p> | <p>9月
2 全造船機械第二六回定期大会（5日）
化学同盟中央委（3日）、全国ゴム労連の結成・分離を認める
全日農中央委、早出米出荷拒否闘争宣言
3 総評社会党員協議会全国総会（4日）、一日共闘問題を協議
全織同盟賃上げ交渉はゼロ回答のまま行詰り、綿紡・羊毛が中労委にあっせんを申請</p> | <p>4 米鉄鋼スト、大統領説得で回避
全国自動車第四回定期大会（6日）
5 日韓条約批准・ベトナム侵略反対・生活擁護全国百万人統一行動週間はじまる（12日）
成田社会党書記長、日韓・ベトナムで共産党との共闘を強化したいと語る
6 総評、日韓・ベトナムでの共産党との全面共闘に反対態度
野坂共産党中央委員長、社会党との共闘を歓迎すると語る
7 岩井総評事務局長、社共一日共闘積上げ方式など語る
全織同盟、統一スト計画と闘争宣言を決定
全交連第二二回定期委員会（8日）</p> | <p>8 社会党在京幹部会、日韓・ベトナム一日共闘問題を協議、新共闘組織提唱を確認
全通と郵政相との正式団体交渉が七年ぶりに開かれ、日曜配達廃止、時短など話し合い
9 沖縄人民党の瀬長委員長ら、沖縄住民を基本的人権保障の枠外におくのは違憲と国を相手どり東京地裁に訴訟を起こす</p> |
|---|---|--|---|---|--|---|---|



第11回母親大会

- 朝鮮民主主義人民共和国創建一七周年記念在日朝鮮人中央慶祝大会
- 11 国労・動労共闘会議、賃金配分・合理化問題などで9月22日時限スト声明
- 12 日韓条約批准阻止・ベトナム侵略戦争反対・生活擁護9・12一〇万人中央大集会
- 13 春闘共闘委、合理化反対討論集会（14日）
- 岩井総評事務局長、公務員制度審議会の人選政府案拒否回答
- 14 公務員共闘、労相に人事院勧告の完全実施申入れ
- 15 全自連第二〇回定期大会（18日）、運動方針否決、休会
- 十条製紙第三波四八時間スト
- 16 地銀連第一一回全国大会（19日）
- 関東経営者協会臨時総会、雇用調整制度の確立のため特別機関設置決める
- 17 総評、公務員制度審議会委員人選問題で政府側が態度を改めない限り今後の話し合いには応じないとの態度
- 18 総評、第一回拡大評議員会、一日共闘を再確認、日韓などでのスト体制確立方向を確認
- 19 公労協第一回拡大共闘委員会（20日）
- 当面の闘争および来春闘の闘争体制協議
- 20 全損保第二三回定期大会（22日）、東海支部労研の原水協脱退動議を否決
- 社会党の日韓・ベトナム反戦全国実行委、闘争本部設置を決定
- 民社党日韓特別委、日韓条約賛否に結論出ず
- 21 全電通賃上げ、平均一八二五円で妥結
- 社会党・総評など日韓条約批准反対闘争第一波統一行動
- 西尾民社党委員長、社会党との一日共闘を拒否
- 全国実行委員会主催、日韓条約批准阻止ベトナム侵略反対第一波行動
- 22 第二〇回国連総会開く
- 国労・動力車の賃金配分適正化、増員など話しつき二時間の共闘スト中止指令、動力車は時間切れで四〇分間スト
- 海員組合の東京地区船代会議は南ベトナム就航拒否を決議
- 中央実行委改称、略称「安保破棄中央実行委」
- 24 中立労連拡大全体会議（25日）
- 日韓・春闘など協議、役員改選
- 原水禁国民会議第二回全国大会
- メーデー事件最終弁論公判開始
- 25 国鉄労組中央委、賃金の配分、合理化問題での交渉経過を承認
- 炭労第四六回定期大会（30日）
- 委員長ら三役が春闘責任で総辞職、新役員を選出
- 27 同盟第五回中央評議会、日韓条約批准賛成を再確認、造船総連は態度を保留
- 全織同盟綿紡に中労委あっせん案提示
- 28 全織同盟臨時中央委、あっせん不調の化繊・麻はスト決行を確認、この後の中闘委で綿紡あっせん案受諾を決めた
- 全食労協改組、全日本食品労働組合連合会（食品労連）第一回大会（30日）
- 日教組第二九回臨時大会（30日）、10月22日午後の授業打切り実行行使を可決
- 共産党第三回中央委員会総会（10月4日）
- 政府、ILO関係閣僚会議、ドライヤー報告書に対する政府の基本見解を公表
- 30 公務員共闘第六次統一行動（1



東富士演習場阻止闘争

10月2日) 中央総決起大会でスト宣言

10月

1 公務員共闘、政府に人事院勧告の完全実施を要求、スト宣言書を手渡す

閣議、公務員共闘の22日半日ストに対し嚴重警告を発する方針、文相は日教組に半日スト中止の警告

中央実行委、第二波全国統一行動旬間はじまる(15日)

東富士演習場で核ミサイル演習阻止のため地元農民再建連盟の農民と支援労働者すわりこみ開始

2 全国金属第一六回全国大会(4日)、最賃・社会保障および日韓・ベトナムの二つのスト権を確立

全官公第七回定期大会(3日) 東富士演習場で農民のすわりこみを無視して米軍ミサイルを発射

3 日教組、10・22半日休暇闘争指令

4 自治労第一四回臨時大会、22日半日スト決行の闘争方針、公務員制度審議会委員の人選、

5 政府と総評の合意で顔ぶれ確定 総評と社会党は当面する日韓条約批准阻止闘争の進め方を協議、一日共闘などについて統一見解を発表

安保破棄中央実行委の呼びかけで日韓条約批准阻止の全国的抗議行動

同盟は韓国に親善使節団を派遣 海員第二四回定期大会(9日)

都市交通第二一回臨時大会 公務員共闘、10・22統一行動についてアピール発す

政府と総評の第三回定期会合、日教組と文相の話し合い調整つかず物別れ

6 第五〇臨時国会召集 総評第二九回臨時大会(7日)

反戦平和、公務員賃金、反合理化を中心とする当面の闘争方針を決定

7 化学同盟第一六回定期大会(9日)

東富士、北富士演習場で農民、労働者のすわりこみにより米軍リトルジョンの発射を中止

8 全織同盟統一賃闘、化繊・羊毛・麻が妥結、ストを回避、地織第一波スト

全国ゴム産業労働組合連合会(ゴム労連) 結成大会(9日) 一四組合二万五〇〇〇

日雇健保三者共闘主催、日雇健保・失保・国年改悪反対、社会保障拡充要求中央総決起大会

世界労連第六回世界労働組合大会(22日・ワルシャワ)

9 金属共闘、共同闘争目標を確認、アピールを発す

11 労働省、雇用対策法(仮称)構想まとめる

12 社会党・総評系、日韓条約批准阻止・ベトナム反戦第二波全国統一行動

全織同盟地織第二波スト 三井三池労組員五四名に対し謹慎処分通告

15 総評・中立労連の春闘共闘委員会正式に発足

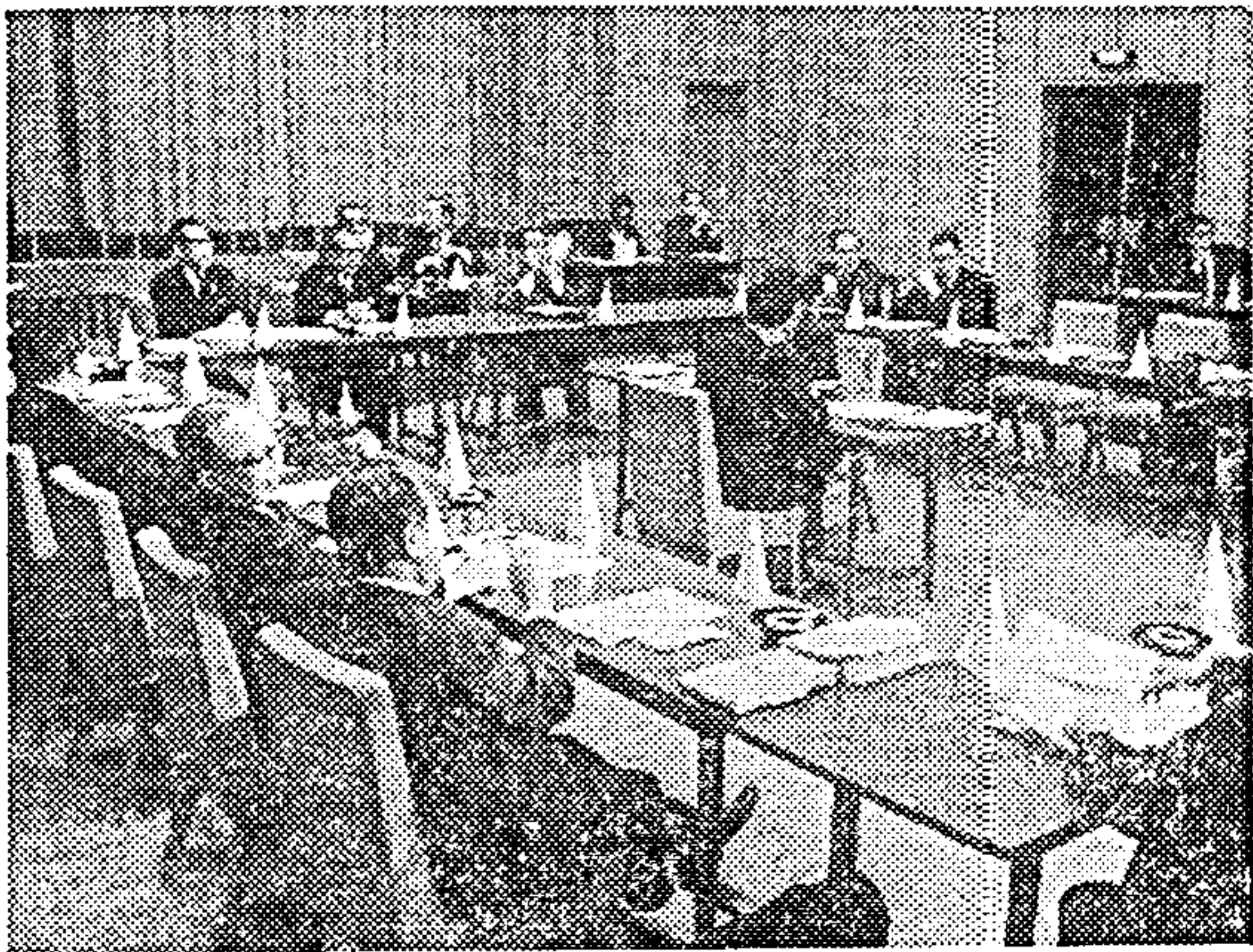
韓日条約反対の在日朝鮮商工会大会

反戦青年委主催、日韓条約・ベトナム侵略反対青年決起集会

全日本郵政労働組合(全郵政) 結成大会(17日)、全特定と郵政労組が統一、二万五〇〇〇人

16 全教連、山口県教連除名を決定、事実上分裂

17



公務員制度審議会

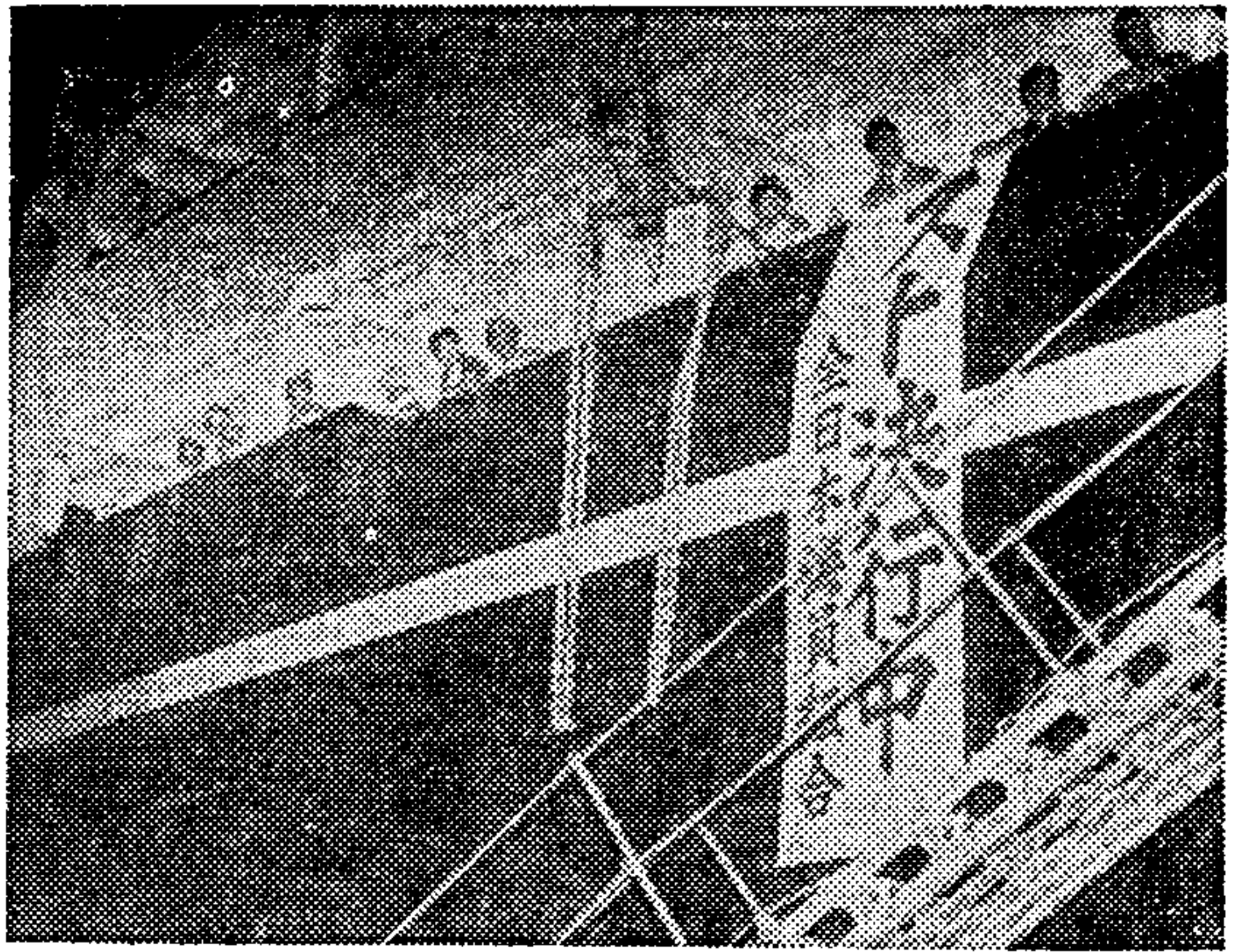
- 18 中立労連一五単産、日韓条約粉碎・ベトナム侵略反対中立労働組合共闘会議を結成、日韓条約粉碎・原潜阻止全国実行委員会に加盟電機労連は態度を硬化、交通公社労組もこれに同調
- 19 同盟と政府の第三回定期会合
全建総連第六回定期大会（12月1日）
- 20 中央実行委第三次統一行動強化旬間はじまる（12月31日）
日教組、10・22半日スト指令、公務員共闘三一単産ストライキ宣言、自治労半日スト指令
海員、船主協会に対しスト態勢通告
- 21 文化、学術、宗教、芸術の各界人が「日韓条約批准阻止」文化人懇談会を結成
首相、公務員給与改訂を9月から実施と裁断、総評など人事院勧告完全実施を要求声明
公務員共闘傘下各単産、戦術ダウン指令、日教組半日スト中止同盟、平和維持・生活向上・政治活動強化に関する中央集会
全映演第二三回定期大会（12月22日）
- 22 秋季闘争第一次統一行動、公務員共闘の実力行使は一部が二時間程度の規模で実施、大部分は職場集会に戦術転換、半日スト不発
閣議、公務員給与の改定実施時期を9月1日と正式決定
全日通は賃上げ妥結、スト中止
全生保第二三回定期大会（12月23日）
- 23 日経連臨時総会、政治経済情勢の危機に対処する経営者の決意について所見を交換
日韓条約阻止の両実行委員会は11月9日に統一行動を行なうことを決定、日韓問題ではじめて全海連第二八回定期大会（12月24日）
- 24 西尾民社党委員長、日韓条約批准は基本的に賛成、社会党と共闘しないと語る
- 25 安保破棄中央実行委の第三次全国統一行動旬間の一環として全国の職場、地域で抗議集会
全織同盟、繊維産業安定促進中央集会
全日自労秋季闘争第一次中央行動（12月27日）
- 26 原水協主催の被爆者救援国会請願大会
- 27 総評単産委員長会議、日韓闘争で中央実行委との11月9・20日統一行動など決める
全日本電力労働組合協議会（全電力）結成大会、電産（中国）と全九電の統一体として発足
新産別第一七回定期大会（12月30日）、ベトナム停戦要求など決議
政労協第一二回臨時大会
全自交第二二回定期大会（12月29日）、ベトナム反戦スト権確立三井三池労組、処分反対と差別待遇反対で二四時間スト
- 28 国労第七二回中央委、日韓条約阻止のため時限スト決行を決定
全国実行委主催、日韓条約批准反対集会
- 29 11月
1 安保破棄中央実行委主催、日韓条約批准阻止・諸要求貫徹中央総決起集会
公務員制度審議会初会合、総評側委員は欠席
2 憲法擁護国民連合主催、第二回憲法改悪反対・平和と民主主義を守る国民大会（12月4日）



日韓条約反対スト

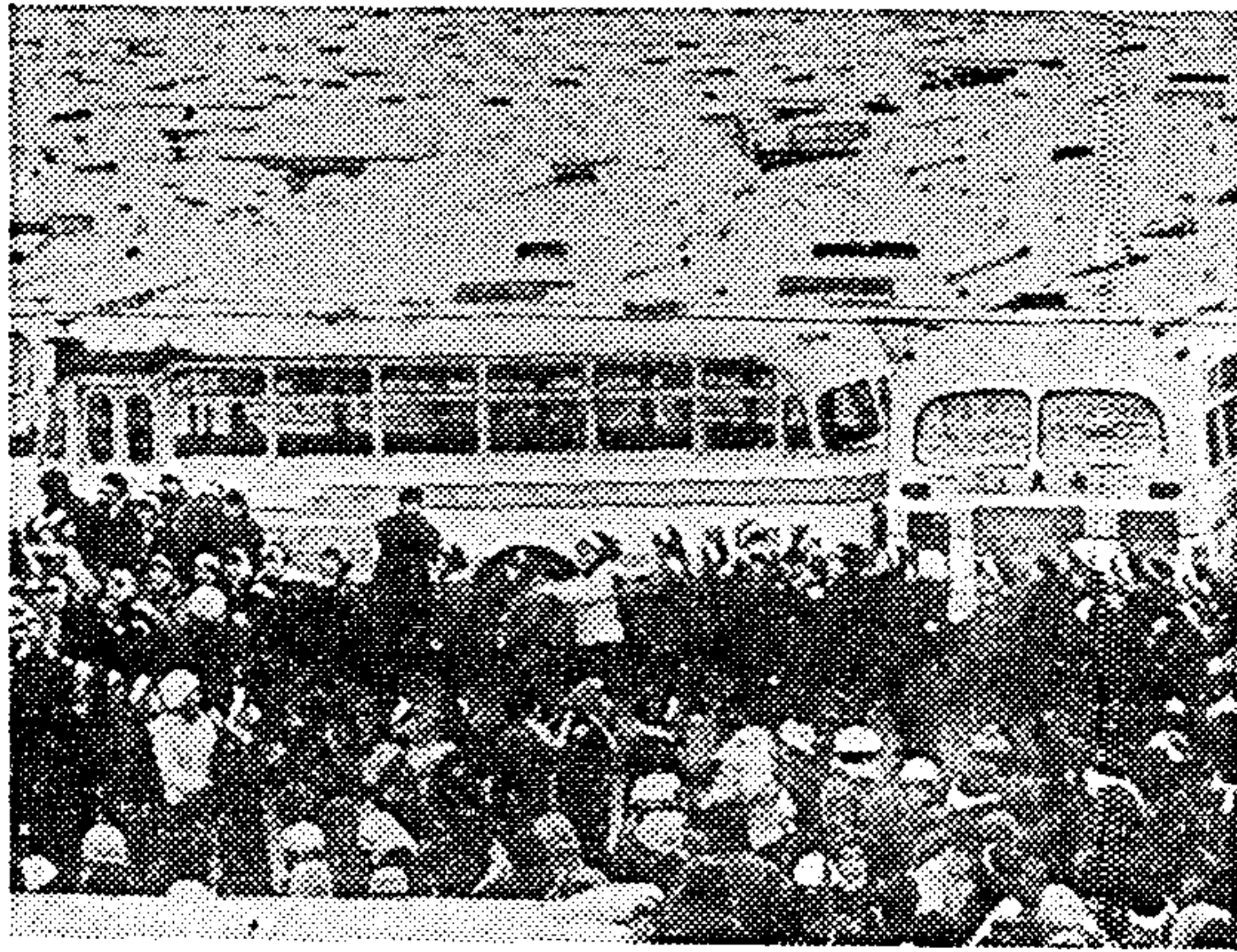
- 4 民社党代議士会は日韓条約賛成をきめる、総評第二回拡大評議員会、日韓条約批准阻止闘争の進め方を協議
- 5 電労連産業間格差是正闘争、九州・北陸・四国の三電労がスト、他は妥結
全鉦、退職金で初の統一スト、突入後妥結
- 6 衆院日韓特別委、日韓条約案件を強行可決、総評は非常事態宣言、国会周辺は抗議デモで緊迫
公務員共闘、10・22半日ストをめぐる中間総括を了承
日教組と文相の中央交渉継続に
関する双方の合意成る
- 8 日韓条約批准阻止・佐藤内閣打倒、国会解散要求、緊急中央集会
船員中労委、原則として船長は非組合員とするとの仲裁裁定を提示
- 9 両実行委員会主催、日韓条約粉碎国民統一行動中央集会、日韓問題で社共の統一行動ははじめ、規模も最大
交通労連第二回定期大会（10日）
- 10 国鉄労組は日韓条約に反対して六ブロックにスト突入指令
海員汽船賃金交渉、外航決裂、内航も12日に決裂
- 12 衆議院本会議、日韓案件を強行採決し参院に送付、総評など全国六ブロックで一・二時間の時限スト、国労13日ストに先がけ、東京駅ホームにデモ隊
海員スト権確立の一般投票を開始
- 13 総評の国労など二三単産、日韓条約批准反対で実行使、職場大会を実施
両実行委主催、日韓条約粉碎統一行動中央抗議集会、二回目の統一行動
参院本会議、日韓特別委設置を強行可決
政府、消費者米価平均八・六%値上げ案を決める
沖繩立法院議員選挙で民主勢力が前進
- 14 総評第三回緊急評議員会、日韓
- 15
- 16 条約粉碎など年末の闘争方針
琉球政府は米軍布令違反の名目で人民党瀬長委員長ら四候補失格と発表
東京高裁、都教組の勤評反対休暇闘争（一九五八年）に有罪判決
ILO理事会（19日）、ドライヤー報告は17日正式受理
- 17 公明党第二回党大会
- 18 公務員制度審議会第二回会合
閣議、国家公務員の政治的デモ参加は違法との総務長官報告を了承
- 19
- 20 中央実行委主催の第五次統一行動緊急中央集会
海員組合、スト権確立、27日から一〇日間の完全スト実施を決定
- 22 国鉄関東支社、国労および動力車の9月実行使に対し一二五人の処分を発表
米原潜シードラゴン号佐世保入港（12月2日）、佐世保で、両実行委現地本部主催の抗議集会
公労協、新賃金統一要求額八五〇〇円を決め要求書を提出
海員組合、スト宣言
生活破壊に抗議する全生連、全
- 24
- 25





海員スト

- 日自労、日患同盟などの中央統一行動始まる
- 佐世保市民会議主催、原潜寄港に抗議する市民大集会
- 両実行委の共催で三回目の日韓条約粉碎国民統一行動中央抗議集会
- 総評の秋闘第三次統一行動（12月5日）始まる
- 海員組合、一〇日間の第一波ストに突入
- 日韓条約問題科学者集会
- 海員組合、沿岸小型鋼船、大型漁船に12月2日から五日間ストに参加するよう指令
- 小野田セメント労組小野田支部合理化反対で五日間の全面スト
- 佐世保で両実行委主催の抗議統一大会
- 総評主催、生活と健康を守る国民大行進中央集会
- 12月
- 1 全通、時短・期末手当などを要求超勤拒否闘争に突入
- 全電通、一六万人春闘処分撤回、賃上げ要求などで超勤拒否闘争に突入
- 公務員制度審議会第三回会合、議題先議をめぐって労使対立
- 2 昨年10月の国勢調査の中間集計発表、総人口九八二八万一九五五人
- 3 安保破棄中央実行委の12・2東京集会
- 4 私鉄労働協約改定闘争に対し中労委調停案提示、労使とも受諾海員争議、沿岸・漁船関係が五日間のストに突入
- 5 自治労、地方公務員の定年制反対を政府に申入れ
- 6 国民生活審議会、「消費者物価の安定に関する意見」をまとめ首相に提出
- 7 民主社会党第八回定期大会（4日）
- 8 海員組合、第一波ストは予定通り6日まで、引続き7日から13日まで第二波の完全スト、14日からの第三波をも予定するとの方針を決定、各支部に指令
- 9 小野田セメント労組、五日間のストを終え一旦スト態勢を解く
- 10 全日農第八回全国大会（4日）
- 11 国連総会、全面的核実験禁止・軍縮会議早期開催・アフリカ非核武装宣言の三軍縮決議を可決
- 12 参院日韓特別委で強行採決
- 13 両実行委共催の四回目の日韓条約粉碎国民統一行動中央抗議集会
- 14 日本科学者会議創立発起人総会
- 15 私鉄総連協約改定闘争、大半が妥結したが東武など一部が半日スト
- 16 日本平和委員会全国大会（7日）
- 17 日韓粉碎青年学生緊急中央決起集会
- 18 石炭鉱業審議会、石炭産業安定策について中間答申
- 19 海員争議、第二波ストに突入（13日）
- 20 全通の超勤拒否闘争で郵便滞貨五〇万通を越す
- 21 全造船三菱重工支部長崎分会の二〇〇〇人が分裂して新労組の結成大会を開いた
- 22 電電公社、全電通の賃上げ要求にゼロ回答
- 23 東京商工会議所、最近における賃上げの経営に及ぼす影響とその対策に関する調査結果を発表
- 24 両実行委共催の五回目の日韓条約粉碎国民統一行動中央集会
- 25 春闘共闘委、一九六六年賃金白書を発表
- 26 全造船三菱重工支部、広島でも



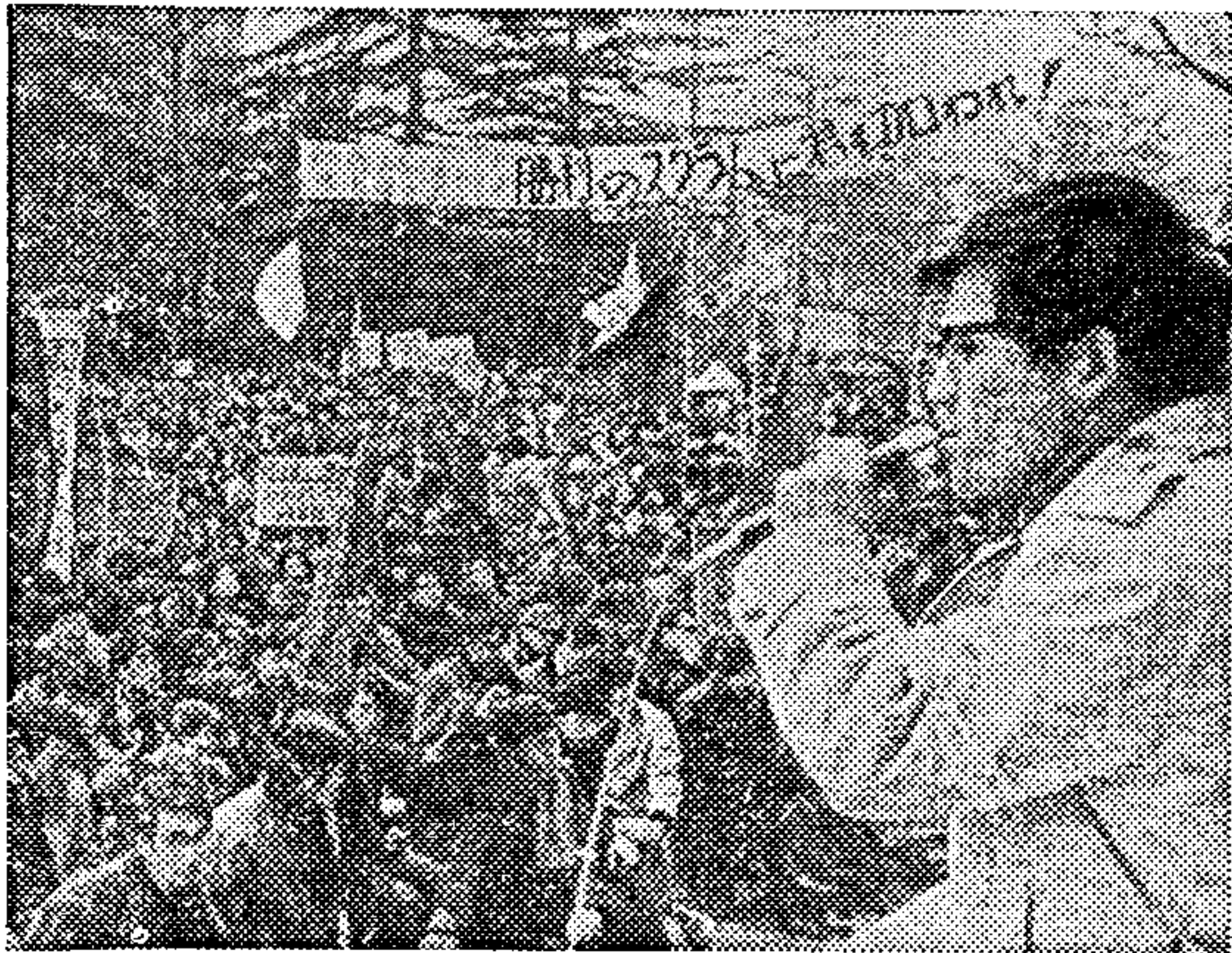
福島交通スト

- 13 参院本会議、議長職権で開会、野党の牛歩戦術で徹夜国会続く（11日）
- 9 海員組合、第二波ストの18日まで延長、19日以降第三波ストを決め指令
- 10 三菱重工労組西日本連合会結成、全国高教組定数確保総決起大会、高校教職員定数確保を決議
- 11 日経連常任委員会、春闘に臨む経営者の態度として企業防衛賃金に徹するとの申合せを了承、27日にこれを再確認、正式決定
- 16 経済企画庁発表、昭和三九年度国民総生産二五兆六八八億一億円、経済成長率名目一四・八%、実質一一・二%
- 14 東京高裁、大逆事件の再審請求について請求棄却の決定下す
- 17 総評、公共料金値上げ反対国民大集会
- 18 全通、時短・期末など超勤拒否の闘争はトップ会談で話し合いにつき妥結
- 19 参院本会議、社・共・公明各党議員退席のまま日韓案件成立
- 20 総評第四回評議員会、春闘前段のたたかいについて協議
- 14 新東洋硝子大阪工場の大量解雇をめぐる争議、14日からのロックアウトを前に労使が衝突、乱闘となり重軽傷者を出した
- 16 海員、19日から25日までの第三波ストを指令
- 17 米原潜サーゴ号佐世保入港（19日）、現地両実行委は寄港反対抗議集会
- 18 海員争議、運輸相要請による労使トップ会談
- 19 公労協代表、労相らと会見、政府側は年二回の賃上げに応じられないと回答
- 20 全国金属、日産自動車とプリンス自動車工業の社長を相手どり都労委に不当労働行為救済の申立て
- 21 福島交通第一労組、団交再開と不当処分撤回を要求、第二波七十二時間全面ストに突入
- 17 小野田セメント、指名解雇方針を通告
- 18 日本労働協会の賃金調査懇談会発足
- 19 沖縄県祖国復帰協議会、主席公選要求の県民総決起大会
- 20 佐世保市民会議主催エプロンデモ
- 17 同盟と政府との第四回定期会合全自連第二〇回統会大会（18日）
- 18 雇用審議会、産業および労働面における構造的変化にともなう雇用政策について首相に答申
- 19 海員争議、内外航とも団交再開同盟、一九六六年度賃金白書を発表
- 20 ソウルで日韓条約批准書交換
- 21 両実行委主催佐世保大集会
- 17 海員組合第三波スト突入（125日）
- 18 福島交通第三波無期限スト突入
- 19 海員争議、内航船主側ロックアウト実施
- 20 福島交通争議、解雇処分撤回などで半月ぶりに解決、スト解除
- 21 公務員制度審議会第四回会合、再び意見対立
- 17 南ベトナム解放民族戦線結成五周年を記念して総評・中立労連、社・共など四七団体により
- 18 12・20ベトナム人民支援連帯中央集会
- 19 米原潜プランジャー号、航空母艦ホーネット号佐世保入港
- 20 第五一通常国会召集
- 21 公務員共闘、第七次賃金闘争を

1966年

1月

- 22 進めるに当っての基本的態度を確認
労働省の臨時家内労働調査会、わが国家内労働の現状に関する報告と今後の家内労働対策のすめ方に関する見解をまとめ労相に提出
- 23 船員中労委、海員スト解決のためのもあっせん案を提示、組合、船主側とも拒否
小野田セメント人員削減紛争に中労委あっせん案提示、組合側受諾、会社側は25日拒否
中小企業庁長官、中小企業の倒産見込み年末までに六〇〇〇件、負債金額五五〇〇億に達しようとして報告
- 24 原潜プランジャー号入港に抗議
議、春闘方針協議
公務員制度審議会第五回会合、審議軌道にのり始める
- 26 海員、年末年始休戦でスト解除
ハンフリー米副大統領の来日に抗議して、羽田に労働者・学生が集まり、日比谷で抗議集会
小野田セメント、六二名の指名解雇を実施
- 27 28 して中央実行委主催の佐世保大集会
- 1 ニューヨーク市営バスと地下鉄が元日早朝からスト（13日）
- 4 社会党政策審議会、「明日への期待（社会党内閣の政治）」と題する政権獲得構想、諸政策の要約を発表
- 6 福井新聞社争議、前年7月2日以来首切り問題で長期ストを続けていたが一九〇日ぶりに妥結
- 7 総評、韓国労働者の導入計画は低賃金労働力の導入による労働条件引下げの恐れありと反対の態度
- 8 全鋳・三菱金属鋳業一〇鋳山、秋田県尾去沢精錬所の廃止にと
- 10 総評第五回評議員会、春闘方針案を審議
- 11 物価問題懇談会初会合、物価安定対策で政府に非難が集中
三菱重工四労組（同盟三菱、三菱労連、重工西連合、本社労組）合同会議、組織統一準備方針
日経連労務管理特別委、日本のレイオフ制について原案まとめる
- 12 公労協と交通共闘会議合同会
- 14 日教組第一五次・日高教第一二次教育研究全国集会（17日）
- 17 海員、25日から一五日間の第四波停船スト方針
- 18 同盟第二回定期全国大会（21日）、一九六六年度運動方針を決定、海員争議支援決議
炭労第四七回臨時大会（19日）石炭政策転換闘争方針を決定
中央労働基準審議会、社内預金問題当面の措置を労相に答申
米原潜サーゴ号佐世保入港（24日）



早大学園紛争

- 25 海員第四波スト
総評と政府の第四回定期会合、三カ月半ぶり再開
同盟、海員争議に緊急調整発動
- 24 総評幹事会、全硝労新東洋労組・小野田セメント労組・金鉦尾去沢労組の反合理化闘争に対する支援共闘行動を決めた
日経連、賃金白書「不況下の春闘と賃金問題」を公表
公務員制度審議会第六回会合
早大紛争、学生がピケとバリケードで校舎を閉鎖、期末試験延期
- 22 自民党第一七回定期大会
総評幹事会、全硝労新東洋労組・小野田セメント労組・金鉦尾去沢労組の反合理化闘争に対する支援共闘行動を決めた
- 21 東京地裁、第二四通常国会乱闘事件公判で全員に無罪の判決
自民党第一七回定期大会
- 20 佐世保市民会議主催、原潜寄港阻止市民集会
中央実行委、全国百万人大学習・宣伝・行動・組織強化月間（2月28日）
- 19 社会党第二七回定期大会（22日）、佐々木委員長が江田組織局長を二九五票対二七六票で破り再選
佐世保市民会議主催、原潜寄港阻止市民集会
- 26 岩井総評事務局長、同盟と共闘したいとの見解を表明
同盟、総評の共闘提案を拒否する書記長談話を発表
日経連、春闘に対する経営者の態度を協議、五項目の基本方針を申合せ
最高裁、小繫事件上告棄却判決
海員争議、内・外航とも妥結、正式調印
アメリカ、北爆を再開
- 27 同盟、総評の共闘提案を拒否する書記長談話を発表
日経連、春闘に対する経営者の態度を協議、五項目の基本方針を申合せ
最高裁、小繫事件上告棄却判決
海員争議、内・外航とも妥結、正式調印
アメリカ、北爆を再開
- 28 最高裁、小繫事件上告棄却判決
海員争議、内・外航とも妥結、正式調印
アメリカ、北爆を再開
- 30 海員争議、内・外航とも妥結、正式調印
アメリカ、北爆を再開
- 31 アメリカ、北爆を再開
- 2月
1 春闘共闘委、同盟への共闘呼びかけ決定
新聞労連第二五回臨時大会（2日）
昭和四〇年労働組合基本調査結果、組織労働者数一〇〇〇万人を越す
全国労働組合生産性企画実践委員会、経済の構造的変革と労組の長期政策をテーマに討論集会（3日）
三菱重工労組協議会の四組合はそれぞれ大会を開き（5日）、組織統一方針を決定
全国百貨店労働組合海外事情研究協議会（DILA）第二回総会
合化労連第三四回臨時大会（6日）春闘基本方針
日中国交回復推進連絡会議の第二回総会が開かれ、三〇〇〇万署名推進を決議
全国金属第一七回臨時大会（8日）春闘統一スト権を確立
宮本書記長を団長とする共産党代表団、訪中へ出発
船員中労委、海員内航小鋼船の賃上げに最終あっせん意見を示す
9 総評第三〇回臨時大会（10日）春闘方針を決定、合理化争議支援決議など一一決議を採決、闘争宣言を発表
海員全内航、あっせん案を拒否、17日からのスト突入を決定
10 全石油第一七回臨時大会（11日）、全油鉦の六年ぶりの復帰承認
早大紛争、学生が大学本部を占拠
11 不二越、八八〇人の指名解雇を組合に申入れ
三菱鉦業労連、尾去沢製錬所廃
- 4 三菱重工労組協議会の四組合はそれぞれ大会を開き（5日）、組織統一方針を決定
全国百貨店労働組合海外事情研究協議会（DILA）第二回総会
合化労連第三四回臨時大会（6日）春闘基本方針
日中国交回復推進連絡会議の第二回総会が開かれ、三〇〇〇万署名推進を決議
全国金属第一七回臨時大会（8日）春闘統一スト権を確立
宮本書記長を団長とする共産党代表団、訪中へ出発
船員中労委、海員内航小鋼船の賃上げに最終あっせん意見を示す
9 総評第三〇回臨時大会（10日）春闘方針を決定、合理化争議支援決議など一一決議を採決、闘争宣言を発表
海員全内航、あっせん案を拒否、17日からのスト突入を決定
10 全石油第一七回臨時大会（11日）、全油鉦の六年ぶりの復帰承認
早大紛争、学生が大学本部を占拠
11 不二越、八八〇人の指名解雇を組合に申入れ
三菱鉦業労連、尾去沢製錬所廃



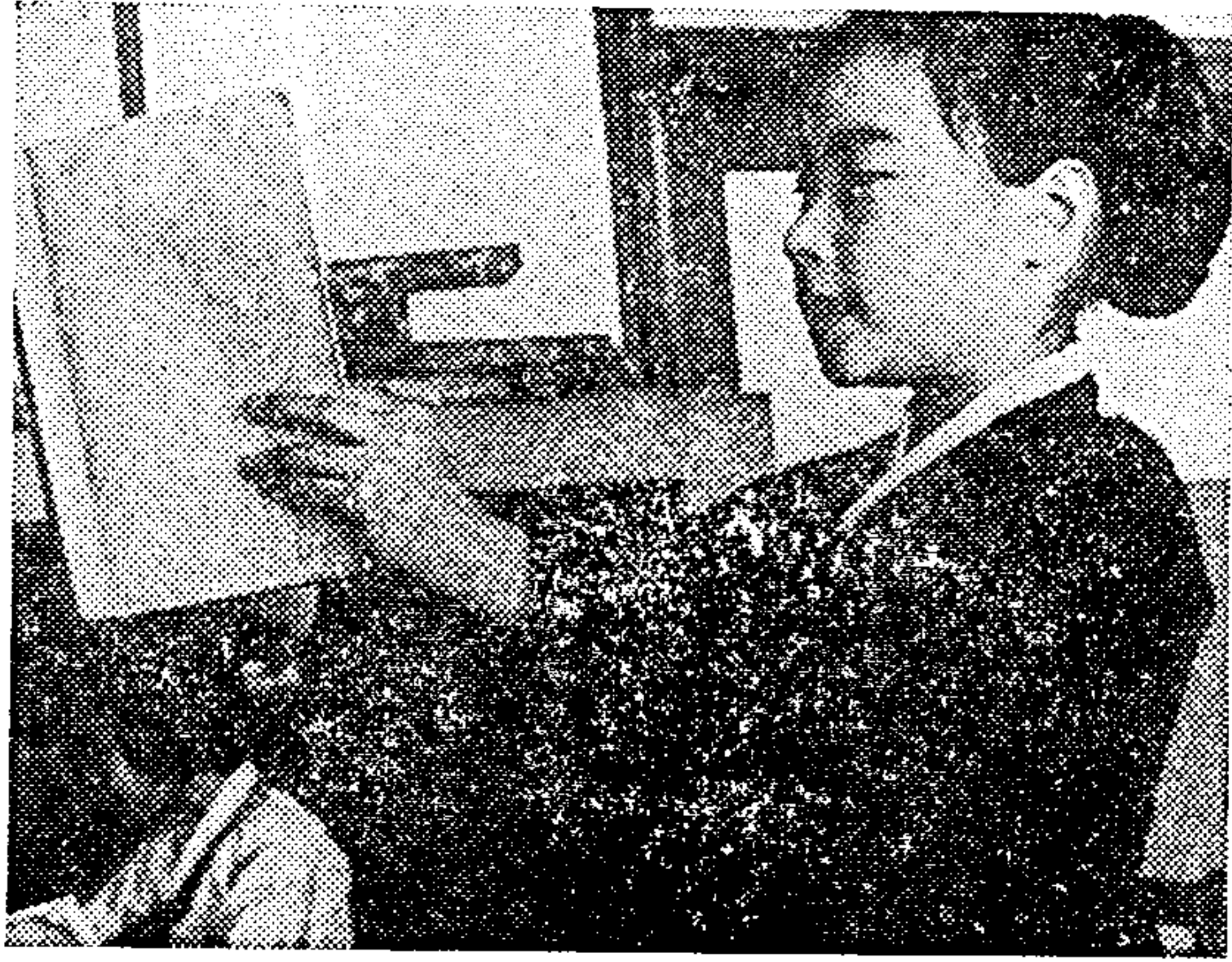
物価値上げ反対闘争

- 19 東京12チャンネル労組、解雇反
- 18 日本生産性本部、昭和四〇年度
労使関係白書「転換期に立つ一
九六六年の労使関係」を発表
- 17 地公労、地公法改悪粉碎中央総
決起集会
- 16 紙バ労連第三七回臨時大会（
17日）、産業別統一要求スト権
を確立
- 15 春闘共闘委、合理化反対・権利
確立討論集会（17日）
公務員共闘、統一要求書を提出
東京12チャンネル、約二〇〇人
の整理など再建案を組合に通告
ベトナム人民支援連帯中央集会
- 14 炭労第四八回臨時大会（16日）
春闘と石炭政策闘争で統一要求
と戦術を決定
- 13 動力車労組、3・25反合理化半
日スト決定
- 12 公務員共闘、第七次賃金闘争方
針を決定
国鉄当局、昨年11月の日韓条約
批准反対ストに対し三一六人を
処分
- 21 憲法改悪阻止各界連絡会議の第
三回全国総会
共産主義者の結集と統一をめざ
す全国会議（23日）、日本共産
党（日本のこえ）・社会主義革新
運動その他のグループ・個人が
参加
- 22 資源労連第二回定期大会（23
日）、国際鉱山労働者連盟（M I
F）加盟
北海道空知炭鉱でガス爆発
賃金共同調査センター六六年度
第一回国際委員会（24日）、賃
金の国際比較に関する方法論、
実態調査方針を決める
- 23 雇用審議会、雇用対策法案の大
綱に関する答申をまとめ、24日
労相に答申
- 24 東京12チャンネル二時間半スト
東京放送二時間スト
読売新聞労組時限スト
最高裁、青梅事件に事実誤認の
疑いありと二審判決破棄・差戻
しの判決
- 25 都市交通、地公法改正案反対で
時限スト
動力車労組スト中止指令、一部
突入
共産党中央委員会はソ連共産党
に対し、第二三回大会に代表を
送らない旨返電
- 26 国労、新幹線二人乗務要求で順
法闘争、超勤拒否に入る
- 28 全海連外船部会第二波スト
春闘共闘委、春闘第二次統一
行動日、全国一律最低賃金制を要
求、全国二三単産一六三万七〇
〇〇人が実力行使、動労六機関
区二時間スト、私鉄時限スト、
合化時限ストなど
- 29 全海連外船部会三社、第三波四
八時間スト
東京12チャンネル、全面時限ス
ト
産業災害防止対策審議会、産業
災害防止対策について答申
中央職業安定審議会、失業保険
金額改定で答申
第二三回ソ連共産党大会開く
小選挙区制憲法改悪反対などを
目的とする社・共・公明三党の
連絡会議結成大会
全国金属プリンス自工支部臨時



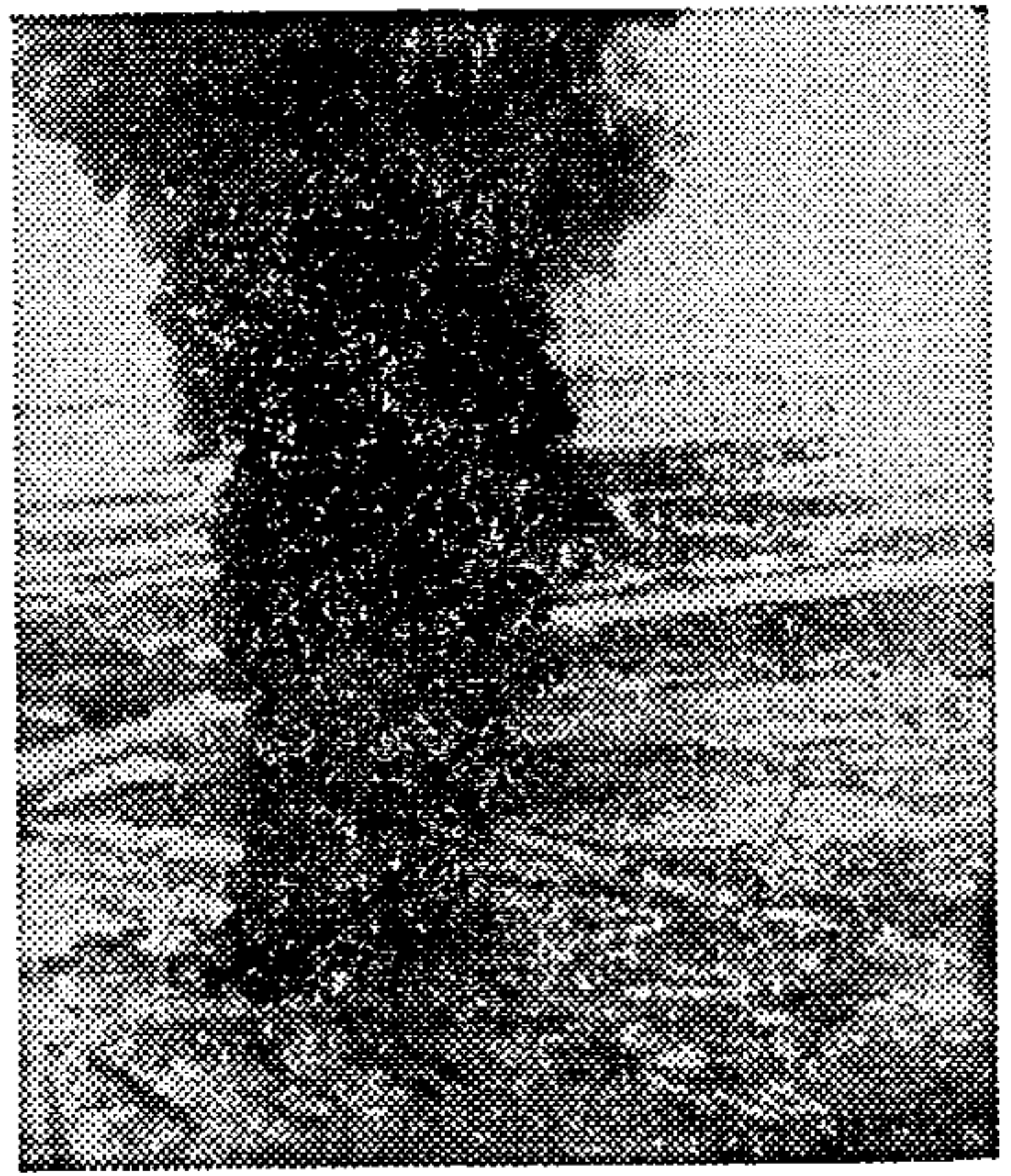
最賃制闘争

- 大会、全国金属脱退を決める
雇用対策法案、国会に提出
英国下院選選挙、労働党が圧勝
- 4月
- 1 全海連外船部争議、スト二社のうちマースク・ライン社妥結
- 2 総評第六回評議員会、春闘4月以降決戦段階の闘争方針決定
全国金属プリンス自工支部一般投票で全国金属脱退を正式決定
農村労連第二回大会（13日）
組織拡大方針
第一一回はたらく婦人の中央集会（14日）
- 3 全海連外船部争議全部妥結
- 4 ベトナム、中国、朝鮮訪問の共産党代表団帰国
- 6 同盟賃闘総決起集会中央集会
合化労連一〇組合第一波二四時間スト
- 7 公労協・交運共闘、4月26・30日の統一ストを最終決定
呉羽紡と東洋紡の合併にともなう合理化問題、両社とも解決
関東経協定時総会、春闘に対処する経営者側の態度固め
政府は在日朝鮮人の民族教育圧迫のための学校教育法改正案の要綱をまとめた
- 8
- 9 自治労福岡県本部、北九州市職労の除名決定
朝鮮総連、学校教育法改正案に抗議の声明
- 11 政労協第一三回臨時大会（12日）
マスコミ共闘など、放送法改正案に反対声明
公務員制度審議会、ILO関係改正国内法タナ上げ部分の審議に入る
沖縄県祖国復帰協議会主催の祖国復帰要求大行進、那覇市出発
春闘民間スト第二陣、六単産二四時間ないし時限スト
在日朝鮮人の民族的権利抑圧に抗議する中央代表者集会
公労協・交運共闘、統一ストライキ宣言
全国セメント七労組二四時間スト
民放労連、東京12チャンネル人員整理に反対、統一時限スト
全造船機械一七組合第一波半日スト
国鉄田町電車区の「はだか連行事件」について、東京地裁は連行を不当とする判決を行なう
鉄鋼大手一五〇〇円回答
- 12
- 15
- 16
- 18
- 19 春闘第三次統一行動、七単産スト
- 20 全炭鉱第一四回大会（22日）
造船総連八組合六八・一九時間スト
全国セメント第二波四八時間スト
- 21 日経連、第一九回定時総会「現段階に処する経営者の見解」を採択
安保破棄中央実行委などの主催でベトナム人民支援、沖縄・小笠原返還、春闘勝利・諸要求貫徹4・22東京決起集会
政府、三公社五現業の賃上げ平均二二五〇円回答示す
全鉱六企業連、無期限スト突入後妥結
金融共闘第一次統一時限スト
公労協・交運共闘統一スト、私鉄幹線不調で大手一〇社二四時間スト、国労・動力車もストに入ったが、公労協の收拾方針でスト中止指令
全国民連第四回総会
公労協、仲裁移行に同意、30日の第二波ストを中止
沖縄・小笠原返還要求中央実行委のもとで本土と沖縄で共同行
- 22
- 26
- 27
- 28



在日朝鮮人の民族教育の弾圧

- 30 私鉄総連第二波二四時間スト突入、三五〇〇円で妥結（大手はスト半日で中止）
炭労大手六社二四時間スト突入
- 5月
- 1 第三七回メーデー、全国九〇〇カ所に七七〇万人参加、中央統一メーデー六〇万人
中心スローガン
働く者の団結で生活と権利、平和をまもろう
- 2 北九州市、市職労委員長ら二二名を懲戒免職処分
- 3 私鉄総連中小五九組合二四時間スト
- 4 北九州市職労、処分に抗議集会デモ
- 6 炭労大手第二波スト中止
自民党、安全保障に関する中間報告として安保条約一〇年延長案などまとめる
- 7 農学研究者一三五〇名以上、ベトナムでの米軍農毒薬使用に抗議声明
- 8 全造船機械、石播など四万が全面スト
- 9 全教協、11月に新組織結成を決める
- 11 太田総評議長、都知事選出馬にからみ次期総評議長に立候補せずと表明
中国は西部地区上空で熱核材料をふくむ核爆発実験
- 12 松下電器、仕事別賃金制度妥結
- 13 共産党、全国都道府県委員長会議（14日）
- 14 春闘第四次公務員共闘第三次全国統一行動中央集会
- 19 海員組合幹部リコール署名二七〇〇に達す
- 20 公労委、三公社五現業に仲裁裁定、六・五％基準内賃上げ、定昇込み平均一〇％三四二五円
- 21 総評、政府のILO関係国内法改正タナ上げ部分の強行施行に公制審委員引揚げの強硬態度を確認
- 23 金融共闘第二次統一行動
- 25 護憲連合、憲法を守る会全国会議（122日）
- 26 総評幹事会、長期路線委員会の設置決める
- 27 鉄鋼労連第三四回臨時大会（1）
- 24日、春闘の反省
全郵政第二回大会（125日）
- 25 ILO労働者側理事候補者推薦一本化に関する総評と同盟の話し合いつく
- 26 全日自労第二三回大会（129日）
- 27 自治労福岡県本部臨時大会、北九州市職労除名決議
- 28 東邦レーヨン株主総会、鐘紡との合併問題を労組の強い反対で審議見送り
- 29 政府、公労委仲裁裁定の完全実施を確認
- 29 日本科学者会議、第一回全国大会、原潜寄港、小選挙区制反対を決議
- 29 東京地評、社会党都連など5・29ベトナム侵略反対・憲法擁護横田大集会
- 30 電機労連第一四回大会（12日）
竹花委員長落選、清田新委員長を選出
富里で新国際空港即時粉碎総決起大会
- 30 総評、新運動方針案を発表
全日通第二一回大会（13日）、春闘移行を決める
- 30 米原子力潜水艦スヌーク号横須賀入港、前日から入港中につけ



ハノイハイフォン爆撃

- て連日抗議集会デモ、のべ八回の集会に一二万人参加（ゝ6月3日）
- 6月**
- 1 米原潜寄港に抗議して横須賀で中央実行委と全国実行委の統一抗議集会
 - 全鉱第五〇回臨時大会（ゝ2日）
 - ILO第五〇回総会（ゝ23日）
 - 2 中央実行委主催、米原潜横須賀寄港阻止6・2中央決起集会
 - 3 第九回自治研全国集会（ゝ6日）
 - 日教組第三〇回大会（ゝ9日）
 - 6 公務員制度審議会、ILOタナ上げ部分の審議開始
 - 7 全造船機械第二七回大会（ゝ10日）
 - 政府閣議、ILOタナ上げ部分を14日施行と確認、このため衆院社会労働委審議紛糾
 - 8 造船総連第一六回大会（ゝ11日）
 - マスコミ共闘、12チャンネル支援共闘、民放労連共催の12チャンネル首切反対、放送統制法粉碎、原潜阻止6・8大集会
 - 9 ILO総会で原口労働代表が理事に選出さる
 - 10 私鉄年間臨給妥結、12日の半日スト中止
 - 12 全通、ILO関係国内法改悪阻止で全国一〇カ所の時限スト
 - 公制審議会、労働者側委員欠席のまま答申案を審議
 - 13 公制審議会、会長職権により開き、公益委員のまとめた答申案を了承、政府に正式答申
 - 政府、「在籍専従」を除き、ILOタナ上げ部分の一括施行の政令を決定
 - 最高裁は全電通東海地本ビラはり事件の二審有罪判決を支持
 - 14 ILO八七号条約発効、タナ上げ部分の政令施行
 - 総評、ILO国内法施行、公制審の一方的答申に抗議集会
 - 17 グリシン全ソ労組中央評議会議長来日（ゝ25日）
 - 20 総評社会党員協議会、総評議長後任に堀井私鉄総連委員長を推すことを決定
 - 21 小選挙区制粉碎、ベトナム侵略反対などの要求で6・21青年学生総決起集会
 - 22 春闘共闘委全体会議、春闘の総括を行ない今次の任務終わる
 - 新島ミサイル試射場設置反対同盟は水戸の米軍射撃場の新島移転に絶対反対を声明
 - 23 全職同盟中央委、六六年賃闘方針
 - ILO理事会、今期理事会議長に青木大使を選出
 - 24 日教組学力テスト反対闘争実施
 - グリシン全ソ労評議長、総評・中立労連代表と共同声明発表
 - 自民党、労働憲章草案成る
 - 25 朝鮮戦争一六周年を記念し日朝人民の連帯強化をめざして総評、日朝協会、社、共などが中央代表集会を開催
 - 南朝鮮からの米軍撤退を要求し朴政権を糾弾する在日朝鮮人中央集会
 - 26 社会党政権の政策を訴える国民会議開催
 - 27 全通第一八回大会（ゝ7月1日）
 - 第五一通常国会終る
 - 28 全印刷第三一回大会（ゝ11日）
 - 29 米軍、ハノイ・ハイフォン爆撃、社会党など抗議声明
 - 30 総評単産代表者会議ハノイ爆撃に抗議行動決定、国労はスト体制指示、各地で抗議行動拡がる

序章

この時期の概観

1 新しい時期のはじまり

一九六五年初から六六年夏にいたる一年半の時期は、日本の国民にとって歴史的な一つのエポックをなすものであり、日本の労働運動・社会運動の全般にわたって新しい時期の初まりを示すものではないかと思われる。佐藤首相は組閣後まもなく、年初に椎名外相らをともなって訪米し、ジョンソン大統領らとの日米首脳会談を行なった直後のワシントンでの記者会見において、「日米関係の新らしい章（ニュー・チャプター）、ラスク國務長官の使ったことば）がはじまったと語ったが、それとはいささかちがった意味で日本にとっての新しい章がはじまったのである。

この期間におこった主な事件だけをひろってみても、この時期は、日韓会談の再開・アメリカ原子力潜水艦の佐世保寄港・「北爆」の開始にはじまり、参議院選挙・都議会選挙と「日韓国会」をへて、不況と合理化の進展を背景にし、小選挙区制反対運動の強まる中で迎えたハノイ・ハイフォン地区の爆撃にいたるまでの一年半であり、この間、国際的にも、国内的にも、また政治的にも経済的にも、アメリカのアジア政策とそれに連なる日本の政府の内外政策が強行的に進められ、その結果として生まれた戦争の危機・国民生活の圧迫・民主的権利への攻撃にたいして、労働運動をはじめとする国民の抗議・抵抗運動が、まさに法則的に強まり高まっていた。

2 戦争の不安と危機感

日本の国民にとって六五年初頭以降ほど戦争にたいする不安と危機感を直接身近かにもたされた時期は、戦後まだなかったといわなければならない。六五年の年頭早々、進行中の日韓会談の相手国である韓国はアメリカの要請で二〇〇〇人の軍隊の南ベトナム派遣を決定した。二月七日には米軍ジェット機が北緯一七度線を越えてドンホイなどベトナム民主共和国（北ベトナム）にたいする爆撃を開始し、戦争の「エスカレーション」が一段と進んだ。その日の夜には沖縄本島にあるアメリカ第三海兵師団に緊急発進命令が発せられ、ミサイル大隊が沖縄からダナン基地に空輸された（サイゴン、三・八AP電）。三月八日にはこれまでの「軍事顧問団」ではなく戦闘部隊として、米軍海兵隊三〇〇〇人がダナンに上陸し、ベトナム戦線でナパーム弾、黄燐爆弾からさらにガス弾まで使用するにいたった。同じころ日本の陸上自衛隊幹部候補生三八〇人が、「戦争反対」のプラカードに迎えられながら、「研修」のために沖縄につき、数日にわたってアメリカ海兵隊のゲリラ戦演習を見学している（六四年一月以来沖縄に短期派遣された自衛隊幹候生は七回約一五〇〇人になっている）。もともと沖縄にはミサイル「メースB」の四基地があり、その射程距離内には中国本土の主要部分、沿海州、北朝鮮、北ベトナムがはいっている。それだけでなく、船長以下全乗組員が日本人である米軍所属のLST（上陸用舟艇）がベトナムへの大量の軍需物資の輸送にあたっていることは「公然の秘密」である。四月、ベトナム労働党の機関紙ニャンザンは、ダナン港で爆破されたLSTの船長以下四一人の乗組員が日本人であったことを「否定しがたい証拠」としてあげ、日本当局が約八〇〇〇人の海

員をアメリカ海軍に提供していると非難し、「日本政府はアメリカ帝国主義者がベトナム人民にしかけている犯罪的な戦争に明らかにみずからまきこまれている」と論評し、同じく中国の人民日報は、「日本は米帝国主義の侵略戦争の重要な基地になっている。」「米侵略者がベトナムの土地に投下しているナパーム弾のうち九二％は日本独占資本が作っているものである」と批判した。多くの日本国民の知らないあいだに、日本はベトナム戦争に事実上協力していることが明らかとなった。中国首相はアメリカと解放戦線の交渉を提案したが、アメリカは解放戦線を相手にせずと言明した。四月末、大内兵衛ら五氏が佐藤首相にベトナム解放の要望書を提出したが、佐藤首相は五月初め、アメリカの北ベトナム爆撃の支援を表明した。七月末には、アメリカの爆撃機が沖縄から直接にベトナムに出撃しており、それ以後もベトナム戦争は激化の一途（一〇月から南ベトナム解放軍とアメリカ軍との直接戦闘本格化）をたどった。六五年の一年間に南ベトナムの米軍は二万六〇〇〇人から一七万人へと六倍以上に増強され、同年秋から六六年春にかけての「乾季攻勢」に投入した兵力は、米軍二五万（海空軍を除く）、南ベトナム政府軍四〇万、その他韓国軍など三万といわれ、アメリカ側の発表によれば、米軍の出勤させた空軍機は前年度乾季の二倍、爆弾の消費量は月平均朝鮮戦争当時の三倍に上った。これにたいして、南ベトナム解放軍側の発表によれば六六年二月までの五年間に解放武装部隊は一四万五〇〇〇回以上の戦闘を行ない、五四万人の兵員をせん滅した。第一二回原水爆禁止世界大会におけるベトナム民主共和国代表団長の特別報告（録音テープによる）によれば、南ベトナム解放軍民は六五年一月から六六年六月までに、三九万（うち六万六〇〇〇が米軍および衛星国軍）の敵軍をせん滅し、航空機二八三七機を撃墜あるいは破損させ、二七〇〇の米軍車輛を破壊し、北ベトナムの軍民は六六年七月までにアメリカの航空機一二〇〇機を撃墜したという。すでに南ベトナムの面積の五分の四、人口の七分の五（二〇〇〇万人）を解放して建設を進めている解放民族戦線は、世界の八カ所に外交上の常駐機関をおいている。米空軍の北爆は六五年二月以降くりかえさ

れてきたが、六六年四月からはじめて戦略爆撃機を出動させ、六月にはついにハノイ・ハイフオンの「聖域」に爆撃を加えるにいたった。さらにこの間、中国商船の攻撃、中国空軍機の撃墜なども行なわれ、またラオス、カンボジャ、タイにも戦争は拡大された。こうした戦局の重大化にもなあって、米原子力潜水艦の日本寄港もふえていった。佐藤内閣成立の三日後に行なわれた第一回佐世保入港以後、第二回(六五年二月)、第三回(五月)、第四回(八月)、第五回(十一月)、第六回(二月)、第七回(二月)、第八回(六六年一月)、第九回(五月)とつづき、第九回には横須賀に入っている。日本はすでに重要な補給基地・発進基地・輸送基地・演習基地・医療基地などとして事実上ベトナム戦争にひきこまれているが、さらにライシャワー大使は、「日本はアメリカのベトナム政策にもっと理解を示してよいはずだ」(六五年九月、日米安保協議会)と公言し、「いまや日本は平和の問題で傍観者の立場に立つことは許されない」(二〇月、工業クラブでの挨拶)とすら述べている。その意味で六六年六月、日本政府がその開催に積極的役割を演じた「アジア・太平洋地域閣僚会議」(ソウル)は、重大な関心をひくものであった。そのほか、この期間に日本をとりまく国際的事件として、中国の第二回原爆実験(五月)、南ベトナム政変(六月)、インド・パキスタンのカシミール交戦(九月)インドネシア政変(同)、国連総会における中国代表権問題の少差での重要事項指定(十一月)などがあった。

3 国内政治情勢

一方国内では、六五年二月の衆議院予算委員会において社会党の岡田代議士が極秘文書「三矢作戦計画」をばくろして

国民に衝撃を与えたが、それは、北朝鮮軍と中国軍が韓国に侵入した場合を想定し、日本の自衛隊が米軍と共同作戦するとともに、国内ではただちに経済統制から言論統制までもふくむ戦時ファシズム体制をつくりあげるための、防衛庁の統幕本部が研究した詳細な計画であった。同一〇月にはこの三矢作戦を具体化した「フライング・ドラゴン計画」も国会でばくろされたが、その中では、アメリカが北朝鮮・中国と戦争するとき、日本の航空自衛隊はアメリカ太平洋空軍最高司令官の指揮下に入り、在日米空軍と共同作戦するとともに、国連軍の要請によって日本の陸上自衛隊が、朝鮮、中国、沖縄に展開することが含まれていた。

第七次日韓会談は六四年末からはじまり、年初に新任した日本側の首席代表による「高杉発言」問題で紛糾したあと、椎名外相が韓国を訪問して「日韓基本関係条約」に仮調印し、六月には日韓会談の対象となったすべての問題についての交渉が妥結して基本条約および関係協定議定書が調印された。日韓条約は、大韓民国を「朝鮮半島における唯一の合法的政府」とみとめ、朝鮮民主主義人民共和国の存在はみとめていない。正式調印を終わって帰国した韓国の李外務部長官は、「韓日条約の主たるねらいは、中共を中心とする社会主義国にたいする集団安全保障にある」と語った。首都ソウルでは、調印の前日から四日間にあたり、学生と市民の反対運動が、警官と軍隊の弾圧に抗して流血の中ではげしくつづけられていた。

七月には参議院選挙と都議会選挙が行なわれた。東京都では水道料金をはじめ多方面の公共料金の値上げをふくむ四〇年度予算案が都民の広範な反対を受けて論議の的となり、また江戸時代以来といわれるほど深刻な水飢饉に非難の声が高まっていたさなかの三月に、都議会議長選挙をめぐる、自民党議員のあいだに贈収賄が横行した事件が発覚し、検察庁の手入れによって自民党議員がつぎつぎと逮捕され、議長宅も捜査された。四月には小山議長も逮捕され、永年自民党が

絶対多数を独占してきた都議会の腐敗がばくろされはじめた。議長選挙の買収事件のほかにも、食肉移動販売車の許可にからむ恐かつ未遂事件やボーリング場の建築をめぐる汚職事件などにも飛火し、六月までに起訴された自民党都議は計一七名、それに都職員や業者を含めると起訴人員は二二名にのぼり、このほか小山前議長の追起訴によって洋服地だけのワイロを小山から受け取った自民党都議がまだほかに八人いたことも明らかとなった。にもかかわらず東知事もふくめて都議会にも自民党にも自省の色がみえないため、都民のあいだから議員のリコール運動がおこり、しかもそれらの運動が一本に統一することになったため、都議会自民党も自民党本部も政府も、リコール運動の成功前に都議会を自発的に解散するほかなくなり、国会において特例法を通過させて都議会を解散した。その時期に参議院選挙の告示となり、翌月投票が行なわれた。開票結果は、改選前にくらべて自民党は四議席、民社党は二議席いずれも減少し、社会党八議席、公明党七議席、共産党一議席それぞれ増加し、社会・民社・共産の「革新」派が一議席ではあるが三分の一の議席数を上廻った。自民党は党と内閣を改造して選挙に臨み、過半数をとって第一党の優位は保ったが、地方区の得票率は二・九%も落ち、とくに首都東京地方区では一人の当選者をも出すことができず、同党結成以来の完敗となった。参院選につづいて東京都議会選挙が行なわれた。自民党は参院選での惨敗をとりもどそうと全力をあげて努力した。しかし開票結果は、社会党が四五人で第一党となり、ついで自民党三八、公明党二三、共産党九、民社党四、無所属一、の当選となり、これまで例外なしに過半数を独占してきた自民党は三分の一の議席さえ確保することができなかった。自民党にたいする国民の批判はきびしかった。共産党はこの選挙でも二〇万票以上を増加して議席も二から九へと大幅にふやし、得票率も倍以上にふえて一〇・一%となった(前回四・五%)。参院東京地方区における最高点当選とあわせて、同党の躍進が偶然のものでないことを示していた。公明党も、得票率で二・八%、九万票の増加となった。

八月、韓国の国会では野党がすべて欠席のまま、与党だけで日韓条約の批准を強行可決した。抗議デモがまきあがり、韓国政府は衛戍令を発動させ、大学の構内にまで軍隊を入れる騒ぎとなった。選挙による参議院の新分野がすでに七月に決定しているにもかかわらず、右のような韓国における反対闘争が高まっているあいだ、日本政府はなかなか条約批准のための国会を開こうとしなかった。一〇月に、いよいよ第五〇臨時国会（日韓国会）が召集された。政府と自民党は、安保問題紛糾の経験から、できるだけ短期間に関係案件を処理してしまおうとした。このため国会は冒頭から荒れた。まず会期問題の異例なきめ方から紛糾し、召集してから一週間目に開会式が行なわれ、ついで衆院の日韓特別委員会が発足したが、審議方式で与野党間の対立となり強行採決が行なわれた。そして一月六日の特別委員会において、開会宣言の直後自民党委員が「委員長」と叫んで質疑終結動議に立上ったまま大混乱となったが、委員長は、その間に日韓条約案件も関係国内法案も一括して可決されたと発表した。自民党はその前日から動員を指令して強行採決の手はずをきめていたのである。九日には議長職権で本会議が開かれたが、社会党をはじめ野党は各閣僚の不信任動議を連発し、日韓案件の上程を阻止して連続徹夜審議をつづけた。たまりかねた自民党は、議長職権を乱用して一二日午前〇時すぎ本会議を再開し、何もききとれない怒号のうちに議長は全案件を抜きうち可決したと宣言した。その間わずか三五秒であったという。ついで参議院でも同じ手口で一一月に特別委員会の設置を強行採決（民社党をのぞき野党欠席）、一二月四日の委員会で混乱のうちに強行可決し、採決は有効に成立したと発表された。ついで八日、議長職権で本会議を開き、不信任案等の動議合戦のあと、衆議院の可決から一カ月の自然成立の前日の一日、社会、公明、共産、二院クラブの野党四派が退場したまま、自民党と民社党だけで日韓関係案件を一括可決してしまった。こうして日韓条約関係案件は、議会制民主主義を全くじゅうりんした上で成立させられ、一二月の批准書交換式にもちこまれた。そのあとさすがの衆議院正副議長も責任をとって辞任せざる

をえなかった。なお一一月には、沖縄の総選挙（琉球立法院議員選挙）が行なわれた。これより先、八月に佐藤首相は沖縄を訪問したが那覇では祖国復帰を求める県民の大デモに迎えられ、デモ代表の面会要求を拒んで米軍基地ににげこむという一幕があった。典型的な小選挙区制方式で行なわれた沖縄総選挙の開票結果は、三野党が共闘を組んでたたかい、得票率では与党を上廻ったにもかかわらず、議席数では与党の民主党が約六割の一九議席を獲得し、野党は、社大党七、人民党二、社会党二、無所属二、であった。開票前に野党四名の候補者にたいして被選挙権の剥奪が行なわれた。

4 日本の経済情勢

この期間における日本の経済情勢はどのようなものであったろうか。それを特長づけたのは、(1)経済不況の深化であり、(2)それにたいする不況対策、とくに公債発行を中心とする政府の経済政策の強化と「合理化」の進展であり、(3)その結果としての物価の上昇（インフレーション）、重税、社会保障制度の改悪などによる国民生活への圧迫の増大、であった。

経済不況は前年にひきつづいていっそう深刻となり、前年一二月中の企業倒産（負債額一〇〇〇万円以上）は五九六件、負債金額九三〇億円を数え、五カ月連続して新記録を更新したまま六五年を迎えたことに端的に示されていた。六四年末から資本金一億円以上の会社の倒産も相ついで起った。六五年三月には、倒産件数は前年一二月に及ばなかったとはいえ、その負債金額では九九〇億円と史上空前の額を記録し、資本金七二億八〇〇〇万円、業界第三位の「優良会社」山陽特殊製鋼の会社更生法適用申請という戦後最大の倒産事件が発生するなど、「不況」のきびしさを露呈した。不渡手形は増加し、

株式市場は不振をつづけた。六五年一月の企業倒産は六一一件に上り、またも戦後最高の水準を記録した。年間合計では、六三年一七三八件、六四年四二一二件、六五年六一四一件であり、その負債総額は、一六九五億、四六三一億、五六二四億円と増大し、中小企業のきびしい受難を物語っている。このような一般的不況の基底は資本主義の全般的危機の中で、再編されつつある対米従属的な日本の国家独占資本主義に必然的な過剰生産であり、それを促進し表面化させたのは、数年来の「高度成長」政策と、独占資本の集中と競争の激化であり、さらにアメリカの資本および商品の進出であった。過剰生産は操業率の低下、生産の縮小・停滞、在庫の増大、卸売価格の低下、企業利潤率の低下などの形であらわれた。生産設備の遊休率は、電気扇風機六六%、冷蔵庫五〇%などを筆頭に、工作機械四五%、電動機四〇%、セメント三九%、ホット・ストリップ(圧延)三八%、粗鋼三四%、石油精製三一%と、ほとんどの主要産業で過剰生産が激化した。四大証券会社の一つ山一証券が過大負債(三月末、一八九二億円)のため五月に事実上の破産状態となったことは、過剰生産がさらに金融恐慌に発展してゆく深刻な動向を明示していた。日本の支配層はこの事態にあわて、対策がきまるまでその発表をかくしていた。山一を再建させるため、大蔵省・日本銀行・大銀行などのあいだで政治的救済、すなわち日銀の無担保・無条件・無制限の特別融資をはじめ、三年間にわたる利子タナ上げなどの緊急対策が決定した。日銀が一証券会社にその資本金の三倍にも上る救済融資をするというような緊急措置は、昭和初期の金融恐慌以来、例をみないことであった。日銀は一・四・六月と三回にわたって公定歩合を引き下げ(これで戦後最低となった)、さらに預金準備率も従来からの最低水準に引き下げて金融の緩和をはかったが、不況の克服には効果をあらわさなかった。政府は国家財政の力(支出のくり上げ、財政投融资の拡大)で局面の打開をはからざるをえなかった。こうして、税収状況が悪いまま財政支出をふやすことから、不況は国家財政そのものの赤字を増大させた。ついに一〇月、蔵相は六五年度内に二五〇〇億円の赤字公債を発行す

ることを表明した。戦後はじめて、日本財政はここに公然たる公債発行、インフレーション政策へ踏みこんだのである。年末の通貨流通高は二兆七〇〇〇億に近く、前年末を一〇%以上上回っていた。インフレーション政策をとりながら、その激化をふせこうとしてとられる「インフレ対策」は、結局は資本の集中とそれに関連して強行される合理化と低賃金のおしつけに向かうことになる。

5 国民生活の破壊と民主的諸権利への攻撃

こうした「不況」による被害を国民大衆の犠牲によって切りぬけようとする支配層の努力は、国民の生活を悪化させ、また民主的な諸権利にたいする攻撃となってあらわれた。

「景気回復」のためのインフレ政策は、何よりも物価の値上りとなって国民の生活を圧迫した。六〇年を一〇〇とする消費者物価指数は、六四年平均一二五・六、六五年平均一三五・二、六六年四月一四三・二と大幅に上昇し、五年あまりのあいだに四割三分の物価高となった。とくに食料をはじめとして生活必需物資の価格は全面的に上がった。とくに、政府によって配給米、国鉄運賃、公私営バス、私鉄運賃、健康保険料、給食費、郵便、電話、電報料金、などの公共料金の値上げがつぎつぎと強行され、地方自治体も水道料金・公営住宅家賃・幼稚園料金などを引き上げた。総理府の「家計調査報告」によれば、六四年から六五年にかけて一世帯当り一カ月の食費支出金額は一万八一三九円から一万九七三八円へ一五九九円だけふえているが、この間に同じ総理府調べの消費者物価指数をみても、食料は一〇・一%の値上りであるか

ら、実質的には二三円減少しており、食生活の低下を歴然と示している。物価指数も消費支出統計も実態を正しく反映するものではないから、国民生活の窮迫化の実状はこれよりはるかにきびしかったといえよう。一九六〇年を一〇〇とする六五年第一四半期の生計費の騰貴は、アメリカ一〇六、イギリスおよび西ドイツ一一三、日本一三一であった。

失業者、半失業者も大量にふえた。政府統計の「完全失業者」の数も、六五年六月には前年同月の二二%増となったが、この中には、解雇された臨時工、日雇い労働者や短時間労働者はふくまれていない。企業の倒産などにもなって職場を追われた労働者の数は、労働省調査で六五年夏には月一万人をこえている。三菱重工の八〇〇〇人、日立製作所の五〇〇〇人など、大企業における臨時工や社外工の首切りも大規模に行なわれた。電機、機械、セメント産業などを中心に本工の「一時帰休制」、大規模な配置転換、下請会社への「出向」、事務職員の「待命制」などが実施され、東洋レーヨンでは、短期休暇制によって全労働者の一〇—二〇%をつねに交替で一—二週間休ませ、休暇中は基本給の七〇%を生活補助費として支給した。公共職業安定所の六五年の求人数は前年より二〇万人以上減少し、就職件数は一九五五年以来の最低であった。八月に日経連の前田理事は「いまのわが国企業は平均一五%見当の余剰労働力をかかえている。不況に対処して人員合理化をすすめる必要がある」と語った。職場における労働強化などの合理化攻撃もいっそうはげしくなった。ほとんどすべての産業、企業において、「能率向上」、「経費節約」、「企業防衛」、「国際競争力の強化」などの名目で労務管理が強化され、労働条件を悪化させ、労働災害と職業病を増大させた。

「合理化」は、さらに、労働組合の権利をうばい、労働者の基本的人権をおかして「職場秩序」を確立する方向で進められた。組合活動にたいする攻撃、組合の破壊、政治活動に対する弾圧など、労働者の権利侵害も合理化を推進する中で暴力的に遂行されている。ストライキ権の奪還と政治的活動の自由を目ざしてたたかっている官公労働者に対しては、政

府はILO条約の批准に結びつけて国内法の改悪によって逆にしめつけを強化しようとしている。

6 報道機関への干渉と攻撃

とくにこの時期について注目すべきことは、新聞、ラジオ、テレビなどの報道機関が、内外のきびしい攻撃を受けたことであった。このため、一時は、「安保で死んだ新聞が、ベトナムでよみがえった」ということばも聞かれたが、日本の報道機関は、五年前の安保の時とは大きくちがって、大衆の動きをあまり伝えなくなり、報道内容においても御用化する傾向を顕著にしてきた。六五年四月のアメリカ上院外交委員会において、國務省のポール・マッカーサーは、朝日と毎日、両新聞は「赤」に支配されており、その論調は反米的で故意にベトナムの真相をゆがめていると証言した。日本政府と報道機関の経営者はこうした圧迫に同調、屈服していった。五月の「日本テレビ」は各方面の圧力で「ベトナム海兵大隊戦記」の第二・三部の放送を中止した。一〇月、ライシャワー駐日大使は、日本のベトナムに関する報道は「いちじるしく公正を欠く」として、編集者の名前まであげて非難を加えた。つづいて、首相、官房長官、郵政大臣らは放送関係者と放送人政治懇談会を開き、ニュース放送では、デモの取り扱いを慎重にし、院外の大衆運動より院内の動きを主にし、日韓条約の批准を促進するような番組を育成するよう要請した。TBSと日本テレビによる米空軍のベトナム無差別爆撃の実況放送は、アメリカ大使館から電話で「再考」を求められた。放送中止番組は六五年から激増している。「子供裁判」(二月、12チャンネル)、「生あらばいつの日か」(三月、TBS)、「話題をつく、婦人問題特集」(四月、TBS)、「風雪―敵艦見ゆ」(四月、

NHK)、「南ベトナム海兵大隊戦記」(五月、日本テレビ)、「判決―佐紀子の庭」(五月、NET、教科書問題)、「木の葉の毛布」(六月、NHK、山野鉦爆発事故)、「きけ一千万人の声、東京都議選街頭討論会」(七月、12チャンネル)、「戦争と平和を考える、徹夜討論会中継」(八月、12チャンネル)、「風雪」(NHK)と「報道シリーズ」(TBS)は九月末で放送打ち切り、「総理と語る」(二月、TBS)で「政治家はどこか狂っている」という発言カット、等々。それだけでなく、六五年の春闘以来、マスコミ労働者にたいする激しい組合弾圧が集中的に加えられた。福井放送(暴力団を使って先制ロックアウト、警察も協力して強制労働、第二組合結成)、山陰放送(ロックアウト、第二組合結成、委員長処分、書記長ら三名配転)、中部日本放送(争議責任で委員長、書記次長解雇、闘争委員全員処分)、新潟放送(委員長以下一五名に就業規則違反で停職など処分)、毎日放送(「放送妨害」の理由で八名逮捕、機動隊六〇名動員、四名解雇、四名休職、四名謹慎・譴責)、毎放映画(争議責任で委員長ら解雇、のち偽装閉鎖、全員解雇)、民放労連東京支部連(抗議行動を傷害・住居侵入として四名逮捕・起訴・休職、RKB毎日二名、テレビ西日本、ラジオ中国)、山陽放送(職業規制違反で二名無期休職、大量処分)、ラジオ関東(詐欺のデッチ上げで一名逮捕・起訴・解雇)、東京12チャンネル(暴行・傷害として副委員長が逮捕・起訴、そのあと二〇〇名首切り)、名古屋放送(執行委員が誤放で解雇)、CBC(委員長ほか一名懲戒解雇、副委員長出勤停止、闘争委員一三名処分、合唱団は全員解雇)、東京新聞(ロックアウトに機動隊出動、委員長書記長逮捕)、大映(ロックアウトに機動隊出動、委員長ら解雇、分裂)、福井新聞(ロックアウト、委員長ら解雇、ビラ貼りで書記長逮捕、起訴)、等々。民間放送だけで、この一年に、逮捕一四名、起訴一〇名、解雇三〇余名に上った。

こうしてこの時期にマスコミ関係の労働組合にたいして集中的な攻撃が加えられ、とくに五月に福井放送、東京新聞、毎日放送、などの労組の争議にロックアウトが連続的に行なわれ、警官が職場内に出動して実力行使をしていることは、きわめて象徴的な事件であったといえよう。

7 労働者の状態とたたかい

以上にみてきたように、日本の国民大衆にとってこの時期の内外情勢の特長は、ベトナム戦争の激化と拡大の中で、アメリカと日本の支配層がとった政策によって、日本がますます戦争にまきこまれてゆく過程と、経済不況と合理化の強まる中で、国民大衆の生活が悪化しその権利が侵害されてゆく過程とが、からみあって進行していることであり、それが一九六〇年の安保闘争の時期以上に緊迫したものになっていることであった。

このような情勢の中で、労働者階級をはじめ国民大衆の構成や労働条件はどのようになり、どのようにそれらの情勢を受けとめ、それとたたかったであろうか。それが本書全編の述べているところであるが、その要点を手短かに略述してみれば次のようにでもなるであろうか。

まず、人口九八〇〇万人（これには沖縄、小笠原はふくまれていない）の階級構成において、労働者階級が過半数を占めるにいたったことが確認される。統計上の非農林業雇用者数、すなわち資本主義的企業に雇用される賃労働者数（「失業者」はふくまれていない）はこの一〇年間に一一〇〇万人増加し、それらが全産業就業者総数の中で占める比重は急速に高まり、一九六五年には五八％となり、農林業労働者をふくめるとほとんど六割に近づいている。これにたいして、農家人口は減少をつづけ、六五年中間センサスでは三〇一一万人で、総人口の約三〇％となり、農家といっても、そのうち専業農家はわずか二割にすぎなくなった。農民層の分解が進み、一部上層農の規模拡大傾向にたいして、広範な農民の落層・脱農化、

プロレタリア化が進行した。

一方、経済不況と合理化の進展によって、この年の常用労働者の雇用状況は、鉱業をはじめ雇用の減少した部門がふえ、全体として停滞状態になった。製造業における常用労働者の雇用指数(三〇人以上の事業所)は六五年八月以降、同期の水準を下回った。賃金は、若年労働者の相対的な賃金上昇と同時に、全体として名目賃金の上昇率は低下し、官庁統計でも実質賃金の上昇はわずか二・二%であった。賃金不払も増加した。勤労者世帯についての総理府調査によれば、実収入から税金などを差し引いた実質的な可処分所得は前年を下回り、調査開始以来実に一四年ぶりの減少を示した。労働時間は、なお一〇時間以上の長時間労働の産業部門も少なくないが、一方労働組合の時間短縮運動が根を下ろしはじめたため、わずかながら縮小した。

労働災害は、労働時間あたり労働損失日数(強度率)でみると、産業別には、出版印刷、金属製品、化学、ゴム製品、食料品などで前年より高まり、とくに炭鉱など鉱業では激増しており、規模別には一〇〇〇人以上規模でかなり増加しているが、従来災害発生率の高かった鉱業労働者と林業労働者の相対的比重が低下したため、全体としては減少している。炭鉱では、北炭夕張(二月)、日鉄伊王島(四月)、山野鉱(六月)に大事故をおこし、中でも山野鉱では死者二三七名、重軽傷者三七名を出し、戦後二番目の三井三池の大爆発につぐ大災害であった。職業病については、精神障害、鉄鋼業における「じん肺病」、化学工業での中毒症など新しい職業病の発生が目立った。

労働組合組織については、この年初めて日本の労働組合員の数が一〇〇〇万人を越えた。資本主義国で一〇〇〇万以上の組合員をもつ国はアメリカと日本だけである。組織率においても、イギリスや西ドイツの率に近く、アメリカより高い。主要団体別では、総評四二%、同盟一六%、中立労連一〇%であるが、国際金属労連日本協議会IMF・JCが、金

属機械産業の約九〇万の労働者を結集したこと、合理化の進展の中で三菱三重工の合併や日産・プリンスの合併が組織上小さくない変化を生み出したこと、などが注目された。

労働争議は六五年に件数三〇〇〇件をこえて今までの記録を更新し、六六年もさらにそれを上まわる勢いを示している。中でも同盟罷業（とくに短時間の時限スト）の増加が顕著であり、産業別には機械・金属・化学・運輸通信部門が多かった。全体として争議が多発化するとともに長期化する傾向を示し、要求の貫徹は困難となった。規模別には従来もっとも多かった九九人以下の企業にかわって、一〇〇—四九九人規模の企業が数の上でリードするようになった。主な争議としては、春闘共闘委（六七六万人参加）の指導下に公労協八組合、私鉄一八七組合などをはじめとする春闘（一五月）、公務員共闘（一〇月）、海員組合争議（十一月—六六年一月）などがあった。経済闘争とならんで、この年にはILO八七号条約批准を中心とする労働基本権奪還闘争が大詰を迎えて紛糾し、政府は六六年六月に労働組合側の抗議の中を関係国内法改正のタナ上げ部分についての政令を施行した。

これら国民の生活と権利を守るたたかいとかたく結びついて、ベトナム戦争・原潜寄港・日韓条約反対闘争など、戦争とそれに連なる政治反動にたいする反対運動、政治闘争が、六五年の初頭以後、全運動をつらぬく基軸となった。たび重なるデモや集会において反対が叫ばれたばかりでなく、労働者は実際行動でも戦争への協力を拒否してたたかった。六五年四月、全日本海員組合京浜地方支部は、米軍からの申し入れにたいし、LSTへの日本人乗組員のあっせんを拒んだ。同じころ、香港から那覇軍港に入った汽船無難丸は米軍輸送部隊長の要求をけり、武器弾薬の積みこみを拒否して出航したが、その際照会を受けた海員組合本部は、ベトナム向けの兵器輸送はやらないと回答し、これまで米軍需物資の積みこみ荷役をこたわったことのない沖縄の港湾労組もこれに同調した。つづいて五月には南ベトナム行きを命ぜられた沖縄の

船員二二名が、全沖縄軍雇用員労働組合と連絡して、組合とともに命令を拒否する事件もおこった。またTBSでは南ベトナムでの米空軍をPRする記録映画を作成するため要員八名を指名したが組合員の強い反対のため計画を撤回せざるをえなかった。しかし本土では、二月はじめの佐世保での原潜寄港反対の現地共闘が行なわれたあと、全民主勢力の統一行動を組織し発展させることは、なかなか実現しなかった。六月にいたってようやく「六・九ベトナム侵略反対国民行動の日」がもたれ、統一集会にはならなかったが時間をおいた同じ会場で、共通のスローガンのもとに集会とデモが行なわれ、統一行動への一歩前進がみられた。デモの規模は安保以来最大のものとなった。だがその後は、七月の参院選と都議選でも共同行動は進まず、八月の原水爆禁止世界大会も前年来の組織的な分裂を固定化させ深めただけであった。しかし日韓条約批准国会を前にして、今までベトナム戦争反対に主として関心をそそいでいた国民は、日韓条約に強く目を向けるようになった。九月には晴海埠頭で一三万五〇〇〇人を結集した日韓条約破棄中央大会が開かれた。一〇月に日韓国会がはじまり、がんこに反対していた総評も賛成して、日韓条約反対にかぎり「一日共闘」をすることとなり、十一月九日に両実行委員会主催の第一回共闘が実現し、つづいて第二回の共闘には、二三単産の共同実力行使として一一・一三の統一ストライキが行なわれた。以後、共闘は回をかさねて五回実施され、六六年に入った。六六年には、戦争協力に直接つながる小選挙区制が日程にのぼり、その問題をめぐって三月には社会、共産、公明、三党の共同見解と三党連絡会議の共同の行動計画が発表され、五月には民社党までふくめた四党間で院内の共同闘争体制がつくられた。

こうして六六年後半期を迎えたのである。

第一部

労働者状態

I 労働人口の構成

概要□わが国の人口および世帯の概況——労働者階級の部門別構成——工業労働者／商業労働者／鉱山労働者／運輸・通信労働者／公務労働者／教育労働者

概

要

一九六五年一〇月一日現在で、わが国の総人口は九八二八万人となり、過去五カ年間に愛知県の人口にほぼ近い四八六万人、率にして五・二％を増加した。この間には、人口の大都市圏への集中がいつそう目立ってきている。すなわち、東京都の人口は、同じ五年間に一一九万人を増加したほか、大阪府で一一五万人、神奈川県では九八万人もふえており、ことに南関東から近畿までの太平洋岸沿いには、わが国人口一〇〇人中の四五人までが集まっいて、そこには「東海道メガロポリス」とよばれる带状の巨大都市圏が形成されつつある。こうした反面、九州、四国全県、広島県をのぞく中国地方、石川県をのぞく北陸、宮城県をのぞく東北地方の各県では、軒並みに人口減となり、農山村から商工業都市への人口移動のげしさを物語っている。農山村とともに注目されるのは、合理化や閉山などの人べらしがつづいた炭鉱地帯における人口減である。

かくして、東京、大阪、愛知各府県を中心とする巨大都市圏へむかつての人口の移動集中は、いわゆる「高度成長」の過程でかつてない規模のものに拡大した。しかも、国勢調査の結果でみると、調査時前一カ年間に他県から東京都へ転入した人口の約六〇％は一六～二四歳台の青少年層であった。そしてまた、わが国の巨大都市

では中小企業の集中度の高いことに留意する必要がある。製造工業のみでも、一九六四年の工業統計調査結果によれば、従業員数三〇〇人未満の中小事業所の占める割合は、全国平均の六九・四％にたいし、東京都ではそれを大きく上まわる七三・八％であった。中小企業の多い商業、サービス業等第三次産業就業者の占める比率のうえでも、東京都は全国平均より高い。したがって、人口流入の要因となる雇用機会も中小企業で多い。つまり、巨大都市圏への人口集中の過程は、一方では大量の若年労働力を吸引すると同時に、他方では大企業と中小企業とを問わず中高年労働力を排除する過程であり、ことに中小企業においては、その過度労働と低賃金を契機とする頻繁な労働移動を通じて、中年から高年へかけて、労働者の地位を下降させ、彼らを廃兵化し、都市の下層に大量に沈没させる過程でもある。こうした過程は、景気の波に応じて、あるときは労働者を流動化し、あるときは停滞化させながら、中高年労働者の廃兵化部分を、若年労働者によって代置するという比較的緩慢な経過をたどって行なわれている。その代置はしばしば散発的であり、都市圏という広範囲な地域に分散した労働者の間には未組織部分も圧倒的に多い。そこで、中小企業労働者、都市下層階層の量的大きさにもかかわらず、右の過程が目立たない形で年々歳々進行しているといえる。

1 わが国の人口および世帯の概況

——一九六五年第一〇回国勢調査結果による——

総理府統計局は、一九六五年一〇月一日現在で実施された第一〇回国勢調査の結果のうち、全国・道府県・市区町村別人口および世帯数を発表した。それによると、わが国の総人口は九八二八万人となり、過去五カ年間に愛知県の人口（四八〇万人）に近い四八六万人、率にして五・二％を増加した。それは実数においても、率においても前回調査（一九五五・六〇年）結果のうえにおける四一四万人、四・六％増を上まわるものであった。ことに、人口の大都市圏への集中がいっそう目立ってきている。東京都の人口は、同じ五年間で一一九万人の増加となった。そのほか、大阪府が一一五万人、神奈川県では九八万人もふえている。これらの大都市府県でも人口増のはげしかったのは都心部よりも周辺の住宅地で、前回にくらべて二四％増と驚くようなふえ方をした埼玉県でも、東京のベッド・タウンといわれる草加市などでは一〇〇％をこす増加ぶりを見せている。兵庫県では阪神間の川西、伊丹両市が四〇％以上の増加。また、東京の都心六区はこの五年間に一三万人減となったが、三多摩の市部で四三％、郡部では五三％もふえている。

こうした反面、九州、四国全県、広島県をのぞく中国地方、石川

県をのぞく北陸、宮城県をのぞく東北地方の各県では、軒並みに人口減となり、農山村から商工業都市への人口移動のはげしさをものがたっている。農山村とともに注目されるのは、合理化や閉山などの人べらしがつづいた炭鉱地帯における人口減である。たとえば、北海道の美幌市では、五年前八万七〇〇〇人だった人口が二万四〇〇〇人もへり、夕張、芦別、歌志内などの各市も一万人以上へっている。福岡県山田市でも三万人の人口が二万人になった。わが国四大工業地帯の一中心地である福岡県の人口が、今回の調査結果ではじめて減少を示すことになったのも、炭鉱地帯からの県外人口流出がいちじるしかったためといえる。また、山口県下では、小野田、宇部など石炭産業を中心とした都市の人口がへり、若い石油工業都市である岩国、徳山市などで人口がふえていて、「石炭から石油へ」のエネルギー転換の姿をそこにもみることができるといえる。そして、調査結果に現われたもっとも大きな特色の一つは、わが国人口一〇〇人中の四五人までが、東海道沿いに集まり、そこに「メガロポリス」とよばれる带状の巨大都市圏が形成されつつあるということである。

「東海道メガロポリス」というのは、南関東から近畿までの太平洋側の都府県をいい、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、岐阜の南半、三重、滋賀の南半、奈良、和歌山、京都の南部、大阪、兵庫がふくまれ、この地域の人口は、厚生省人口問題研究所調べで四四三万人、わが国総人口の四五・一％を占め、前回の国勢調査結果にくらべて、実に五五四万人の増加である。「昭和四〇年国勢調査結果」と「住民登録移動報告」によって、わが国人口および世帯の概況についてみると次のごとくである（第1～4表）。

第 1 表 各回国勢調査結果の推移

年	総人口	前回調査との比較		人口密度 (1平方キ ロメートル 当り)	性 比 (女100人に つき男)	1世帯当 り人員
		増 加 数	増加率 (%)			
1965年 (第10回)	98,281,955人	4,863,454人	5.2	266人	96.6人	4.08人
1960年 (第9回)	93,418,501	4,142,972	4.6	253	96.5	4.52
1955年 (第8回)	89,275,529	6,075,892	7.3	242	96.6	4.97
1950年 (第7回)	83,199,637	5,098,164	6.1	226	96.3	5.02
1947年 (第6回)	78,101,473	5,561,744	7.1	212	95.4	4.92
1940年 (第5回)	72,539,729	3,878,075	5.6	191	100.1	5.10
1935年 (第4回)	68,661,654	4,789,158	7.5	181	100.7	5.13
1930年 (第3回)	63,872,496	4,693,296	7.9	168	101.1	5.08
1925年 (第2回)	59,179,200	3,787,719	6.8	156	101.1	4.98
1920年 (第1回)	55,391,481	—	—	146	100.5	4.99

〔備考〕 内閣統計局および総理府統計局各回「国勢調査結果」による。

都道府県 都道府県
別人口 人口
の大きさをみると、一〇八八万人の東京都が第一位で、以下大阪府六六六万人、北海道五七万人、愛知県四八〇万人、神奈川県四四三万人、兵庫県四三万人、福岡県三九六万人、埼玉県三〇一万人の順となっている。

前回調査結果の人口と比べると、四六都道府県のうち、人口が増加したのは二一都道府県で、減少したの

第2表 わが国人口と世帯数 (1965年10月1日現在)

都道府県名	世帯数	人口			前回調査との増減
		総数	男	女	
北海道	1,263,846	5,171,769	2,583,807	2,587,962	132,563
青森	310,152	1,416,555	683,045	733,510	△ 10,051
岩手	310,482	1,411,242	679,623	731,619	△ 37,275
宮城	391,233	1,753,208	855,089	898,119	10,013
秋田	280,359	1,279,824	614,663	665,161	△ 55,756
山形	271,081	1,263,099	605,374	657,725	△ 57,565
福島	425,063	1,983,748	956,187	1,027,561	△ 67,389
茨城	448,425	2,056,137	1,008,761	1,047,376	9,113
栃木	332,702	1,521,723	736,034	785,689	8,090
群馬	360,135	1,605,573	779,390	826,183	27,097
埼玉	697,098	3,014,957	1,513,424	1,501,533	584,086
千葉	637,728	2,701,741	1,344,664	1,357,077	395,731
東京	3,106,309	10,877,217	5,574,758	5,302,459	1,193,415
神奈川	1,150,204	4,430,518	2,282,461	2,148,057	987,342
新潟	522,727	2,398,923	1,160,980	1,237,943	△ 43,114
富山	230,630	1,025,452	492,305	533,147	△ 7,162
石川	230,370	980,497	468,857	511,640	7,079
福井	173,581	750,551	359,916	390,635	△ 2,145
山梨	176,050	763,167	368,243	394,924	△ 18,895
長野	463,866	1,958,001	938,213	1,019,788	△ 23,505
岐阜	390,542	1,700,265	822,284	877,981	61,866
静岡	654,045	2,912,520	1,428,490	1,484,030	156,249
愛知	1,126,603	4,798,639	2,384,287	2,414,352	592,326
三重	358,459	1,514,432	728,076	786,356	29,378
滋賀	195,807	853,370	409,434	443,936	10,675
京都	540,001	2,102,777	1,029,316	1,073,461	109,374
大阪	1,756,426	6,657,051	3,358,160	3,298,891	1,152,305
兵庫	1,091,487	4,309,801	2,187,240	2,187,240	401,674
奈良	192,166	825,941	425,297	425,297	44,883
和歌山	261,121	1,026,944	529,206	529,206	24,753
鳥取	134,912	579,851	275,775	304,076	△ 19,284
島根	197,807	821,620	393,947	427,673	△ 67,266
岡山	402,969	1,645,107	782,037	863,070	△ 23,707
広島	605,949	2,281,029	1,108,734	1,172,295	96,986
山口	397,172	1,543,574	741,859	801,715	△ 58,633
徳島	192,642	815,087	390,362	424,725	△ 32,187
香川	221,665	900,833	427,353	473,480	△ 18,034
愛媛	365,877	1,446,366	688,844	757,522	△ 54,321
高松	223,237	812,707	386,827	425,880	△ 41,888
福岡	977,395	3,964,613	1,912,210	2,052,403	△ 42,066
佐賀	191,647	871,889	411,576	460,313	△ 70,985
長門	389,150	1,641,231	789,943	851,288	△ 119,190
熊谷	411,250	1,770,747	839,537	931,210	△ 85,445
大宮	285,927	1,187,474	559,531	627,943	△ 52,181
宮崎	266,519	1,080,668	517,845	562,823	△ 53,922
鹿児島	491,046	1,853,517	873,995	979,522	△ 109,587
沖縄	24,103,867	98,281,955	48,287,159	49,994,796	4,863,454

〔備考〕 総理府統計局「昭和40年国勢調査結果、わが国人口および世帯の概況」による。

が二五県である。一九五五年から六〇年までに人口増となった都道府県は二〇、減少を示した県は二六であったから、今回は増加した県が一県多くなっている。人口減少県から人口増加県に転じたのは、茨城、栃木、群馬、三重、滋賀、和歌山の六県で、反対に増加県から減少県に仲間入りしたのは、青森、岩手、富山、福岡、長崎の五県であった。人口増加県の地域的な分布をみると、二一都道府県のうち一七都府県は、関東から東海をへて近畿にいたる表日本に切れ目なく連なっており、いわゆる「東海道メガロポリス」と呼ばれる地域に属している。これら以外で人口増加となったのは、北海道、宮城、石川、広島の四道県のみである。一方、人口減少を示したのは、九州および四国の全県、広島県をのぞく中国地方各県、宮城県を除く東北地方各県および中部地方の五県である。

また、過去五年間の人口増加率を都道府県別にみると、神奈川県が最高で二八・七%を示し、それについて、埼玉県二四・〇%と大阪府二〇・九%が、前回東京都が示した最高の増加率二〇・五%をこえている。以上のほか増加率が一〇%をこえたのは、千葉県一七・二%、愛知県一四・一%、東京都一二・三%、兵庫県一〇・三%の四都府県で、東京都をのぞいては、いずれも前回の増加率よりも高くなっている。つぎに、人口減少率の高い県をみると、島根県が最高で七・六%を示し、ついで佐賀県七・五%、長崎県六・八%、鹿児島県五・六%、高知県四・九%の順となっており、これらを含めて、減少率が四・〇%をこえる県が一〇県もある。前回四・〇%以上の減少率を示した県は、島根県四・三%と鹿児島四・〇%のみであった。このことから、人口増加率の高い府県は大都市のある府県かもしれないとその周辺県であるのにたいして、人口減少率の高

いのは農村県あるいは炭鉱地帯に属する県であるといえる。さらに、前回に比べ、人口増加県と減少県とを通じて、増加率または減少率がそれぞれ全般的に高まっており、このことは、この五年間における人口の地域移動が、前の五年間におけるよりもいっそう激化していたことを示すものである。

ところで、全国人口の性比をみると、男子四八二八万人にたいして、女子は四九九九万人で、女子が男子よりも約一七〇万人多く、女子一〇〇人につき、男子は九六・五人の割合となっているが、神奈川、東京、大阪、埼玉、北海道、千葉、愛知、兵庫の八都府県では、その性比が全国平均よりも高くとくに神奈川、東京、大阪、埼玉の四都府県は、男子の数が女子の数を上まわっている。神奈川県は、男子はもっとも高く、女子一〇〇人につき男子が一〇六・三人となっており、一方、性比がもっとも低いのは、女子一〇〇人につき男子八九・一人の大分県で、鹿児島県と佐賀県でも性比が九〇・〇人を下まわっている。

人口の大都市集中と「郊外化現象」

都市の人口の大きさをみる
と(第3・4表)、東京都区

部八九〇万人、大阪市三一五万人、名古屋市一九四万人、横浜市一七九万人、京都市一三六万人、神戸市一三二万人、北九州市一〇四万人が、いずれも一〇〇万人以上の人口を有し、これらの七大都市をあわせた人口で、全国人口の一九・七%を占める。一九六〇年には、これら七大都市人口の全国人口に占める割合は一九・〇%であった。また、これら七大都市全体のこの五年間の人口増加率は九・二%であるが、横浜市三〇・〇%と京都市六・二%をのぞく五大市では、いずれも前回の増加率よりも低くなっており、とくに大阪市

第 3 表 7 大都市の人口

区 分	1965年人口	1960年人口	1960~65年の増加	
			増 加 数	増 加 率
東 京 都 区 部	8,901,341 ^人	8,310,027 ^人	591,314 ^人	7.1%
大 阪 市	3,156,201	3,011,563	144,638	4.8
名 古 屋 市	1,935,430	1,697,093	238,337	14.0
横 浜 市	1,788,796	1,375,710	413,086	30.0
京 都 市	1,364,977	1,284,818	80,159	6.2
神 戸 市	1,216,579	1,113,977	102,602	9.2
北 九 州 市	1,042,389	986,401	55,988	5.7
7 大 都 市 合 計	19,405,713	17,779,589	1,626,124	9.1
(全国人口に占める割合)	(19.7%)	(19.0%)	—	—

〔備考〕 1960年、65年人口は1965年の境域による。

第 4 表 人口10万以上の市とその人口

市	人 口	市	人 口	市	人 口	市	人 口	市	人 口
東京都区部	8,893,094 ^人	横 須 賀	317,411 ^人	八 王 子	207,753 ^人	明 石	159,299 ^人	別 府	118,938 ^人
大 阪	3,156,222	豊 中	291,936	一 宮	203,743	宇 部	158,986	鎌 倉	118,329
名 古 屋	1,935,430	岡 山	291,825	前 橋	198,745	久 留 米	158,974	調 布	118,004
横 浜	1,788,915	松 山	282,651	吹 田	196,779	水 戸	154,983	春 日 井	117,384
京 都	1,365,007	布 施	271,704	小 樽	196,771	長 岡	154,752	帯 広	117,253
神 戸	1,216,666	宇 都 宮	265,696	岡 崎	194,409	松 本	154,131	津	117,214
北 九 州	1,042,388	下 関	254,376	大 牟 田	193,875	弘 前	151,624	町 田	115,918
川 崎	854,866	川 口	249,112	山 形	193,737	足 利	150,259	茨 木	115,136
札 幌	794,908	佐 世 保	247,069	徳 島	193,233	倉 敷	144,461	大 垣	113,671
福 岡	749,808	旭 川	245,246	八 戸	189,387	岸 和 田	143,710	寝 屋 川	113,576
広 島	504,245	高 松	243,444	宮 崎	182,870	小 田 原	143,377	松 江	110,534
尼 崎	500,990	函 館	243,418	日 立	179,703	高 岡	139,502	熊 谷	109,575
仙 台	480,925	富 山	239,810	盛 岡	176,967	守 口	138,856	柏	109,237
堺	466,412	豊 橋	238,672	藤 沢	175,183	三 鷹	135,873	鳥 取	108,860
熊 本	407,052	大 分	226,417	釧 路	174,105	平 塚	134,931	都 城	108,220
長 崎	405,479	、 呉	225,013	高 崎	173,887	佐 賀	134,575	豊 田	107,455
浜 松	392,632	青 森	224,433	福 島	173,678	武 蔵 野	133,516	岩 国	105,931
姫 路	367,807	船 橋	223,989	長 野	172,836	高 槻	130,735	小 平	105,353
静 岡	367,705	郡 山	223,183	甲 府	172,457	桐 生	127,880	今 治	104,470
岐 阜	358,190	浦 和	221,337	八 尾	170,248	枚 方	127,520	八 代	102,511
新 潟	356,302	四 日 市	218,981	福 山	170,158	川 越	127,155	伊 勢	102,395
西 宮	336,873	清 水	218,559	福 井	169,636	府中(東京)	126,519	会津若松	102,239
金 沢	335,828	高 知	217,889	相 模 原	163,381	新 居 浜	125,155	加 古 川	101,841
千 葉	332,188	秋 田	216,607	室 蘭	161,252	延 岡	124,000	立 川	100,719
和 歌 山	328,657	大 宮	215,646	室 奈 松	160,641	伊 丹	121,380	鈴 鹿	100,594
鹿 児 島	328,446	市 川	207,988	沼 津	160,001	大 津	121,041	茅 ヶ 崎	100,081

は、前回の一八・二％から四・八％へ、東京都区部は、一九・二％から七・一％へといちじるしく低下していて、大都市の人口がすでに飽和状態に達していることを示している。一方、これら大都市郊外の市町村では、人口の増加率がいちじるしく高くなっていることが特徴的である。前回、大都市周辺の市町村で人口増加率が五〇％をこえたのは、一三市町村であったが、今回は五九市町村に激増しており、そのうち東京都久留米町、埼玉県草加市、同新座町、大阪府門真市など九市町では一〇〇％をこえる増加率を示している。つまり、東京、大阪など大都市では、都心部の常住人口がへって、次第に空洞化し、郊外周辺部でドーナツ状に人口が増加する。そのドーナツの輪は地価の高騰によって外へ外へとひろがり厚みをままして、近代都市における人口の「郊外化現象」を生じつつある。

2 労働者階級の部門別構成

1 工業労働者

通産省調査統計部「昭和三八年、工業統計表、産業編」（一九六五年二月刊）によると（第5・6表）、一九六三年十二月末の製造業

第5表 製造工業の従業者構成

(1963年12月末現在)

区 分	従 業 者 数		
	総 数	男	女
1962 年 総 数	8,998,393 ^人	5,833,006 ^人	3,165,387 ^人
1963 年 総 数	9,727,874	6,242,707	3,485,165
従業者10人以上の事業所	個人業主および家族従業者	53,087	32,177
	常用職員	1,671,557	1,234,175
	常用労務者	6,368,764	3,980,111
	計	8,093,408	5,246,463
従業者9人以下の事業所	個人業主および家族従業者	666,364	408,862
	常用労働者	968,102	587,382
	計	1,634,466	996,244

事業所総数は五六万三三二七、その従業者数は九七二万七八七四人で、前年に比べて事業所数では七万一二四（二四・四％）、従業員数でも七二万九四八一人（三・〇％）を増加した。ことに六三年調査の実施においては、総理府統計局の「昭和三八年事業所統計調査」と対象事業所の照合を行ない、調査もれの捕捉につとめるなど、対象把握の正確を期したため従業者九人以下の小零細事業所数でかなりの増加になっている。従業者一〇人以上の

第 6 表 製造工業の業種別事業所数および従業者数

(1963年12月末現在)

区 分	従業者10人以上の事業所				
	事業所数	従業者数			
		総数	うち常用労働者		
			計	職員	労務者
総数	147,783	8,093,408人	8,040,321人	1,671,557人	6,368,764人
男	—	5,246,493	5,214,286	1,234,175	3,980,111
女	—	2,846,945	2,826,035	437,382	2,388,653
食料品製造業	19,132	753,410	745,956	144,503	601,453
繊維工業	20,548	1,046,970	1,033,801	121,091	912,710
衣服, その他の繊維製品製造業	6,415	224,355	220,664	31,997	188,667
木材, 木製品製造業	13,897	373,232	367,595	60,656	306,939
家具, 装備品製造業	4,763	145,729	143,997	25,684	118,313
パルプ, 紙・紙加工品製造業	5,073	272,254	270,688	54,450	216,238
出版, 印刷・同関連産業	7,928	332,108	330,450	118,448	212,002
化学工業	3,601	469,984	469,689	126,717	342,972
石油製品, 石炭製品製造業	464	34,310	34,269	11,080	23,189
ゴム製品製造業	1,331	154,441	154,017	24,610	129,407
皮革・同製品製造業	1,409	49,307	48,759	9,084	39,675
窯業, 土石製品製造業	7,384	391,244	388,031	64,807	323,224
鉄鋼業	4,203	472,650	471,896	88,693	383,203
非鉄金属製造業	1,712	166,368	166,104	36,130	129,974
金属製品製造業	12,796	497,316	494,031	102,077	391,954
機械製造業	13,830	833,507	830,636	209,116	621,520
電気機械器具製造業	7,687	817,699	816,364	219,651	596,713
輸送用機械器具製造業	5,126	569,723	568,558	129,966	438,592
計量器等精密機械器具製造業	2,561	167,746	167,267	36,186	131,081
武器製造業	3	1,128	1,128	234	894
その他の製造業	7,920	319,927	316,421	56,377	260,044

〔備考〕 1) 本表における従業者とは、常用労働者のほか、個人業主および家族従業者をあわせたものである。そして、常用労働者には、(イ) 30日をこえる期間を定めて雇用されている臨時の者、(ロ) 11月、12月の各月において18日以上雇用された臨時の者(ハ) 7月以降に通算して60日以上雇用された臨時および日雇の者をふくんでいる。

2) 通産省統計調査部「昭和38年工業統計表、産業編」による。

2 商業労働者

事業所のうち、産業別にみて従業者の増加率が前年に比べて大きかったのは、衣服・その他の繊維製品製造業(三三・九%)、出版・印刷・同関連産業(二九・七%)、皮革・同製品製造業(二五・七%)、食料品製造業(二〇・二%)、パルプ・紙・同加工品製造業(一九・二%)などである。

通産省調査統計部「わが国の商業―昭和三十九年商業統計調査結果―」(一九六六年二月刊)によると(第7表)一九六四年七月一日現在におけるわが国商店

第 7 表 従業者規模別商店数および常時従業者数 (1965年 7 月 1 日現在)

区 分	商 店 数									常 時 従業者数
	計	常 時 従 業 者 規 模 別								
		1 ～ 2 人	3 ～ 4 人	5 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 人 以上	
総 数	1,533,523	973,832	300,114	160,312	62,160	16,986	11,213	5,967	2,939	6,297,815人
卸 売 業	227,953	55,961	48,809	62,432	35,864	10,782	7,482	4,350	2,273	2,503,036
一般卸売業	222,569	51,519	48,501	62,121	35,661	10,720	7,439	4,342	2,266	2,487,516
繊維品卸売業	10,504	1,893	2,048	2,916	1,976	653	504	314	200	173,448
衣服、身のまわり品卸売業	16,772	2,904	3,376	4,730	3,301	1,106	724	436	195	210,712
農畜産・水産物卸売業	21,535	6,118	5,656	5,939	2,505	632	383	204	98	165,771
食料・飲料卸売業	32,432	8,721	7,906	8,311	4,743	1,349	869	409	124	277,259
医薬・化粧品卸売業	5,672	779	900	1,532	1,141	404	377	346	193	116,918
化学製品卸売業	7,343	1,037	1,586	2,320	1,421	449	291	177	62	87,418
鉱物・金属材料卸売業	24,832	4,343	5,017	8,075	4,547	1,245	892	499	214	310,814
機械器具卸売業	36,236	5,686	6,969	10,467	6,737	2,288	1,873	1,261	955	613,086
建築材料卸売業	27,122	9,251	6,204	6,950	3,192	788	502	188	47	179,995
家具・建具・什器卸売業	9,431	2,227	2,264	2,745	1,461	414	203	90	27	76,625
再生資源卸売業	8,576	3,982	1,775	1,656	776	215	102	50	17	48,085
その他の卸売業	22,114	4,578	4,800	6,477	3,861	1,177	719	368	134	227,385
代理店・仲立業	5,384	4,442	308	311	203	62	43	8	7	15,520
小 売 業	1,305,570	817,871	251,305	97,880	26,296	6,204	3,731	1,617	666	3,794,779
各種商品小売業	2,959	1,447	483	230	134	83	106	175	301	167,707
織物・衣服等小売業	188,622	115,771	40,304	22,577	6,981	1,518	901	424	146	678,785
飲食料品小売業	674,816	492,491	134,242	38,476	7,009	1,409	790	317	82	1,632,357
自転車・荷車小売業	43,316	35,980	5,475	1,625	207	17	9	3	—	80,735
家具・建具・什器小売業	136,975	88,528	26,963	14,643	4,824	1,220	601	158	37	447,560
その他の小売業	258,882	183,653	43,838	20,329	7,141	1,957	1,324	540	100	791,635

〔備考〕 1) 本調査では商店従業者を次のごとく区分しており、そのうち常時従業者数をかかげてある。

商店従業者—
 —常時従業者
 —事業主および法人の有給役員
 —無給の家族従業者
 —常用労働者—
 —有給の家族従業者
 —家族以外の常用労働者
 —その他の従業者（臨時・日雇の従業者や歩合制の外交員）

2) 以上のほか、飲食店数269,227その常時従業者数1,106,111人。

3) 通産省調査統計部「わが国の商業—昭和39年商業統計調査結果」（1965年11月刊）による。

(含飲食店)数は一八〇万二七五〇、常用従業者数七四〇万三九二六人で、商店数の九三%を従業者九人以下のもので占めている。これを前回一九六二年の調査結果と比べると、商店数は卸・小売業合計において二・六%増(卸売業二・〇%、小売業は二・六%のそれぞれ増)、飲食店では一一・一%の増加となっている。

3 鉱山労働者

通産省調査統計部「昭和三十九年、本邦鉱業の趨勢」(一九六六年一月刊)によってみると、金属、非金属、石炭、亜炭各鉱山、精練所、石油・天然ガス採油所等鉱業に従事する労働者数は左のとおりである(一九六四年二月末現在、単位人)。

区分	労働者	職員	臨時・請負	計
金属鉱山	三六、四六〇	六、〇七二	七、〇七四 (四、五六〇)	四九、五八二
非金属鉱山	二八、〇七九	五、一四八	七、一九一 (五、〇五四)	四〇、四一八
精練所	一四、二二五	二、七二〇	一、六九一 (九一)	一七、六六九
石炭鉱山	一一七、二八五	一七、五七六	二六、三七一 (二一、三七八)	一六一、二三二
亜炭鉱山	二、八〇三	三五〇	二二八	三、三七一
石油天然ガス採油所	二、八四一	一、一三二	二、七五九 (二、〇六五)	六、七三二

(注) 石炭、亜炭鉱山は一九六五年三月末現在数で、労働者は実働者のみで長期欠勤者をふくまない。そのほかはすべて在籍者数である。臨時・請負夫欄のカッコ内は請負夫のみを示す。

通産省調査統計部「石炭統計月報」によつて、特に炭鉱労働者のみについてみると(第8表)、一九六五年三月末現在の常用労働者一万七二八五人は、前年同月末現在に比べて五九二五人(五・一%)の減少。また、請負労働者数は、一万九〇〇〇人で同じく二三八四人(二・二%)の減少となっている。

第8表 炭鉱労働者数(各年3月末現在)

区分	1966年	1965年
人	人	
夫	66,748	
夫	26,824	
接	90,361	93,572
接	20,999	23,713
計		5,980
夫	111,360	117,285
計	4,941	4,993
夫	18,994	21,378
員	16,602	17,575

〔備考〕 常用労働者には在籍労働者のほか、常用臨時労働者(1965年7,005人、1966年6,717人)をふくむ。

4 運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑、一九六五年版」ならびに運輸省調べに

よる運輸交通関係従業者数はつぎのとおりである。

▽日本国有鉄道職員数（一九六五年九月末現在、第9表）

四六万〇八五二（うち女子二万〇一六九）人

▽地方鉄道・軌道従業員数（一九六五年七月現在）

一三万二九六三人

▽通運事業関係従業員数（運輸省自動車局所管、一九六五年三月現在）

一三万八〇〇〇人

右のうち在籍人員は一二万四〇〇〇人で、残りの二万四〇〇〇人は臨時傭員（三月一カ月間に傭入りした人員の換算）であって、ほぼ二一％が臨時傭員となっている。

▽船員数（運輸省編「昭和四〇年度、船員統計調査報告」による船員法適用船員、一九六五年四月一日現在）

二二万八〇八三（うち部員一五万一九四一）人

右は船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長、船医およびそれと同等の待遇をうけているものすなわち職員と、職員以外のすべてのものすなわち部員との合計である。右のほか、予備船員が一万八〇八六人いる。

また、郵政・通信関係従業者は次のごとくである。

▽郵政省職員数（一九六四年四月一日現在、第10表）三〇万九八〇六人

第 9 表 日本国有鉄道機関別職員数(1965年 9 月末現在)

区 分	職 員 数
本社	2,622人
本社付属機関	3,039
支社	3,133
鉄道管理局	388,314
船舶管理部	812
自動車事務所	11,921
資材部	4,122
工場	36,897
自動車工場	396
工事局	5,987
給電管理	932
電気工事局	2,568
炭鉱整理所	109
計	460,852

〔備考〕 鉄道管理局には、新潟、四国、中国および東海道新幹線支社をふくむ。

第 10 表 郵政省機関別職員数（4月1日現在）

区 分	職 員 数
1963 年 総 計	305,003人
1964 年 総 計	309,806
官 吏 員	215,534
雇 員	94,272
内 部 部 局	2,355
付 属 機 関	3,951
地 方 支 部 局	303,500
地方郵政監察局	1,263
地 方 郵 政 局	7,246
地方電波監理局	2,105
地 方 貯 金 局	17,443
地方簡易保険局	5,668
郵 便 局	(14,790) 296,775

〔備考〕 1) 郵便局のカッコ内は特定局長数の再掲。
2) 郵政省「昭和39年度郵政統計年報、総括編」（1964年12月刊による）。

▽日本電信電話公社職員数（一九六五年四月末現在、同公社職員局職員課第二要員係調べ）

一三万八六四二（うち女子六万九六九六）人

5 公務労働者

国家、地方公務員の総数とその内訳は第11表のとおりである。同表の国家公務員特別職のうちには、その約九〇％にあたる二七万八〇〇〇人の防衛庁職員いいかえれば自衛隊員をふくむ。なお、国家公務員数は常勤職員のみであって、このほか一九六五年四月一日現在で常勤労働者一六七二人、非常勤職員二〇万〇一二一人が在籍していた。

また、同表の地方公務員数からのぞかれている地方公営企業会計

6 教育労働者

一九六五年五月一日現在の学校基本調査結果（文部省編「文部統計速報」一〇八、一一〇号）によると、全国の大学以下、幼稚園、盲・ろう・養護学校に勤務する教職員総数（本務者のみ）は一一七万一

および事業費支弁職員数は、「地方公務員給与実態調査（一九六三年七月一日現在）」結果では約五六万五〇〇〇人であった。

第11表 公務員の総数（各年度末現在数）

区 分	1965年	1964年
国 家 公 務 員	1,156,815 ^人	1,142,847 ^人
常勤職員 { 特 別 職 員	305,383	303,735
立 法 部	3,902	3,832
司 法 部	23,299	23,283
行 政 部	278,182	276,620
一般・(行政部)	851,432	839,112
地 方 公 務 員	1,758,191	1,616,974
一 般 職 員	800,609	686,480
教 育 職 員	746,606	733,732
警 察・消 防 職 員	210,976	196,762
政 府 関 係 機 関 職 員	753,497	735,248

〔備考〕

- 1) 地方公務員数は地方財政計画にもとづいて作成、事業費支弁の職員および公営企業会計の職員を含まず。
- 2) 行政管理庁行政管理局調べ。

第12表 学校別本務教員・職員数
(5月1日現在)

区 分	教 員	職 員
1964 年 総 計	876,992 ^人	258,950 ^人
1965 年 総 計	898,744	272,665
小 学 校	345,093	87,586
中 学 校	237,743	33,990
高 等 学 校	193,566	49,050
大学・短期大学	68,612	90,687
幼 稚 園	45,193	6,815
特 殊 学 校	8,537	4,537

〔備考〕

- 1) 特殊学校は盲・ろう・養護学校の集計。
- 2) 大学・短期大学には国立工業教員養成所、高等専門学校をふくむ。

〇〇〇〇人、そのうち教員八九万九〇〇〇人、職員二七万三〇〇〇人で、それぞれ学校種類別にみると第12表のとおりである。以上の本務者のほか、教員では兼務者が大学・短期大学で三万八〇〇〇人、高等学校以下に四万八〇〇〇人いて、その内訳は幼稚園四九二一人、小学校二二〇九人、中学校一万〇二二三人、高等学校三万二〇六七人、盲・ろう・養護学校四五五人となっている。

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用動向——就業状況／就職者数の増大／農林業就業者の減少／雇用労働者の増大／雇用状況／雇用の停滞／最近の雇用調整と失業者発生状況／企業整備の増加／失業保険受給者の減少／完全失業者の増加／新規学卒者の入職状況——／就職先の産業構成／企業の充足率／労働移動——入職・離職率の低下／離職者の年齢、勤続期間、離職・転職理由／企業規模間移動／転職にともなう賃金変動／労働者の地域移動／入職経路構成／職安の職業紹介

概

要

近年急速に進行している農林業就業者の減少、非農林業賃労働者層の増大の動きは、一九六五年にもいっそう進み、わが国の就業者全体に占める非農林業賃労働者の割合は、六〇%近くにも達するようになった。

しかし他方、「高度成長」のもとで年々つづいていた大幅な雇用増加にたいして、一九六五年にはその停滞がはなはだしく、近年における雇用の動きのなかでの一つの画期の年となった。雇用の停滞は産業全体におよんだが、とくに製造業では機械・金属の基幹部門をはじめとして雇用減少が生じた。これにたいして若干の増加がみられたのは、製造業の総じて消費資料生産部門、規模的には小規模企業であり、また流通部門であった。

このような雇用の停滞をもたらしたのは、いうまでもなく最近における不況の激化であり、それにもとづく販売不振↓生産縮小であったが、雇用の停滞はまず企業による新規・追加的労働力の雇入れの縮小・停止（求人減少）の動きとなってあらわれた。その縮小・停止が行なわれたのはもっぱら中途採用についてであり、それもとくに中高年齢層の中途採用であった。

新規学卒労働力にたいする需要（求人）は、一九六五年において

も、依然として大きく、これら労働力のほとんどが非農林水産業における資本家的企業の賃労働者として吸収された。とくに就職者数（供給量）が大幅に減少した中学卒労働力にたいする企業の充足難は依然として激しかったが、ここでも求人数の大幅な減少によって、就職者が著増した高校卒労働力については、小規模企業でも充足難が若干緩和された。

新規採用の縮小・停止とともに、既就業労働者の削減の動きもまた増大した。生産や営業規模の縮小、企業整備・倒産の増大によって、希望退職という形をとった、さらに直接的な解雇による労働者の整理が進められ、離職者の発生は増大した。

しかし、失業者として滞留している層の増大という状態は、統計面にはさほどいちじるしくあらわれなかった。労働者整理の増大の一方、離職者の多くはなんらかの形で再就職・就業を行なっていた。むしろ、好むと好まざるとにかかわらず、早期再就職を余儀なくされたのである。しかしそうした再就職条件や就業条件をみると、下向移動者が増大し、また消費者物価の高騰にもかかわらず名目賃金の維持が精一杯であるか賃金低下のものもかなり生じるなど、中高年労働者層をはじめとして、その再就職条件はいっそう低下し、不安定化したのである。

1 雇用動向

1 就業状況

就業者数の増大

総理府統計局の労働力調査によると、就業者数はこのところ毎年大幅な増加を示してきたが、とくに一九六五年には対前年七五万人増と近年かつてみない著増をみせた（第13表）。男子就業者の増加（対前年五一万人増）とともに女子就業者もまた大幅に増加した（同二四万人増）。さらに一九六五年の就業者数を、一〇年前の一九五五年と比べると、六二九万人（男子四五三万人、女子一七八万人）もの増加となっている（完全失業者の動きについては3最近の雇用調整と失業者発生状況をみられたい）。

農林業就業者の減少、非農林業就業者の増大

就業者数の動きを産業別にみると

（第14表）、まず農林業就業者の大幅な減少の進行と非農林業就業者の著増とが対照的な動きを示している。一九六五年の農林業就業者数は前年に比べて四三万人の減少となっている。一九六一年や六三年の減少が毎年七〇～八〇万人にも上ったのに比べれば、減少程度

第13表 就業状態別人口

(単位:万人)

年 別 (年平均)		15 歳 以 上 人 口	労 働 力 人 口							非労働 力人口
			総 数	就 業 者			完 全 失 業 者			
				総 数	男	女	総 数	男	女	
1955 年		5,925	4,194	4,119	2,412	1,705	76	42	34	1,723
1960 年		6,603	4,562	4,518	2,687	1,830	44	21	24	2,033
1964 年		7,122	4,710	4,673	2,814	1,859	37	17	20	2,408
1965 年		7,287	4,787	4,748	2,865	1,883	39	18	21	2,497
対 増 前 減 年 数	1963年	183	38	39	37	2	0	1	△ 1	144
	1964年	184	58	60	42	18	△ 3	△ 2	△ 1	126
	1965年	165	77	75	51	24	2	1	1	89
1955年対1965年		1,362	595	629	453	178	△ 37	△ 24	△ 13	774

- 〔備考〕 1) △は減少を示す。
 2) 労働力人口とは、15歳以上人口のうち、就業者（従業者＋休業者）＋完全失業者。これ以外の者は非労働力人口。
 3) 就業者は、従業者と休業者とをあわせたもの。従業者とは、調査期間中に実際に収入を伴う仕事に1時間以上従事した者（家族従業者で収入を伴わないばあいも含まれる）。休業者とは、仕事を持ちながらその仕事を休んだ者のうち、イ、雇用者で給料賃金の支払いを受けている者および受けることになっている者。ロ、自営業主でその家族従業者または雇用者が調査期間中にその営む事業で働いていた者。
 4) 完全失業者とは、上記の就業者以外で、就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をした者。
 5) 総理府統計局「労働調査」による。

はかなり低下したが、依然として前年と同じく大幅な減少をつづけた。

非農林業就業者の増大の中心となってきたのは、まず製造業であり、生産拡大がいちじるしかった一九六一年当時は対前年七五万人もの増加を示した。しかし、一九六三年以降は流通部門（卸・小売、金融・保険、不動産業）における増加がいちじるしく、製造業を上まわるほどになった。そして一九六五年にはサービス業就業者の増加が目立って大きかった。一九六五年の対前年増加数をみると、サービス業が三七万人、卸・小売業二九万人、製造業が二〇万人となっている。その他一九六五年には建設業が引きつづきかなりの増加を示し（対前年一九万人増）、また近年減少をつづけてきた鉱業で減少が止まり、漁業関係ではわずかに増加をみせた。

こうした変動の結果、就業者数の産業別構成比では、産業全体で占める農林業の比重が大幅に低下した（一九五五年三九%→一九六五年二四%）。これにたいして製造業や卸小売業の比重がいちじるしく高まり（製造業の割合は一九五五年一八%→一九六五年二四%、卸小売業の割合は同じく一七%→二〇%）、一九六五年における製造業就業者の割合は、農林業のそれをわずかながら上まわるほどになっている。

雇用労働者の増大と家族従業者の減少

農林業就業者の大幅な減少は、主としてその家族

従業者の著減によってもたらされた。一九六五年における農林業家族従業者の減少は対前年三三万人で、このうち女子の減少が目立っている（男子二万人、女子二万人）（第15表）。この家族従業者の減少は、一九六一年頃はもっぱら男子の減少によるものであったが、一九六二年以降女子の減少がいちじるしく、男子のそれを総じて上ま

第 14 表 就業者の産業別構成

産 業 別	就業者数 (万人)		対前年増減数 (万人)				産業別構成比 (%)		
	1964年	1965年	1963年	1964年	1965年	1955年対 1965年	1955年	1960年	1965年
全 産 業	4,673	4,748	39	60	75	629	100.0	100.0	100.0
農 林 業	1,197	1,154	△ 71	△ 43	△ 43	△ 450	38.9	31.2	24.3
非 農 林 業	3,471	3,590	109	102	119	1,075	61.0	68.8	75.7
漁業, 水産養殖業	54	58	△ 2	△ 2	4	8	1.2	1.3	1.2
鉱 業	36	36	△ 8	△ 4	0	△ 13	1.2	1.1	0.8
建 設 業	289	308	3	16	19	127	4.4	5.3	6.5
製 造 業	1,137	1,157	40	25	20	401	18.4	21.3	24.4
卸・小売, 金融保険, 不動産業	927	956	48	32	29	241	17.4	19.0	20.1
運輸通信, 電気ガス, 水道業	294	304	11	17	10	112	4.7	5.5	6.4
サ ー ビ ス 業	590	627	9	18	37	177	10.9	12.4	13.2
公 務	146	145	9	1	△ 1	26	2.9	2.9	3.1

〔備考〕 1) △は減少を示す。
2) 総理府統計局「労働力調査」による。

第 15 表 就業者の従業上の地位別構成 (農・非農別)

(単位: 万人)

従業上の 地位別		農 林 業				非 農 林 業						
		総数	自営業 主	家族従 業者	雇用者	総数	自営業 主	家族従 業者	雇 用 者			
									総 数	常 雇	臨時	日雇
1964 年		1,197	452	706	39	3,471	523	319	2,629	2,389	137	103
1965 年		1,157	441	673	41	3,590	528	320	2,742	2,486	145	111
対前年 増減数	1963年	△ 71	△ 14	△ 50	△ 7	109	13	6	89	106	△ 21	△ 5
	1964年	△ 43	△ 15	△ 28	0	102	9	3	91	83	8	4
	1965年総数 男 女	△ 43	△ 11	△ 33	2	119	5	1	113	97	8	8
		△ 20	△ 10	△ 11	2	71	△ 2	△ 2	74	71	0	4
		△ 23	0	△ 22	△ 1	47	7	2	39	25	8	4
1955年対1965年		△450	△ 92	△354	△ 3	1,076	20	△ 38	1,096			
構成比 (%)	1955年	38.9	12.9	24.9	1.1	61.0	12.3	8.7	40.0	(男子)28.4(女子)11.5		
	1965年	24.3	9.3	14.2	0.9	75.6	11.1	6.7	57.8	39.6 18.1		

〔備考〕 1) △は減少を示す。構成比は全産業就業者総数を100としたもの。
2) 常雇 (常用雇用者) とは、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて雇われている者および会社、団体の役員。
3) 臨時 (臨時雇用者) とは、1カ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者。
4) 日雇とは、日々または1カ月未満の契約で雇われている者。
5) 自営業主とは個人経営の事業を営んでいる者 (雇用なしと雇用ありとを含む)。
6) 家族従業者とは、業主の家族で、給料賃金をもらわずに、その業主の営む事業に従事している者。
7) 総理府統計局「労働力調査」による。

わっている。

農林業ではこうした家族従業者の大幅減少に加えて、自営業主も近年引きつづいて減少している。減少の主体はとくに男子自営業主である。一九六五年における自営業主の減少は対前年一十一万人となつてゐるが、減少はすべて男子自営業主で女子は増減なしとなつてゐる。これを一〇年前の一九五五年とくらべると、男子自営業主は一〇〇万人もの減少となつてゐるのになつて、女子自営業主はむしろ増加してゐる（八万人増）。

非農林業就業者の増大をもたらししたのは雇用労働者層の著増である。これにたいして自営業主や家族従業者は最近わずかの増加をみせてゐるが、総じて停滞状態にある（とくに男子家族従業者は最近減少を示してゐる）。

一九六五年における雇用労働者の増加は、対前年一一三万人にも上つてゐる。いわゆる高度成長により労働力需要が急増した一九六一・六二年の毎年一三〇万人前後という著増にはおよばないが、最近一九六三・六四年における九〇万人前後の増加と比べればやはり大幅なものとなつてゐる。

この増大した雇用者はほとんどが常用労働者であるが、一九六五年にはこの他臨時・日雇労働者の増加も目立った（対前年一六万人）。これは主として女子臨時労働者の増加にもとづいてゐる。

また非農林業雇用労働者は一〇年前の一九五五年当時に比べて、一一〇〇万人も増加してゐる。非農林業企業は、毎年新たに労働力として供給される新規学卒就職者のほとんどを雇用労働者として吸収し、また農業をはじめとする各種自営業の家族従業者や業主層をも大量に吸収することによつて、年々急速に増大してきた。そして

この結果、全産業就業者総数に占める非農林業雇用者層、つまり資本家的企業のもとに直接組み込まれた賃労働者層の比重は近年急速に高まり、一〇年以前には全就業者の半分以上だったその割合が（一九五五年には全体の四〇％）、一九六五年には五八％を占めるにいたつた。

2 雇用状況

雇用の停滞

労働省の毎月勤労統計調査によつて常用労働者（第16表の備考を参照）の雇用の動きをみると（第16表）。一

九六二年以降毎年鈍化してきた雇用増加率は、一九六五年には産業全体で僅か一・六％にすぎず、まったく停滞した。毎年一〇％以上の上昇率を示した一九五九年・六一年に比べると、その停滞ぶりがきわだつており、激化した不況の影響が明瞭に示されている。

一九六五年における雇用の停滞は——雇用減少をつづけている鉱業を除けば——製造業に集中的にあらわれている。製造業全体でみると前年に比べてわずか〇・五％の雇用増にとどまったが、それでも減少は示さなかつた。しかし、鉄鋼、金属製品、機械、電気製品といった金属・機械部門、および繊維関係、石油・石炭製品、ゴム製品、皮革、家具・装備品など多くの産業において、一％前後から二％以上の雇用の減少が生じた。これらの産業でこのように雇用が減少した時期は近年かつてなく、とくに一九六〇年・六一年頃には、機械・金属産業では毎年一五％前後から三〇％以上にもおおよ

第 16 表 常用労働者雇用指数

(規模30人以上, 1960年=100)

産 業 別	雇 用 指 数		対前年増減率 (%)			
	1964年 平 均	1965年 平 均	1962年	1963年	1964年	1965年
総 数	134.1	136.3	8.9	5.7	4.6	1.6
鉱 業	56.8	52.4	△ 11.4	△ 18.4	△ 15.4	△ 7.7
建 設	197.3	205.8	26.6	15.2	12.9	4.3
製 造	129.3	129.9	7.2	3.7	3.4	0.5
食 料 品	157.2	168.5	12.6	11.4	9.4	7.2
た ば こ	107.9	107.3	1.7	1.0	1.2	△ 0.6
繊 維 工 業	106.4	105.0	0.3	1.4	0.9	△ 1.3
衣服その他の繊維製品	144.3	143.1	14.9	12.2	3.1	△ 0.8
木 材, 木 製 品	133.9	135.5	9.6	6.7	2.3	1.2
家 具, 装 備 品	140.5	139.7	9.9	11.2	2.8	△ 0.6
パルプ, 紙, 紙加工品	124.4	125.7	5.4	4.4	0	1.0
出版, 印刷, 同関連産業	125.1	128.3	6.8	6.8	4.2	2.6
化 学 工 業	122.3	123.5	5.5	3.4	2.7	1.6
石 油, 石 炭 製 品	111.7	111.1	3.4	△ 3.5	0.6	△ 0.5
ゴ ム 製 品	109.6	106.4	6.8	△ 0.5	△ 1.0	△ 2.9
皮 革, 同 製 品	155.0	150.0	14.0	16.2	3.5	△ 3.2
窯 業, 土 石 製 品	124.1	126.5	3.9	3.0	4.8	1.9
鉄 鋼 業	126.3	125.8	5.9	0.5	2.3	△ 0.4
非 鉄 金 属	126.0	126.6	5.5	△ 0.3	3.7	0.5
金 属 製 品	142.7	140.0	12.2	7.6	1.2	△ 1.9
機 械	135.7	133.1	10.4	2.1	3.0	△ 1.9
電 気 機 器	137.6	136.7	8.4	0.7	5.0	△ 0.7
輸 送 用 機 器	134.8	139.3	8.1	0.8	6.1	3.3
精 密 機 器	138.8	139.1	10.7	8.0	2.7	0.2
そ の 他	135.4	133.8	8.0	9.3	2.8	△ 1.2
卸 ・ 小 売 業	171.0	178.1	16.9	15.2	8.2	4.2
金 融 ・ 保 険 業	128.5	133.2	8.2	6.9	5.0	3.7
運 輸 ・ 通 信 業	126.1	129.7	6.2	5.4	3.9	2.9
電 気, ガ ス, 水 道 業	112.0	112.6	6.0	0.6	0.3	0.5

〔備考〕 1) △は減少を示す。

2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。この調査の「常用労働者」とは、きわめて広い意味のもので、次に該当する者が——事実上の臨時、日雇労働者や家族従業者なども——すべて含まれている。

イ. 期間をきめず、または1カ月を超える期間をきめて雇われている者。

ロ. 日々または1カ月以内の期間を限って雇われていた人のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われたか、または過去6カ月間に通算して60日以上雇われた者。

ハ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

ニ. 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

増加率を示したのである。

製造業においても食料品（七・二％）や輸送用機器（三・三％）、出版・印刷関係（二・六八％）などでは依然として雇用増加がみられたが、その増加率はこれまでに比べると格段に低かった。雇用増加を示したその他の産業部門でもその増加率は一％前後にすぎなかった。

製造業以外では建設業（四・三％）、あるいは卸・小売業（四・二％）、金融・保険業（三・七％）などの流通部門において、引きつづいて雇用増加がみられたが、その増加率はこれまでに比べて格段に低く、とくに毎年一・五％前後から二・〇％以上もの増加率を示した一九六〇年～六三年頃に比べるといちじるしく鈍化している。

一九六五年における雇用の停滞は、このように、製造業を中心として広範におよんでおり、全産業的な性質のものであったということが出来る。

大企業での減少、零細企業での増加

この雇用の動きを製造業について企業規模別にみると

（第17表）、一九六五年には大企業（従業員五〇〇人以上）や中企業（一〇〇人以上五〇〇人未満）においてわずかながら雇用減少（離職超過）が生じ、この反面、小規模企業とくに零細企業（三〇人未満）では増加をつづけた。大企業や中企業における雇用減少は、のちに3でみるように、とくに企業の新規雇入れの縮小による入職率の目立った低下にもとづいている。離職率も転職機会が狭められるとともに低下したが、入職率ほどは低下しなかった。また零細企業における雇用の増加は、離職率が引きつづいて高い反面、入職率が前年より若干高まり、離職率を上まわったことによるものである。

第 17 表 製造業規模別雇用の動き（常用労働者の入職・離職超過率）

(%)

企業規模別	計	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1960年	8.5	8.5	9.0	7.9	7.6
1963年	2.1	1.0	2.1	3.8	5.7
1964年	2.5	3.1	2.2	2.9	2.4
1965年	△ 0.1	△ 1.5	△ 0.8	0.2	3.2

〔備考〕 1) 入職率から離職率を差引いたもの。△は離職超過を示す。

2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

3 最近の雇用調整と失業者発生状況

最近の雇用調整 中小企業庁が

二月に行なった「中小企業労働問題実態調査」によってみよう。これは全国の製造業から中小企業を中心に約四〇〇〇の企業を抽出・調査したものであるが、現在労働力が過剰であると答えた企業は、この調査では全体の一〇％以下（従業員三〇〇人未満規模では五・五％、三〇〇人以上では九・三％）にすぎず、むしろ労働力不足を訴える企業の多いのが目立っていた（全体の半数程度）。

労働力が過剰であると答えた企業でも、一九六四年頃にはそのほとんどのものが労働力不足であった、あるいはちょうどよかったと答えている。労働力過剰が生じたのは最近・一九六五年に入ってから

らで、その理由はやはり、不況の激化による販売不振↓生産減少がほとんどを占めていた。また過剰労働力の年齢や職種をみると、小規模企業ほど若年層および中高年齢層の単純技能工の過剰が大きく、規模が大きくなるほど、一般事務職員（若年層および中高年齢層）と中高年齢層・単純技能工の過剰が目立っている。

現在労働力が過剰であると答えた企業は、右のようにこの調査ではわずかにすぎないが、しかし、これまでになんらかの労働力過剰対策を講じたことのある企業はかなり多くて約五八〇企業もあり、また今後その対策を講ずる予定であると答えた企業は、さらに六四〇企業にのぼっている。その対策の内容をみると、第18表のようになっている。これまでに実施した内容では、(1)労働時間の短縮、(2)労働者の配置転換、(3)欠員の不補充、(4)新規採用の削減・中止、などが多く、またこのほか、労働者の直接的解雇、臨時工などの契約更新停止による整理、関係企業への出向、などの対策もかなり実施された。^(注1)今後実施が予定されている対策でも、これまでの対策とだいたい同様であり、(1)配置転換によって労働力の効率活用をいっそう促進する、(2)労働時間短縮による作業量の減少、(3)欠員を補充せず、また積極的増員もしないで従業員数の削減を図る、などの対策が中心とされている。またこれに附随して、人員整理（解雇・希望退職募集）、一時帰休、臨時工等の整理、あるいは下請企業における雇用調整につながる下請外注量の削減、などの対策が実施されて行くことはいうまでもない。

またこの調査でもみられた新規採用の削減・中止は、もっぱら中途採用にたいして適用された。労働省が機械器具工業の大企業および中堅企業を対象に行なった調査（労働省労働統計調査部「労働統計調

第18表 企業の過剰労働力対策

企業規模別 対策の内容	これまでに行なったもの				今後行なう予定のもの			
	10～ 29人	30～ 99人	100～ 299人	300人 以上	10～ 29人	30～ 99人	100～ 299人	300人 以上
労働者の配置転換	21	87	152	92	25	72	129	64
労働時間の短縮（残業時間の節減等）	46	95	154	83	35	70	128	62
退職者などの欠員の補充中止	22	62	152	86	20	63	125	64
新規採用の中止、削減	24	62	112	64	28	49	106	64
パートタイマー、アルバイト、臨時工の契約更新の停止	12	21	58	23	8	24	52	26
一時帰休、一時解雇、待命制度の適用	2	7	8	7	3	12	11	2
希望退職者の募集	2	4	14	6	3	14	19	5
過剰人員の解雇	11	17	34	9	6	19	23	7
関係会社等への出向	1	11	23	23	2	6	15	16
下請外注量の削減	23	45	77	40	16	32	69	33

〔備考〕 1) 対策のうち雇用調整のみを掲げ、賃金調整については省略した。
2) 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査報告書」（1966年3月）による。

第 19 表 中途採用の動き (1964年上期=100)

時 期 別	1964 年		1965 年	
	上 期	下 期	上 期	下 期
常用採用数	100.0	68.0	58.4	23.1
臨時 //	100.0	53.9	21.2	14.3
臨時工から本工への昇格数	100.0	169.3	74.7	32.3

〔備考〕 労働省労働統計調査部「労働統計調査月報」1966年4月号——「実施調査にみる雇用と賃金の傾向」による。

査月報」一九六六年四月号）によっても、企業の中途採用者数は一九六四年（六五年を通じて大幅に減少し、一九六五年には、臨時工から本工への昇格数もきわめて減少した（第19表）。そしてこうした中途採用の減少は、まず第一に中高年齢層労働者の中途採用に集中したとみられる。一九六五年においても新規学卒労働力の求人は、全体としては依然として強かった（後の2参照）。中途採用とくに中高年齢層の中途採用は、もともと新規学卒・若年労働力不足の増大にともなうその補填用として拡げられたのであり、^{（注2）}企業の雇用調整策として中途採用の縮小・停止が実施されるばあいには、とうぜんこの中高年齢層の中途採用が第一に縮小・停止されたとみることができる。

希望退職者の募集や解雇といった既存従業員の直接的な削減は、とくに一九六五年後半に入ってから増大し、多くの産業・企業において各種の人員整理計画が提出され、強行されるにいったが、これらの動きに

ついては（またこうした直接的な人員削減策ばかりでなく、同時に激しくなった配置転換、労働強化、一時帰休、等々の資本主義的合理化の実態については）、IV「合理化の現状とその特質」の項をみられたい。

（注1）全国中小企業団体中央会「不況下の中小企業雇用調整の実情」（一九六六年三月）は、労働力の削減をつぎのような五段階——（1）雇労務者、社外工、臨時工の解雇、（2）新規学卒者採用の手控えあるいは中止、（3）不採算部門から採算部門への配置転換、あるいは関係会社、傍系会社への出向、（4）希望退職者の募集、一時帰休制度の実施、（5）待命休職制度の実施、指名解雇——に区分し、不況の激化のため「残された最後の手段ともいえる労働力の削減を余儀なく」されているとともに、その手段も最終的な（4）や（5）の段階にまで進まざるをえなくなっていることを指摘していた。また実際に、調査対象である製造業下請企業二九〇〇社のうち機械工業を中心に二四〇社が人員整理を行ない、約九五〇〇人の労働者が解雇されるなどの実情が記されている。

（注2）中高年齢層労働者の採用状況については、本年鑑第36集第一部、第二編第二章を参照されたい。最近発表された資料には、東京商工会議所「中高年齢労働者採用会社における採用の実態調査」（一九六五年七月）などがある。

また一九六五年のはじめには、中央雇用対策協議会（日経連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会など経営者団体で組織している）が中高年齢者の適職七四種を選定するなど、中高年齢層労働者の雇用促進をはかる種々の対策が提案されたりしたが、その後、不況の激化によって、労働力不足から一転して人員整理の必要にせまられる企業が続出するとともに、中高年齢層の雇用促進は事実上消滅状態となった。

企業整備の増加

失業者発生の動きをまず労働省職業安局の企業整備状況調査によってみると、第20表、第21表のようになっている。この数字は企業整備の全容を示すものとはい

第20表 企業整備の動き（その1—産業別）

産 業 別	企業整備事業所数（件）			整理人員（千人）		
	1960年	1963年	1965年 4月～12月	1960年	1963年	1965年 4月～12月
総 数	3,167	2,688	2,972	123	123	102
鉱 業	283	464	70	23	46	2
建 設 業	414	518	274	18	19	9
製 造 業	2,008	1,269	1,984	55	44	70
卸・小売業	158	190	324	3	4	8
金融・保険・不動産業	58	12	80	1	0.5	4
運輸・通信業	78	98	115	3	2	4
サービス業	162	85	125	12	3	4

〔備考〕 1) 労働省職業安定局調べ。

2) この調査は全国各職安の係員の企業訪問によるもので、企業整備の網羅的な資料とはいえないが、企業整備発生傾向はだいたいうかがうことができる。

3) 1964年2月～1965年3月の間は、部分的な調査しか行なわれなかったため公表されず、1965年4月から従来のような調査が復活された。

第21表 企業整備の動き（その2—企業規模別）

企業規模別		計	500人以上		499～ 100人	99～15人	14人以下
事業所数 (件)	1960年	3,167	229		397	1,297	1,244
	1963年	2,688	216		418	1,320	734
		計	1,000人以上	300～ 999人	100～ 299人	99～33人	29～10人
1965年	事業所数(件)	2,972	86	228	540	1,051	1,067
1月～12月	整理人員(千人)	102	8	13	28	35	17

〔備考〕 労働省職業安定局調べ。調査要領については第20表の備考参照。

えず、また一九六四年の調査が欠けており、一九六五年も四月からの数字しかみられないが、それでも一九六五年（四月～二月）には、製造業をはじめとして卸・小売業、運輸・通信業、サービス業などにおける整備事業所数や整理人員が、ここ数年の動きのなかで目立った増加を示している。整備事業所数や整理人員の過半数を占めているのは製造業であるが、なかでも多いのは機械、金属、繊維などの産業であった——機械・整備事業所数六七〇件、整理人員二万四〇〇〇人、金属二七〇件、八〇〇〇人、繊維二四〇件、九〇〇〇人。また企業整備を規模別にみると（第21表）、整備事業所では中小企業とくに従業員一〇〇人未満の小規模・零細企業が大多数を占めており、整理人員では中小企業（従業員三〇人～三〇〇人未満）がその排出の中心となっていた。

（注）企業倒産の動きを東京興信所調べによってみると、倒産件数（負債総額一〇〇〇万円以上）は一九六三年が一七三八件、六四年が四二二二件、そして六五年には六一四一件にのぼっている。倒産原因は販売不振、売掛金回収難、他社倒産余波などが多く、一九六四年から六五年にかけて企業倒産が激増し、不況が深刻化したことを示している。なお倒産企業の規模では、資本金一〇〇万未満の企業や一〇〇万～五〇〇万円未満の企業層の増加がいちじるしかった。そしてこうした企業倒産の激増が、解雇・離職者排出の増大と結びついていることはいうまでもない。

失業保険受給者の減少

一九六五年における一般失業保険受給者数は五九万二〇〇〇人となっているが、一九六一年以降毎年大幅な増加を示してきた受給者数は、一九六五年には一〇年ぶりに減少し（三三万人減）、受給率（被保険者総数に占める受給者実人員の割合）もまた若干低下した（第22表）。しかし他方では、離職票の提出件数は引きつづいて増加するとともに、その増加数は前年を大幅に上まわっており、失業保険を受けはじめたものの数（初回受給者数）もひきつづいて増加を示した（その増加程度は、ここ数年の動きのなかで大幅に低下しているが）。

一九六五年における失業保険統計には、このように、失業者の「発生」が大量にのぼった状態が反映されている。しかし不況の激化、企業整備・倒産の増大にもかかわらず、一九六五年の失業保険受給者数はかえって減少をみせた。これはもっぱら女子受給者の大幅な減少によるものであり、男子受給者の減少はわずかであった。また初回受給者数では、一九六五年においても、男子は引きつづいて増加をみせているが（五万二〇〇〇人）、女子は前年までの大幅増加から一転してかなりの減少となった。失業保険受給者の減少原因は、(1)女子や季節労働者を重点とする失業保険給付制限政策の強化（後掲第三部3の3失業保険政策参照）、(2)繊維産業の「一時帰休」女子労働者にたいする失業保険適用の停止、(3)これまで大量に存在していた炭鉱労働者の失業保険受給者が、炭鉱からの離職者が底をついたことや失業保険受給期間の終了によって大幅に減少したこと、などの点によるものとみられる。

また失業保険受給者を産業別にみると石炭鉱業（対前年九〇〇〇人減）、繊維関係（同九〇〇〇人減）などで減少が目立っているほか、失

第 22 表 失業保険受給状況

年 別		一 般 失 業 保 險							日雇失業保険・ 受給者実人員 (1ヵ月平均)	
		離職票提出 件数 (千件)	初回受給者数 (千 人)			受給者実人員(1ヵ月平均)				受給率 (%)
			計	男	女	計	男	女		
1960年		996	865	491	374	365	194	171	2.9	171
1964年		1,810	1,623	907	716	625	318	308	3.5	224
1965年		1,898	1,662	959	703	592	317	275	3.2	211
対 増 前 減 (△)	1962年	370	284	158	126	89	43	47	—	1
	1963年	253	244	143	101	119	68	51	—	0
	1964年	55	159	89	70	36	16	21	—	47
	1965年	89	39	52	△ 13	△ 33	△ 1	△ 33	—	△ 13

- 〔備考〕 1) 離職票受付件数とは、離職した被保険者が職安の窓口で離職票を提出した件数。このばあい、失業保険金受給資格の有無にはかわらない。
- 2) 初回受給者数とは、同一の失業保険金受給資格期間内において、第1回目の支給を受けた者の数。
- 3) 受給率は、受給者実人員÷被保険者数。
- 4) 職業安定局調べ。

業保険受給者を大量に生み出している建設業、製造業、卸・小売業などでもその数は若干の減少を示した。しかしこの反面、製造業のなかでも鉄鋼、金属製品、機械関係などでは失業保険受給者が若干増加している。

完全失業者の増加

労働力調査の「完全失業者」数は一九六五年には前年より二万人増加し、三九万人となった（第13表）。この完全失業者数は一九五六年以降毎年一貫して減少を示し、最近ではとくに男子完全失業者の減少がいちじるしく、女子のほうが上まわるようになっていくが、一九六五年には一〇年ぶりに男女とも増加を示した。これは一九六五年における失業者の発生増大を示す一つの指標として注目される。ただしこの「完全失業者」とは「就業が可能でこれを希望しかつ調査期間中に求職活動をした者」に限られており、さきにみた失業保険受給者（受給資格のある離職者で、労働の意志と能力をもちながらなおかつ就職することができない者）の五九万人と比べても、きわめて低い数である。

2 新規学卒者の入職状況

中卒就職者の減少、高卒就職者の増加

中学卒就職者数は一九六三年三月卒業の七六万人（就職進学者を含む、以下同じ）を頂点として減少に転じ、一九六五

年には六三万人、前年より約七万人減少した（第23表）。この減少は中学卒業生数そのものの減少と就職率の低下（高校進学率の上昇）とによってもたらされたものである。卒業生数は同じく一九六三年三月卒業を頂点として減少に転じ、就職率も近年一貫して低下してきている（一九五五年三月卒業生では全体の四二%↓六五年三月卒業生では二七%）。

高校卒就職者数はこれにたいして、一九六五年には七〇万人と近年における最高を示し、前年に比べると一三万人も増加した。この増加は高校卒業生数の増大によるもので、卒業生総数は一九六三年から六四年にかけて減少したものが六五年は大幅に増加して（対前年二九万人）、近年における最高となり、他方における就職率の低下にもかかわらず就職者数の増加をもたらした。

一九六五年における新規学卒就職者数（新規学卒若年労働力の供給量）は、中学卒の減少の反面、これを大幅に上まわる高校卒の増加によって、全体としては昨年より七万人増加して一三三万人となり、近年における最高であった一九六三年の一三九万人につぐ大きさを示した。

就職先の産業構成

中学卒就職者（自家業への就業者を含む）の就業先の産業構成では（第24表）、近年その集中度が進んでいた製造業の割合が、一九六五年には前年に比べてやや低下した。これは男子就職者における製造業流入比率の低下によるもので（一九六四年六一・三%↓六五年六〇・九%）、男子の製造業就職中とくにその中心をなす鉄鋼・金属、機械部門の比重も若干の低下を示した（一九六四年三八・二%↓六五年には三七・二%）。また女子就職者では製造業の割合が若干高まり、なかでも繊維関係への集中

第 23 表 中学、高校卒就職者の動き

卒業時期別	中 学 卒					高 校 卒					新規学卒就職者，就職進学者計
	総 数		就 職 者		就職進学者	総 数		就 職 者		就職進学者	
	千人	千人	%	千人	%	千人	千人	%	千人	%	千人
1955年 3 月	1,663	634	38.1	64	3.9	716	332	46.4	8	1.2	1,038
1960年 3 月	1,770	633	35.8	50	2.9	934	567	60.7	6	0.6	1,256
1961年 3 月	1,402	459	32.7	42	3.0	956	606	63.3	7	0.7	1,114
1962年 3 月	1,948	597	30.6	56	2.9	1,017	642	63.2	8	0.7	1,303
1963年 3 月	2,491	692	27.8	72	2.9	987	618	62.6	8	0.8	1,390
1964年 3 月	2,427	624	25.7	74	3.1	872	548	63.0	8	0.9	1,255
1965年 3 月	2,360	549	23.3	76	3.2	1,160	690	59.5	10	0.9	1,325

〔備考〕 1) 就職者，就職進学者の％は卒業者総数に対するもの。
 2) 各年 3 月の卒業者について，同年 6 月 1 日現在の状況を調査したもの。
 3) 文部省調べ「文部統計速報」による。

第 24 表 中学、高校卒就職者の産業別構成

(%)

卒業時期別 産 業 別		1955年 3 月	1960年 3 月	1964年 3 月	1965 年		
					計	男	女
中 学 卒	総 数 (千人)	698 (100.0)	684 (100.0)	698 (100.0)	625 (100.0)	324 (100.0)	301 (100.0)
	農 林, 漁 業	29.4	12.4	7.2	7.3	9.5	5.0
	建 設 業	1.4	1.8	3.6	4.3	8.1	0.2
	製 造 業	37.8	59.6	61.7	62.0	60.9	63.2
	食 料 品	3.1	2.8	3.7	3.9	3.6	4.3
	織 維 関 係	12.8	17.8	19.7	19.6	3.7	36.7
	鉄鋼, 金属, 機械	10.1	25.9	25.9	25.8	37.2	12.5
	卸・小売業	12.0	9.8	8.4	8.0	7.1	8.9
	運輸通信業	1.5	1.4	2.7	2.9	3.3	2.5
	サービス業	9.9	9.5	11.0	11.6	7.0	16.6
高 校 卒	総 数 (千人)	341 (100.0)	573 (100.0)	557 (100.0)	700 (100.0)	346 (100.0)	354 (100.0)
	農 林, 漁 業	17.1	7.4	3.2	3.6	5.7	1.6
	建 設 業	2.9	3.0	3.6	3.3	5.4	1.4
	製 造 業	25.3	35.8	36.2	36.5	43.2	29.6
	食 料 品	2.3	2.6	2.9	3.2	3.6	2.8
	織 維 関 係	3.9	4.4	4.6	4.7	2.8	6.5
	化 学	2.4	3.0	3.5	3.6	4.5	2.8
	鉄鋼, 金属, 機械	9.5	17.5	18.1	17.8	24.0	11.7
	卸・小売業	21.0	23.8	23.8	24.0	16.0	31.8
	金融保険業	6.0	7.0	9.8	9.0	3.9	14.1
	運輸通信業	5.6	5.4	6.9	7.4	10.3	4.5
	サービス業	6.2	6.3	6.4	6.7	4.0	9.4
	公 務	7.3	5.7	6.4	6.1	8.0	4.3

〔備考〕 1) このばあい就職者とは，賃金等経常的収入を伴う仕事に就いた者をいう。家事手伝いや一時的仕事についた者は含まれていないが，自家業についた者は含まれている。
 2) 就職進学者を含む。
 3) 産業は就職者数の多いものを掲げた。総数はそれ以外の産業を含む全産業の数である。
 4) 文部省「文部統計速報」による。

度がやや増加した（一九六四年が三六・三%→六五年には三六・七%）。

また近年においては、農林・漁業就職者（自家業就業者を含む）の割合が大幅に低下し（一九五五年が全体の二九%→六五年には七%）、これにたいして製造業をはじめサービス業、建設業、運輸・通信業などの割合が高まっている（卸・小売業の割合は低下傾向を示す）。農林・漁業就職者の割合は、一九六〇年前後期の大幅低下を経て、最近ではその低下も底をついた形で停滞状態にあったが、一九六五年には前年にくらべてわずかな上昇を示した（ただし就業者数は減少）。

高校卒就職者の産業構成においても製造業の割合が近年高まる動きを示しているが、一九六五年にも引きつづいて、製造業入職の割合が前よりやや高まった。ただし男子就職者においては、中卒男子のばあいと同様、製造業入職比率が前年よりやや低下している（一九六四年四三・三%→六五年四三・二%）。低下したのは、男子製造業入職の中心をなす鉄鋼・金属・機械部門であり（一九六四年二四・五%→六五年二四%）、化学や食料品などの割合はやや高まった。女子就職者のばあいには中卒女子におけると同様、製造業入職の割合が高まり（一九六四年二八・九%→六五年二九・六%）、鉄鋼・金属・機械や繊維、食料品の割合がそれぞれやや高まった。

農林・漁業への就職者の割合は中卒に比べてもともと低かったうえに、近年それがいっそう低下したが（一九五五年が一七%→六五年には四%）、一九六五年には前年に比べてその割合がわずかに上昇した（三・二%→三・六%）、このほか、卸・小売業や運輸・通信業、サービス業の割合が引きつづき上昇をみせ、これにたいして最近上昇を示していた金融・保険業や建設業の割合が一九六五年には若干低下した。

就職先の企業規模構成・大企業への集中につづく

新規学卒労働力にたいする需要

が増大し、大企業がそれを最優先的に獲得したことによって、新規学卒労働力の大企業集中の動きが近年いちじるしくなったが、一九六五年においてもこの動きが引きつづき進行した（第25表）。

中学、高校卒とも、大企業（従業員五〇〇人以上）入職者の割合は引きつづいて上昇し、一九五七年当時一〇%台にすぎなかったものが、六五年には三〇%以上→四〇%以上にも高まった（中卒では一九五七年が一六%→六四年が三三%→六五年には三四%、高卒では同じく一七%→三九%→四二%）。

これにたいして中小企業（従業員三〇→五〇〇人未満）入職者の割合は、一九六二年頃から低下を示してきたが、六五年にはいっそう低下した。そしてむしろ、同じく低下がいちじるしかった零細企業（三〇人未満）において、一九六五年には若干の上昇がみられた（中卒では六四年が一七・七%→六五年には一八・三%、高卒では同じく九・一%→九・六%）。

企業の充足率・中卒は低下、高卒は上昇

新規学卒労働力にたいする企業の充足率は、

その需要増大とともに近年いちじるしく低下し、とくに小規模企業におけるほどその低下がいちじるしく、新規学卒労働力の充足難が激化した（第26表）。一九六五年においても、中卒労働力の充足率はとくに就職者数の減少によって引きつづいて低下した。充足率が低下したのは大企業および中企業においてであり、小・零細企業では反対に上昇を示した。一九六五年の入職者数は就職者総数の減少によって各規模層とも減少したが、中卒労働力にたいする求人数は、大

第 25 表 中学、高校就職者の企業規模構成（全産業）

（％）

企業規模別 卒業時期別		計		500人 以上	499～ 100人	99～30人	29人以下
		(実数)					
中 学 卒	1957年 3 月	千人 438	100.0	16.0	20.3	32.8 a	30.9 b
	1960年 3 月	411	100.0	23.6	26.6	30.3 a	19.5 b
	1963年 3 月	459	100.0	27.1	30.8	22.0	20.1
	1964年 3 月	433	100.0	33.1	29.7	19.4	17.7
	1965年 3 月	413	100.0	33.9	29.6	18.2	18.3
高 校 卒	1957年 3 月	179	100.0	17.3	22.7	37.7 a	22.3 b
	1960年 3 月	278	100.0	22.9	28.9	34.4 a	13.7 b
	1963年 3 月	310	100.0	32.6	33.5	22.2	11.7
	1964年 3 月	264	100.0	39.3	32.4	19.2	9.1
	1965年 3 月	331	100.0	41.8	30.0	18.6	9.6

- 〔備考〕 1) 1957年、60年は就職者数、1963年以降は就職件数による。いずれも職業安定機関扱いのみの就職者数。
 2) aは企業規模99～15人、bは14人以下の区分による。
 3) 各年の3月卒業者について同年6月末での調査による。
 4) 労働省職業安定局調べ。

第 26 表 新規学卒労働力の充足率（企業規模別）

（％）

企業規模別 卒業時期別		計	500人以上	499～100人	99～30人	29人以下
中 学 校	1961年 3 月	31.1	63.6	35.2	22.5 a	18.8 b
	1963年 3 月	32.9	57.7	38.7	26.0	21.6
	1964年 3 月	25.3	43.8	26.3	17.9	17.9
	1965年 3 月	24.8	35.8	24.8	18.1	20.5
高 校 卒	1961年 3 月	42.7	52.7	45.2	36.9 a	33.8 b
	1963年 3 月	34.1	46.9	34.9	27.4	24.9
	1964年 3 月	24.3	34.9	22.9	18.7	16.4
	1965年 3 月	29.4	38.8	26.4	23.3	24.7

- 〔備考〕 1) 充足率は $\frac{\text{就職件数}}{\text{求人数}} \times 100$ 但し1961年分は $\frac{\text{就職者数}}{\text{求人数}} \times 100$
 2) aは企業規模99～15人、bは14人以下の区分による。
 3) 調査対象については第25表の備考を参照。
 4) 労働省職業安定局調べ。

企業および中小企業では前年に引きつづいて増加し、小・零細企業では求人数そのものが前年よりかなり大幅に減少したのである。小規模企業における中卒充足率の上昇はこうした求人数の減少にもとづいている。

高卒労働力にたいする充足率は、中卒とは反対に一九六五年には前年よりかなり上昇した。近年低下をつづけてきた充足率は、六五年になると大企業でも中小企業でも全

第 27 表 新規学卒労働力の充足率（産業別）

（％）

産 業 別	中 学 卒			高 校 卒		
	1955年	1964年	1965年	1955年	1964年	1965年
計	67.9	25.3	24.7	70.1	24.3	29.4
農 林 水 産 業	84.2	32.0	33.2	84.8	41.0	29.2
鉱 業	81.3	41.5	39.7	76.6	33.6	31.8
建 設 業	69.0	27.7	27.0	77.6	27.7	28.2
製 造 業	68.7	24.6	23.8	68.9	21.4	27.1
卸・小売業	61.9	22.0	23.8	72.3	20.5	27.9
金融、保険、不動産業	71.7	45.2	36.3	68.0	47.5	45.0
運輸、通信業	70.7	36.9	31.3	63.3	28.6	35.2
電気、ガス、水道業	—	42.7	33.7	—	36.1	32.5
サービス業	72.8	31.9	32.6	75.5	25.3	31.4
公 務	89.4	86.6	37.3	78.1	48.6	39.8

〔備考〕 1) 算定方法などは第26表の備考を参照。
2) 労働省職業安定局調べによる。

面的に上昇したが、とくに小規模企業ほどその上昇程度が大きかった。一九六五年には高卒就職者総数が著増し、その入職者数は各規模層とも増加したが、他方求人数は大企業や中企業において増加をつづけたのにたいして、小零細企業の求人数は減少したのである。

なお新規学卒労働力の充足率を産業別にみると（第27表）、一九六五年における中卒充足率は、卸・小売業やサービス業、および農林水産業で若干の上昇をみたほかは各産業とも低下し、充足難はいっそう強まった。これにたいして高卒の充足率では、製造業や卸小売業をはじめ運輸通信業、サービス業、建設業などの各産業でかなりの上昇をみせ、高卒労働力の充足難は若干緩和する動きを示した。しかしこれらの新規学卒労働力の充足率を一〇年前の一九五五年当時とくらべてみると、最近の充足難はきわめてはなはだしく、中卒、高卒ともに一九五五年には七〇％前後にのぼっていた充足率が六五年には二〇％台に低下している。^{（注）}

（注）新規学卒労働力の求人難が増大するとともに、その獲得難を見越して企業が真に必要とする人数を上廻った求人を行なうという、いわゆる水増し求人が近年増大するに至った。この水増し求人の実態を調査した東京商工会議所「新規学卒者採用状況等に関する調査」（一九六五年三月卒業者について、同年五月調査）によると、中卒に対する水増し求人は小規模企業ほどいちじるしく、また業種でいちじるしいのは建設業や卸・小売・飲食業などであった。高卒のばあいでは中堅企業でいちじるしく、業種別では不動産・サービス業や運輸・通信業などとなっていた。水増し求人数——（一九六五年三月卒求人数÷同卒最少限必要採用数—）×一〇〇——の状況は次のようである。

(1) 中卒のばあい 規模・業種計Ⅱ三〇・二％、従業員一〇〇〇人以上Ⅱ二四・三％、三〇〇～九九九人Ⅱ三五・四％、三〇〇人未満Ⅱ四一・八％、建設業八六％、卸・小売・飲食業五〇・一％、運輸・通信業三四

- ・五%、製造業二九・四%。
- (2) 高卒のばあい 規模・業種計Ⅱ二五・五%、一〇〇〇人以上Ⅱ二〇・六%、三〇〇～九九九人Ⅱ三二・七%、三〇〇人未満Ⅱ三〇・九%。
- 不動産・サービス業七八・二%、運輸・通信業六二・八%、建設業六〇・三%、金融・保険業三〇・一%、製造業二五・五%。

3 労働移動

入職・離職率の低下

一九六一年以降高まりを示してきた入職・離職率（労働異動）は、一九六五年になると全面的に低下するにいたった（第28表）。一九六五年に目立ったのはとくに入職率の低下であり、企業の雇入れ制限の強化や停止によって入職率はかなりいちじるしい低下を示した。他方、最近とくに高まりをみせていた離職率も、労働者の転職機会が狭められるとともに低下したが、その低下は入職率の低下ほど大きくはなかった。産業的にみて入職率の低下がいちじるしかったのは建設業や製造業で、とくに製造業では離職率を上まわり、雇用の減少をきたした。また製造業のなかでも大規模企業ほど入職率の低下がいちじるしく、他方、離職率の低下はそれほどなかったため、大企業（従業

第28表 入職・離職率の動き（その1—産業別）

年 別		調査産業計	鉱 業	建設業	製造業	卸・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気、ガス、水道業
入職率	1961年	3.3	2.1	8.8	3.1	3.3	2.9	2.8	2.1	1.4
	1962年	2.9	2.1	8.1	2.5	3.0	2.9	2.7	1.9	1.4
	1963年	2.8	1.9	7.0	2.5	2.8	2.6	2.7	1.8	1.2
	1964年	3.2	2.3	7.4	2.8	3.2	2.8	2.8	2.1	1.5
	1965年	2.7	2.0	5.9	2.2	2.9	2.9	2.6	1.8	1.3
離職率	1961年	2.7	2.9	7.3	2.5	2.4	2.4	2.1	1.7	1.2
	1962年	2.6	3.0	6.8	2.4	2.3	2.3	2.1	1.7	1.2
	1963年	2.6	3.4	6.1	2.3	2.3	2.2	2.4	1.6	1.2
	1964年	2.9	2.8	6.8	2.6	2.8	2.4	2.5	1.8	1.5
	1965年	2.6	2.5	5.5	2.3	2.7	2.5	2.4	1.7	1.2

〔備考〕 1) 入職率（離職率）は $\frac{\text{月間増加（減少）労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$ で算出した各月の数値を

年平均したもの。

2) 調査対象は、従業員30人以上規模企業。

3) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

第 29 表 入職・離職率の動き（その 2—製造業規模別）

年 別	入 職 率				離 職 率			
	500人 以上	100人～ 499人	30人～ 99人	5人～ 29人	500人 以上	100人～ 499人	30人～ 99人	5人～ 29人
1960年	27.1	36.2	40.7	40.2	18.6	27.2	32.8	33.6
1961年	30.0	39.0	43.4	43.3	21.4	31.6	38.6	37.9
1962年	21.5	33.2	37.0	38.9	22.2	30.2	34.8	32.4
1963年	22.2	33.7	37.7	38.2	21.2	31.6	33.9	32.5
1964年	26.5	35.5	40.1	33.7	23.4	33.3	37.2	31.3
1965年	20.1	29.4	34.1	34.9	21.6	30.2	33.9	31.7

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。算定方法は第28表の備考を参照。

員五〇〇人以上）や中企業（一〇〇人～五〇〇人未満）では離職率が入職率を上まわり、雇用の減少が生じた（第29表）。これにたいして零細企業では入職率が前年よりむしろ高まり、離職率を上まわった。

離職者の年齢、勤続期間、離職・退職理由

一〇代～二〇代前半の若年層が過半数を占めているが、最近では——一九六五年上期（二月～六月）を前年同期と比べて——そうした若年層の割合が低下し、二〇代後半以上層とくに四〇歳以上の中高年齢層の割合が高まった（第30表）。それとともに、近年増大していた短期離職・移動者の割合も低下する動きをみせた（第30表）。一年未満の短期勤務での離職者は、一九六四年上期には離職者全体の半分以上を占めていたが、六五年上期に

第 30 表 離職者の年齢別、勤続期間別構成

（％）

年 齢 別	計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
調 査 産 業 計							
1964年1月～6月	100.0	20.1	33.8	16.2	15.9	7.1	6.9
1965年1月～6月	100.0	18.4	34.0	16.4	16.0	7.7	7.6
製 造 業							
1964年1月～6月	100.0	24.2	32.0	15.5	15.4	7.3	5.9
1965年1月～6月	100.0	21.8	31.8	15.9	15.5	8.2	6.9
勤 続 期 間 別	計	6ヵ月未満	6ヵ月～1年未満	1～2年未満	2～5年未満	5～10年未満	10年以上
調 査 産 業 計							
1964年1月～6月	100.0	24.5	24.9	16.4	22.0	6.0	6.1
1965年1月～6月	100.0	22.3	16.7	18.1	25.5	10.9	6.5
製 造 業							
1964年1月～6月	100.0	26.0	28.1	15.3	20.4	5.4	4.8
1965年1月～6月	100.0	21.4	17.7	18.0	25.7	11.7	5.4

〔備考〕 1) 調査対象は、非農林水産業の従業員10人以上規模企業（建設業を除く）。
2) 労働省「雇用動向調査」による。

はその割合がかなり低下し（四九・四％→三九％）、かわって比較的定着的だった層の離職が増大した。とくに勤続五年以上の離職者の割合は一九六四年上期の一二・一％から六五年上期には一七・四％へと高まっている。そしてこうした動きはとくに製造業において顕著であった。

こうした離職者の離職理由をみると（第31表）、「自己都合」の割合が最近低下し（八六％→八三％）、「経営上の都合」による強制された離職（解雇）の割合が若干高まった（四％→五％）。これは、臨時雇労働者における「契約期間満了」による離職の増加とともに、一九六五年において激化した不況にもとづく企業整備・解雇の増大や臨時的雇用の削減・更新停止の増大を反映している。

なお「自己都合」による離職の比重は依然としてきわめて大きく、離職理由の大部分を占めているが、このなかには、低賃金・低労働条件や企業の将来性不安などのためによりよい条件での安定した勤め口を求めて離職・移動するばかりきわめて多い。一九六四年における男子常用労働者の離職理由を企業規模別にみると、中小企業では「自己都合」の割合がきわめて高い。大企業ではこの「自己都合」の割合が低下し、定年退職の割合が他の規模に比べて目立って高くなっている。他方零細企業でも「自己都合」の割合が高いが中小企業におけるほどではなく、これに加えて「経営上都合」による解雇が目立っていた。^{（注）}停年退職の割合は中小企業とくに零細企業ではきわめて低い。

（注）なお一〇代・二〇代前半の若年層の離職理由では、低賃金の理由のほかとくに賃金以外の労働諸条件・労働環境にたいする不満や作業内容にたいする不満（自分の技能修得に役立たない、あるいは適職でない

など）を理由とする離職の割合の高い点が特徴である。これにたいして二〇代後半以上層では低賃金のほか企業の将来性不安、企業整備・解雇の割合が高まり、解雇の割合は中高年齢層とくに高年齢層ほど目立って高くなっている、といった傾向がみられる。これについては、当研究所編『中小企業の賃金と労働市場』（一九六六年一月、労働旬報社刊）に収録した、京浜地帯に働く機械・金属労働者の労働移動に関する実態調査結果を参照されたい。

なお就業構造基本調査によって、転職者の転職理由の動きをみると（第31表）、最近（一九六二年対一九六五年）目立っているものは、企業整備・解雇による強制された離職の割合がかなり大幅に高まり（九％→一三％）、これにたいして低収入や不安定就業を理由とする離職の割合が低下しているという点である。企業整備・解雇の割合は中高年齢層ほど高く、しかも最近その増大が目立っている。他方、より好条件の勤め先を求めての転職は若年層ほど高いが、若年層ではその割合が最近むしろ高まっている。

企業規模間移動・下向移動の増大

転職にともなう労働者の企業規模移動をみると、「高度成長」のもとで増加した上向移動が最近ではかなり減少し、かわって下向移動をするものの割合が高まっている（第32表）。ただしこの上向・下向移動といっても、大企業以外の中小・零細企業の領域内での移動（そのなかでの上向・下向・平行移動）が大部分を占めている。たとえば一九六四年における移動についてみると第33表のようであり、これを総括すると79ページの表のようになっている。

すなわち、離職・移動労働者の大部分は中小・零細企業（とくに小規模企業）から生みだされ、それらの離職・移動者の大部分は

第 31 表 離職，転職理由構成

(%)

離職理由別		計	自己都合	経営上の都合	定年	本人の責	契約期間満了	死亡，傷病，その他
1964年 上期		100.0	86.1	4.4	2.1	1.4	3.5	2.4
1965年 上期		100.0	82.9	5.4	1.7	3.5	4.4	2.0
企業規模別 (子常労働者) (一九六四年・男)	計	100.0	86.0	5.5	3.5	2.0	—	3.0
	500人以上	100.0	77.6	5.4	11.2	1.6	—	4.1
	499～100人	100.0	87.5	3.6	4.3	1.7	—	2.9
	99～30人	100.0	88.2	5.5	1.5	2.3	—	2.5
	29～10人	100.0	85.7	7.9	0.9	2.2	—	3.4
転職理由別 (雇用者・男子)		総数	人員整理， 会社解散， 倒産	一時的な不安定な仕事	収入が少なく生活困難	好条件の仕事があった	病氣，老齡，定年	個人的家庭的事情
一九六二年	総数	100.0	8.7	14.2	13.2	15.7	4.6	43.6
	10代	100.0	5.0	15.1	8.0	15.6	1.5	47.7
	20代	100.0	5.9	13.8	11.0	16.7	2.4	50.2
	30代	100.0	12.8	14.6	19.5	15.9	2.7	35.0
	40～54歳	100.0	15.4	15.4	18.8	12.8	5.4	32.2
	55歳以上	100.0	12.1	8.6	8.6	8.6	37.9	24.1
一九六五年	総数	100.0	12.7	13.5	12.1	15.6	7.0	38.9
	10代	100.0	5.4	16.3	7.6	18.5	3.3	47.8
	20代	100.0	9.4	14.1	11.6	16.9	1.9	45.2
	30代	100.0	17.4	13.2	16.8	15.3	3.2	35.3
	40～54歳	100.0	20.9	13.6	13.6	13.6	8.2	30.9
	55歳以上	100.0	13.9	6.9	5.6	8.3	44.4	19.4

〔備考〕 1) 離職理由は，「雇用動向調査」による。調査対象は，非農林水産業の従業員10人以上規模企業（建設業を除く）。
2) 転職理由は，総理府統計局「就業構造基本調査」による。調査対象は，現在非農林業雇用者となっている転職者。

第 32 表 最近の労働者企業規模間移動状況

(%)

移動区分	1964年 1月～6月	1965年 1月～6月
計	100.0	100.0
上向移動	34.2	29.9
平行移動	34.7	34.0
下向移動	31.0	36.1

〔備考〕 1) 上向移動とは，前職より規模の大きい事業所へ入職したばあい。下向移動はその逆。平行移動とは，規模が変わらなかったばあい。
2) 調査対象は10人以上規模企業への入職者。前職規模9人以下からの移動は含まない。また前職が非農林漁業の雇用であった者についてのみ移動を示す。
3) 労働省「雇用動向調査」による。

第 33 表 労働者の企業規模間移動構成

(1964年, %)

非農林漁業雇用者（前職）→同雇用者（現職）		非農林漁業雇用者（前職） →製造業雇用者（現職）・男子	
総 数	う ち 男 子		
前職規模別→現職規模別 （計100）	前職規模別→現職規模別 （計100）	前職規模別→現職規模別 （計100）	前職規模別→現職規模別 （計100）
大 → 16.6 { 大 4.8 中 5.5 小 4.2 零細 2.1	大 → 15.7 { 大 4.7 中 5.2 小 4.0 零細 1.9	大 → 16.4 { 大 6.7 中 5.1 小 3.2 零細 1.4	
中 → 19.6 { 大 3.6 中 7.5 小 5.8 零細 2.7	中 → 18.5 { 大 3.7 中 7.0 小 5.3 零細 2.5	中 → 18.8 { 大 4.9 中 6.8 小 5.1 零細 2.0	
小 → 25.1 { 大 3.4 中 7.4 小 9.9 零細 4.4	小 → 25.7 { 大 3.8 中 7.7 小 9.9 零細 4.3	小 → 25.5 { 大 5.1 中 7.1 小 9.2 零細 4.1	
零細 → 38.5 { 大 4.6 中 9.6 小 13.0 零細 11.5	零細 → 39.8 { 大 4.8 中 9.5 小 13.2 零細 12.2	零細 → 39.0 { 大 6.8 中 8.7 小 11.8 零細 11.7	

〔備考〕 1) 企業規模区分は次の通り。大＝従業員500人以上，中＝499～100人，小＝99～30人，零細＝前職のばあい29人以下（規模不明の者も僅か含まれている），現職は29～10人。
2) 前職10人以上規模からそれ以下の規模へ移動した者は，集計から除かれている。
3) 現職産業では建設業を除いてある。
4) 労働省「雇用動向調査」（昭和39年）による。

ふたたび同じような中小・零細企業へ流入している。大企業から大企業へ移動したもの（大↓大）は移動者全体ではきわめてわずかであり、しかも大企業離職者の大部分は中小企業へと流入している（いわゆる下向移動）。他方、中小企業から大企業への移動の割合もまた比較的低かった。移動の主流となっているのは中小・零細企業領域内での移動（中小・零細↓中小・零細）であり、そのなかで小・零細↓小・零細、中小↓中小、あるいは零細↓中小といった移動が、それぞれかなりの割合をもってひんばんに行なわれているのである。

なおこのことは、就業構造基本調査によってもほぼ同様な動きが示されているが、一九六二年と六五年とをくらべてみると、最近では転職にともなって小・零細企業（従業員一〇〇人未満）へ流入するものの割合が一般に大きくなっている（第34表）。このうち小・零細企業からの転職者では、より上位規模の中小企業へ流入するものの割合が低下して、ふたたび同様な小・零細企業へ流入して行く者の割合が高まっている。また中小企業や大企業からの転職者では、大企業へ流入するものの割合が高まった反面、零細企業へ流入するものの割合も高まるなど、移動における上下分極化の傾向も強まっている。

（移動形態）	（企業規模構成）	非農林漁業雇用者→同雇用者		非農林漁業雇用者↓ 製造業雇用者・男子	
		総数	うち男子	（前職）	（現職）
大	大	一六・六	一五・七	一六・四	二三・八
中	中	一九・六	一八・五	一八・八	二七・九
小	小	二五・一	二五・七	二五・五	二九・三
零細	零細	三八・五	三九・八	三九・〇	一九・一
（移動形態）		（前職）	（現職）	（前職）	（現職）
大↓大	大↓大	四・八	四・七	六・七	六・七
大↓中小零細	大↓中小零細	一一・八	一一・一	九・七	九・七
中小零細↓大	中小零細↓大	一一・六	一二・三	一六・八	一六・八
中小↓中小	中小↓中小	三〇・六	三九・九	二八・二	二八・二
小零細↓小零細	小零細↓小零細	三八・八	三九・六	三六・八	三六・八
中小零細↓中小零細	中小零細↓中小零細	七一・八	七一・六	六六・五	六六・五
零細↓中小	零細↓中小	二二・六	二二・七	二〇・五	二〇・五

転職にともなう賃金変動・賃金上昇者の減少
 最近の特徴は、転職によって賃金が増加したものの割合がかなり低下を示していることである（第35表）。これはいうまでもなく一九六五年に入って激化した不況によって企業の求人が減退したためである。労働者はこの結果、転職・移動によって雇用条件（自己の労働力の販売条件）の向上をはかることがいっそう制限され、消費者物価の近年引きつづく高騰にもかかわらず、転職によって賃金（名目）賃金を維持することが精一杯の状況となった。

さらにこの転職による賃金変動には、労働力需給の年齢的格差の作用が大きい。これを一九六四年の状況でみると、転職の結果賃金上昇したものの割合は若年層ほど高くなっている（一〇代、二〇代

第 34 表 転職者の企業規模移動構成（男子）

（％）

現 職	前 職	総 数	29人以下	30～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上
一九六二年	総 数（千人）	(613) 100.0	(253) 100.0	(129) 100.0	(72) 100.0	(44) 100.0	(76) 100.0
	29人以下	35.7	49.4	31.0	23.6	25.0	21.0
	30～99人	20.4	18.6	25.6	23.6	18.2	18.4
	100～299人	13.5	10.3	16.3	20.8	15.9	14.5
	300～999人	8.3	6.3	7.0	11.1	15.9	10.5
	1,000人以上	15.8	11.5	14.7	15.3	15.9	27.6
	官 公	5.7	4.0	3.9	5.6	9.1	7.9
一九六五年	総 数（千人）	(624) 100.0	(264) 100.0	(134) 100.0	(70) 100.0	(51) 100.0	(74) 100.0
	29人以下	37.3	50.7	30.6	28.5	23.6	24.4
	30～99人	22.4	21.2	30.6	21.4	19.6	17.6
	100～299人	12.7	10.2	14.2	17.1	13.7	13.5
	300～999人	7.1	4.2	6.7	8.6	15.7	9.5
	1,000人以上	15.2	10.6	12.7	18.6	21.6	28.4
	官 公	4.6	3.4	3.7	4.3	3.9	4.1

- 〔備考〕 1) 男子転職者のうち前職、現職とも非農林業雇用者を対象とする。これには常用労働者のみでなく、臨時・日雇労働者も含まれている。
- 2) 総数には企業規模不詳の者も少数含んでいるので、各規模比率の合計は、それぞれの総数（100）に一致しない。
- 3) 総理府統計局「就業構造基本調査」による。

第 35 表 転職者の賃金変動状況

(%)

賃 金 増 減 別		計	低くなった者	あまり変わら なかった者	高くなった者	
総 数	1964年1月～6月	100.0	26.0	34.9	39.2	
	1965年1月～6月	100.0	23.8	41.2	35.1	
一 九 六 四 年 ・ 男 子	経た 験 の な い 職 務 に つ い	計	100.0	33.1	29.8	37.1
		19歳以下	100.0	21.2	30.2	48.7
		20～24歳	100.0	30.9	29.5	39.6
		25～29歳	100.0	36.0	31.5	32.4
		30～34歳	100.0	38.5	29.9	31.5
		35～39歳	100.0	40.4	31.6	27.9
		40～49歳	100.0	45.0	29.6	25.3
		50歳以上	100.0	59.5	22.3	18.2
	経た 験 の あ る 職 務 に つ い	計	100.0	26.4	37.5	36.0
		19歳以下	100.0	18.5	36.1	45.3
		20～24歳	100.0	23.4	37.2	39.4
		25～29歳	100.0	26.4	36.5	37.2
		30～34歳	100.0	27.4	40.4	32.2
		35～39歳	100.0	27.9	38.8	33.3
		40～49歳	100.0	27.9	39.7	32.4
		50歳以上	100.0	42.3	33.6	24.1

〔備考〕 1) 低く（高く）なった者とは、現職入職時の賃金（定期給与）が前職離職時の賃金に比べて10%以上低く（高く）なった者。あまり変わらなかった者とは、その増減が10%未満だった者。

2) 労働省「雇用動向調査」による。

前半層ではそれが四〇%～五〇%近い。また自分が経験をもつ仕事についたものでも、中高年齢層を含めて賃金上昇者の割合が一般に高く（三〇～四五%）、このばあいほとんどに賃金が低下したものの割合がかなり低くなっていた。なお若年層では無経験の仕事についたばあいでも賃金上昇したもの割合が高いが、無経験の仕事についた三五歳以上の中高年齢層では賃金が低下したものの割合が目立って高く、四〇%～五〇%以上におよんでいた。

労働者の地域移動

労働者の地域移動を職安を通じた就職者によってみると（第36表）、一九六一年以降六四年にかけて、労働力需要の増大とともに毎年増加してきた県外就職者数（各出身県外への就職者）は、

一九六五年にはかなり大幅な減少を示した。県外就職者でもっとも多数を占めているのは新規学卒者であるが、一九六五年においてもこの新規学卒者の県外就職は引きつづいて増加した（うち中卒は減少、高卒は増大）。一九六五年において減少の著るしかったのはそれ以外の一般の県外就職者（常用）であり、これは一九六三年六四年における著増から一転して激減した。また県外就職率（県外就職件数÷就職全数×一〇〇）でみても一般・常用の県外就職率は一九六四年の一〇・二%から六五年は六・三%へと大幅に低下し、中卒は同じく三八・五%→三七・七%と低下。これにたいして高卒は二七・四%→二九・八%と高まっている。

これら地域移動労働者が集中するのは京浜、東海、京阪神の各地域（三大受入地域）であり、これらの大都市工業地

第 36 表 労働力の地域移動状況

年 別		総 数	一 般		学 卒		
			常 用	有 限 雇 用	中 卒	高 卒	
県外就職件数 (千人)	1960年	430	82	126	150	72	
	1964年	509	134	136	167	72	
	1965年	454	75	124	156	99	
同上指数 (%)	1960年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	1961年	105.0	138.5	100.2	83.2	120.9	
	1962年	110.7	101.5	106.9	106.2	137.3	
	1963年	117.9	147.3	105.8	113.9	114.4	
	1964年	118.2	164.0	107.9	110.7	99.9	
	1965年	105.4	91.7	98.6	103.5	136.5	
三大受入地の受入 総数とその主要出 身地 (1965年)	京 浜	159千人	東北, 関東, 北陸, 九州				
	東 海	81	九州, 北陸, 東北				
	京阪神	69	九州, 四国, 北陸, 山陽, 山陰				
京浜地区における主要出身地の 比重の推移 (各年の受入総数Ⅱ一〇〇)	東 北	1960年	総 数	常 用	有限雇用	中 卒	高 卒
		1965年	33.3%	45.1%	36.5%	36.8%	23.1%
	関 東	1960年	42.3	40.1	65.2	43.8	30.7
		1965年	36.6	18.7	16.5	38.7	45.7
	北 陸	1960年	27.2	24.4	5.2	24.6	41.6
		1965年	9.4	11.1	41.6	7.3	6.7
	九 州	1960年	11.0	5.4	25.0	10.0	7.6
		1965年	4.4	12.7	—	3.0	2.6
		1960年	6.8	15.5	0.2	9.2	3.7
		1965年					

〔備考〕 1) 調査対象は、職安が取り扱った就職者。

2) 京浜地区における主要出身地についての1960年と1965年の比率の数字は、集計方法の変更により直接対比することはできないが、大体の傾向をみるための資料として掲げた。

3) 労働省職業安定局「労働力の地域間移動状況調査結果表」(1966年4月)、「最近における労働力の地域間移動について」(1965年8月)による。

帯は全国各地から労働力を吸収しているが、近年とくにそれらの労働力調達地域の拡大(労働市場の地域的拡大)が進んだ。これを全国で最大の受入地域である京浜地帯についてみると、最近では、(1)新規学卒労働力にたいする需要増大とともに東北、北陸、九州など地方出身の新規学卒労働力への依存度が高まったこと、(2)一般(常用)就職者では東北、北陸出身者の割合が低下して、近接地域(関東)出身者の割合が高まり、反面ではまた遠隔地である九州出身者の割合も高まっていること、などの動きがみられた。

なお雇用動向調査によると、入職のため出身地から他の地域に移転したものは、一九六四年において入職者全体の一七%(五七万人)にのぼっており、なかでも新規学卒入職者のばあいには地域移動者の割合がとくに高くなつて、二七%となっていた(第37表)。また入職者数の全国でもっとも多い南関東への入職者についてみると、入職者総数の二三%が地域移動者となっており、しかもその地域移動者の三分二以

第 37 表 地域移動入職者の構成
(1964年) (%)

労働者別		地域移動者 入職者総数	
総	数	16.6	(57万人)
男	子	19.2	(36)
女	子	13.6	(21)
学卒	者	27.3	(29)
一	般	11.8	(28)
南 関 東 (企業規模別)		地域移動者	地域移動者 入職者総数
総 数	計	100.0	22.5
	500人以上	24.0	24.5
	499~100人	34.3	24.4
	99~ 30人	28.6	21.0
	29~ 10人	13.2	19.0
うち男子	計	100.0	25.6
	500人以上	23.4	27.7
	499~100人	35.0	27.8
	99~ 30人	28.2	24.1
	29~ 10人	13.4	21.2

上が、従業員五〇〇人未満の中小企業へ流入していた。

入職経路構成・縁故入職の低下

労働者の企業入職経路では、縁故関係による入職の割合の低下が最近一般化しており、これは新規就業者の入職においても、転職者の入職においても、同様な動きを示している。就業構造基本調査の入職経路調査によって一九六二年と六五年とをくらべると、第38表のようになっている。新規就業者の入職経路構成で大きな比重を占めているのは学校紹介および縁故入職であり、小規模企業ほど縁故の割合が高く、また学校紹介の割合は大規模企業ほど高くなっているが、最近では各規模層を通じて、縁故が低下し、学校紹介が高まるという動きがみられた。

転職者の入職経路構成で大きな比重を占めているのは縁故入職であり、縁故の割合はとくに小規模企業ほど高くなっているが、最近ではこの縁故入職の割合が各規模層ともかなり低下し、広告（直接公募）による入職の割合が各規模企業とも高まった。また職安紹介

- 〔備考〕 1) 地域移動入職者とは、全国を13地域にわけ、入職にさいしてそれぞれの出身地域から他地域へ移動（転居）した者。
2) 労働省「雇用動向調査」による。

の割合は大規模企業ほど高くなっているが、それ
も大企業や中小企業では最近一般に低下傾向を示
しており、むしろ零細企業（従業員三〇人未満）に
おいて職安紹介の割合が若干の高まりをみせた。

職安の職業紹介・求職倍
率は上昇、就職率は低下

公共職業安定所の職
業紹介によって再就
職の動きをみると

（第39表）、一九六五年には求職倍率が高まり、就
職率は低下している。求職倍率が高まったのは、
とくに企業の求人数の激減によるもので、一九六
四年には一〇三万人に上った求人数（一ヵ月平均の有効求人数）は、
六五年には二四万人もの減少を示した。このため、労働力需要の増
大とともに近年大幅に低下してきた求職倍率（一九五五年には五倍弱
↓六〇年以降二倍以下となった）は、一九六五年にはふたたび高まり
を示した。

職安を通じた就職者数は、近年における求人数の増大、求職倍率
の低下にもかかわらず、年々減少をつづけてきた。就職率は一〇％
台にとどまっていたかなり低く、それも年々低下を示してきたが、
一九六五年にも引きつづいて一層低下をみせた。^{（注）}

これを年齢別にみると（第40表）、一九六五年は各年齢層とも求職
倍率が高まり、就職率は低下している。若年労働力にたいする需要
の増大とともに、一〇代、二〇代の若年層については近年求人が求
職を上まわるようになり、さらに若年層労働力の充足難から中年層
労働力にたいする求人も増加したため、三〇代、四〇代の中年層で
も求職と求人とがほぼ釣り合うようになった。しかし一九六五年に

第 38 表 雇用労働者の入職経路構成

(男女計, %)

企業規模別			総数	職安	学校	縁故	広告	その他
新規就業者	一九六二年	総数	100.0	8.5	35.2	23.7	2.6	29.9
		29人以下	100.0	3.7	16.7	37.6	3.0	39.3
		30～99人	100.0	9.8	29.3	26.7	3.8	29.7
		100～499人	100.0	13.2	39.1	17.0	3.1	27.6
		500人以上	100.0	10.8	52.9	13.7	1.6	20.9
		官公	100.0	4.7	37.0	18.9	2.4	37.0
	一九六五年	総数	100.0	7.5	38.5	19.3	2.9	31.9
		29人以下	100.0	5.2	17.4	33.0	3.0	41.0
		30～99人	100.0	6.5	30.8	23.1	5.0	35.0
		100～499人	100.0	13.4	45.8	13.7	2.8	27.8
		500人以上	100.0	9.8	56.6	9.5	1.9	22.2
		官公	100.0	3.2	41.1	13.7	2.4	40.3
転職者	一九六二年	総数	100.0	9.7	3.0	45.3	6.9	35.0
		29人以下	100.0	5.0	2.2	50.1	4.8	38.2
		30～99人	100.0	9.6	2.6	47.2	6.6	34.5
		100～499人	100.0	10.9	3.6	46.6	8.8	30.1
		500人以上	100.0	20.4	3.9	39.3	10.2	26.2
		官公	100.0	9.0	5.6	28.1	5.6	51.7
	一九六五年	総数	100.0	9.4	2.8	37.2	8.1	42.5
		29人以下	100.0	5.8	1.7	39.9	5.2	47.3
		30～99人	100.0	9.3	3.5	40.2	8.5	39.4
		100～499人	100.0	10.7	3.2	38.5	9.6	38.5
		500人以上	100.0	19.3	3.9	30.4	13.0	33.3
		官公	100.0	5.9	5.9	26.5	7.4	54.4

- 〔備考〕 1) 調査対象は全産業入職雇用者。
 2) 新規就業者には、新規学卒者のほか未就業だった者も少数含まれている。
 3) 総理府統計局「就業構造基本調査」による。

第 39 表 職安職業紹介の動き

(新規学卒を除く一般職業紹介)

年 別	月間有効求職者数 (A)	月間有効求人数 (B)	求職倍率 (A/B)	就職件数 (年計) (うち常用)	就職率
	万人	万人	倍	万人	%
1955年	116	25	4.6		11.7
1960年	111	65	1.7	225 (187)	16.9
1961年	108	80	1.3	219 (187)	17.0
1962年	114	77	1.5	204 (142)	14.9
1963年	128	89	1.4	196 (133)	12.8
1964年	129	103	1.3	194 (132)	12.5
1965年	125	79	1.6	177 (119)	11.8

- 〔備考〕 1) 月間有効求職者、求人数は各年の1ヵ月平均。
 2) 就職率は就職者数(1ヵ月平均)÷月間有効求職者数。
 3) 労働省職業安定局調べ。

第 40 表 年齢別一般職業紹介状況（男子）

年 齢 別		計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35歳以上計	35～39歳	40～49歳	50歳以上	
求職倍率（倍）	1960年	1.5	1.6	1.3	1.3	1.1	3.8	1.6	3.7	18.7	
	1961年	1.2	1.5	1.0	1.0	0.9	2.4	1.1	2.5	8.9	
	1962年	1.4	1.4	1.2	1.3	1.0	2.8	1.4	2.6	9.0	
	1963年	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	2.2	1.1	1.9	8.5	
				(20～25歳)	(26～30歳)	(31～35歳)		(36～40歳)	(41～50歳)	(51～55歳)	(56歳以上)
	1964年	0.9	0.4	0.8	0.9	1.0	1.8	1.0	1.0	4.3	11.5
	1965年	1.5	0.7	1.3	1.4	1.5	3.1	1.6	1.8	7.6	24.5
就職率（％）	1960年	18.2	25.8	22.0	18.9	17.9	10.1	16.1	12.1	5.2	
	1961年	18.5	27.9	23.1	19.1	18.2	10.7	16.4	13.2	5.8	
	1962年	15.0	23.5	19.1	15.6	14.2	9.9	14.3	12.9	5.0	
	1963年	14.6	23.1	18.2	15.3	14.0	10.4	14.5	13.4	5.9	
				(20～25歳)	(26～30歳)	(31～35歳)		(36～40歳)	(41～50歳)	(51～55歳)	(56歳以上)
	1964年	12.5	21.9	16.3	12.6	11.4	8.0	11.2	9.5	6.3	4.0
	1965年	10.3	18.2	13.7	10.8	9.4	6.2	9.4	7.8	4.8	3.0

1965年における求職者数，求人数の対前年増減率（1964年＝100％）

求職者数	0.3	6.8	0.02	△ 4.3	△ 2.7	1.7	△ 6.2	△ 3.9	△ 0.6	15.7
求 人 数	△39.3	△40.4	△36.6	△38.9	△38.2	△41.1	△40.9	△44.1	△44.0	△45.8

- 〔備考〕 1) 各年10月分の数字である。1964年，65年は常用労働者のみについて。
2) 求職倍率や就職率の計算方法は第39表の備考を参照。
3) 労働省職業安定局調べ。

なると、求人減少によって各年齢層とも求職倍率が高まり、一〇代層では引きつづいて求人超過であったが、二〇代以上層とくに高年齢層におけるほど、求職倍率の高まりが目立った。就職率もまた各年齢層とも低下したが、その低下の程度はやはり年齢が高いほど大きかった。

（注）求職倍率は一般に低いにもかかわらず、就職率が一〇％強といった低位に止まっていることについて、職安では次のような理由をあげている（職業安定局の各都道府県職業安定主務課に対する情報調査）。これは一九六四年二月の調査であるが、若年層男子求職者の就職不調理由では、「中小企業からの求人が多く不安感から就職しない」というのが第一で、「賃金が折り合わない」とことや「求人条件が良くない」などの理由がこれに次いで多かった。また中高年齢層男子求職者では、「賃金が折り合わない」というのが第一で、「求人が少ない」、「求人条件が良くない」などの理由がこれに次いで多くなっていた。

位 順		男子若年層					男子中高年齢層				
5	1	職種が現実的でない	賃金が折り合わない	求人条件が良くない	在職求職者が多い	求職条件が現実的でない	賃金が折り合わない	求人条件が良くない	在職求職者が多い	求職条件が現実的でない	賃金が折り合わない
4	2	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)
3	3	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)
2	4	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)
1	5	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)	(二八)	(一一)	(一一)	(二〇)

（カッコ内は県数、『失業対策年鑑』昭和三九年版、五六ページ）

III 賃金と労働時間

概

要

一九六五年は不況の年であったにもかかわらず、名目賃金は前年にひきつづいて一〇・〇%の上昇となった。このような名目賃金の上昇は、若年労働力の需給の逼迫とさらには労働組合の春季賃上げ闘争によってもたらされたものといってよい。しかし前年にくらべると名目賃金の上昇率は低下しており、不況の影響が看取される。つぎに実質賃金の上昇はわずか二・二%にとどまった。これはいうまでもなく消費者物価の値上りが大きかったからである。

このように名目賃金・実質賃金ともに停滞したにもかかわらず、六五年における賃金構造の変化はかなりめだっている。すなわち産業別・規模別・地域別格差はいずれも縮小を示し、また管理・事務・技術労働者（いわゆるホワイトカラー）と、生産労働者（いわゆるブルーカラー）の賃金格差や、男女別賃金格差も前年よりさらに少なくなっている。このような賃金構造の変化をもたらした原因は、若年労働力の賃金上昇（一律賃上げはこの傾向を一層促進した）にあるといつてよいであろう。

つぎに六五年における総実労働時間は、前年にくらべて一・四%の減少となっている。これは時間短縮による所定内労働時間の減少や、不況による残業の縮小にもとづく所定外労働時間の減少によつ

概要□賃金——名目賃金および実質賃金／賃金の産業別・規模別・地域別格差／賃金の労働者種類別・男女別・年齢別格差／賃金支払形態と分配率／定期給与と臨時給与および賃金不払の状況／労働時間——労働時間の趨勢／労働時間の現状と交替制勤務状況／労働時間短縮問題／主要単産における時短闘争とその闘争方針

てもたらされたものである。このように労働時間は若干縮小の傾向があったとはいえ、依然として一日一〇時間以上の長時間労働を行なっている業種も多く、その代表的なものとしては機械・出版・印刷・食料品などをあげることができる。また地域的には和歌山、長崎、東京、大阪などが多い。六五年においては労働時間の短縮は単なるスローガンから現実の闘争目標として根をおろし、多くの労組がその実践に真剣にとりくむ傾向が強まった。最近における実労働時間の着実な短縮傾向もそうした運動の反映であり、とくに一九六五年では規模三〇〇人未満の中小企業労組における運動の進展が目される。

1 賃 金

1 名目賃金および実質賃金

一九六五年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」(規模三〇人以上)の調査産業総数の現金給与総額によってみると、三万九三六〇円であり、前年に対する上昇率は一〇・〇%である。

第 41 表 初任給上昇率

規模	年	男 子		女 子	
		高校卒	中学卒	高校卒	中学卒
計	38/37	12.9	10.7	12.3	10.0
	39/38	8.2	14.3	10.9	12.3
	40/39	16.4	15.4	16.7	20.3
五〇〇人以上	38/37	12.3	12.1	13.9	12.0
	39/38	8.6	13.8	8.8	9.8
	40/39	16.2	14.8	14.6	21.6
一四九〇〇人	38/37	14.2	10.3	11.7	8.8
	39/38	7.9	14.5	11.5	12.6
	40/39	15.9	16.0	16.7	18.8
一五九人	38/37	14.9	10.1	13.6	10.5
	39/38	2.8	16.1	6.0	13.1
	40/39	18.1	15.1	20.2	17.8

〔備考〕 労働省職業安定局「新規学卒者初任給調査」38年、40年「雇用動向調査」39年

この上昇率は、六一年以降における最低であり、不況の影響が上昇率の低下となってあらわれたといってよい。六五年における名目賃金の月別推移をみると、対前年同期増減率は三月の一二・三から四月の九・六、五月の九・二と低下しているのがめだち、九月はとくに四・六%の増加にすぎない。

このような名目賃金上昇率の停滞の一つの原因は、不況によって労働力にたいする需要の増加がのびなやんだことに求めることができる。すなわち常用雇用指数の対前年増減率をみると、六三年五・七%、六四年四・六%であるのに対して六五年はわずかに一・五%の増

第 42 表 65年初任給の規模別格差

規 模	高卒事務系(男子)		中 卒(男子)	
	初任給額	格 差	初任給額	格 差
3,000人以上	17,558円	100	14,452円	100
1,000~2,999	16,701	95	13,428	93
500~999	16,435	94	13,421	93
300~499	16,440	94	13,693	95
300人未満	16,511	94	13,448	93

〔備考〕 1) 東京商工会議所「初任給調査」
 2. 東京都および近接都市における 1,420 社について調査したもの

六五年における初任給を規模別にみると(第42表)、高卒事務系(男子)の場合三〇〇人以上を一〇〇としてそれ以下の規模の企業は九四〇五であり、また中卒(男子)の場合も三〇〇人以上を一〇〇としてそれ以下の規模の企業は九三〇五である。このように都市においては、初任給の規模別格差はきわめて小さく、ほとんど標準化しているといつてよい。しかし初任給の地域別格差はかなり大きく、東京と山形などをくら

加にすぎない。しかし若年労働力ななく新規学卒者に対する需要は依然として強く、求人倍率は中学率で三・七倍(六四年三・六倍)、高校卒で三・五倍(六四年四・〇倍)であった。その結果初任給の上昇率は、第41表のように男子は高校卒一六・四%、中学卒一五・四%、女子は高校卒一六・七%、中学卒二〇・三%であり、平均賃金の上昇率をはるかに上まわっている。規模別の初任給上昇率をみると男女ともに高校卒は一五〇九人の規模のものが高かった。これは小規模企業の高校卒に対する需要が次第に増加しつつあることの反映であろう。逆に女子の中卒については、五〇〇人以上の大規模企業の上昇率が高かった。

第 43 表 主要労組の春季賃上げ額および賃上率

	64年		65年	
	賃上額	賃上率	賃上額	賃上率
連連連船属	3,336円	12.9%	3,035円	10.7%
鉄鋼機造金	3,160	9.4	2,440	6.5
私鉄電全全	2,898	14.3	2,741	12.4
	3,618	12.8	2,817	8.9
	3,538	14.7	3,228	11.7
全車合化全	2,810	11.9	2,739	10.5
電 輻化学石	3,188	12.6	2,913	10.0
	3,737	13.1	3,526	11.3
	3,289	16.3	3,218	13.8
	3,525	10.0	3,675	9.2
全紙新全炭	3,308	10.1	2,690	7.9
	3,692	12.9	2,878	9.0
	3,471	10.1	2,860	8.6
	2,856	12.5	2,794	11.4
	2,063	8.7	1,719	6.3
全電民公総	3,300	13.8	3,080	11.1
	3,690	11.8	3,824	10.9
	3,305	12.4	3,914	10.3
	3,205	11.3	3,038	9.6
	3,300	12.4	3,015	10.2

〔備考〕 労働省労政局
 1) 賃上額は主要民間企業の算術平均値
 2) 賃上率は基準内賃金に対するもの

べると約三割のひらきがみられる。名目賃金の上昇に影響をもっている労働組合の賃金闘争をみると(第43表)、六五年春闘における賃上げ率は、六四年よりも低下している。すなわち賃上率の総平均は六四年一二・四%であったのが一〇・二%に、民間平均は一二・四%から一〇・三%に、公企業体は一・三%から九・六%にそれぞれ低下している。賃上率の高かった組合は、化学同盟の一三・八%、電気労連の一二・四%などであり、低かった組合は、炭労六・三%、鉄鋼労連六・五%、全国セメント七・九%などであった。また化学同盟や全印総連など中小企業分野を組織している労組の賃上率が他に比べて比較的高いことが

第44表 鉱業、製造業における平均現金給与総額および対前月比（1965年、規模30人以上）

産業別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業		33,305	32,460	33,999	32,776	31,995	44,913	45,377	57,054	36,350	36,650	37,213	77,712
		-54.2	-2.6	4.7	-3.6	-2.4	40.4	1.0	25.7	-36.3	0.8	1.6	108.8
製造業		29,405	28,264	27,958	28,862	28,890	40,415	52,091	33,285	30,083	30,012	30,903	73,101
		-56.5	-39	-1.1	3.3	0.1	39.9	28.9	-36.1	-9.7	-0.2	3.0	136.6

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

2) 対前月比は指数に直して計算してある

めだっている。

鉱業・製造業別名目賃金の月別推移を第44表によってみると、六四年の場合と同様に鉱業・製造業とも下期の賃金上昇がいちじるしい。すなわち鉱業の場合、一月から五月までは三万二〇〇〇円、三万三〇〇〇円で推移しているが、下期には臨時給与の支給されない九、一〇月などの場合三万六〇〇〇円台に上昇している。また製造業でも、一月から五月まで二万八〇〇〇円前後であるのに対して、九、一〇月、一月には三万円台に上昇している。

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第45表）六五年には調査産業計で二・二％製造業で一・三％の上昇となっている。六四年の上昇率が六・三％であったのに比較すると上昇率は低下しているが、これは前にものべたように名目賃金の上昇率が六四年よりも低かったばかりでなく、消費者物価の値上りが大きかったためである。すなわち消費者物価指数（全都市）は、九・六％の上昇をみている。

実質賃金指数の月別の対前年増加率

第45表 調査産業計および製造業における実質賃金指数の推移（1960年平均=100）

年 月	調査産業計		製 造 業	
	指 数	対前年同期増減率	指 数	対前年同期増減率
1960年平均	100.0	—	100.0	—
1961年平均	105.7	5.7	106.0	6.0
1962年平均	109.1	3.2	108.5	2.4
1963年平均	112.2	2.8	111.3	2.6
1964年平均	119.3	6.3	118.9	6.8
1965年平均	121.9	2.2	120.5	1.3
1965年 1月	100.8	5.4	101.2	6.4
2月	96.9	4.1	97.4	3.7
3月	102.0	4.4	95.4	2.4
4月	96.9	-0.2	95.1	0.1
5月	96.1	0.9	96.1	0.4
6月	146.5	2.5	134.6	0.2
7月	159.2	1.3	174.5	0.6
8月	109.5	1.3	110.5	3.0
9月	99.1	-3.7	98.3	0.1
10月	99.6	2.5	97.6	-0.2
11月	103.2	3.1	102.3	0.8
12月	251.0	3.6	240.7	1.3

〔備考〕 1) 実質賃金指数 = $\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}} \times 100$

2) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

をみると、まず調査事業所においては、一月から三月までは四・五％の増加となっているが、四月以降は停滞している。とくに四月、九月はむしろ減少している。製造業においても一月から三月までは増加しているが、それ以後増加がめだって低下し、一〇月はむしろ減少している。このことは賃金改訂による引上率が前年よりも低かったことの反映であろう。

第 46 表 産業別平均月間現金給与総額 (規模30人以上)

産業別	年 別	1962年 平 均	1963年 平 均	1964年 平 均	1965年 平 均
調査産業	計業業業	29,458	32,727	35,774	39,360
調査産業	建設業	31,114	33,858	37,549	41,650
調査産業	食品	27,724	31,636	35,114	39,439
調査産業	繊維品	27,526	30,204	33,089	36,106
調査産業	紙	23,997	29,826	28,718	32,345
調査産業	木製品	34,810	38,691	43,647	49,340
調査産業	印刷	18,637	20,677	22,620	25,068
調査産業	化学工業	16,034	17,929	19,906	22,003
調査産業	鉄鋼	19,805	22,724	25,053	27,102
調査産業	金属製	28,467	31,563	34,457	37,795
調査産業	機械器具	35,504	39,508	42,518	47,639
調査産業	電気機械器具	33,845	37,349	40,157	44,092
調査産業	輸送機械器具	27,696	30,678	33,901	36,703
調査産業	精密機械器具	38,562	41,854	45,714	49,281
調査産業	卸売業・小売業	32,880	36,574	39,164	42,883
調査産業	金融業・保険業	25,297	28,537	32,199	35,134
調査産業	運輸業・通信業	28,787	32,234	36,338	38,564
調査産業	電気・ガス・水道業	24,263	26,794	29,650	32,082
調査産業	その他	34,447	38,167	41,249	43,781
調査産業	平均	27,124	30,260	31,982	34,835
調査産業	平均	26,907	30,592	33,342	36,464
調査産業	平均	38,974	43,222	45,298	50,486
調査産業	平均	35,164	38,552	42,616	47,164
調査産業	平均	44,235	48,588	53,712	59,627

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2 賃金の産業別・規模別・地域別格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると (第46表)、六五年においては製造業を一〇〇とすると、鉱業 (一二五・四)、建設業 (二〇九・二)、卸売・小売業 (二〇一・〇)、金融・保険業 (二三九・八)、運

輸・通信業 (二三〇・六)、電気・ガス・水道業 (一六五・一) となっている。製造業以外の各産業は、六四年より比率が増加しており、製造業の相対的な賃金低下がめだつ。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは電気・ガス・水道業 (一六五・一) であり、ついで金融・保険業 (二三九・八)、運輸通信業 (二三〇・六) の順となっている。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、六四年より指数の低下しているのは窯業・土石 (一〇二・五から一〇一・七)、鉄鋼 (二三八・二から二三六・五)、機械 (一〇九・八から一〇六・八)、電気機械器具 (八九・六から八八・九)、輸送用機械器具 (二二四・七から二二・三)、精密機器 (九六・七から九六・五) などであり、これらの産業はいずれも不況の影響が大きかった。中分類別にみてもっとも指数が高いのは、たばこ (二三六・七)、鉄鋼 (二三六・五) などであり、逆に指数の低いのは衣服 (六〇・九)、繊維 (六九・四)、木材・木製品 (七五・一) などである。産業別賃金の最低・最高の格差は、六四年よりも六五年の方が、わずかながらひらいているといつてよい。

一九六五年における賃金の規模別格差をみると (第47表)、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は八〇・九、三〇～九九人の規模は七一・〇、五～二九人の規模は六三・二である。年次別の推移をみると、一〇〇人～四九九人の規模は六一年の七四・五から八〇・九に、三〇人～九九人の規模は六一・七から七一・〇に、五～二九人の規模は四九・三から六三・二にそれぞれ格差の縮小をみている。このような規模別賃金格差の縮小は、中小企業における初任給および若年労働者の賃金の上昇によってもたらされたものであるが、六〇年においては中小企業における

第 47 表 製造業規模別賃金格差

年 月	現金給与総額			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1961年平均	100.0	74.5	61.7	49.3
1962年平均	100.0	77.6	66.7	57.0
1963年平均	100.0	79.2	68.8	58.1
1964年平均	100.0	79.0	69.5	60.4
1965年平均	100.0	80.9	71.0	63.2

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

中高年齢層の賃金改善もかなりすすんでいるといつてよい。

すなわち労働省の「賃金構造基本統計調査」によって年齢階級別にみた規模別賃金上昇率（製造業・男子労務者）をみると、六四年に対する六五年の賃金上昇率は、たとえば三五～三九歳の階層では一〇〇人以上の規模が六・三％であるのに対して一〇〇～四九九人の規模が九・一％、三〇～九九人の規模が七・二％、一〇～二九人の規模が八・二％である。また四〇～四九歳の階層では、一〇〇人以上の規模が六・六％であるのに対して、五〇〇～九九九人の規模が七・六％、一〇〇～四九九人の規模が九・三％、三〇～九九人の規模が八・二％である。これは中小企業の若年労働者の賃金が大企業に追いつく傾向が中高年齢層にまで次第に波及しつつあることを物語るものである。

一九六五年の規模別の現金給与額の推移を第48表、第49表によってみると、五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の場合五月一〇〇・七、七月一〇一・三とむしろ大企業を上まわり、六月（九六・八）一二月（九〇・四）もかなり高い。これらはいずれも一時金の支給される月であり、この規模の企業においては五〇〇

第 48 表 鉱業における規模別1人平均月間現金給与額

規模別	500人以上	100～499人	30～99人
1965年1月	35,713(100.0)	32,245(90.3)	26,156(73.2)
2月	35,167(100.0)	30,179(85.8)	26,546(75.5)
3月	36,589(100.0)	32,246(88.1)	27,337(74.7)
4月	34,493(100.0)	32,205(93.4)	27,124(78.6)
5月	32,685(100.0)	32,905(100.7)	27,483(84.1)
6月	47,480(100.0)	45,939(96.8)	32,720(68.9)
7月	46,225(100.0)	46,812(101.3)	39,162(84.7)
8月	66,813(100.0)	48,062(71.9)	34,592(51.8)
9月	39,192(100.0)	34,003(86.8)	29,224(74.6)
10月	39,422(100.0)	34,500(87.5)	29,338(74.4)
11月	40,291(100.0)	34,619(85.9)	29,476(73.2)
12月	84,192(100.0)	76,069(90.4)	53,816(63.9)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

人以上の規模よりも多くの一時金が支給されていることを示している。三〇～九九人の規模の企業は、各月とも七五％前後となっているが、五月八四・一、七月八四・七とくに高く、八月五一・八、一二月六三・九とくに低い。この規模の企業は、五〇〇人以上の規模の企業にくらべて夏季あるい

は年末の一時金の支給が少ないといつてよい。

製造業の場合、五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は各月とも八三前後となっているが、六月（七一・五）、七月（七六・一）、一二月（七八・六）とくに低い。また三〇～九九人の規模はほとんどの月が七七をこえているのに、六月（五七・〇）、七月（五九・八）、一二月（六一・八）とくに低い。しかし一〇〇～四九九人、三〇～九九人の両規模とも八月は若干高くなっている。これらの規模においては夏季一時金が八月に支払われるものが多いこ

第50表 鉱業、製造業における府県別平均賃金指数
(1965年、東京=100)

府県別 産業別	鉱業	製造業
北海道	63.2	84.3
青森	58.4	65.8
岩手	57.3	84.1
宮城	57.5	67.0
秋田	65.9	62.8
山形	44.3	58.5
福島	54.0	67.5
茨城	53.0	68.6
栃木	56.2	68.7
群馬	57.9	63.6
埼玉	47.7	71.2
千葉	56.7	87.2
東京	100.0	100.0
神奈川	64.9	94.8
新潟	57.7	69.9
富山	*	72.4
石川	46.1	67.4
福井	*	62.1
山梨	42.8	58.6
長野	45.1	63.4
岐阜	69.1	65.3
静岡	55.9	75.7
愛知	46.7	77.3
三重	58.4	72.6
滋賀	*	69.6
京都	47.0	80.9
大阪	*	92.4
兵庫	70.5	92.1
奈良	—	68.7
和歌山	68.0	87.8
鳥取	*	51.7
島根	49.0	61.7
岡山	59.7	72.8
広島	*	85.8
徳島	60.2	95.9
香川	41.6	62.3
高松	40.0	59.4
愛媛	63.3	78.2
高知	51.4	70.1
福岡	54.5	90.6
佐賀	54.0	62.6
長門	53.9	99.7
熊谷	52.7	78.6
大宮	47.2	76.3
鹿児島	*	74.2
鹿	56.5	58.0

[備考]

1. * 印は集計事業所数が2以下の県であり、一印は調査事業所がないことを示す
2. 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

第49表 製造業における規模別1人平均月間現金給与額

規模別	500人以上	100~499人	30~99人
1965年1月	34,374(100.0)	27,322(79.5)	24,994(72.7)
2月	31,806(100.0)	26,794(84.2)	25,107(78.9)
3月	31,793(100.0)	26,224(82.5)	24,754(77.9)
4月	32,215(100.0)	27,595(85.7)	25,730(79.9)
5月	32,425(100.0)	27,684(85.4)	25,384(78.3)
6月	51,461(100.0)	36,775(71.5)	29,343(57.0)
7月	64,198(100.0)	48,861(76.1)	38,386(59.8)
8月	36,084(100.0)	32,122(89.0)	30,666(85.0)
9月	33,854(100.0)	28,496(84.2)	26,587(78.5)
10月	33,952(100.0)	28,351(83.5)	26,377(77.7)
11月	34,980(100.0)	29,222(83.5)	27,116(77.5)
12月	88,712(100.0)	69,701(78.6)	54,784(61.8)

とを物語っている。いずれにせよ中小企業の場合は、五〇〇人以上の大企業にくらべると一時金の支給が少なく、そのことが規模別賃金格差の一つの要因になっているのである。

賃金の地域別格差は(第50表)、東京を一〇〇として鉱業において最も高いのは

兵庫七〇・五、ついで岐阜六九・一、和歌山六八・〇、秋田六五・九、神奈川六

四・九、北海道六三・二の順となっている。六四年においては、神奈川(六五・八)、岐阜(六五・五)、和歌山(六四・七)、兵庫(六四・三)、北海道(六〇・〇)の順であったが、その順位はいれかわり、

しかも格差は縮小をみている。低い地域は、香川四〇・〇、徳島四一・六、山梨四二・八、山形四四・三、長野四五・一、石川四六・一などであるが、六四年においても最も低い地域であった香川が

三六・九であったから、これらの低賃金地域の賃金も若干上昇し、鉱業における地域別賃金格差は一層縮小したといっている。

製造業で最も高いのは、長崎九九・七、ついで山口九五・九、神奈川九四・八、大阪九二・四、兵庫九二・一、福岡九〇・六の順となっている。六四年にくらべると、長崎、山口、神奈川、兵庫

などがさがり、大阪があがっている。賃金が低いのは鳥取五一・七、鹿児島五八・〇、山形五八・五、山梨五八・六、香川五九・四

などであるが、六四年においては最低の鳥取が五一・六であり、また最低最高のひらきが五〇・二であったものが、四八・三になっている。

鉱業と同様に製造業においても地域別格差が縮小してきているといえる。

年齢階級別地域間賃金格差（製造業・規模計・男子労働者）を、労働省「賃金構造基本統計調査」（四〇年）によってみると、一七歳未満では東京を一〇〇として最低が長崎の六一・〇、ついで熊本の六二・二となっている。また一八～一九歳では同じく東京を一〇〇として最高が和歌山の一〇四・三、最低が鳥取の七〇・二、ついで熊本の七一・二である。二〇～二四歳で最高が和歌山の一一三・五であり、最低が鳥取の七〇・一、山形の七〇・四である。このように二四歳以下の若年層においては、地域間格差が最も少ないのは一八～一九歳層であり、その格差はおおむね三〇％程度となっている。

三五～三九歳では、東京を一〇〇として最も高いのが神奈川一〇六・一であり、最低が山梨、秋田の六四・一である。また四〇～四九歳では、最高が神奈川の一〇七・六、最低が山梨五六・六となっている。このように中高年齢層の地域間格差は若年層よりも大きく、四〇～五〇％にも及んでいるのである。

3 賃金の労働者種類別・男女別・年齢別格差

賃金を労働者の種類別にみると（第51表）、まず現金給与総額では管理・事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業六九・三、製造業六三・六となっている。六四年においては前者が六八・二、後者が六二・四であったから、いわゆるホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差はますます縮小しつつあるといってもよい。定期給与は、鉱業七八・八、製造業六三・六であるが、六四年におい

第 51 表 常用労働者の種類別・給与内訳別 1 人平均 1 カ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者 1 人 1 日平均現金給与額（規模30人以上, 1965年）

労働者の種類 給与内訳 産業別	常 用 労 働 者									日雇労働者等 1人1日平均現金給与総額
	合 計			生産労働者			管理・事務・技術労働者			
	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	
総 数	39,360	30,936	8,424	*	*	*	*	*	*	806
鉱 業	41,650	34,409	7,241	38,151	32,595	5,556	55,019	41,345	13,673	650
製 造 業	36,106	28,817	7,289	31,339	25,588	5,751	49,258	37,755	11,503	737

〔備考〕 1) * 印は労働者の種類別の調査を行なっていない
2) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

第 52 表 常用労働者の性別 1 カ月平均現金給与総額（規模30人以上, 1965年）

給与内訳 性別 産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
総 数	46,571	22,275	36,496	17,760	10,075	4,515
鉱 業	43,883	18,173	36,268	14,887	7,615	3,286
製造業	44,333	19,796	35,207	16,149	9,125	3,646

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

ては前者が七八・五で、後者が六六・七であるから、製造業における格差縮小が大きい。しかし臨時給与は、鉱業四〇・六、製造業五〇・〇であるから、依然として格差はかなり大きい。しかしこれも六四年における三八・〇、四八・五にくらべると格差縮小の傾向が顕著である。

第 53 表 労職別、企業規模別にみた年齢別賃金格差
(製造業、男子20~25歳=100, 定期給与)

年 齢		1000人以上			30～99人		
		61年	64年	65年	61年	64年	65年
勞 務 者 (男)	18歳未満	50.4	53.8	57.1	56.9	56.6	57.7
	18～20	78.2	76.9	76.5	76.8	76.6	74.9
	20～25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～30	136.7	127.1	126.7	126.6	122.1	121.3
	30～35	182.0	162.7	157.9	141.1	131.6	131.8
	35～40	210.1	191.6	185.4	153.5	136.1	133.3
	40～50	237.0	214.2	208.1	153.2	140.2	136.3
	50～60	240.5	222.7	216.6	139.7	126.2	126.2
	60歳以上	126.0	111.6	113.0	118.0	104.1	102.2
	計	159.0	147.6	144.9	114.7	111.5	111.2
職 員	18歳未満	50.5	48.9	58.2	54.1	60.4	61.0
	18～20	72.2	76.7	76.6	68.8	73.2	70.5
	20～25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～30	143.6	139.5	137.3	141.0	140.4	136.0
	30～35	201.7	191.0	185.7	183.7	177.0	166.3
	35～40	254.3	239.9	230.7	212.4	198.3	190.5
	40～50	318.1	301.3	293.0	226.9	217.9	198.9
	50～60	366.5	326.9	323.8	209.7	203.8	194.3
	60歳以上	247.2	229.1	219.3	176.3	168.5	158.7
	計	207.8	191.0	188.5	169.1	164.7	157.6

〔備考〕 労働省「賃金実態調査」61年4月

「賃金構造基本統計調査」64年4月, 65年4月

賃金の男女別賃金格差をみると(第52表)、まず現金給与額では、男子を一〇〇とすると女子の総数は四七・八、鉱業四一・四、製造業四四・七である。六四年は鉱業四〇・三、製造業四四・三であったから、鉱業・製造業とも格差が若干縮小したことになる。きまって支給する給与は男子を一〇〇として、総数四八・七、鉱業四一・〇、製造業四五・九、また特別に支払われた給与は、男子を一〇〇として総数四四・八、鉱業四三・二、製造業四〇・〇となっていて

る。特別に支払われた給与は、六四年においては鉱業四〇・一、製造業三九・三であったから、これまた若干格差が縮小したことになる。

労職別の年齢別賃金格差を第53表によってみると、一〇〇人以上の大企業労務者の場合最低は一八歳未満の五七・一で、最高に五〇~六〇歳二一六・六で約三・八倍の格差がある。六一年の格差が四・七七倍、六四年の格差が四・一四倍であったのにくらべると、年齢別格差の縮小は顕著である。つぎに職員は、最低一八歳未満の五八・二、最高五〇~六〇歳三二三・八であり、最低・最高の格差は五・五六倍であり、労務者より格差が大きい。しかし六一年には七・二五倍、六四年には六・六八倍であったのにくらべると職員の年齢別格差の縮小がきわめて大幅であったことが理解できる。一〇〇人以上の大規模企業における年齢別賃金カーブの特徴は、労務者の場合、五〇~六〇歳に達するまで上昇するが、三〇歳から四〇歳までの上昇が急で四〇歳をすぎるとやや停滞し、五〇歳以降はまったく上昇がゆるやかになる。職員の場合は年齢が多くなるにつれて上昇が急カーブになり、とくに三五歳から五〇歳までの上昇率がもっとも高く、五〇歳をこえるとやや停滞する。

三〇~九九人の規模の中小企業では六五年における労務者の最低が一八歳未満の五七・七であり、最高は四〇~五〇歳の一三六・三で、最低・最高の格差は二・三三倍である。大企業の三・八倍の格差にくらべるとかなり小さい。職員の最低は一八歳未満の六一で、最高は四〇~五〇歳の一九八・九で、最低・最高の格差は三・二六倍である。これまた大企業の五・五六倍にくらべると格段に小さい。中小企業の年齢別賃金のカーブの特徴は、大企業が五〇~六〇

第 54 表 年齢および勤務年数別賃金上昇率
(65/61年)
(製造業中卒男子労務者)

	0 年	3~4	5~9	10~14
年齢計	63.8	50.0	41.4	31.5
~17歳	74.7			
18~19	63.0	48.5		
20~24	63.9	55.8	50.8	
25~29	63.6	49.5	46.4	44.4
30~34	59.6	44.3	42.7	33.0
35~39	50.0	38.5	35.6	29.6
40~49	51.5	35.7	38.5	31.6
50~59	54.5	48.4	45.0	37.5

〔備考〕 労働省「賃金実態総合調査」36年
「賃金構造基本統計調査」40年

七でもっとも高く、三五～三九歳が最低で五〇・〇となっている。このように若年労働者の賃金上昇が大きく、中堅層の賃金上昇が小さい。勤続五～九年をとってみると、最高の上昇を示しているのは二〇～二四

歳が最高であるのに対して四〇～五〇歳が最高になっている点にある。労務者の場合は、三〇歳の一人前労働者になる時までの賃金上昇が急で、それ以後は比較的なだらかな上昇を示している。また職員の場合は四〇歳に達するまでの賃金上昇が急でそれ以後はなだらかになる。

ところで中小企業において労務者・職員とも四〇～五〇歳で賃金が頂点に達し、それ以後低下する理由は、中小企業の場合五〇歳をこえた高年の労働者が中途採用されることが多く、それらの中途採用者の賃金は低いから平均賃金としては低くあらわれざるをえないためである。モデル賃金でみると、中小企業の場合にも五五歳の賃金が最高になっている。

つぎに六一年に対する賃金の上昇率を年齢及び勤続年数別にみると(第54表)、たとえば勤続〇年をとってみると一七歳未満が七四・

歳で五〇・八を示し、三五～三九歳は三五・六にすぎない。また勤続〇年のものをみると、勤続年数の多い者にくらべて中高年齢層の賃金上昇が比較的大きい。これは中高年齢層の中途採用者の賃金が改善されていることを物語っている。

4 賃金支払形態と分配率

労働省の「給与構成調査報告」(一九六五年一〇月)によれば、産業別の給与構成比率は、第55表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八三・六で他の給与にくらべて圧倒的な比重を占めており、しかも六四年(八一・三)よりも比率が高まっている。基本給の内訳をみると、年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する総合決定給(基本給Ⅲ)の比率が六五・二を占めて圧倒的に多いが、しかし六四年(六六・三)からくらべると比率が若干減少している。

年齢・勤続・学歴などの労働者の属人的要素にもとづいて賃金を決める基本給Ⅰは、九・四であり、六四年(八・八)よりもいくらか増加している。これは中小企業において定期昇給制度を確立するところが増加していることのアラわれであろう。職務給・職能給など仕事の要素によって決定される基本給Ⅱは、六四年には減少したものの、六五年にはふたたび増加して九・〇となっている。職務給・職能給の導入がやかましくさげばれているわりには、基本給Ⅱの比率がきわめて少ないことに注目すべきであろう。

第 55 表 産業別の給与構成比率（規模別・労職計）

（％）

産業および 年 月	合 計	小 計	基 本 給			業 績 給	勤 務 手 当	生 活 手 当	奨 励 手 当	諸 手 当 の 他	超 過 勤 務 手 当	そ の 他	
			計	基本 給Ⅰ	基本 給Ⅱ								基本 給Ⅲ
産 業 計													
1963年 9 月	100.0	87.5	82.0	8.0	8.7	65.3	7.5	2.9	5.5	1.5	0.6	11.8	0.7
1964年 9 月	100.0	87.9	82.3	8.8	7.2	66.3	7.1	3.1	5.7	1.4	0.4	11.5	0.6
1965年 9 月	100.0	89.1	83.6	9.4	9.0	65.2	6.1	3.1	5.8	1.2	0.2	10.3	0.6
鉱 業													
1963年 9 月	100.0	81.8	64.9	2.7	9.4	52.8	21.5	3.0	7.9	2.1	0.6	14.6	3.6
1964年 9 月	100.0	82.6	61.5	3.7	10.7	47.1	25.0	3.3	7.1	2.9	0.2	14.6	2.8
1965年 9 月	100.0	82.6	64.2	4.6	10.8	48.8	23.1	3.3	6.4	2.8	0.2	14.7	2.7
製 造 業													
1963年 9 月	100.0	86.5	83.9	8.0	8.5	67.4	6.5	2.2	5.2	1.7	0.5	12.7	0.8
1964年 9 月	100.0	86.4	85.2	9.2	7.6	68.4	5.6	2.2	5.0	1.6	0.4	12.8	0.8
1965年 9 月	100.0	88.5	86.3	9.5	8.8	68.0	4.6	2.2	5.1	1.6	0.2	10.8	0.7

- 〔備考〕 1) 小計，超過勤務手当，その他の数値は合計を 100 とした場合の比率である
 2) 基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他の諸手当の数値は小計を 100 とした場合の比率である
 3) 労働省「給与構成調査報告」による

出来高給・割増給などの業績給の比率は、一層減少し、六四年の七・一から六・一に低下している。このような業績給の比率の低下は、コンベアシステムや自動機など新しい機械の導入によって能率の刺激が意味をもたなくなったためである。手当のなかで比較的大きな比率を占めているのは家族手当、地域手当、通勤手当などの生活手当であり、五・八を示している。超過勤務手当は、六四年の一・五から一〇・三に低下しているが、これは不況による残業の減少にもとづくものである。

つぎに給与構成比率の産業別特質をみると、鉱業では、基本給の比率が六四・二で産業計にくらべていちじるしく低く、逆に業績給は二三・一とかなり大きい。これはいうまでもなく炭鉱等において請負給が採用されているためである。また鉱業においては基本給Ⅲ（総合決定給）の比率が四七・一と比較的少なく、基本給Ⅱ（職務給・職能給）の比率が一〇・八と若干高い。

製造業においては、基本給の比率が六四年の八五・二から八六・三と増加しており、その内訳をみると、基本給Ⅰと基本給Ⅱが若干増加の傾向にある。業績給は六四年の五・六から四・六に、また超過勤務手当が一・二・八から一〇・八に低下していることもめだっている。

表には示していないが、その他の産業の給与構成比率の特徴をみると、基本給比率が比較的小さいのは、金融保険業（七一・二）と運輸通信業（七八・〇）であり、これらの産業では逆に業績給の比率が若干高い（金融保険業一五・二、運輸通信業九・九）。さらに基本給の内訳をみると、基本給Ⅰ（年齢・勤続・学歴等の客観的基準によってきめるもの）の比率が高いのは運輸通信業（二五・七）であり、基本給Ⅱ

第 56 表 規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合（製造業）（％）

給与の種類		500人以上			100～499人			30～99人		
		1963年 9月	1964年 9月	1965年 9月	1963年 9月	1964年 9月	1965年 9月	1963年 9月	1964年 9月	1965年 9月
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基	本									
給	給									
基本給Ⅰ	年 齢 給	13.0	12.5	13.9	7.0	9.1	9.3	3.0	5.1	6.4
	勤 続・経 験 給	15.3	14.4	15.2	12.9	13.4	15.2	9.8	11.5	11.5
	学 歴 給	2.8	3.1	3.1	3.0	2.6	2.5	0.5	0.9	1.0
	年・勤・経・学給	9.1	11.5	11.1	10.8	12.0	12.2	12.7	9.1	9.7
基本給Ⅱ	職 務 給	12.5	13.1	14.4	3.8	2.2	2.5	0.4	0.2	0.2
	職 能 給Ⅰ	17.9	21.2	23.3	8.0	8.3	8.1	1.2	1.6	2.1
	職 能 給Ⅱ	5.5	3.2	2.3	2.5	2.1	2.2	1.4	0.8	0.7
	職 種 給	7.2	5.7	5.5	2.9	1.6	2.6	2.6	1.4	2.0
基本給Ⅲ	総合決定給Ⅰ	22.5	31.9	38.8	8.8	12.2	16.7	2.3	3.9	5.0
	総合決定給Ⅱ	20.2	19.8	22.1	10.2	9.8	13.4	2.1	2.1	5.4
	総合決定給Ⅲ	53.9	46.7	37.9	73.0	70.9	62.1	84.3	86.3	81.2
業	績 給									
	個 人 能 率 給	15.9	13.9	9.4	15.6	14.6	16.0	20.4	14.3	13.7
	団 体 業 績 給	19.0	18.1	17.3	16.8	17.0	13.2	14.1	12.1	10.6
勤	務 手 当									
	役 付 手 当	76.0	73.6	74.5	87.6	88.9	88.0	71.1	76.2	77.6
	特殊作業手当	83.9	86.1	84.2	66.1	66.2	70.1	43.6	46.8	49.7
	技 能 手 当	5.0	3.3	1.6	7.4	4.1	5.1	4.2	3.3	2.7
生	活 手 当									
	家 族 手 当	94.6	92.5	93.5	75.6	74.0	76.5	55.8	58.9	57.4
	地 域 手 当	21.0	18.6	17.3	13.9	11.7	12.4	4.3	2.6	3.8
	通 勤 手 当	86.9	81.8	86.2	74.0	77.9	80.3	67.6	69.1	71.0
	住 宅 手 当	32.9	35.4	39.1	21.2	23.0	25.2	10.6	14.8	13.9
	その他の生活補助手当	21.5	30.2	30.1	22.3	27.7	28.4	20.7	25.9	23.9
奨	励 手 当									
	（精皆勤手当）	31.2	33.8	31.7	60.8	60.7	61.6	75.5	75.5	73.7
そ	の 他 の 諸 手 当									
	調 整 手 当	9.8	9.8	8.2	7.3	9.2	8.8	6.6	6.0	4.7
	その他の諸手当	10.4	5.8	5.3	9.7	7.3	5.8	8.1	5.8	3.0

〔備考〕 労働省「給与構成調査報告」による

（職務給・職能給）の比率が高いのは電気・ガス・水道業（四一・五）である。基本給Ⅲ（総合決定給）の比率が比較的高いのは建設業で、七一・五を占めるがしかし六四年の七三・七にくらべると若干低下する傾向がみえる。

次に製造業における規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合をみると（第56表）、基本給においては、基本給Ⅲ（総合決定給）の占める比率が最も大きい。その内訳をみると総合決定給Ⅰ（年齢・学歴・勤続および経験年数・能力・職務・技能・勤務成績・勤怠度などを評定要素として総合評価して決定するが、能力や勤務成績については、組織的な一定の査定基準にもとづく人事考課によって総合的に評定し、評定の結果にしたがい、あらかじめ具体的に規定した賃金等にもとづき支給する給与）が、六四年の三一・九から三八・八に増加し、総合決定給Ⅱ（年齢、学歴、および経

験年数、能力、職務、技能、勤務成績、勤怠度などを評定要素として評価するが、能力や勤務成績の査定については、組織的な一定の査定基準に基づく人事考課によって総合的に評定し支給する給与）は、六四年の一九・八から二二・一に増加している。一方総合決定給Ⅲ（年齢・学歴・勤続および経験年数、能力、職務、技能、勤務成績、勤怠度などの諸要素のうち、特定の要素を主とすることなく、二つ以上の要素について組織的な一定の査定基準を設けず、総合的に評価し支給する給与）は、六四年の四六・七から三七・九に減少している。このように諸要素を総合する型をとっているが、労働者の能力、職務、職能的な要素の評定に人事考課制度をもちい、一定の査定基準により算定する総合決定給Ⅰ・Ⅱの採用率が増加し、逆に典型的な総合決定給（総合決定給Ⅲ）は減少していることは、漸次総合決定給それ自体が合理化しつつあることを物語っている。

職務給、職能給は全体として増加しているが、そのなかでは、職能給Ⅰ（労働者の職務遂行能力を職能判定基準によって設定し支給する給与で、職能階層または職能段階の決定されているもの）が二三・三を占めてもっとも多い（六四年二二・三）。職務給は、六四年の一三・一から、六五年の一四・四に増加している。このように五〇〇人以上の大企業においては、職務・職能給の採用が漸次拡大しつつあるといえる。よい。

年齢給は一三・九（六四年は二二・五）、勤続・経験給は一五・二（六四年は一四・四）であり、六四年より若干増加する傾向を示している。大企業においては職務給・職能給の採用が次第に増加しているものの依然として年功賃金の基盤が根強いことが理解できる。業績給は全体として減少の傾向がいちじるしいが、とくに個人能

率給は六四年の一三・九から九・四に大幅に低下している。手当類ではさほど大きな変化はみられないが、技能手当が六四年の三・三から一・六に低下し、住宅手当が三五・四から三九・一に増加している。技能手当の低下は、技能に対する賃金が基本給に吸収されたことの反映であり、住宅手当の増加は、給与住宅居住者とそれ以外の者のアンバランスを解決するための措置としてとられていると考えてよいであろう。

次に一〇〇～四九九人の規模をみると、基本給の中で最も多いのは総合決定給Ⅲ（組織的な一定の査定基準を設けないもの）であり、七〇・九を占める（六四年は七〇・九）。五〇〇人以上の大企業は三七・九であるから、この規模の中小企業においては典型的な総合決定給が支配的な点に特徴がある。しかし総合決定給Ⅰも、六四年の八・八から一二・二に増加し、きわめてゆるやかながら近代化が進行しつつある点も否定できない。職務給は、二・五、職能給Ⅰは八・三にすぎず、この規模の中小企業ではほとんど職務給・職能給の導入は進展していない。一方年齢給は、六四年の九・一から九・三に、勤続・経験給は一三・四から一五・二に、年齢、勤続、経験、学歴給は一二・〇から一二・二にそれぞれ増加しており、これらの中小企業においても大企業の年功賃金の影響が強くあらわれていることを物語っている。

三〇～九九人の規模の中小企業の場合には、総合決定給Ⅲ（組織的な一定の査定基準を設けないもの）の比率が八一・二で圧倒的に大きい。これはこの規模の中小企業における基本給の決め方が客観的な基準を設けず雇主が恣意的に判断するものの多いことを示している。しかし六四年の八六・三にくらべるとその比率はめだって低下

第 57 表 付加価値構成比の推移（製造業）

項 目	58年		64年		65年
	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期
付加価値生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人 件 費	47.2	45.8	39.2	40.1	42.0
減 価 償 却 費	16.0	17.2	18.7	18.5	18.6
金 融 費 用	15.3	15.2	16.8	17.8	18.4
純 利 益	18.2	18.5	20.1	18.1	15.5
貸借料租税公課	3.3	3.3	5.3	5.4	5.5

〔備考〕 日本銀行「主要企業経営分析」による

しており、また総合決定給Ⅰは六四年の三・九から五・〇に、総合決定給Ⅱが二・一から五・四に増加しているから、この規模の中小企業においても賃金の近代化は徐々にではあるが進展しつつあるとみてよいであろう。職務給はわずかに〇・二、職能給Ⅰは二・一、職能給Ⅱは〇・七にすぎず、この規模の企業においてはほとんど採用されていない。なおこのほかに給与構成比率のなかでめだつ点は家族手当、通勤手当、住宅手当の比率が規模の大きい企業に比較して少なく、奨励手当の比率は逆に大きい。

最後に第57表によって付加価値構成比における人件費の比率の推移をみると五八年以上期に四七・二であったのが、六三年下期においては三八・七と低下したもののその後次第に上昇し、六五年上期には四二・〇となっている。一方金融費用は、五八年以上期の一五・三から六五年上期の一八・四に、また減価償却費一六・〇から一八・六に増加したため、純利益も五八年以上期の一八・二から六五年上期の一五・五に低下している。このことから明らかなように純利益

第 58 表 常用労働者1人1ヵ月当り「きま
って支給する給与」の推移

年 月	調 査 産 業 計		
	きま る給 与	指 数	対前年同 期増減率
40年 1 月	29,454	153.4	11.7
2	29,924	155.9	11.0
3	29,631	154.3	10.5
4	30,385	158.3	10.7
5	30,313	157.9	9.5
6	31,226	162.7	9.4
7	31,205	162.5	9.1
8	31,164	162.3	9.2
9	31,455	163.8	8.4
10	31,724	165.2	8.4
11	32,179	167.6	8.8
12	32,574	169.7	8.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」

の低下は、人件費の上昇によるよりもむしろ、金融費用や減価償却費などのいわゆる資本費の上昇にもとづくものであるといつてよいであろう。

5 定期給与と臨時給与および
賃金不払の状況

一九六五年における定期給与の推移をみると（第58表）、対前年同期増減率は五月以降次第に低下し、九月以降は八％台となっている。六四年は上期下期を通じて一一％台の上昇を示しているのに対して、六五年は下期の停滞がいちじるしい。これは六五年における賃金引上げが六四年よりも低率だったためである。

そこで一九六五年における臨時給与（特別に支払われた給与）の現金給与総額に占める比率をみると（第59表）、年平均では鉱業一七・四％、製造業二〇・二％となっている。六四年には前者を一七・三％、後者が二〇・二％であったから、不況下にもかかわらずその比率にはほとんど変化がなかったといつてよい。

臨時給与の現金給与総額に占める比率の六五年における月別推移をみると、鉱業で最も高いのは、一月（五二・三）であり、ついで八月（三九・六）、六月（二三・三）、七月（二〇・二）の順となっている。製造業で最も高いのは、一月（五八・八）であり、ついで七月（四四・〇）、六月（二七・六）、八月（二三・〇）の順である。六五年も夏季一時金は製造業が七月に、鉱業が八月に支払われる場合が多いことがわかる。臨時給与は好不況にかかわらず一定比率のものが支払われる傾向が強くなっているといえるであろう。

臨時給与の支給率は、「毎月勤労統計調査」によると、年計では三・二七カ月分であり、一九五五年の一・九八カ月分に比べるとい

第 59 表 鉱業、製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合 (%)

年 月	鉱 業	製造業
1965年 1 月	3.0	7.9
2 月	1.5	0.8
3 月	0.7	1.8
4 月	0.6	1.9
5 月	3.0	2.4
6 月	23.3	27.6
7 月	20.2	44.0
8 月	39.6	13.0
9 月	1.6	1.9
10 月	0.6	1.5
11 月	1.0	2.6
12 月	52.3	58.8
1965年平均	17.4	20.2

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

第 60 表 賃金不払事件件数

年 月	前年(月)より 未解決の件数	当年(月)把握 した件数	総取扱件数	解 決 件 数	当年(月)未 解決件数
1961年	2,523	9,692	12,215	10,222	1,993
1962年	1,993	11,739	13,732	11,460	2,272
1963年	2,272	11,455	13,727	11,600	2,121
1964年	2,121	12,468	14,589	12,057	2,532
1965年	2,532	16,604	19,136	16,014	3,122
1965年 1～3 月	2,532	2,996	5,528	3,008	2,520
4～6 月	2,520	3,830	6,350	3,613	2,737
7～9 月	2,737	4,909	7,646	4,481	3,165
10～12 月	3,165	4,869	8,034	4,912	3,122

〔備考〕 1) 1963年未解決件数は内訳の計より 6 件少なくなっているが、これは 1～3 月の差引未解決件数が再調査の結果 6 件少ないことが判明したので、4～6 月への繰越件数は 6 件少ないものとして計上した結果である

2) 労働省「賃金不払の概況」による

ちじるしい増加を示している。また夏季の支給率は一・三〇カ月、年末は一・六一カ月となっている。産業大分類別にみると支給率の最も高いのは金融保険業（五・〇四カ月）ついで電気・ガス・水道業（四・六五カ月）となっている。産業中分類別には、たばこ製造業（四・四四カ月）が最も高く、ついで化学製造業、石油・石炭製造業（三・七四）の順となっている。

次に一九六五

第 61 表 賃金不払事件金額

(単位：千円)

年 月	前年(月)より 未解決の不払 金額	当年(月)新た に増加した不 払金額	総不払金額	解 決 金 額	差引不払金額
1961年	260,364	1,499,150	1,759,514	1,338,321	421,194
1962年	421,194	2,990,980	3,412,182	2,008,843	1,403,339
1963年	1,403,194	2,326,241	3,729,580	2,477,475	1,257,723
1964年	1,257,723	3,426,627	4,684,351	1,797,400	2,886,951
1965年	2,886,951	3,191,984	6,078,935	4,485,709	1,593,226
1965年 1～3月	2,886,951	696,014	3,582,965	1,661,391	1,921,574
4～6月	1,921,574	924,460	2,846,035	759,148	2,086,886
7～9月	2,086,886	875,625	2,962,511	1,268,079	1,694,432
10～12月	1,694,432	695,885	2,390,317	797,091	1,593,226

〔備考〕 1) 1963年の差引不払金額が多くなっているのは1～3月の再調査で若干増えているのを4～6月への繰越金額として計上した結果である
2) 労働省「賃金不払事件の概況」による

年の賃金不払をみると、当年把握した件数は一万六六〇四件で、六四年よりも三三・二%の増加となり、また総取扱件数も一万九一三六件で、三一・二%の増加となっている。このように不払件数が増加しているのは、いうまでもなく不況が深まったためである(第60表)。

賃金不払金額

をみると(第61

表)、まず当年

新たに増加した

不払金額が三一

億九一九八万円

であり、六四年

よりは六・八%の減少となっている。しかし総不払金額は六〇億七八九三万で二九・八%の増加となっている。差引不払金額は、一五億九三二二万円で四四・八%の減少となった。

2 労働時間

労働時間の趨勢

労働省の「毎月勤労統計調査報告—全国調査—」によると(第62表)、一九六五年における平均月間出勤日数は二三・六日で前年同期にくらべて〇・一日の減少、総実労働時間は一九二・九時間で前年に比べて一・四%の減少となった。この総実労働時間を所定内、外別にみると、所定内労働時間は一七六・四時間で前年にくらべて〇・四%減、所定外労働時間は一六・五時間で一一・一%減であった。所定内労働時間は時間短縮の動きがはじまった一九六一年ごろから年々減少がつづいている。また所定外労働時間は前年の増加から減少に転じ、生産調整の進展に伴って減少が著しく、年間の推移をみても年初来減少をつづけ、年末に至りやや下げどまりの傾向にあったが、依然として低い水準にある。産業別にみた所定外労働時間の動きでは、すべての産業で前年の水準を下まわっているが、とくに不況の影響を強くうけた製造業(一五・一%)で減少が大きい。以上の傾向を別の資料でみたのが第63表である。これは中央労働委員会が資本金五億円、従業者一〇〇

第 62 表 労働時間の推移（規模30人以上）

（単位：時間）

区 分		調 査 産 業 計			製 造 業		
		総実労働時間	所 定 内	所 定 外	総実労働時間	所 定 内	所 定 外
実 数	1961年	201.0	179.3	21.7	203.4	179.4	24.0
	1962年	197.8	179.0	18.8	198.4	178.8	19.6
	1963年	196.6	178.2	18.4	196.9	177.6	19.3
	1964年	195.7	177.1	18.6	195.7	176.1	19.6
	1965年	192.9	176.4	16.5	191.8	175.1	16.7
	1965年上期	190.9	174.2	16.7	190.1	172.9	17.2
	〃 下期	195.0	178.6	16.4	193.6	177.3	16.3
対前年同期増減率(%)	1961年	△ 1.4	△ 1.1	△ 3.1	△ 1.9	△ 1.5	△ 4.1
	1962年	△ 1.7	△ 0.3	△13.4	△ 2.7	△ 0.4	△18.5
	1963年	△ 0.6	△ 0.5	△ 2.1	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.8
	1964年	△ 0.3	△ 0.4	1.2	△ 0.4	△ 0.7	2.2
	1965年	△ 1.4	△ 0.4	△11.1	△ 2.0	△ 0.5	△15.1
	1965年上期	△ 1.6	△ 0.7	△10.1	△ 2.3	△ 1.1	△13.5
	〃 下期	△ 1.1	0.0	△12.0	△ 1.6	0.0	△16.5

- 〔備考〕 1) 対前年同期増減率は調査事業所の抽出替えによるギャップを調整して算出してある
 2) △印は減少
 3) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による

第 63 表 製造業月間実労働時間

年	総実労働時間	所 定 内	所 定 外
1961年	202.4	—	—
1962年	199.7	181.2	18.5
1963年	194.1	175.1	19.0
1964年	193.9	174.3	19.6

〔備考〕 中労委「賃金事情調査結果」による

縮を実施した事業所は八五三（調査対象事業所の二一・三％）で、産業別にみると（第64表）、ゴム製品、機械、電気機器、電気・ガス等で三割をこえる事業所で時間短縮が実施されていて比較的多く、鉱業、建設業等は一割未満で少ない。また、時間短縮を行なった事業所での一週当たり短縮時間は、一時間以上三時間未満が五〇・五％で最も多く、三時間以上六時間未満（三・八％）、一時間未満（二〇・七％）の順となっている。さらに、時間短縮の方法については第65表のごとくであって（この表では一事業所において二つ以上の方法で時間短縮を行なった場合には、それぞれを一つに数えてある）、これによると、最も多い方法は終業時刻の繰上げ（五〇・一％）によるもので、ついで始業時刻の繰下げによるもの（一六・五％）、週休二日制

人以上の企業について毎年行なっている「賃金事情調査」の結果から、最近数年間の動きをまとめたもので、調査対象が毎月勤労統計に比べて大企業になっっているためか、労働時間の短縮が一層進んでいることがわかる。これらの資料から共通していえるのは、最近の労働時間の短縮は、所定内労働時間の短縮として現れているということである。そこで、労働時間短縮の方法と短縮労働時間の大きさを、労働省編「労働時間制度調査報告」によってみるとつぎのごとくである。すなわち、一九六二年一〇月以降六五年九月までの三カ年間に、所定労働時間の短

第 64 表 時間短縮を行なった事業所および短縮時間区分別構成

産 業	時間短縮を行なった事業所	短 縮 時 間 区 分				
		計	時間 分 ～59	時間 分 1.00～25.9	時間 分 3.00～25.9	時間 分 6.00～
調 査 産 業 計	853(22.3)	100.0	20.7	50.3	23.8	5.0
鉱 業	6(4.9)	100.0	—	33.3	33.3	33.3
建 設 業	13(8.7)	100.0	15.4	30.8	46.1	7.7
製 造 業	668(23.5)	100.0	22.8	50.1	23.2	3.9
ゴム製品製造業	48(35.3)	100.0	18.7	50.0	27.1	4.2
電気機械器具製造業	94(55.6)	100.0	25.5	46.9	22.3	5.3
卸売業・小売業	35(18.8)	100.0	14.3	51.4	20.0	14.3
金融・保険業	45(27.1)	100.0	20.0	51.2	24.4	4.4
不動産業	10(15.4)	100.0	10.0	30.0	50.0	10.0
運輸通信業	38(21.3)	100.0	10.5	36.8	39.5	13.2
電気・ガス・水道業	38(30.9)	100.0	10.5	81.6	5.3	2.6

注) 括弧内の数字は調査事業所に対する割合である

第 65 表 労働時間短縮の方法別事業所の構成

産 業	計	始業時刻 の繰下げ (イ)	始業時刻 の繰上げ (ロ)	休憩時間 の延長 (ハ)	(イ)(ロ)(ハ) の併用	土曜日 で短縮	週休2日 制実施	その他
調 査 産 業 計	100.0	16.5	50.1	14.0	5.3	8.2	14.5	6.4
鉱 業	100.0	16.7	33.3	16.7	—	16.7	—	16.7
建 設 業	100.0	23.1	53.8	—	7.7	—	30.8	—
製 造 業	100.0	16.2	53.4	13.0	5.1	7.5	14.1	6.4
ゴム製品製造業	100.0	10.4	47.9	27.1	10.4	2.1	4.2	18.7
電気機械器具製造業	100.0	12.8	25.5	4.3	7.4	11.7	48.9	8.5
卸売業・小売業	100.0	25.7	42.9	5.7	5.7	14.3	11.4	8.6
金融・保険業	100.0	8.9	35.6	4.4	2.2	4.4	51.1	2.2
不動産業	100.0	50.0	30.0	—	10.0	20.0	—	10.0
運輸通信業	100.0	26.3	50.0	10.5	13.2	5.3	7.9	7.9
電気・ガス・水道業	100.0	2.6	21.1	60.5	2.6	10.5	—	7.9

により時間短縮を行なったもの（一四・五％）、始業・終業時刻を変更せず休憩時間を延長して時間短縮を行なったもの（一四・〇％）などが比較的多く、土曜半休により時間短縮を行なった事業所は八・二％と少ない。しかし、産業別では電気機器、金融・保険で週休二日制による方法では時間短縮を行なった事業所の多いことが注目される。

なお、労働時間の現状および勤務形態——交替制の実施状況など——については、労働省「労働時間の実態」、同「労働時間管理の現状」（いずれも一九六五年八月刊）によって次のように明らかにされている。

労働時間の現状と
交替制勤務状況

「労働時間の実態」

は従業者五人以上の事業所に常用される労働者一二六万人を対象として行なった「昭和三九年賃金構造基本調査」の結果から特別に集計したもので、これによると（一）製造業ではその従業者全体の過半数にあたる五〇・六％が一日労働時間が八時間以内であること、（二）一日一〇時間以上の長時間労働が多い産業は、機

第 66 表 企業規模別にみた 1 日当り労働時間別労働者
構成比 (製造業) (%)

規 模	合 計	8時間以 内のもの	8～10 時 間	10時間を こえるもの
全労働者計	100.0	50.6	42.3	7.1
1,000人以上	100.0	57.5	38.1	4.4
500～999人	100.0	54.3	39.1	6.6
100～499人	100.0	47.9	43.6	8.5
30～99人	100.0	44.6	46.5	8.9
10～29人	100.0	48.0	43.8	8.2
5～9人	100.0	56.7	37.9	5.4
男 子 計	100.0	43.0	46.8	10.1
1,000人以上	100.0	49.2	45.0	5.9
500～999人	100.0	45.7	44.5	9.8
100～499人	100.0	40.2	46.9	12.8
30～99人	100.0	37.7	49.5	12.7
10～29人	100.0	40.1	48.1	11.7
5～9人	100.0	50.5	42.0	7.5
女 子 計	100.0	65.4	33.4	1.2
1,000人以上	100.0	79.7	19.8	0.4
500～999人	100.0	71.6	28.1	0.3
100～499人	100.0	61.5	37.7	0.8
30～99人	100.0	57.1	41.1	1.8
10～29人	100.0	61.7	36.4	1.9
5～9人	100.0	67.1	31.2	1.8

械の一五・三％を筆頭に、出版・印刷、食料品、金属製品などが多く、また地域的にみると和歌山、長崎、東京、大阪などで多いことがわかる(第66～68表)。すなわち、機械と印刷出版の二業種で、労働時間一〇時間をこえるものの割合は、全労働者の四分の一を占めており、男子のみでは、機械(二六・一％)、出版・印刷(二一・七％)、金属製品(二〇・一％)、輸送用機器(八・二％)、食料品(七・九％)の五業種で製造業全体の半分以上を占めている。また、女子についてみると、食料品(二五・五％)、出版・印刷(二四・一％)、紡績・ねん糸・織物(二三・八％)の三業種で製造業全体の四割以上に及んで

第 67 表 1 日当り労働時間が10時間をこえるものの産
業別労働者構成比 (%)

産 業	全労働者	男 子	女 子
製 造 業	100.0	100.0	100.0
食料品	8.3	7.9	15.5
繊維	0.1	0.1	0.0
紡績	2.5	1.9	13.8
ねん糸	4.7	4.4	8.3
織物	0.8	0.5	6.2
繊維	2.4	2.4	2.1
衣服	1.8	1.9	0.9
木材	3.5	3.3	6.4
家具	11.9	11.7	14.1
紙印刷	2.8	3.0	0.8
炭学	0.4	0.4	0.1
石油	1.3	1.3	1.3
皮革	0.5	0.5	1.9
窯業	5.7	5.7	3.2
金属	6.6	6.9	1.5
鉄	2.2	2.3	1.4
非金属	9.8	10.1	6.0
機械	15.3	16.1	2.5
電機	5.7	5.1	3.1
輸送	7.9	8.2	2.2
精密	1.3	1.3	0.5
武器	4.4	4.2	8.0

いる。規模別割合では、男子の場合一〇時間をこえるものの比重が高かった機械で三〇～九九人規模が三〇・〇％、一〇～二九人規模で二八・一％を占めている。出版・印刷では三〇～九九人規模が三二・四％、一〇～二九人規模が三二・〇％と機械に比べ小規模での比重が高く、輸送用機器では一〇〇人以上の規模で三二・〇％を占めていて、他の産業に比べて大規模での比重が高い。一方、女子については、食料品で全体の五五・四％が規模三〇～九九人に集中しており、出版・印刷では一〇～二九人の規模が四五・二％と最も高い比率を示し、紡績・ねん糸・織物でも同じく一〇～二九人の規

第 68 表 主要産業別における1日当り労働時間が10時間をこえるものの企業規模別構成比
(%)

規 模 別	全 労 働 者					男 子					女 子				
	食料 品	紡績, ねん 糸, 織物	出版 ・ 印刷	機械	輸送 用機 器	食料 品	紡績, ねん 糸, 織物	出版 ・ 印刷	機械	輸送 用機 器	食料 品	紡績, ねん 糸, 織物	出版 ・ 印刷	機械	輸送 用機 器
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1,000人以上	12.2	13.5	9.8	11.9	31.9	13.2	16.7	10.3	11.9	32.0	3.1	6.5	1.4	4.5	26.6
500～999人	4.6	7.2	1.2	4.3	14.5	4.9	9.9	1.3	4.3	14.5	1.3	1.2	0.0	2.3	15.7
100～499人	23.2	18.6	19.8	23.7	24.7	23.9	21.0	20.2	23.8	24.9	17.5	13.4	8.1	18.2	11.7
39～99人	44.4	30.7	32.5	30.1	16.4	43.1	30.5	32.4	30.0	16.4	55.4	31.1	48.2	39.8	17.2
10～29人	13.5	24.8	32.8	28.1	11.4	12.7	20.4	32.2	28.1	11.2	20.7	34.2	37.4	31.8	25.1
5～9人	2.1	5.2	3.9	1.9	1.0	2.1	1.5	3.7	1.9	0.9	2.0	13.4	4.9	3.4	3.7

第 69 表 産業別、規模別交替制採用状況
(%)

項 目 産業規模別	な し	あ り					計
		合 計	Ⅰ 2 交替制	Ⅱ 3 交替制	その他	不 明	
産 業 別	68.4	31.6	59.4	43.8	7.0	0.9	100.0
500人以上	24.1	75.9	58.8	51.2	7.6	0.6	100.0
100～499人	60.1	39.9	60.8	36.1	8.3	1.0	100.0
30～99人	80.0	20.0	56.0	42.0	2.0	2.0	100.0
10～29人	91.1	8.9	68.4	26.3	5.3	—	100.0
5～9人	94.4	5.6	55.6	33.3	11.1	—	100.0
鉱 業, 建 設 業	72.4	27.6	45.8	87.5	4.2	—	100.0
製 造 業 計	64.1	35.9	65.2	41.9	3.1	0.9	100.0
500人以上	21.2	78.8	65.0	46.3	4.9	0.8	100.0
100～499人	54.8	45.2	63.9	37.7	1.6	1.6	100.0
30～99人	79.2	20.8	63.3	40.0	—	—	100.0
10～29人	92.7	7.3	75.0	25.0	—	—	100.0
5～9人	94.3	5.7	80.0	20.0	—	—	100.0
織 維	54.2	45.8	100.0	6.1	—	—	100.0
その他の軽工業	71.6	28.4	50.0	50.0	—	—	100.0
紙, 化学, 石油, 窯業	50.0	50.0	46.7	66.7	—	3.3	100.0
鉄 鉱 金 属	68.3	31.7	61.5	57.7	3.8	—	100.0
機 械 関 係	71.6	28.4	70.5	29.5	13.6	—	100.0
卸 小 売 サービス 業	84.5	15.5	36.7	50.0	10.0	3.3	100.0
金 融, 保 険, 不 動 産 業	90.8	9.2	66.7	16.7	16.7	—	100.0
運 輸, 通 信, 電 気, ガス, 水 道 業	49.1	50.9	53.4	32.8	20.7	—	100.0

〔備考〕 交替制があるものの各内訳の各比率は、交替制がある事業所に対する比率であり2項目以上回答した事業所があるので内訳の比率の計は100.0%以上となる

模が三四・二%を占めている。さらに、地域別にみて、労働時間一〇時間をこえるものの比重が高いのは、和歌山（二一・二%）、長崎（二〇・六%）、東京（二〇・〇%）などであり、また大阪（九・六%）、鹿児島（八・五%）、埼玉（七・七%）、佐賀（七・五%）、広島（七・三%）、福島（七・三%）、神奈川（七・一%）なども長時間労働者の占める比重が高い。

「労働時間管理の現状」はやはり従業者五人以上の民間事業所一〇九八を対象として、一九六五年一月に実施した「労働時間管理調査」の結果をまとめたもので、同結果では、(一)交替制や時差出勤を採用している事業所は、従業者規模の大きいものが多いこと、(二)過去三年間に時間短縮について全く検討していない事業所が四八・八%あったこと、それに対し時間短縮を実施した（実施予定をふくむ）事業所は二三・六%で、全体として大規模事業所ほど時間短縮にとりくむ熱意が高いなどの点が指摘されている。そのうち交替制の採用状況についてみると（第69表）、採用しているものの比率は規模が大きくなるほど高く、その内容では、いずれの規模とも二交替が多いが、五〇〇人以上の大規模では三交替制もかなりみられる。また、交替制を採用している比率の高い産業は運輸・通信・電気・ガス・水道業で、製造業のなかでは紙・化学・石油・窯業である。

労働時間短縮問題

戦後の労働運動のなかで労働時間の短縮が問題とされるようになってから一一年になる。

これは二つの時期に大別することができ。前半（一九五五～一九五九）はいわば時間短縮問題についての教宣・啓蒙の時期であった。ただその間一九五六年に全織同盟が、賃金すえおきのまま化繊部会一日三〇分、綿紡、羊毛、麻各部会一日一五分の時間短縮を実現し

たことが注目された。

一九六〇年にはじまる後半は、国内的にはいわゆる高度成長にともなう「技術革新」や合理化の結果として、構造的な労働力不足が表面化すると同時に、一方ではさまざまな形で労働強化が進み、労働時間の延長がつづき、国際的にはILOの場で「週四〇時間労働制の漸進的達成」を規定する「労働時間短縮に関する勧告」（一六号）が一九六二年に採択されるというなかで、労働時間の短縮は単なるスローガンから現実の闘争目標となり多くの労組がその実践にとりくみはじめた時期である。そして、一九六一年には労働四団体により「週休二日、週四〇時間労働促進労組懇談会」が発足した。この四者懇談会はその後、六三年に生じた総評、全労の確執により活動を停止し、そこでとりあげられることになっていた週休二日・週四〇時間労働制を中心にした基準法改正案の作成も放棄されてしまったが、六二年には、海員組合が一〇日間にわたるストライキにより、「航海当直者現行週五六時間勤務（一日八時間）を、航海を通じて一日八時間とし、日曜、国祭日など所定休日についてはすべての乗務員に対し八時間相当の時間外手当を支給する」との要求をおおむね獲得していたし、六三年には、電機労連が週休二日制を目標とする時短闘争を行なった。合化労連でも六四年に時短のみを要求して統一ストを実施した。

労働省労政局「春闘における労働時間短縮闘争について」によると（第70表）、時間短縮を要求した組合数は一九六一年から六五年にかけて四倍余にふえ、また、なんらかの成果をあげた組合の割合も六四、六五年には、調査期間が一カ月長かった関係もあると思われるが大幅にふえている。

第 70 表の 1 所定内労働時間短縮要求、解決状況

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
要 求①	305	710	1,010	1,210	1,659
解決(成果あり)②	132	266	313	529	609
解決(成果なし)③	173	277	388	271	319
未 解 決④		172	309	410	731
成果率($\frac{②}{②+③}$)		48.5%	44.6%	66.1%	65.6%

〔備考〕 1) 1961～63年は1～4月、64年以後は1～5月を調査期間としている
 2) 労働省労政局「春闘における労働時間短縮闘争について」による

第 70 表の 2 企業規模別要求・解決状況

区 分	1965年				1964年			
	要 求 組合数	成 果 組合数	非成果 組合数	成果率	要 求 組合数	成 果 組合数	非成果 組合数	成果率
計	{ 1,659 (100.0)	{ 609 (100.0)	319	% 65.6	{ 1,210 (100.0)	{ 529 (100.0)	271	% 66.1
100人未満	{ 515 (31.0)	{ 184 (30.2)	133	58.0	{ 396 (32.7)	{ 176 (33.2)	103	63.1
100～299人	{ 528 (31.8)	{ 221 (36.3)	95	69.9	{ 365 (30.2)	{ 167 (31.6)	69	70.8
300～499人	{ 183 (11.0)	{ 69 (11.4)	31	69.0	{ 132 (10.9)	{ 67 (12.7)	23	74.4
500～999人	{ 170 (10.2)	{ 63 (10.3)	28	69.2	{ 144 (11.9)	{ 63 (11.9)	26	70.8
1000人以上	{ 263 (16.0)	{ 72 (11.8)	32	69.2	{ 175 (14.3)	{ 56 (10.6)	50	52.8

〔備考〕 カッコ内は、計を100とする百分比

第 70 表の 3 短縮時間別組合数 (1日当り)

年	10分未満	10～20分	20～30分	30分～1時間	1時間以上	計
1961年	3	56	12	39	22	132
1962年	7	96	24	93	41	261
1963年	19	145	34	101	14	313
1964年	35	281	44	143	26	529
1965年	40	287	38	111	14	609

その企業規模別数では、要求組合数、成果のあった組合数とも三〇〇人未満のところ全体で六割強に達している。成果率では六三、六四年とも三〇〇～四九九人規模で高く、六五年では一〇〇～二九九人規模が最も高い。一〇〇人未満規模は最も低い。これは小零細企業では未組織部分も多く、労働時間短縮が容易でないことを示すものである。つぎに、時間短縮についてなんらかの成果をあげた組合についてその短縮時間をみると、各年とも一日について一〇分以上二〇分未満のものが最も多く、これについては三〇分以上一時間未満のものが多い。時間短縮争いはかくして次第に拡大しつつあり、一九六五年春闘でも、各労組ともそれに積極的にとりくむかまえをみせていた。すなわち、春闘共闘委員会、その方針において、時間短縮問題を大幅賃上げ、最低賃金

制確立とならぶ三本の柱の一つとして重視し、「週四〇時間制確立、週休二日制獲得という統一目標にむけて、四直三交替制獲得をはじめ、残業規制、要員要求、業務量規制、割増率増額など各単産職場実態にそくして、労働者の要求を具体化して闘いをすすめます。特に今年は地域共闘指導を通じて中小企業、下請企業などにおいて、実働四二時間以上の職場を全面的になくするよう努力していく」としており、単産でも、合化労連が六四年にひきつづき時間短縮を直接要求として統一ストライキを実施したのをはじめ、全通が時間短縮を中心に、五二項目にわたる要求で超勤拒否を行ない、労使の間に時短専門委員会を設置することをかちとった。そしてまた、私鉄総連が時間短縮について中労委に調停を申請し、調停委員会が設置されたこと、全港湾が労使交渉で「日曜、祝日休み」についての原則的解決をみている。同盟もその運動方針において、時間短縮問題については「単に労使間の問題としてだけ取り組むのではなく、週休二日制四〇時間労働を中心とする労働基準法の改正、商店街の一斉休日の普及徹底など、法制的、政策的な面に対する要求と余暇増大の社会的気運を拡大させる幅広い運動が重要である」と指摘している。このように時間短縮闘争は年ごとに拡大し、とくに一九六五年では規模三〇〇人未満の中小企業労組における運動の進展が注目されるが、なおその実態については克服すべき点が少なくない。

たとえば、週休二日制が普及しいちばん時間短縮が進んでいるように思える電機産業の実労働時間そのものが、相変わらず長いこともそうした問題点の一つである。電気産業の実労働時間は、もともと他の製造業にくらべて長かった(第71表)。時間短縮後も他の金属

第 73 表 労働時間短縮に伴う措置

区 分		実 数
時短前の基準内賃金保障	保障した	40社
	しない	1
休憩時間を変更	変更した	15
	しない	27
交替制の変更	変更した	7
	しない	29
定員数の変更	変更した	2
	しない	38
出退勤時刻管理の変化および強化	変更した	15
	しない	26

〔備考〕

- 1) 時間短縮実施企業のうち特定休日の増加、年次有給休暇の増加のみを時短の内容とした会社をのぞいたものを調べた。
- 2) 中労委「労働時間調査結果」(資本金5億円、規模1,000人以上の企業について、1964年6月現在で調べたもの)による。

第 71 表 業種別所定労働時間数別組合数

(単位：組合)

週労働時間	～41.99	42.00	42.01 ～ 45.00	45.01 ～	不明	計
自動車	2	14	3	1	1	21
鉄鋼		12				12
造船機械		8		3		11
電機		1	6	4		11
計	2	35	9	8	1	55

〔備考〕 全国自動車「調査部報」による、1964年10月調査。

第 72 表 電機産業における月間所定内、外労働時間の推移

(単位：時間)

年	総実労働時間	所 定 内	所 定 外
1961年	207.4	—	—
1962年	207.4	186.6	20.8
1963年	196.2	174.8	21.4
1964年	193.1	170.9	22.0

〔備考〕 中労委「賃金事情調査結果」による。

産業にくらべ、所定内週労働時間は長く、また休憩時間についても鉄鋼、自動車、造船などでは一時間が一般であるのに、電機の場合は四五分が圧倒的に多い。さらに、実労働時間のうちの所定外労働時間は、時間短縮にもかかわらず減っていないことが問題である。

第72表は、時間短縮と所定外労働時間との関係を電機産業について調べた結果である。所定内労働時間が時間短縮の結果減っているのに、所定外労働時間は漸増の傾向を示しているといえよう。また時間短縮の影響について調べた中労委の労働時間調査(一九六四年六月)によると、時短の結果、所定外労働時間が減ったとするもの一六事業所、増加したもの一五事業所、変わらないもの二事業所との結果がでている。

主要単産における時短 闘争とその闘争方針

労働省労政局「昭和四〇年春闘時における労働時間短縮闘争について」によれば、一九六五年春闘時に所定内労働時間短縮を要求した民間組合数は、前年春闘時を上まわる一六五九組合を数え、実際に時間短縮を獲得した組合数も六〇九組合と前年の五二九組合をこえていた。これら時間短縮闘争は合化労連の統一ストなど一部の大手組合を除いては、全国金属、全金同盟、全港湾、全国一般、全自交などのいわゆる中小単産を中心にすすめられた。主要単産における時短闘争とその闘争方針について、前記資料ならびに総評争対局「主要単産の時短闘争方針」(一九六五年一〇月)によってみれば、つぎのごとくである。

【合化労連】合化労連は、一九六四年に引きつづいて、六五年三月一七日時短を直接要求として統一ストをおこなった。すなわち、住友が一三時から全面三時間スト(保安を除く)、東洋高圧も二三時から常昼勤製造部各支

部一カ所三時間ストに入っただけをはじめ、一斉に同日午後一時間乃至三時間の時限ストを実施し、二九組合五万四千人が参加したほか、日窒、信越など一七組合一万九千人が残業拒否をおこなった。また、このストを前にした交渉のなかで、旭ファイバーは二年後実施、日華油脂は六六年四月実施、東北電気は年休二日プラス特休二日の回答をえてストを中止した。

合化労連では、合理化反対の闘いの内容の第一に、時間短縮の闘いを基礎に産業別に闘うこと、第二に最大限の抵抗によって合理化を最少限にくいとめる闘いを組織し、首切り禁止、事前協議制、技術教育を獲得し労働条件の到達闘争を闘うこと、第三に生命と健康をまもる闘いをひろげいくことを基本としてかかげている。また、時短方針としては、週拘束四四時間、実働三九時間、四班三交替制、事務、常昼勤務者は土曜半ドン制を基準案としており、大会で時短闘争を発足させ、スト権を確立し、時短闘争にスト指令権を、グループ、組合に交渉権を委譲、一九六六年二月、半日ないし二四時間ストで統一闘争をおこなうことを決定していた。

【全港湾】全港湾は、一九六四年の大会で、「日曜日、祝日休み」という方針を決定し、六五年春闘段階では、第一、第三日曜日の時間外拒否、統一行動の設定などで、要求獲得をめざして闘った。その後、北海道、東北、日本海の三地区における業者が、中央交渉による解決に応ずる意思表示をしたため、中央闘争委員会(六月一―三日)は関係業者に対し、団体交渉の申し入れをおこない、その結果、十一月一七日の第三回中央交渉で、原則的な点について了解点に達し、別項のごとき確認書をとりかわした。

日曜、祝日休みに関する確認書

- 一、日曜日、祝日については休日とする。但し、祝日については各地方の実情に応じて地方本部と協議する。
- 二、日曜日、祝日の作業については業務の都合により、やむをえざる場合は就労する。但し、組合の意見を尊重する。

三、割増賃金については別途協議する。

【全国金属】一九六五年春闘で実働七時間、有給休暇最低二週間の統一要求を設定して闘ったが、労働強化をねらいとする資本の時短政策を警戒し

ながら、賃金と時短を一体のものとして六六年春闘でも闘いを組織するとしている。実働七時間を達成したところは週二時間短縮、有休二週間要求、時間外規制（一人最高月間三〇時間）と大幅割増金要求（時間外五〇、休日一〇〇％）、四組三交替制、予備定員増加、労働密度強化反対の闘いをくむことになっている。

【電機労連】 一九六四年秋、時短、定年制延長を中心とする労働協約改定闘争をおこない、松下電器については、「昭和四〇年四月一六日より週休二日、週四〇時間制を実施する。このため一日の労働時間を現行七時間一五分から八時間に延長する」という内容で解決をみていたが、これにもとづき六五年四月一七日より予定どおり週休二日制が実施された。

一九六五年に入って、週休二日制（変則週休二日制をふくむ）獲得したところはさらにふえ、電気労連傘下中小組合など四三組合（六四年二六組合）に及んでいる。

【全電通】 全電通では、電電公社側に週拘束四五時間、実働四〇時間を要求し、また、休日増について交渉していたが、四週間に一日だけ休日をふやすことで双方の意見が一致し、一九六六年四月一日から試験的に全職場で実施することになった。

電電労使の協定によると、新たにふやした一日の休日は、週休日に連続してとることになっている。たとえば、日曜日が週休日の常日勤職員の場合土曜日が休日となり、四週間に一回は連休になる。しかし、この制度が発足しても、現行の労働時間（週拘束四六時間三〇分、実働四四時間）はそのまますえおき、ふえた休日分の労働時間は、他の日の終業時間延長、休憩時間短縮などにふりかわることになっており、また職員数をふやすこともしないと公社側は言明しているので、組合側ではそれほどの「成果」とは評価していない。労使それぞれに本協定の実施についてつぎのようになっている（「朝日新聞」一九六六年三月一八日付）。

▽日本電電公社遠藤職員局長―広い意味の労働時間短縮のなかには、時間そのものの短縮と、労働時間を集約して休日をふやす二つのやり方がある。こんど公社がやるのは後者の方だ。いままで機械とか電力とか部門ごとに当直をおいていたのをやめて、当直者の数を減らすなど、服務形

態を合理化して休日をふやそうというもので、要員の数はふやさない。試験的に半年か一年をメドにやってみて、よければ本格的に実施したいと思っている。

▽全電通労組石井副委員長―組合の真のねらいは労働時間の短縮であり、公社に週拘束四五時間、実働四〇時間を要求しているが、今後はこの制度を足がかりに、組合要求の実現にいっそう努力したい。しかし、労働時間短縮には大幅な人員増が必要で、公社側はこれに強く反対している。交渉はかなり難航するだろう。

IV 合理化の現状とその 特質

概要□不況下の合理化とその主要な形態
不況の深刻化／不況合理化の特質／六五年合
理化の主要な形態／産業別合理化の実態
労働災害と職業病――概況／労働災害／職業
病

概

要

六五年における合理化は、決定的に深刻化した不況を背景にし
て、設備投資の明瞭な停滞のもとで、減産、スクラップ・アンド・
ビルド、企業の倒産・合併という形をとり、かなり広範な産業分野
にわたって展開された。それを通じて資本の側は景気上昇ムードへ
の転換をはかった。そうした役割を果たした合理化の要点は、従来
比較的緩かだった労働時間管理の強化とそれにもとづく雇用調整に
あった。この両者が、労働強化をはじめ、労働者の再生産条件を決
定的に悪化せしめたことはいうまでもない。そのうえ、労働時間管
理の合理化は、労働組合活動を制限する役割をも果たした。雇用調
整は、解雇という形をとった事例は少なく、希望退職の募集や一時
帰休にとどまったが、それ以上に広行なわれたのが、スクラップ
・アンド・ビルドによる大量の配置転換であった。それは労働者に
職務の多能化を強制すると同時に、しばしば格下げをも強制した。
しかも、従来のように市場拡大を前提とし、そのために労使関係を
安定的に維持しなければならぬ、という「ストライキの損益計
算」が成立しえなくなった産業分野では、経営者による労働組合そ
のもののへの挑戦も行なわれている。このほか、合理化は福利厚生費
や安全衛生費の削減にまでおよんだために、労働災害と職業病の発

生も顕著になった。いずれも発生件数そのものは前年よりも減少したが、労働災害においてあきらかなように、装置産業における発生がいちじるしくなり、したがって一回あたりの災害規模が明瞭に増大する結果になっている。

1 不況下の合理化とその主要な形態

不況の深刻化

一九六五年の日本経済は、不況の深刻化とそれから脱しようとする資本家的合理化の強化とによって特徴づけられる。前年末、財界のなかで強調された「利潤第一主義」への転換は、六五年三月決算の決定的な「ミクロの不況」を契機として、不況合理化の強力な展開を推進した。この段階になると、すでに六一年末から始まり、六三年に多少回復したとはいえ、六五年にまでもたれこんだ「不況の慢性化」が、設備投資拡大過程の中途に起こった五七―五八年の不況とはその実態を異にすることはもはや疑いえなくなった。それは、従来の「増収減益」が「減収減益」に転じ、この転化に対抗する販売強化がますます販売条件を悪化させ、「ミクロの不況」を決定的に激化させつつあったことから明瞭であった。

それに対応して、すでに六二年から鈍化していた設備投資が一層停滞化したのはいうまでもない。六五年一〇月の日本経済新聞社に

よる製造業有力五〇社の経営首脳者に対する面接調査によれば、五年における設備投資当初計画が実現できるといふ回答はほとんどえられず、政府の当初見通し投資額四兆九〇〇〇億円はもろろんのこと、四兆円の大打ちをも割る、という予測さえ、鉄鋼・電機業界の一部にあらわれていた。事実、この面接調査によれば、六五年投資実績見通しが前年実績を大幅にうわまわっているのは、電力業と食品・水産業の一部に過ぎず、機械工業とくに電機工業、化繊工業、石油工業など、従来の成長産業では前年度実績をかなり下まわっていた。したがって六五年の不況合理化は、既存の設備下で行なわれ、結局は労働合理化を基礎として展開せざるをえなかったのである。もともと資本家的合理化は、労働力再生産の犠牲において資本・労働力交換関係の危機を回避しようとするところにその本質があるわけだが、六五年の特質は、かような設備投資鈍化・市場縮小下で労働合理化が強行されていることにある。

不況合理化の特質

その主要な形態を解明するのがこの編の課題であるが、それにさきだつてつぎの事実を前提としておかなければならない。まず、いわゆる高度成長期における技術革新と設備投資の拡大それ自体が、第二次大戦後における資本蓄積の危機を克服する合理化そのものにほかならなかったわけだが、(一)その過程で、石炭鉱業をはじめとして化学工業やとくに中小企業が多い地方産業を中心として、産業再編成による雇用・労働の合理化が行なわれた。(二)逆に資本投下が増大した重化学工業の巨大企業においては、新技術の導入にともなつて旧熟練職種が分解し、それにともなつて旧熟練工が過剰化し、高度の管理技術下に新熟練工が包摂され、それが労働力構成の中核を占めるようにな

った。(三)それに対応して、労働内容それ自体が単純化した反面で緊密化し、客観化すると同時に、職務の多能工化が進められる、という形で、労働合理化が展開された。と同時に、技術革新によってかような直接的合理化を進めえないような雇用分野は巨大企業外に駆逐せしめられる、という間接的合理化も展開した。このことが労働市場の変動・再編成を一層激化せしめた。(四)同時にこの過程で、企業別労働組合は決定的に個別企業の経営管理のなかに包摂せしめられた。だが、ここで注目すべきことは、この段階では、労働市場の構造、とくにその供給組織である労働組合を新産業体制内に適応させることが資本家の主要な課題であった、ということである。しかもそれに関連して個々の大企業は寡占間競争の条件を維持するために企業内労使関係の安定を望んだから、そこで行なわれた労働合理化にもおのずと一定の限度があった。資本家ができるだけストライキを回避しようとする「損益計算」が成立した、といわれるのも、このためである。

以上が六〇年までの特質だとすれば、六一年以降はそれとちじるしく事態が異なってきた。(一)設備拡大テンポの鈍化による雇用拡大の停滞化となつてあらわれた。それはマクロ・データでみても、とくに六五年五月から明瞭になっている。(二)いわゆるマクロでみて、名目賃金上昇を消費者物価の騰貴が顕著に減殺しはじめたのもこの段階からであり、またミクロでみても、企業間集中や既存設備のいわゆるスクラップ・アンド・ビルドが積極的に展開したのも、またそうである。(三)それに対応して、もっとも重要なことは、つぎのような形態をとった労働強化が進められたことである。(1)前述の理由から従来比較的「甘かった」要員決定が厳密

化し、職務の多能化・労働の緊密化が一段と進められ、それが従来の要員を顕著に縮小せしめるほど強化されたことである。(2)そこで余剰人員が発生したばあい、かれらの多くが他部門に配転せしめられることになった。スクラップ・アンド・ビルドや減産が行なわれたばあい、それにとまなう配転がより大規模化したのはいうまでもない。(3)こうした余剰人員の発生は、多くのばあい新規採用を削減したばかりでなく、余剰人員がある一定限度以上に達したばあいは、のちにも具体的に考察するとおり、一時帰休、さらに解雇にまで進まざるをえなかった。その結果、本工雇用を維持しうる、あるいはしなければならぬばあいは、臨時工・社外工の解雇が進んだり、逆に本工雇用を犠牲にしうるほど「ストライキの損益計算」が変わったばあいは、臨時工・社外工への依存が深まったりしている。(4)以上の過程は、その裏面で、労働時間管理が高度化したことを示している。一つは、要員削減の根拠となる標準作業量の増大であり、もう一つは、休憩・アイドル時間の削減による労働強度の増大であり、その規制要因となる機械設備のスピード・アップ、生産管理・現場監督の強化が進められたのである。

六五年合理化の主要な形態

(一)とくにこれらの労働合理化は、六五年において顕著に展開し、

なかでも労働時間管理の高度化がもっとも顕著であった。それは後述の産業別合理化の実態をみても明瞭だが、この労働時間管理の合理化は、一つには労働市場の緊張がなお持続している以上、名目賃金の上昇はいわば与件になっており、それを要員削減でカバーするうえで、もう一つには労働組合の時間短縮要求と交換引きする意味でも、資本家にとってきわめて戦略的要点となったのである。い

ま、四月から業界のトップを切って週四〇時間・完全週休二日制に移行した電機メーカーの資料によると、それへの移行のためにいかに周密な時間管理の強化が行なわれたか、明瞭である（「エコノミスト」六五年五月四日号、所載による）。まず、非生産的固定時間（準備・整備・朝会・夕会）を配慮したうえでの実働一時間あたりの生産能率の変化、それにもなう生産単位あたりの固定費の変化、昼食時間・拘束時間・残業余力・夜学通学生の問題・冷暖房費用の変化、一回あたりの機種切戻回数増大による非生産的固定時間の増大と、その対策としての切戻時間の短縮、二日連休による炉の加熱費用の変化などの比較。とくに人事管理の合理化による非生産的時間の排除として、タイムレコーダー・更衣室・スイッチオン・準備時間・業務開始終了時刻・休憩時間前後の明確化と、私用の来客・電話・用便・売店・人事上の諸届などの時間管理の強化によりロス・タイムをカットし、さらに遅刻の賃金カットを従来の一時間単位から六分単位に改めるなどによって、時間賃率八%アップを三年間で十分吸収しようという見通しのうえで週五日制にふみ切ったのである。

（二）前述のように職員・本工雇用を維持しうる条件があるばあいは、かなり大幅な配置転換が行なわれた。これは今回の合理化のなかで多数の産業においてみられたのだが、その原因は、鉄鋼・紙パルプ・映画における操業短縮・生産調整、セメント・綿紡・金属鋳業における旧式設備や小規模の低能率工場の閉鎖、造船・化学・食品・鉄鋼における機構の縮小・整理にあった。かような配転は、不採算部門から採算部門へ、旧式工場から新鋭工場へ、間接部門から直接部門へ、管理部門から現場へ、という事例が多いが、なかに

は造船業におけるように職員を間接工に配転したり、化学工業におけるように工員をセールス部門に配転する、という特殊事例もみられた。しかも重要なことは、この配転がしばしば縮小部門の要員削減と新設・拡大部門の要員ひねり出しに利用されたことである。新設工場へ二〇〇〇名も配転させた鉄鋼メーカーの事例では、それによって一万名ちかくの労働者の部門間配置を再編成したことになり、しかも非関連職種間の配転も多数行なわれ、その結果、大量の格下げさえ行なわれた。

（三）さきの配転ほど多くはないが、出向という形の雇用調整も多くの産業で行なわれた。たとえば電機・造船・綿紡におけるように、機構縮小による余剰人員を系列会社に出向させたり、紙パルプ・化学・石炭などにみられるように小規模工場や旧式設備工場を別会社とし、それに出向させたりする事例が多かった。

（四）休日増加による一時帰休は、電機工業の大手各社をはじめ、合繊・電線・ベアリングなど、比較的限定された産業において行なわれた。その内容は、月一〜四回土曜日を休日とし、帰休日の賃金は大体八〇%程度保証する、という事例が多い。はじめは帰休期間も夏から秋までと限定されていたが、しだいに長期化し、六六年にまで延長されている。これに対して、鉄鋼・ベアリング・輸送用機器の一部で行なわれている二〜三カ月以上にもわたる長期間の帰休制も採用された。いずれも不況による経営悪化の激しかった企業において行なわれ、賃金保証率も六〇〜八〇%であり、短期帰休のそれをしたまわっていた。そのうえ、長期帰休が解雇に転化する危険もあり、一部に大きな問題となった。また大規模電機メーカーでは、管理者の待命休職を行ない、五〇〜一〇〇名の係長以上の管

理者に対して、三、六カ月間にわたり、給料八〇%保証の休職措置をとった。なお、かような管理機構の合理化は、電機のほか、大手造船・セメント・綿紡・石炭の一部でも問題になった。

(五) 以上のような労働合理化の反面で、職員・本工の解雇はそれほど大幅には行なわれなかった。それは不況化によって部分的に状況が変わったとはいえ、一般的に労働市場の緊張はなお持続しており、また技術革新に適応してきた労働者を容易に解雇するわけにはいかず、さらに「ストライキの損益計算」が変わったとはいえ、雇用維持と交換に前述のような労働合理化を、それほど大きな摩擦なく認めてきた労働組合をこれ以上刺戟することが不可能だったからである。そのうえ、より体制的には、一つは六一年末以降の不況が慢性化しただけ、その合理化もなしくずしに行なわれたためであり、もう一つは六六年の景気刺激政策ムードがしだいに強化されたためである。とはいっても、もちろん、解雇を回避するだけの余裕がなかった鉄鋼・セメント・紙パルプ・化学・石炭などにおける大企業の一部や、とくに倒産の危機に瀕した中小企業においては、かなりの人員整理が行なわれた。しかし、臨時工などの整理を別とすれば、希望退職の募集という形をとるばあいが多かった（以上、部分的に、『国民の経済白書』六五年版、労働省『資料労働運動史』六五年版および後掲の資料による）。

2 産業別合理化の実態

〔装置産業〕

化学工業の一部を除くと、鉄鋼業をはじめ、セメント・石油、とくに紙パルプ工業において不況の影響が強烈にあらわれている。これらの工業では、減産やスクラップ・アンド・ビルドによる配転・雇用縮小が大幅に行なわれている。また設備投資を中心とした過当競争が従来激しかっただけに、その反動もするどくあらわれており、セメント工業では指名解雇が出るほどになっている。したがって企業間でもいわばスクラップ・アンド・ビルドが進み、産業再編成が激しく進んでいる。それがまた労働合理化の強化に一層拍車をかけており、とくに産業分野が縮小されつつある中小企業におけるそれは一段と激化している。しかもそれらとの関連でみのがしえないのは、経営者側による労働組合の組織と機能に対する大胆な攻撃が加えられつつあることである（以下、前掲資料と、総評合理化対策委員会「四〇年代の合理化と労働者階級の闘い——転型期経済下の反合理化闘争の課題——」六五年八月、総評争議対策局「各単産に現われた合理化攻撃とその対策」第二九回臨時大会資料六五年一〇月、「総評」号外合理化問題特集号六六年二月、「月刊総評」六六年二月号などによる）。

鉄鋼業

不況政策として、六五年七月から強力な監視員制度のもとに粗鋼一割減産が実施された。その直後、鋼材価格や株価が上昇し、減産の効果が発揮されたかにみえたが、それもふたたび頭打ちし、以後一進一退している。それは、景気上昇への転換がはかばかしく進まないという理由のほかに、輸出が伸びなやみ、アメリカ・ヨーロッパ諸国における設備投資が拡大しつつあるためである。粗鋼一割減産というのは、一見前期六二年七月～六三年四月の減産よりもゆるやかにみえるが、輸出は枠外だから、国内市場向けだけでも二五%にもおよんでいる。しかも今回は、高炉一〇社、平電炉六〇社の鉄鋼業の大部分が一律に減産を実施しており、減産に耐えない中小企業が含まれている。この点は、中小企業に対する「全量一括買いあげ」保護政策が行なわれた前期と顕著に異なっている。さらに設備調整の点でも、前回と異なっている。すなわち、今回は、新製鉄所の建設計画をはじめ、高炉・転炉・圧延各部門とも進行中のものもすべて一～二年延期する方針を決めたが、今回は、過剰化の明瞭な圧延部門の新設は二年間みあわせることにしたが、高炉設備は各社の「自主的判断」に任せることとし、実際に和歌山四号・水島一号・東海二号は六五年度内に着工し、堺二号・福山二号は六六年初に建設されることになった。以上によって、寡占企業のスクラップ・アンド・ビルドが急速に進められ、自己の独占的地位を決定的に強化しようとしている。

こうした不況と合理化の労働者に対する影響として、第一に、減産とスクラップ・アンド・ビルドによる労働者の配転・帰休・解雇をあげねばならない。(一)配転 すでに神戸鉄神戸工場の閉鎖と姫路西工場への集中、トピー工業の神奈川工場縮小と新鋭の豊橋

工場への集中、特殊鋼蒲田工場のスクラップ化計画などにおいてあきらかなように、旧式低能率工場や不採算部門の閉鎖または極端な稼働率の引き下げと新鋭高能率工場・部門への集中生産化によって大量の配転が行なわれている。かようにきわだったばかりでなく、平炉の封印をはじめ、各製鋼・圧延部門の休止または低操業化によって余剰人員が発生せしめられ、配転要員となっている。かれらは臨時の作業・過勤務の多い職場に応援に廻わされたり、一斉休日を実施せしめられたり、技能再教育も施されたりしている。(二)帰休 たとえば東海鋼業においては、減産による材料不足を理由に中形工場を一〇～十一月休止し、その間七〇%の賃金補償によって五七名の労働者が帰休させられている。(三)解雇 山陽特殊鋼の四〇〇名、中津鋼板の六五人におよぶ本工の解雇。多くのばあいそこまできなくても、従来依存度を高めていた臨時工・社外工の雇用を打ち切り、本工の余剰人員をそのあとに配転している。

つづいて第二に、粗産・操短による賃金の減収が問題となる。

(一)まず、生産スライド制の能率給が減額されざるをえないからである。そのため、完全生産スライド制のばあいは数千円も減少する、とみられている。(二)一斉休日制や完全週休制によって休日出勤を抑制し、品種や作業の関係で残業の多い職場に、前述のような配転が行なわれるために、残業が恒常的だったり、超過勤務が多かった職場では、当然、大幅な実収賃金の減少を描いている。(三)帰休制による賃金低下。

このほか第三に、前述の帰休制が解雇の「地ならし」になる可能性が強く、とくにそれが大手からホットコイルなどの素材供給を受ける単圧系列メーカーを中心に表面化しようとしていることにも注

意しなければならない。さらに、作業長制度による職制支配の強化、「新勤務体制」による労働時間の実質的延長、休憩時間の短縮、入浴時間の時間外扱い、時間内組合活動の締めだし、役職の非組合員化、企業意識の強化など、労働・生活全過程にわたる合理化が前年より以上にきびしく展開せしめられているのである。

化学工業

一時不況におちいつていた硫安工業は、六三年以降、輸出ブームの持続によりいまや好況産業となつていゝる。六四肥料年度は輸出が対前年比で八・三％増加した。これは、社会主義国・後進国の食料増産政策の展開など、世界的に需要が急増したためである。硫安工業はそれまで過剰設備をかかえ、内需は伸び悩み、輸出も競争激化で赤字輸出を余儀なくされていたが、輸出価格の急騰で赤字は解消した。このなかで、設備増強が活発化し、旧設備を廃棄し、グループ化も進んでいる。石油化学の六五年上期の生産額は、一五〇三億円に達し、前年同期比三七・八％も伸びており、とくにほかの化学製品に比してその増加率がいちじるしい。同じ化学工業のなかでも、需要の不振の影響を強く受けている工業もあり、たとえば合成樹脂や合繊原料などはその増加率が鈍化しており、設備投資も一部繰り延べられている。さらに塩化ビニール製品は在庫が急増し、市況が悪化しており、無配転落会社が続出し、ついに不況カルテル結成にまで追いつめられている。

かように、化学工業ではその産業別特質から好不況の業種間差が激しいが、それはこの産業にとくに多いスラップ・アンド・ビルドの时期的な展開の差によるとみてよい。その意味では、絶えず製造方法の変化、装置の大型化、装置系列の少数化、集中管理化が進み、それによる雇用量の通減、配転、時間管理の変化、監視労働化

とそれによる労働強化が進んでいるのである。

石油産業

販売・製造量ともに年間一二％以上の伸長率を示し、毎年一〇〇〇億円以上の設備投資を行ってきたこの産業でも、たとえば帝国石油の約一〇〇〇名の解雇、昭和石油では、新潟地震を契機に女子労働者の希望退職の募集、嘱託制度の停止などの合理化が行なわれつつある。日本石油・昭和石油の裏日本製油所においては、国産原油生産の減少にともなう、昭和石油関屋工場の閉鎖、日本石油柏崎製油所を新潟製油所の分工場化するなどの機構統合による配転が具体化しつつある。また昭和石油とシェール、エッソスタンダードとゼネラル物産などでは、油槽所の共同利用という合理化を行ない、強制的な配転が行なわれている。さらにコスト・ダウンのための下請化が顕著になり、油槽基地における出荷・輸送、ドラムの洗滌・補修・保全など、あらゆる部門で下請化が行なわれている。それだけでなく、東亜石油においては、本社・製油所両組合の統一を弱めるため、組合活動家が分散・排除されており、経営者側による労働組合組織への攻撃が活発化している。

石油の飛躍的な需要増大によって、六〇年に比してその販売量は六四年において二・四倍、原油処理量も二・二倍に増加している。しかし、これに比して人員の補充はほとんど行なわれていない。たとえば、昭和石油では六一年以降新規採用を行わず、定年退職・自然減少を含めて二六〇名——全従業員の約一〇％——が減少している。さらに東亜燃料では、職務分析・要員算定の合理化によって「人減らし」が行なわれている。また、エッソ・モービルではIBMを導入し、会計・マシン関係でも労働強化が進んでいる。こうした合理化の効果を石油連盟では六四年下期に「労働者数は前期にく

らべ、一・四％の減少となっており、労働生産性は約二一％も上昇した」と評価している。

さらに、共同石油は、通産省のバック・アップのもとで国内資本の結合という名目のもとに、日鉱・アジア・東亜三社の販売部門を吸収した。昭和石油でも、シェルグループの統合のためシェル石油との合併が時間の問題だとされている。こうしてこの産業分野でも、この不況期に業界再編成が進み、各企業レベルでは労働合理化が強行され、経営者による労働組合への攻撃さえ行なわれている。しかもそれに関連して看過しえないのは、“安定賃金”の導入によって労働組合側の賃金決定権が徐々に弱化せしめられようとしていることである。現に、六五年春闘において、モービル・シェル・東亜・亀井アジアなど、全石油六単組において安定賃金が問題となり、三菱石油・日本精蠟では“新給与体系”が提案され、日本石油では職群別定額が導入され、職務給への移行が準備されているのである。

セメント産業

ここでも過剰投資・過剰生産が顕著になっており、大幅な労働合理化が行なわれている。しかもこの分野では解雇問題が深刻化している。第二部Vで記すとおり、小野田セメントでは指名解雇をめぐる労働争議が発生しているのをはじめ、豊国セメントでは六三年から希望退職・帰休制をめぐる労使間交渉が行なわれており、六四年、経営者が特別加金づきの希望退職を提案し、ついに組合側も条件闘争に移行し、一三四名の退職に応じた。大阪セメントでも、三工場のうち、老朽化した大阪工場（従業員四九〇名）を縮小するため、経営者側が一〇〇名の希望退職を募集し、組合側と団体交渉の結果、八月、大阪工場七二名ほか計

七七名の希望退職（定年に近いもの二三名、自発退職二五名、退職勧告を受けたもの二五名）が行なわれた。かような解雇が行なわれないまでも、各企業とも、新規採用の中止、定年退職者の不補充、スクラップ・アンド・ビルドによる新規機械の導入とそれによる定員削減、配転によるそれ、労働密度の強化、安全対策のサボタージュ、福利厚生費の削減などが行なわれている。

さらにセメント製造部門の合理化は販売部門である生コン部門にも現われており、小野田レミコンでは親会社がレミコンの営業部門を支配し、直接的な管理を強化して事実上下請化しようとする方向にある。そのうえ、地区別独立採算制によって労働組合の分断をはかり、人員削減問題にも発展しようとしている。住友セメントでは、生コン部門を切り離し、東京・大阪・名古屋を別会社にし、労働条件の切り下げを行なおうとし、一部ではそれが実現している。原料部門でも石灰石部門は、その大部分が下請けであり、もともと劣悪な労働条件であったが、原料費の値上がり部分を労働者の賃金にしわよせし、コストを引き下げようとしている。石膏部門では、化学石膏、輸入石膏による圧迫も加わっているため、山陰松代鉦山は閉山し、全従業員が解雇されようとしている。

このほか、セメント工業界では、小野田・日本セメントにかわって、三井・三菱・住友系企業が優位を占めるという、寡占間構成も変化しつつあり、それに対応して寡占企業による中小企業の吸収・合併が行なわれつつある。たとえば、住友セメントによる野沢・東亜セメントの吸収・合併もその一例であり、合併される中小企業の労働組合が自己の完全雇用と労働条件の維持を要求し、その結果、複雑な労使紛争が展開している。

紙パルプ工業

これまでの設備投資競争によって各企業とも深刻な過剰生産におちいつている。その対策としてスクラップ・アンド・ビルドが強行されており、一面で極度の操業短縮を実施しながら、他面で集中投資・集中生産による新工場の建設・増設とともに、完全操業・連続操業が実施されている。したがって労働合理化としては、大幅の配転・人員整理・定員削減による標準作業量の増加、さらに労働組合活動の制限など、多様な形態がみられる。それを具体的にみると、以下のとおりである。

(一) 前述のような操短の結果、一時帰休が実施されている。しかも、休日出勤・残業規制が強化されている反面で、年次有給休暇の消化が規制されており、操短をカバーする操短以外のスピード・アップなどによって、労働密度が急激に高められている。したがって労働者は、これだけでも労働強化と賃金減収とに苦しめられている。(二) 旧施設・不良採算部門のスクラップ化と新鋭工場・部門の集中生産体制下で、新採用は行なわれず、間引き配転によって、所要要員をまかなっている。配転者に対する技術教育も、賃金減収に対する保障も十分ではない。とくに中高年齢の配転者には、昇進はもちろん、将来の雇用の保障もなく、かれらはきわめて不安のうちに配転させられている。(三) 福利厚生施設の削減、社宅料などの引上げ、持家制度の導入など、労務費コストの切り下げ、労働条件の引き下げが行なわれている。(四) 職制機構が強化され、職場規律が厳格化し、さらに組合機関が職制クラスによって占められる傾向さえみられると同時に、組合活動家をねらい打ちにした懲戒処分・不当解雇がめだってきている。それに対応して、労働時間内組合活動の制限・役員選挙に対する不当な干渉が顕著になってきてお

り、組織の分裂工作あるいは丸抱え政策の強化、組合の弱体化、組合員の権利侵害を強めつつある。

このほか、十条製紙・大昭和製紙・山陽製紙などにあきらかなように最終加工部門へも進出してきており、中小企業の系列化あるいは倒産を増加せしめている。さらに、日本加工製紙・高萩パルプ・第一プラスチックの合併、三菱製紙と白河パルプの合併、十条製紙・千住製紙・関西紙業の系列化など、業界の再編成も進められている。それにともなつて、たとえば日本加工製紙において五〇〇名もの解雇が行なわれた。かりに中小企業や下請企業において雇用が確保されていたとしても、労働力不足による労働強化、既得権の剝奪、労働条件の切下げなどの合理化を避けられない状況にある。とくに下請けのばあいは、単価の据置き、切下げ、仕事量の削減、さらにいつ一方的な契約解除によって発注が打ち切られるか知れないのである。そのほかにも、工場を閉鎖した第一製紙が、四国から低賃金労働者を移入し、すでに操業を再開しており、同様に土佐紙の再開工作も進んでいる。こうして既雇用の労働者を排除して、より劣悪な労働条件で再開する、というようなことが、この不況下なればこそ行なわれているのである。そのうえ、かような合理化の結果として、労働災害や職業病が頻発していることも看過できない。

〔機械工業〕

電機工業をはじめ——もちろんここでも業種によって決して一様ではないが——、不況の影響は明瞭である。比較的労働集約的な産業分野では、前述のようにとくに労働時間管理や定員算定が厳密化されたので、雇用調整・労働合理化もいっそう激化している。さらにそれは、電機・自動車・造船機械工業

などいずれの分野でも、その系列産業の合理化に強い影響をあたえている。そのことは、中小造船業などでも顕著だが、とくに第二部Vでもみるとおり、たとえば中小企業が中核を占める全国金属関係では、倒産とそれをめぐる激しい労働争議をもまき起こしている（前掲資料による）。

電機工業

この産業は、従来、市場占拠率拡大のために激しい企業間競争を展開し、金融費用の増大、在庫による圧迫、乱売による値崩れなどによって、多かれ少なかれ——後述のように企業・工場間の差違があるが——深刻な不況におちいった典型的なタイプに属する。六五年九月決算では、通信機器の一部をのぞき、多数の企業が「減収減益」となり、多額の赤字を計上する企業さえ現われた。各社とも「自主的に」生産調整に入り、他産業にさきがけて帰休・配転を強行した。とくに標準誘導電動機・水車発電機・卓上扇風機・テレビ冷蔵庫・積算電力計などの減産が顕著であり、学卒者の採用、とくに六六年のそれを大幅に減少させた。以下、業種別動向を概観しておこう。

（一）重電機は、すでに六二年以降それまでの受注残の食いつぶしをつづけざるをえなくなっている。景気刺激策である電力業からの繰上げ発注は大手メーカーをある程度潤したが、納期の長い機種だけにその効果は容易に現われない。さらに鉄鋼業における設備投資の拡大見通しも明瞭ではなく、輸出の延払い条件も悪化している。（二）家庭電器は、無計画な市場占拠率拡大競争が行なわれた分野であり、在庫の圧迫も大きかったが、企業によっては早くから在庫調整を行っており、またアメリカむけのカラー・テレビ輸出が拡大しつつあり、冷蔵庫などの生産も伸び始めている。したがっ

て企業間格差を拡大させながら、上向傾向をたどっているわけである。（三）通信機では、受注・生産とも好調に伸びている。それは、公社むけ交換機の増産がつづいており、交換機・電話機・トランシーバーの輸出も伸びているからである。だが、国内民需の方はきわめて不振であり、また公社発注価格の低下、新機種への転換などの変化のために、それへの適応が遅れた企業の成績は悪化しつつある。（四）電子工業には、不況の影響はほとんど認められない。国内需要がますます増大しているだけでなく、輸出も増加している。電子部品のばあいは、前述の通信機用は別として、民生用は深刻な不況に見舞われている。しかも、民生用では中小企業が多く、輸出が伸びている企業は別として、過当競争におちいり、倒産さえしている。

かように不況のあらわれは決して一様ではないが、それに対する労働合理化としてつぎの事実を指摘しておかなければならない。

（一）労働時間短縮の反面で、時間管理が強化され、タイム・レコーダーが門から職場に持ち込まれ、準備時間が廃止された。（二）コンベアがスピードアップされ、標準作業量が引き上げられ、さらにコンベア各ラインの交替要員が認められないことになった。（三）景気上昇が決定的になるまで新採用を手控え（そのために、たとえば日立、東芝とも五〇〇〇名もの自然減少を予定している）、それにかわってパートタイマー・社外工の雇用を拡大させている。単純作業に家庭主婦のパートタイマーをあてたり、梱包・運搬などのために社外工を雇用したりしているのがそれであり、なかにはかれらをコンベア・ラインにさえ配置している事例もある。（四）帰休制度は、六五年六月ころから賃金保障七〇—八〇％で始められたが、

その期間を二、三の企業についてみるとつぎのとおりである。「三菱電機」六六年三月まで、郡山工場四日、大船工場一五日、静岡工場三三日、伊丹工場三八日、京都工場四一日、福山工場九日。「東芝」大阪工場は冷蔵庫の増産で一月から廃止したが、他工場は従来どおり、六六年三月まで、第二、四土曜日全休。「日立」横浜工場はカラー・テレビの輸出増加で行なわれなかったが、日立工場月一回のほか、約二〇〇〇の部分帰休、習志野工場一あるいは二回、栃木工場二回、そのほか、勝田・茂原工場は六五年末から廃止した。さらに、安川電機・明電舎などにおいても月二日程度の帰休が行なわれている。

造船業

わが国の造船進水量は六四年における世界全体の四〇％を占め、さらにそれをますます拡大させつつある。こうした日本造船業の進出を推進したのは、直接的には、短納期・低船価であった。そしてそれを可能にしたのが、溶接ブロック建造方式を中心とした技術革新とそれによる流れ作業化にもとづく生産・労務管理の合理化——とくに設備・投資・工程・作業管理の合理化、スピードアップ、賃金抑制など——の結果にほかならない。そのために、寡占企業間の巨大ドックを中心とした設備投資競争が行なわれ、それによって企業間格差が拡大した。それは、寡占間合併と寡占大企業による中小企業の系列支配を結果した。たとえば、六〇年の石川島重工と播磨造船の合併と名古屋造船の吸収、六三年の日立造船による舞鶴の吸収、浦賀重工と玉島ディーゼルの合併、六四年の三菱三重工の合併などがそれである。こうした寡占体制の反面で、中小造船はそうした寡占企業によって系列化されるか、それ自体縮小するか、倒産するか、という深刻な岐路に立たされたのである。

る。たとえば、六三年の九州造船の工場閉鎖による従業員二五〇名全員の解雇、六四年の小柳造船の倒産、同年の四国ドックにおける従業員五三〇名中一五〇人の人員削減、六五年の横浜造船の人員削減などがそれである。

寡占企業内部においては、(一)新工場の設立あるいは合併にともなう大規模な配転、(二)職場の拡大あるいは縮小廃止による職種転換・配転、(三)要員削減による多能工化、(四)下請・社外工の整理、(五)労働時間管理の厳密化、既存労働慣行の一方的変更、(六)職制による職場活動・組合運動への介入、分裂工作、企業連の育成など、多面的な合理化が推し進められている。とくに三菱重工などでは、その合併効果を最大限に発揮するために、各工場において、(一)職制の簡素化・役職者の再配置、(二)直接・間接比の変更、とくに保安要員の縮小、(三)職場規律の確立、(四)二交替制による機械設備の稼働率向上など、一四項目にものぼる合理化が行なわれつつある。

さらに立ち入って、「三菱重工の合理化案」を具体的にみると、つぎのとおりである。すなわち、半期一〇〇億円の利益を挙げるために、固定・変動費それぞれ三〇億円、計六〇億円の節減を強行する方法として、(一)九部・八一課・二八四係を削減して、一三四部・七二五課・二二一七係とする。(二)六六年一〇月以降約半年間に、直間比を四六・三対五三・七とするための人員再配置を行なう。販売力の強化のために二六五〇人を関連会社へ出向させる。

(三)病院経営の改革、福利厚生の合理化。(四)稼働率の悪い、効率の悪い設備を逐次処分する。実施中の設備計画を極力節減する。(五)材料費の節減、能率の向上、部門費の節減、材料・仕掛

費の減少など、肌目こまかな原価低減運動によってさきの六〇億円の半分の減少させる。(六) コスト低減のため、機種を統合し、鑄鍛工場の合理化を進める。

かようなマスタープランに対応する「長崎造船所合理化案」はつぎのとおりである。(一) 一三〇七名の配転 造船間接工から直接工へ一三〇人、造機間接工から直接工へ一〇五人、機械検査から造船直接工へ三〇人、第二工作から造船直接工へ一〇〇人、厚生課食料係から直接・間接・下請へ四一人、運輸課から直接工・業者へ七三人、保安課から所内外へ五九人、IBMオペレーターから所内外へ一〇人、IBMキーパンチャーから所内配転二九人、職員・間接工から関連会社・下請へ四九〇人。さらに、定年退職者・自然減耗による減少は一切補充せず、新規採用も半減する。(二) 部・課の統廃合 原動機部、同管理部を廃止する。第三工作部を廃止し、第一工作部に吸収する。一般機械設計を特殊機械部へ吸収する。ボイラー・タービン両部を統合し、原動機設計部と改称する。以上で六部減少、また勤労課一〇課を二課にするなどで一九課減少、それともなつて三二係統廃合となる。このなかには、工場・寮・病院の給食をはじめ、福利厚生施設と運輸部門の全面的下請化も含まれている。(三) 残業は直接工で五月実績一六・一七%減少させ、検査部門では三〇%減少させる。時間厳守、作業能率の向上によって年初計画よりも工数を低減させる。

〔軽工業〕

ここでは、大企業における合理化とそれが中小企業にも強い影響をおよぼしている出版・印刷業と、華かな成長産業だった合繊が深刻な不況におちいつている繊維工業を取り上げ

たが、このほかにもたとえば食品工業では——乳業をはじめ、菓子・水産・砂糖・ビールなどにおいて——過剰投資を調整するためスクラップ・アンド・ビルドが大幅に行なわれており、大規模な配転と女子労働者を中心とした「なしくずしの解雇」が行なわれている。それによる定員の減少、労働時間の実質的延長、労働密度の増加の結果、労働災害・職業病が増加している。しかもこの分野における中小企業の経営悪化・倒産、それによる労働問題の激化も看過しえない(前掲資料による)。

出版・印刷業

不況の深刻化によって、出版物の売れゆきも悪化売上げを確保しようとしているが、その反面、ますます購読者の需要を減退させた。巨大出版・小売企業が、マンモスビルや貸ビルなどの多角経営に乗り出さざるをえなかったのは、そのためである。また出版取次企業の合理化は、出版社から小売書店にまで影響をあたえ、販売促進はいうまでもなく、販売独占などの強行策がとられている。印刷業に対しては、再版物の減少、紙型を引き上げて、それを安い料金で印刷する業者に発注するなどの政策がとられている。また中小新聞印刷業界でも、発注を引き上げられているので営業不振におちいつており、業界新聞も広告料の現金化が遅れ、経営悪化が進んでいる。そのため、新聞印刷企業は競って製版・鉛版・印刷部門の合理化を急ぎ、人員削減、組版能力の向上、職制機構の強化などによってその「しわよせ」を労働者に負わせようとしている。

とくに印刷業界では、大企業の市場占拠率が拡大している。それは、この数年間における二〇〇億円以上の設備投資によって支えられている。しかもそれに対応して、労働者に対する二・三交替勤

務、生産性向上の強化が進められている。巨大印刷企業における合理化は一般的に展開されているが、とくに特殊印刷関係に重点が置かれている。それによって、大企業が中小企業分野へも進出しつつある。他方、「中小企業近代化促進法」によって中小企業の近代化が進められているが、それは中小企業を整理・統合し、さらに大企業の下請系列化を進めている。中小印刷企業のなかには、労働力不足、受注量の減少、受注条件の悪化を、機械の自動化、能率化によって処理しようというものもあり、とくにそういう企業で、二・三交替制の拡大残業減少、賃金低下、労働強化が進められている。それにもなつて人員整理、配転が強行されており、不当弾圧処分さえ大量に出ている。

繊維工業

すでに何回にもわたつてスクラップ・アンド・ビルドによって合理化が強化されてきたが、六四年一〇月の「繊維新法」が実施されてからも、とくに新紡・新々紡一八社がそれぞれ工場を閉鎖したり、倒産したりしている。それにもなつて大幅の配転が進められている。たとえば、「東洋紡績」は染色加工中心の東京工場を閉鎖し、ダマスク生産の天竜三俣工場を遠州レーズ工場へ移し、また「富士紡績」が、愛媛県壬生川工場では収益性の高い改質スフ（ポリノジック）と蛋白混合スフ（ツインセル）の生産を主力にし、それによってコストを一〇％低減することとし、三島工場は綿紡から長繊維紡に転換した。機械設備の自動・連続化も進められており、生産性向上のための労働強化が激化している。

「鐘紡・呉羽紡・東洋紡・日紡」は合繊業界に進出したが、そこでは寡占競争の激化によって、とくに、これまで「ドル箱」だったナイロン糸とポリエステル綿の過剰生産化から深刻な不況に見舞

われている。とくに合繊各社のなかでもっとも高収益をあげていた「東洋レーヨン」が不況対策としてきびしい合理化を実施せざるをえなくなっている。その結果、ナイロン、テトロンの二〇％減産を行ない、それによる余剰作業員が二八〇〇人にもおよび、全従業員の一〇％にも達している。そのうち、一四〇〇人を臨時工の整理と下請けへの発注中止で処理し、残りを退職と、関連企業への出向によって処理しなければならない、といわれている。そのうえ、新規学卒採用予定者を一一〇〇人も自宅待機させている。初任給を切り下げ、定期昇給をさへストップしなければならなくなっており、同様の事態は帝人や日本レイヨンにおいてもみられるのである。

鉱業—石炭鉱業

ここでは、第二次調査団答申前後から第三次のそれには、ここにいたる石炭鉱業の合理化を概観するが、このほかにも金属鉱業におけるスクラップ・アンド・ビルドを中心とした合理化が進められており、それについては第二部Ⅴであきらかにするとおりである。

五八年末からはじまった炭鉱合理化の特徴は、出炭規模の縮小とそれ以上の労働者の解雇、したがって残存労働者一人あたりの出炭量を増大せしめたことにある。五八年末から六四年九月末まで、閉山と解雇によって炭鉱は七〇八から二三〇に減少し、在籍労働者は二九万人から一十一万人にした。残った労働者の出炭能率は（一人一ヵ月あたり）一五・三トンから三八・八トンにまで向上せしめられた。さらに六五年三月、第二次調査団答申後は、閉山規模を第一次調査時の一二五〇トンから一七五〇万トンに増加した。そしてこうした能率向上・コストダウンのために、標準作業量の増加、二四時間連

統採炭システムの採用、二時間の常時残業、時間外割増率の引下げ、公休出勤、休憩時間の買上げ・返上、作業範囲の拡大、在切羽時間の延長、そのための人車のスピード・アップ、福利厚生費削減が行なわれている。

さらに問題なのは、炭労のいわゆる「殺人的合理化」の強行は、炭鉱への将来に見切りをつけた労働者の離山が「計画」以上に進み、そのために、六七年度において必要とされる一二万人の労働者数をさえしたまわることになり、保安確保に必要な人員配置が困難となった。その結果、ついに三池をはじめ、夕張・伊王島・山野炭鉱に大爆発事故が発生したのであった。しかも労働力の流出は、とくに若年・技能労働者に多く、そのために高齢化が進み、それと人員不足によって閉山のやむなきにいたった「ビルド鉱」さえあらわれた。そのうえ、先進資本主義では第一、二位を占めている炭鉱労働者の賃金が、日本では坑内夫第一五位、坑外夫最下位となっている。とくに坑外夫の賃金は、失対賃金以下でしかないとさえ報告されている。しかも、大手炭鉱のスクラップと中小炭鉱の閉山が第二会社の租鉱権炭鉱として再生しているばあいには、従来の六〇～七〇%の低賃金で、解雇された労働者の一部や周辺の失業者が雇用されている、といわれている。このほか、労働時間は大手炭鉱さえ前述のように一〇時間が常態化しており、中小炭鉱では労働基準法を無視した苦汗労働が復活しており、九六炭鉱、二四〇事業所の八六%のものに労基法違反が認められている。

以上のような状態は、つぎのような内容の「第三次石炭答申」によってさらに悪化されようとしている。すなわち、(一)一九七五年まで炭鉱労働者をさらに四万一七七〇人整理し、六万七五四〇人

とする。(二)出炭能率は、六五年実績三七・五トンを超えに一・八三倍引き上げ、六八・七トンとする。(三)出炭ペースは、現在五〇〇〇万トン程度であるが、基本計画どおり五五〇〇万トンを維持する。(四)労働者のストライキ権の制限さえ提案されている。(五)賃上げは七%、管理炭鉱(日炭高松ほか三社)は三%に抑圧することになっており、もし労働者が離山し過ぎて、合理化遂行が困難になったばあいは、韓国から、安い若い豊富な労働者を導入する、ということになっている。

〔公益産業〕

概してこの産業分野では、不況による市場縮小そのものの反映はあまり顕著でない。国鉄は、拡張にともなう合理化のための第三次長期計画がはじまったばかりである。私鉄産業においても同様であり、不況合理化は地方中小私鉄において問題になっている。ただし、運輸関係では、港湾産業では従来いじりしく合理化が遅れており、そこに労働市場の緊張関係が作用し、そのために海運集約化とともに顕著な合理化が強行されつつある。市場拡大を前提とした技術革新とそれによる合理化については、電力業・電気通信業、通信事業、NHKにおいて顕著であり、このなかには技術革新が進行中であり、合理化問題として把握されていない分野さえある。これに対して、新聞民間放送業においては、映画産業におけるほどではないが、不況合理化が明瞭に強行されている。地方財政の悪化などによる合理化としては、地方自治体、公立教育事業における合理化も看過できない。

国鉄

現在、六五年度を初年度とする第三次長期合理化計画が実施されている。これに投下される資金は実に四兆円に達

し、このうちの約半分は三度におよぶ運賃値上げの増収分を注ぎ込んでいる。あとの約半分は、借入金と鉄道債券の発行で充当してきているため、年々の利子支払い、償還期限にきた借入金返還が増加し、それが六五年度予算によれば一〇〇〇億円を超える大きな負担となり、強く経営を圧迫している。それが、運賃値上げという大衆収奪と国鉄労働への合理化の強化となっているのである。

すでに国鉄は、小口貨物輸送の合理化を実施し、さらに部内車両工場の合理化など、大幅な雇用削減方を打ち出している。この長期計画遂行の過程で約一二万人の増員が必要であり、このうち八万人は合理化の強化によって生み出すように計画されている。あと四万人分の業務は労働強化によって処理されようとしている。したがって、(一)電化・ディーゼル化などに代表される動力の近代化、(二)電話・通信などの自動化に代表される無人化、(三)電気・施設などの新保守体制にみられる規程・作業方式の改変、(四)かつての志免炭鉱や被服工場のような職場の払下げ、統廃合と客貨車清掃業務の民間委託化、小口貨物合理化などにみられる業務の切捨てなどの合理化が行なわれつつある。

港湾産業

港湾の合理化は、六一年の高度成長政策・貿易自由化以後、急速に進められてきた。船舶の大型化・専用化による新埠頭づくり、荷役の機械化が大がかりに進められてきた。また、新産業都市計画・臨海工業地帯の開発による苫小牧・千葉・名古屋・水島などのような新しい港づくりが進められてきた。こうしたなかで、六五年一〇月、港湾審議会が「港湾管理者の財政基盤の強化および港湾施設の効率的使用の確保のための緊急に実施すべき方策に関する答申」を行なった。この答申は、運輸省の「新港湾

整備五カ年計画」とあわせて港湾施設の増強をはかり、港の管理運営についても独占私有化のねらいをもったものであった。港湾中央共闘会議はこのことを重視し、この答申の方向に反対する立場から、これらの港の合理化の方向とねらいを明瞭とするために、六四年、「合理化対策委員会」を設置した。

(一)運輸省は、六一―六五年の「港湾整備五カ年計画」を作成したが、その内容は、高度成長の結果、六五年の港湾取扱貨物量は六億二〇〇〇トンに達すると推計し、そのために二五〇〇億円を投じて港湾の整備を拡大するというものであった。

(二)六二年八月、港湾労働等対策審議会が発足した。この発足は、全港湾が永年要求してきた「港湾労働法」制定闘争の突き上げによるものである。さらにこのほかにも、六一年秋から六一、二年にかけての船ごみで労働力が不足し、港が麻痺状態におちいるという矛盾も、さきの発足を促した。その審議会の六四年三月の答申は、第一に港湾労働について、第二に港湾運送事業について、第三に港湾の管理運営の改善について述べている。しかしそれは、労働組合側の要求と相当かけ離れたものであった。

(三)六三年、海運二法案が国会を通過した。それは、海運業の集約化をねらいとするものであった。この海運集約化は、経済協力開発機構への加盟にともなう用船の自由化、シップ・アメリカン政策の強化などの激しい国際競争に対処しようとするものであった。当時、港湾共闘は、この集約化の港湾に及ぼす影響を分析した。それによって本船の大型化、コンテナ専用船などの本船の規格化、これにともなう深海バースの建造、上屋の増強、作業方法の変化などが要求され、港の構造、管理・運営・港湾労働のあり方に大きな

変化をもたらすであろう、と想定した。

(四) 六五年五月、「港湾労働法」が制定された。それは、労働組合側の要求とはかけ離れたものであるが、労働組合としては無権利状態におかれている港湾労働者の実態を考え、今後の闘争に利用できる積極面をもっている点を評価し、同法の民主的運営と改善そして組織労働者の組織化に全力をつくす方向で闘争を進めている。六六年に入り、四月までに港湾労働者の登録を終了し、登録労働者の優先紹介が行なわれるようになり、七月からは雇用調整手当の支給など、法の完全施行を目標としての準備が進められている。

(五) 六五年度から、港湾運送業、普通倉庫業、貨物自動車運送業、通運業が「中小企業近代化促進法」の指定業種に入れられた。さらに六五年一〇月、前述の港湾審議会答申が行なわれた。この答申は、港湾の財政などの管理・運営の改善に関する方策のうち、緊急に実施しなければならないと認められる事項についてその方向を打ち出したものである。したがって、港湾管理の主体、広域行政の要請に対応した広域港湾の基本的な管理・運営の改善策については、ひきつづき調査・審議することになっている。さらに、「港湾公団方式」や「埠頭運送法」などの合理化政策については、つぎの段階で問題になるうとしている。

地方自治体

地方財政の悪化にともない、自治体労働者に対する合理化はいっそう強まっている。それは具体的に、人員削減・賃上げ抑制・各種施設の下請民営委託などのさまざまな形態をとっている。定年制案の問題点は、(一) 地方公務員法に地方公共団体が条例で定年制を定めるよう根拠規定を設ける。

(二) 定年年齢の下限を五五歳とする。(三) 定年年齢を職種別に

定めることもある。

このように、定年制は地方財政の悪化の解消、そのための人員削減と結びついている。しかし、地方財政の悪化の最大の原因は、政府の高度経済成長政策にともなう独占資本への奉仕、新産業都市に象徴される産業基盤への過剰投資、それに加えて公共事業の補填、産業誘致のための先行投資などによる結果である。それにもかかわらず、財政悪化と人件費がとくに問題にされるのは、人員削減による合理化政策が打ち出されているからにほかならない。しかもこうした問題の立てかたは、公共投資の犠牲になった住民に対して、自治体に対する不満なり要求なりを自治体労働者に向けさせようという狙いをもったものにほかならない。

かような合理化の嵐は、職場のすみずみまで吹き荒れており、とくに婦人・現業職場においてきびしくなっている。三〇歳以上の、主たる生計維持者ではない、勤続一〇年以上の、あるいは結婚・出産の二カ月以内の婦人職員という、具体的内容を含んだ退職勧奨が行なわれており、片手に退職優遇措置と片手に首切りという、アメとムチの政策がとられている。

また他方において、現業各職場（清掃・学校・病院）において、その業務を下請・民営化に移行する動きがあり、すでに実施されているところもある。これら住民サービスの直接的窓口である現業部門への合理化は、さきに自治省が出した「地方財政における給与問題」のなかにその本質が明確に示されている。こうした運営委託あるいは間接運営方式の採用がもっとも顕著なのは清掃事業であるが、国会の論議においても、清掃事業は自治体の直営化が原則であることは確認されている。この原則を踏みにじってまで下請・民営

化しようとすることは、地方自治体本来の任務を放棄することになり、住民サービスを低下させることになる。また、下請・民営化することによって、手数料・使用料の値上げを描き、住民負担の増大ともなるのである。

公立小中学・高校教育

六四年度から児童生徒数は急激に減少しはじめ、六八年までには三六六万人にもおよぶという実態のなかで、六六年度は児童生徒数は前年度に比して、小学校では二〇・八万人、中学校では三九・一万人の減少が明らかになっている。これに対して文部省は、来年度の概算要求のなかで、児童生徒の減少にともなう教員の減少は三五五一人にも達するにもかかわらず、増員計画は、特殊学級担当教員や事務職員、保護職員にとどまり、一般の教員は前記の特殊学級担当教員や僻地教育の特別措置を含めて一〇〇〇名ちかい減少となっている。また高校においても、中学校卒業生の減少とあいまって、高校進学率が前年度より二%伸びたとしても、約一二万人（二五〇〇学級相当数）の減少となり、約三〇〇〇名の教師が過剰となる計算である。

“すしづめ教室”、“中学浪人”、“高校全入”という言葉をつくり出した原因は一つも解決していない。児童生徒が減少するこの時こそ、一学級の生徒数をへらし（六六年度は一学級四七名）、効率ある教育条件を整備するのが、文部省の任務であるにもかかわらず、従来の実員実額方式（都道府県が教職員の給料、その他の給与として支払った実額の五〇%を国が持つ）から、定員実額方式（定数標準法に定められた標準による定員に対して支払われた給与実支出額に限定し、その五〇%を国が持つ）に変え、教育の地方自治をおびやかす、高校においては一〇%増加の“すしづめ”を認めている。

定数標準法・限度政令のなかで、各県の教育委員会は定員整理に躍起になり、その鋒先を高齡教師に向けている。二〇数県では勧奨年齢の男女差別が公然と行なわれ、極端なところでは四五歳からはじまっている。しかも教育委員会―校長―一般教師という管理体制が強化されつつあるなかで、組織的なたたかいがなかなか組めず、教師がもつ弱点を露呈する面がある。さらに高齡者に退職を強要する理由として人件費の節約が挙げられ、高齡者一人分で若い人を三人も雇えるという考えに立っている。だが、実際には高齡者を退職させた割には若い教師がえられず、教育委員会の目算がはずれて、新学期早々、今度は逆に定員不足を招来したことも相当ある。その補充にいったん退職させた教師を給料の安い講師として再任用したり、短大卒業生を臨時免許状で助教諭に任用したり、県によっては先生探しのキャラバン隊を東北や九州に派遣し、なかには沖縄から採用する事例もあらわれてきている。

また教師は教育の特殊性から無定量の勤務条件に置かれやすく、法令上は一週四四時間だが、実働は六〇時間前後になっているにもかかわらず、超勤制度はなく、年二〇日間の有給休暇もほとんどれず、まして女子教員の生理休暇は皆無に等しい、という労働条件に置かれている。そのうえ、本務でない日宿直をおしつけられ、時としては生命の危険に脅かされながら、学校の管理にあたっている。とくに勤務評定実施後、管理体制は強化され、組合活動が圧迫され、組合員であるというだけによって差別人事が平然と行なわれるほどになっている。

3 労働災害と職業病

1 概況

前章でみた労働合理化が、労働安全管理の強化と同時に行なわれないかぎり、労働災害の発生を増加させ、それに起因する職業病をも増加せしめることはいうまでもない。六五年における労働災害による死傷者は六九万五〇〇〇人を数えた。これは、労働省「労働者死傷月報」による休業一日以上の死傷者数であるが、第74表のとおり、前年に比して三万六〇〇〇人、約五%減少している。この減少は、六一年以降続いている。労働災害度数率でみても、前年の一三・四五から一二・三八に低下しており、五八―五九年に二〇を割った段階にくらべて四〇%も減少している。かような減少・低下傾向の最大の原因は、つぎの点に求められる。つまり、災害防止も強化されたが、それ以上に従来災害発生率が高かった鉱業・林業への労働力配分が減少した、ということである。したがってそれは、産業全体の合理化・再編成の結果である。

しかもこうした傾向を立ち入って分析すると、なおいくつかの問

第74表 労働災害死傷者・度数率・強度率の推移

年次	死傷者合計	死亡者	負傷者	度数率	強度率
57	709,000 (100.0)	5,612 (100.0)	703,388 (100.0)	22.36	2.38
58	701,600 (99.0)	5,368 (95.6)	696,139 (99.0)	20.29	2.05
59	743,500 (104.9)	5,893 (105.0)	737,605 (105.0)	18.71	1.91
60	788,000 (111.1)	6,095 (108.6)	781,905 (111.1)	17.43	1.83
61	814,000 (114.8)	6,712 (119.6)	807,288 (114.8)	17.40	1.73
62	794,200 (112.0)	6,093 (108.6)	788,107 (112.1)	15.46	1.51
63	753,300 (106.3)	6,506 (115.9)	746,794 (106.2)	13.76	1.54
64	730,700 (103.1)	6,216 (109.2)	724,574 (103.0)	13.45	1.25
65	695,000 (98.0)	6,046 (108.7)	688,954 (98.0)	12.38	1.30

死傷者は、労働省「労働者死傷月報」年計による。ほかは、労働者100人以上の事業所を調査対象とする労働省「毎月労働災害統計調査」年平均による。災害率の算出方法はつぎのとおりである。

度数率＝実労働延時間100万時間あたりの労働災害件数

強度率＝実労働延時間1,000時間あたりの労働損失日数

題点がある。(一)度数率の低下傾向は、二〇・〇を割るころまで大幅に低下してきたのに対して、六三―六五年はそれが非常に小幅になってきている。不況期は、残業が減少し、未熟練・不習熟の新規採用が減少しているにもかかわらず、災害減少がこの程度にとどまったことに問題点の一つがある。(二)ともかく度数率は前年を下まわったのに反して、強度率は前年より〇・〇五うわまわっていることが重要である。つまり、災害件数は減少したにもかかわらず、一件あたりの損失日数は増加したことを意味する。ということは、つぎの(三)とも関係するが、一件あたりの災害規模・程度が大きくなったことを示す。労働省編「安全の指標」の推計によれば、経済的損失額は前年の二五九〇億円を四%もうわまわり、二七〇〇億円にも達している。(三)死傷者減少傾向のなかで、第74表のように負傷者は六一年の八十一万人から六五年の六十九万人まで減少しているのに反して、死亡者は六〇年に六〇〇〇人をうわまわってから、ほとんど減少していない。(四)ということは、災害原因と密接な関係がある。原因としては、作業の機械化にともなって、動力運転災害も増加傾向をたどっているが、死亡者を減少せしめないのはそれではなく、労働力の質的構成の低下による作業行動災害と、炭鉱ガス爆発や造船における接着剤引火爆発、電撃・電気火傷、高熱など、いわゆる「特殊危険災害」という防災体制がとりにくい原因によってである。とくに防災体制については、かような死亡者に下請け労働者が多い事実もみのがしえないところである。

前述のとおり、負傷者は減少しつつあるが、それと職業病との関連上、つぎの点がとくに問題になる。六五年は、化学製品によるガス中毒症の急増に特徴があり、「じん肺病」などの本来の職業病も

増加しているが、それと同時に注目すべきは、本来の職業病ではなく、むしろ作業環境作業方法の改善、労働安全管理の高度化によって防ぎうるような原因から職業病が増加している面がある、ということである。この点も、安全管理費さえ削減しようとしている前述の合理化を考慮せずには到底理解しえないであろう。

2 労働災害

産業別

第75表の災害率が示すとおり一般的傾向とは逆にひとり。鉱業の両指標とも他産業のそれを数倍もうわまわるほど高いうえに、その較差はますます拡大しつつあるのである。これはまさに産業合理化・再編成をきびしく迫られた石炭鉱業における労災動向を示しているにほかならない。すでに前述しおいたとおり、労働者一人あたりの出炭量が急増せしめられ、労働密度がいやがうえにも高められつつあるなかで、普通いわれている(一)地質条件の悪化、(二)採掘現場の深層化、そして(三)それ以上に保安管理がなおざりにされているからにほかならない。六五年二月、北炭夕張鉱業所における死者六一名を数えたガス爆発事故、四月、日鉄伊王島鉱業所における死者三〇名を出したガス爆発事故、六月、実に二七名を死亡せしめた山野鉱業のガス爆発事故など、いずれもが炭鉱合理化と保安条件悪化のなかで発生したのであった。ここでとくに三井鉱山の第二会社山野鉱業の事故について看過しえないのは、

第 75 表 産業別災害率の推移

産業・災害率		度 数 率				強 度 率			
		1958	1962	1964	1965	1958	1962	1964	1965
調 査 産 業 計		20.29	15.46	13.45	12.38	2.05	1.51	1.25	1.30
林 業 鋳 造 建 設 製 造	業	25.80	21.49	17.17	15.92	3.42	2.49	1.68	2.04
	業	80.98	99.71	100.48	104.14	7.17	7.42	7.41	11.92
	業	37.69	22.71	17.39	16.24	5.92	4.22	3.62	3.63
	業	11.11	8.69	8.26	7.34	0.92	0.72	0.75	0.68
	品	13.02	10.56	11.30	10.70	0.95	0.58	0.66	0.68
	品	29.54	25.75	23.13	21.44	1.97	1.56	2.68	0.81
	業	5.93	5.34	6.48	6.10	0.38	0.38	0.35	0.52
	学	8.27	6.41	6.20	5.31	0.85	0.69	0.57	0.61
	品	9.30	7.39	6.54	6.16	0.57	0.57	0.52	0.56
	鋼	15.09	10.39	9.56	8.25	1.86	1.43	1.61	1.29
	品	26.12	20.78	17.78	14.85	1.68	1.42	1.12	1.16
	械	18.05	13.70	12.31	10.70	1.01	0.77	0.78	0.60
	具	16.81	10.77	9.43	8.17	1.22	0.83	1.01	0.88
	業	14.56	13.13	13.01	12.14	1.49	1.41	1.31	1.10
運 輸 通 信 業		4.58	3.65	3.29	3.27	1.65	0.92	0.84	0.87
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		16.77	16.01	16.94	14.53	1.61	1.86	1.07	1.11

労働省「毎月労働災害統計調査」による。

従来は常用労働者三〇〇〇人、組夫六〇〇人だったが、常用労働者は二〇〇〇人ちかくも整理され、組夫は七〇〇〇人に増加していたこと、つまりそれだけ労働条件・労働力構成が低下していたこと、しかも、もともと法的には、たとえば新規開発の起業工事や終掘にともなう撤収作業や坑内雑作業や坑外付帯業務などの非経常的作業を請負っているはずの組夫が、死者の約半数を占めていたことである。

ついで災害率が高い建設業では、ダム建設などの減少、作業機械化などによって度数率はきわめて急激に低下した。それに反して強度は横ばいになっており、こうした点は林業においても同様であり、発生率は低下したが、災害規模・程度はむしろ拡大しているのである。同様の事実は、製造業における金属製品・化学・ゴム製品・出版印刷・食料品工業においてもみいだされる。このうち、金属製品・出版印刷・食料品など、中小企業が大部分を占め、従来から安全管理が不整備な分野にも注意しなければならないが、それ以上に六五年の特徴としては、化学工業などの装置産業の災害規模が拡大したことが重要である。たとえば、油脂火薬工場におけるニトログリコール中毒、有機溶材（ベンゾール・キシロールなど）による中毒、農薬工場におけるPCP中毒、クローム中毒（日本化学）、ステアリン酸鉛中毒（品川化工・東和理化など）、フタロニトリル中毒（日本触媒）などの発生がそれであり、そのために日本化薬では死亡四名、重症六〇名、日本油脂死亡一名、重症三八名、旭化成死亡四名、重症三〇名もの犠牲者を出している。いずれも合理化による新化学製品の使用などによる災害である。このほか、六四〜六五年にかけて、日本曹達高岡、日本化学亀戸、日本化薬福山、日本オレ

第 76 表 事業・事故種類別重大災害発生状況

死傷者・ 事故種類 年次・ 産業	A 死 傷 者 数	B 死 亡 者 数	事 故 の 種 別 件 数																	死傷者数A/C 事故一件あたりの死	死亡者数B/C 事故一件あたりの死		
			C 合 計	爆					破	土砂岩石崩壊	落	雪	倒	索道等によるもの クレーン・デリツク	自動車(含軌道) (含轢車)	火 災 ・ 火 炎	中 毒 ・ 薬 傷	電	海			そ の 他	
				小 計	発 破	煙 火	引 火 性 料 品	可 燃 性 ガ ス															その他・爆発
1962年 合 計	人 1,633	人 344	302	66	15	2	20	15	14	8	36	8	2	31	10	104	6	8	—	10	13	人 5.4	人 1.1
1963年 合 計	1,538	370	283	56	14	—	20	7	15	10	40	8	6	23	13	88	5	10	—	12	12	5.4	1.3
1964年 合 計	1,626	287	261	66	9	4	26	17	10	12	26	2	—	20	14	80	7	15	1	5	3	6.2	1.1
1965年 合 計	1,462	296	276	52	6	1	25	9	11	7	32	2	2	17	14	96	10	12	5	8	19	5.7	1.1
製 造 業	392	76	77	30	—	1	15	6	8	7	—	—	—	2	3	14	7	7	1	—	6	5.1	0.9
建 設 業	838	135	149	18	5	—	8	2	3	—	31	2	—	15	10	56	2	3	3	—	9	5.6	0.9
土石採取事業	7	1	2	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.5	0.5
運 輸 事 業	38	5	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	4.2	0.6
貨物取扱事業	15	3	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	3	3.0	0.5
林 業	21	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	7.0	1.0
漁 業	47	46	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	5.9	5.8
そ の 他	104	27	23	2	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	16	1	2	1	—	1	4.5	1.2

労働省「労働者死傷月報」による。

フィン化学川崎、三菱油化四日市、日本合成ゴム四日市、住友化学大江、日本酸素玉川、積水化学武蔵などにおいて、毎日のように爆発事故などが発生し、しかも注意しなければならないのは、多くのばあい社外・下請工がその犠牲となっていることである。

企業規模別
かように災害が大型化したことは、第76表の一時に三人以上の死傷者が出した「重大災害」の発生をみてもあきらかである。すなわち、事故一件あたり死傷者は六四一六五年には若干減少したが、趨勢としては増加傾向をたどっているの

第77表 従業員規模別労働災害度数率・強度率の推移

従業員規模		災害率	度 数 率			強 度 率		
			1958	1964	1965	1958	1964	1965
調査産業計	規 模 計		20.29	13.45	12.38	2.05	1.25	1.30
	1,000人～		21.33	12.10	11.62	2.27	1.17	1.52
	500～999人		18.99	12.45	10.87	1.92	1.20	1.11
	300～499人		20.91	14.38	13.28	2.00	1.27	1.14
	200～299人		19.07	15.15	13.74	1.86	1.28	1.22
	100～199人		19.86	15.70	14.15	1.88	1.51	1.19
製 造 業	規 模 計		11.11	8.26	7.34	0.92	0.75	0.68
	1,000人～		7.64	4.14	3.61	0.90	0.61	0.55
	500～999人		9.78	7.66	6.65	0.81	0.67	0.66
	300～499人		13.14	10.46	9.33	0.84	0.78	0.73
	200～299人		14.47	12.84	11.24	1.03	0.84	0.76
	100～199人		17.06	15.59	13.91	1.11	1.11	0.88

労働省「毎月労働災害統計調査」（付帯調査）による。第74表の注もみよ。

である。それは、第77表の従業員規模別災害率の推移と密接な関係にある。つまり、度数率は各規模とも六四～六五年におしなべて低下しているが、製造業において明瞭なとおり一〇〇〇人以上の低下が少なく、従業員の規模別較差は縮小しつつある。それは、たとえば「近代化」がもっとも進んだといわれる鉄鋼業の製鋼工場において災害がふえていることにもとづいている。同様の事実は強度率でもみられる。それどころか、調査産業全体の強度率は、一〇〇〇人以上においてのみ高くなっており、これはまさに炭鉱災害の大規模化を示しているのである。しかもそのばあい考慮しなければならないのは、鉄鋼業（たとえば一月の川崎製鉄千葉工場）、前述の化学工業でも同様だが、造船業に多い墜落事故、六六年一月の日立造船神奈川工場、二月の石川島播磨重工名古屋造船所における引火性爆発・火災などのように、社外・下請工の災害がきわめて多い、ということである。それは、社外・下請関係の複雑さ、労働力の不熟練化、とくにそれによる安全管理の不合理化の反映であるが、こういうばあい巨大企業の災害がそれだけ隠蔽されてしまう、ということである。

災害原因別

製造業だけについて労働災害の原因をあきらかにすると、扉のグラフに示したとおり、まず休業八日以上の上の負傷のばあいは、動力機械の機械的エネルギーにもとづく動力運転災害が三八％を占め、前年より多少低下しているが、増加傾向をたどっており、作業の機械化が安全管理の並行的高度化が進まぬまま展開されている事実を如実に示している。その点は死亡のばあいも同様である。つづいて負傷のばあい、動力によらない物的原因にもとづく作業行動原因が五五・五％を占め、前年を若干うわまわっているが、傾向としては減少している。これに反して、死亡のば

造業						電ガ水道 気ス道業 ・・業	商業・ 金融業	運輸・ 通信業	その 他業
繊維工業	製木工業 ・材製品	食工業 料品	紙印刷業 ・パ・業 ル印製	その 他業	計				
390 (2)	567 (3)	687 (3)	67 (0)	304 (2)	8,123 (41)	101 (1)	171 (1)	1,684 (8)	1,030 (5)
370 (2)	709 (4)	648 (3)	55 (0)	391 (2)	8,983 (45)	111 (1)	161 (1)	1,996 (10)	950 (5)
407 (2)	583 (3)	629 (3)	170 (1)	437 (2)	8,339 (44)	95 (1)	338 (2)	2,188 (11)	600 (3)
68	189	141	47	78	1,340	21	140	730	187
37	162	60	15	34	945	9	52	739	87
45	114	45	15	83	1,370	14	27	187	59
—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
—	—	1	—	—	1	—	—	1	5
188	80	342	70	198	3,528	35	94	417	194
—	—	4	—	—	196	1	—	2	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	1	1	—	—	18	—	—	—	1
—	—	—	—	—	11	—	—	3	3
—	—	—	4	—	43	—	—	—	—
—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
—	—	—	1	—	5	—	—	1	—
2	—	2	2	1	35	12	11	4	2
8	4	11	7	7	215	—	4	42	7
—	—	3	—	2	21	—	—	1	3
1	—	1	—	—	8	—	—	—	1
—	1	—	—	—	8	—	—	14	—
1	8	2	2	—	33	—	—	15	4
1	10	—	2	17	85	—	2	7	8
—	—	—	—	5	6	—	—	—	4
38	12	15	5	12	434	3	7	22	21
2	2	1	—	—	34	—	1	21	10

第 78 表 業務上疾病（職業病）の発生件数

産業 年次および疾病	合 計	農水 林・業	鉱 業	建 設 業	製			
					金工 属業	機具 械工 器業	化学 工業	窯業・ 土石工 業
1963年 合 計	19,857 (100)	980 (4)	3,350 (17)	4,418 (22)	2,563 (13)	2,052 (10)	918 (5)	575 (3)
1964年 合 計	20,030 (100)	1,092 (5)	2,337 (12)	4,396 (22)	3,129 (16)	2,100 (10)	1,032 (5)	549 (3)
1965年 合 計	19,108 (100)	848 (4)	2,653 (13)	4,048 (21)	2,464 (13)	2,245 (12)	876 (5)	528 (3)
1. 負傷に起因する疾病	4,396 (23)	335	286	1,357	258	377	89	93
2. 重激業務による運動 器の疾患	2,901 (15)	162	217	690	262	236	51	88
3. 高熱・ガス・光線な どによる眼の疾患	3,480 (18)	191	822	810	394	462	134	78
4. 有害放射線による疾 患	2 (0)	—	—	—	—	1	—	—
5. 日射病・熱射病	213 (1)	—	198	7	1	—	—	—
6. 熱傷・凍傷（第2度 以上）	5,236 (27)	39	104	825	1,378	738	433	101
7. じん肺症	517 (3)	—	293	24	46	25	2	119
9. 異常気圧下における 疾病	19 (0)	14	—	5	—	—	—	—
10. 製糸等の業務による 手指の蜂窩織炎・皮膚炎	21 (0)	2	—	—	—	—	—	—
12. 騒音による耳の疾病	29 (0)	10	3	9	6	5	—	—
14. 鉛中毒など	52 (0)	—	7	2	11	1	7	20
15. 水銀中毒など	66 (0)	—	62	—	1	1	—	—
17. クローム・ニッケル などによる潰瘍	8 (0)	—	—	—	1	—	3	—
24. 一酸化炭素中毒など	581 (3)	—	47	84	12	6	7	3
26. 酸・アルカリなどに よる腐蝕	342 (2)	1	215	39	38	31	104	5
27. ベンゼンなどによる 中毒など	32 (0)	—	21	7	1	6	9	—
28. アセトンなどによる 中毒など	8 (0)	—	7	—	1	3	2	—
29. 上記27,28以外の中 毒など	47 (0)	—	9	13	—	1	5	1
30. 油・タールなどによ る皮膚疾患	238 (1)	60	31	45	5	6	1	8
32. 上記14~31以外の中 毒の皮膚炎など	131 (0)	1	87	14	15	20	15	5
33. 病原体による伝染病	10 (0)	—	6	—	1	—	—	—
38. その他業務によるこ との明らかな疾病	685 (4)	32	437	90	23	315	7	7
上記以外の疾病計	504 (3)	1	1	29	10	11	7	—

労働省労働基準局労働衛生課調査資料による。

あいは、作業行動原因が三二・五%を占めるに過ぎないが、傾向としては増加しており、社外工・下請工など、危険作業に従事する不熟練工の死亡が増加しつつある事業を強く反映している。とくに死亡のばあい注目すべきことは前述の特殊危険災害が二〇%にも達していることであり、これが死亡原因の特徴となっており、しかもそれが前年より増加しているのである。

3 職業病

発生件数

六五年における職業病——労働基準法施行規則第三五条による「業務上の疾病」——の発生件数は、第78表のとおり一万九一〇八件を数えた。六〇年二万一六〇〇、六一年一万九八〇〇、六二年二万一六〇〇、六三年一万九九〇〇、六四年二万に比して、六五年はやや減少しているが、むしろほとんど変化していない、とみるべきであろう。しかし、罹患率では、つまり、労働基準法が適用される労働者一〇〇〇人あたりの発生件数からみると、六〇年一・三、六二年一・〇に比して六五年は〇・八を下まわっており、いわゆる職業病の発生率は低下傾向をたどっている。とはいえ、ここに示した発生件数は、一週間以上の治療、一〇〇〇円以上の治療費を要したもののうち、報告された件数を示すわけだから、とくに、のちに問題にする「潜在職業病」、職業病対策の不備なども考慮すれば、前述の低下傾向にはなおいくつかの疑問点がある。

産業別発生

第78表のとおり、産業別発生件数の構成比は、建設業の二一%をはじめ、鉱業、金属工業、機械器具工業、運輸・通信業がそれぞれ一〇%を超え、とくにめだっている。このなかで、鉱業の占める比率は低下してきているが、罹患率では他産業の数倍にも達しており、「高熱・ガス・光線などによる眼の疾患」という本来的な職業病が前年より増加したのをはじめ、「負傷に起因する病気」は前年に比して減少したが、「重激業務による運動器の疾患」、「日射病・熱射病」、「じん肺症」、「酸・アルカリなどによる腐蝕」などが増加している。ついで建設業のばあい、件数・構成比とも減少しており、それにはこの産業に多い「負傷に起因する疾病」の減少を反映しているが、その反面で、「高熱・ガス・光線などによる眼の疾患」と「重激業務による運動器の疾患」が増加している。逆に運輸通信業では、件数・構成比とも増加しているが、ここでも「負傷に起因する疾病」が減少している反面で、「重激業務による運動器の疾患」とくに「熱傷・凍傷」がいちじるしく増加している。

ここで製造業に眼を転じると、構成比ではやや増加傾向を辿っている、とみてよい。それは現在でも大きな比重を占める金属工業においてかなり減少したにもかかわらず、機械器具工業をはじめ、繊維工業・紙パルプ・印刷製本業において増加しているからにほかならない。製造業は他産業に比して「熱傷・凍傷」を中心とする点に特徴があるわけだが、製造業のなかでもっとも罹患率が高い金属工業においてその発生件数が減少したのは、おもに「熱傷・凍傷」の減少に負っている。なお、鉄鋼業では品質管理の強化による放射線、機械計算パンチ作業から発生した職業病が問題になっている。

これに反して、前者について罹患率の高い機械器具工業において発生件数が増加したのは、やはりほかは減少したにもかかわらず、おもに「熱傷・凍傷」が増加したからにほかならない。それに反して、繊維工業では「熱傷・凍傷」が減少した以上に、「負傷に起因する」、「重激業務による」、とくに「高熱・ガス・光線などによる眼の疾患」が増加している。このほか、罹患率が比較的高い化学工業では、ほかと同様に現在でも最大の「熱傷・凍傷」をはじめ、「負傷に起因する」、「重激業務による」、「高熱・ガス・光線などによる」が減少した反面で、「一酸化炭素中毒」などが増加している点がとくに注目される。それは、後述のように六五年におけるきわだった特徴だ、とみてよいが、石炭鉱業などにおけるガス中毒のほか、合成樹脂などの化学製品の使用などともなう新しい職業病の増加を示しているのである。

疾病の種類

これも第78表のように、「熱傷・凍傷」の二七％をはじめ、「負傷に起因する」二三％、「重激業務による」一五％、「高熱・ガス・光線などによる」一八％が中心となっており、これだけで五〇数％にも達している。ここで重要なことは、このうち、鉱業・建設業などにとくに多い「高熱・ガス・光線などによる眼の疾患」は本来的な職業病であるが、ほかは作業方法・作業環境の不完全さから発生するばかりが多く、労働安全上の難点にもとづく、ということである。しかも問題なのは、本来的な職業病分野において、(一)新しい有害物質の増加、(二)その面の医学の未発達、(三)それへの社会的関心の稀薄さによって「潜在化」しているものが多い、ということである。

疾病の種類別件数を六四年と比較すると、「負傷に起因する」、

「熱傷・凍傷」、「高熱・ガス・光線などによる」などは減少しているが、逆に建設業・運輸通信業・農林水産業で増加している「重激業務による」、その大部分が鉱業において発生している「日射病・熱射病」、鉱業・窯業土石業で増加している「じん肺症」、前述の「一酸化炭素中毒など」、そして「その他業務によることの明らかな疾病」という含みのある項目の件数がそれぞれ増加している。ここで注目されるのは、(一)熔接作業による「じん肺病」のように従来の鉱業におけるのと異なり、酸化鉄の吸入による新しい職業病が問題になってきたことである。とくに六五年において各産業で急増した前述の「中毒」も同様である。それと同時に、(二)直接的に生死にかかわるものが少なくなり、(三)身体障害が減少し、神経精神障害が増加し、そして(四)たとえば興国人絹パルプにおける労災認定闘争で問題になったように、化学工業などの新しい中毒症が慢性化するようになった、という顕著な変化がみられるのである。

V 労働者の生活

概説□消費者物価の動向と政府の物価政策
——労働者家計と標準生活費——化学労働者の生活実態／大蔵省の標準生計費と所得税の免税額／東京都民の生活——都民の住宅事情／京浜工業地帯における労働者の通勤・住宅事情

概

説

一九六五年の消費者物価（全都市）は前年にくらべて年間で七・六％という大幅値上がりとなった。この数字は、六三年と並んで過去一〇カ年間のうちでも最高の値上がり率で、しかも、われわれが生活の実感としてうけとる物価上昇には、右の公式統計の数字をこえるものがあつた。それというのも、物価の上昇が庶民の日常生活にかくことのできない費目の全体におよんでいたためであり、また、所得の低い階層ほどその影響は深刻であつたといえるからである。ところで、政府部内では、総理府統計局の消費物価指数について「総じて食料殊に生鮮食料品の値上がりが実勢以上に総合指数の上昇幅を大きくしている傾向がある」という声がでていて、そのため同指数の基準年次を一九六〇年から六五年に改め、また食料費の比重が大きすぎる点を是正するなどの改訂作業がすすめられている。かりにこのような方向で改定するとすれば、一九六五年の物価上昇率七・六％のうち食料費の寄与率が六一％にも達していることからみて、食料費の比重低下は全体の水準を低くする結果となり、また基準年次を繰り下げることだけでも、計算上一九六六年以降の上昇率が現在の方式よりも小幅になることはさけられない。それはとにかく、右のような消費者物価の動き、さらにまた国債発行を目の前に

した国民の不安や物価政策不在にたいする政府批判の高まりを背景にして国会の内外を通じて消費者物価論議がかなり活発に行なわれたが、政府の物価対策は依然として「作文行政」に終始し、何ら実効ある具体的方法を国民の前に明示することができなかった。

収入の伸び悩みと消費者物価の上昇とのために、勤労者世帯の暮らしむきは、当然のことながら前年にくらべて実質的な低下となり、悪化した。すなわち、総理府統計局調べによれば勤労者世帯の実収入は名目上七・九%増加したが、実質では〇・三%増に止まった。加えて、実収入から控除される非消費支出（所得税、各種社会保険料などは前年比一四・九%とその増加が大きかった。したがって、実収入からそれらの非消費支出を差し引いた可処分所得は、名目では前年比七・三%増だが、物価上昇を調整した実質では、前年を〇・三%下廻り、一九五一年の調査開始以来実に一四年ぶりの減少となった。

労働者の暮らしむきの実情は、過密都市といわれる東京都において一層大きな、そして通勤事情や住宅その他の生活環境上さまざまな問題を露呈している。東京都の人口は一九六六年五月には一一〇〇万人をこえた。そのほか、勤務先は都内だがやむをえず隣接県に住まざるをえない人たちが相当に多く、いわゆる首都圏人口はわが国人口の一割五分にも及んでいる。一九六五年六月の都政世論調査の結果によって、とくに住宅事情についてだけみても、実に都民の四四%が「住宅に困っている」と回答していた。そして、住宅に困っている都民が実際にどうしているかという点、半分以上が家賃の高い民間アパートに入っており、その月収の三分の一を家賃に当てている。さらに問題なのは、住宅困窮者の四五%が将来にわたって

何らの住宅計画をもっていないことで、公営住宅入居のための競争率が六〇〜二〇〇倍にも達しており、上下水道やゴミ処理、公園・緑地等の生活環境も激しい人口増加の下で、政府や都の対策が常に後手、後手と追いまわされていることである。

1 消費者物価の動向と政府の物価政策

総理府統計局の全都市消費者物価指数（一九六〇年＝一〇〇、第79表）でみると、一九六五年では前年にくらべて年間で七・六%という大幅値上がりとなった。この数字は前年六四年の年間上昇率三・八%を大きく上廻っており、また六三年と並んで過去一〇カ年間のうちでも最高の値上がり率を示すものであった。一カ年間の経過の上では、まず年初に消費者米価と医療費の改訂が行なわれ、前年同月比七・三%増と指数が大きく上昇したあと、四月には授業料、家賃・地代の値上げがあり、それに異常乾燥で野菜類が騰貴した。その後七月にかけて、野菜、鮮魚の反落のあと、九月にはふたたび値上がりし、十一月に入ってから秋野菜の出廻りによる反落をくりかえしたが、年末には鮮魚、肉、乳卵およびサービス料金などのいつせいで値上がりで、物価の上昇が目立った。

年間上昇率七・六%という消費者物価にたいする費目別の寄与率では、食料品が六一%つまり値上がりの三分の二近い比重を占めて

第 79 表 物価指数

年 月	卸売物価 指数 ¹⁾	消 費 者 物 価 指 数 (全都市) ²⁾						
		総 合	食 料		被 服	光 熱	住 居	雑 費
			計	穀 類				
1961年平均	101.0	105.3	106.1	101.3	108.3	103.5	104.0	104.8
1962年平均	99.3	112.5	114.7	103.4	119.5	109.5	106.1	112.1
1963年平均	101.1	121.0	125.5	114.1	130.5	115.3	107.1	120.6
1964年平均	101.3	125.6	128.8	117.4	133.8	119.2	107.6	128.0
1965年平均	102.1	135.2	141.8	132.8	145.7	123.9	108.5	137.1
	(0.7)	(7.6)	(10.1)	(13.1)	(8.9)	(3.9)	(0.8)	(7.1)
1965年 1 月	102.0	131.1	136.8	131.1	139.2	122.6	108.3	132.0
2 月	102.0	130.9	136.8	131.5	139.1	120.6	108.5	132.0
3 月	101.9	132.2	139.7	132.0	143.0	120.4	108.4	132.1
4 月	101.8	136.9	147.5	132.1	154.2	120.7	108.1	135.7
5 月	101.8	135.6	144.0	132.4	149.0	123.2	107.9	135.7
6 月	101.5	135.4	142.2	132.8	146.3	122.9	107.7	137.9
7 月	101.5	134.7	140.6	133.2	143.9	122.4	107.6	133.0
8 月	101.8	135.9	143.6	133.6	147.3	122.0	107.9	138.1
9 月	102.3	138.0	146.0	133.7	151.4	127.0	108.6	138.5
10 月	102.4	138.8	145.6	133.7	150.8	128.0	108.7	141.2
11 月	102.7	136.2	139.2	133.7	141.5	128.5	109.5	141.5
12 月	103.1	137.0	140.0	133.9	142.6	128.6	110.3	142.6

- 〔備考〕 1) 日本銀行「卸売物価指数 (基準1960年=100)」である。
- 2) 総理府統計局「消費者物価指数 (基準1960年=100)」である。
- 3) カッコ内は1965年平均の対前年平均騰貴率である。

第 80 表 消費者物価指数と対前年比較表 (東京)

(1960年=100)

費 目		1964年 平 均	1965年 平 均	年平均対前年比(%)		寄 与 率		
				1964/'63	'65/'64	'64/'63	'65/'64	'65/'60
総	合	126.0	135.1	4.0	7.2	100.0	100.0	100.0
食	料	127.9	140.3	2.9	9.0	31.6	59.0	49.5
穀	類	114.9	129.9	1.7	13.1	4.1	17.8	9.2
	その他の食料	132.2	143.8	3.3	8.8	27.5	41.2	40.3
	生 鮮 魚 介	147.9	170.4	7.0	15.2	4.6	7.0	5.8
	塩 干 魚 介	147.6	166.1	9.0	12.5	2.5	2.5	2.3
	肉 類	128.4	132.3	4.9	3.0	3.3	1.4	3.1
	乳 類	111.4	112.1	— 0.4	0.6	—	0.3	1.3
	野 菜	150.5	198.9	— 5.2	32.2	—	19.2	10.3
	乾 類	138.6	144.7	29.1	4.4	4.9	0.7	1.3
	加 工 食 品	151.1	165.1	5.4	9.3	5.1	6.1	7.4
	調 味 料	114.1	112.1	2.8	— 1.8	1.6	—	1.1
	菓 子	124.9	133.0	6.4	6.5	2.7	2.6	3.3
	果 物	152.8	151.1	— 2.7	— 1.1	—	—	3.3
	酒 類	97.5	99.7	2.6	2.3	0.9	0.5	—
	飲 料	125.5	132.1	7.9	5.3	1.9	0.9	1.2
住	居	118.7	123.1	4.5	3.7	9.2	4.2	5.8
	家 賃 地 代	130.6	139.9	10.5	7.1	6.1	2.4	2.7
	住 宅 修 繕	135.2	142.9	2.7	5.7	1.1	1.3	1.9
	水 道 料	116.7	116.7	0	0	0	0	0.2
	家 具 什 器	106.8	107.8	2.1	0.9	2.0	0.5	1.0
光	熱	105.0	105.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.8
被	服	119.1	122.8	2.4	3.1	7.2	5.2	8.2
雑	費	131.9	141.3	6.8	7.1	51.9	31.5	35.7
	保 健 衛 生	118.3	127.7	3.1	7.9	6.2	8.7	6.6
	交 通 通 信	116.2	118.4	2.6	1.9	2.3	0.9	2.1
	教 育	154.3	168.2	9.8	9.0	13.8	7.5	9.4
	文 房 具	107.8	108.8	3.4	0.9	0.4	0.1	0.1
	教 養 娛 楽	142.4	153.8	9.6	8.0	29.2	14.3	17.5
	た ば こ	100.0	100.0	0	0	0	0	0
(参 考 特 殊 分 類 指 数)								
主食・生鮮食料品		130.4	147.9	1.6	13.4	10.1	46.1	32.7
食料工業製品		124.4	130.7	4.8	5.1	22.9	13.8	17.5
工業製品		110.0	112.9	1.5	2.6	10.4	10.2	11.8
サービス料金		145.7	157.4	9.1	8.0	56.6	29.9	38.0

いて、その食料品のうちでも、配給米・非配給米、食パン、うどんなどの値上がりによる穀類の寄与率が二二%で最も大きく、野菜の一三・七%、鮮魚の八・七%がそれに次いでいた。食料品以外では、新聞・雑誌代、諸月謝をふくむ教養娯楽の一〇・六、診療代、

第 81 表 1966年の主な値上げの動き

時 期	種 類	賃 上 げ 幅	備 考
1 月 1 日	配給米	平均 8.6%	低所得者用米は20%をこえる大幅値上げ。加州米, 台湾米, 韓国米は徳用米扱いを普通米に格上げし配給量をふやす。
1 月 20 日	私鉄運賃 地下鉄運賃	平均22% 普通運賃26.6% 通勤定期23.2% 通学定期22%	大手14社。二段バネ式計算により区間によって30%増。 東京・帝都高速度営団。各区间とも10円高。
2 月 20 日	国鉄運賃	普通旅客31.2% 貨物運賃12.3% 通勤定期68% 通学定期31.2% 特急・急行・準急 平均24% 寝台料金29% 総平均25%	遠距離てい減制の変更により遠距離はど高くなる。電車区間最低運賃・入場料は20円(倍)。通勤定期は区間によっては倍になる。
4 月 1 日	授業料 (東京, 私立中学) " (〃 高校) " (全国, 私立大学) 例・東京女子医大 健保掛金 国民年金掛金 各都市町村水道料 各都市町村国保税 例・東京国保税 学校給食費公 団住宅家賃郵 便小包料	月 500 円 月200~500円 66% 15万円→20万円 10%~倍化 66%~倍化 平均20%だが, 均等割が高率引上げ, 所得割が低率なため, 総所得20万程度の低所得層は35%の大幅引上げになる 月 100 円程度 17~41%	他に施設拡充費 4 万円を新設する中学もある。 { その後, 3 年間毎年前年度の50%以上の値上げを行なう計画 (日本私立大学協会の統一見解) 現行の34歳月 100 円, 35 歳以上 150 円の保険料を, 200 円~250 円に。支給額は, 1,500 円~3,500 円を 5,000 円にするだけ。 年度内に41市町村が計画中。 { 住宅公団内部では 4 割値上げが検討されているという。
7 月 1 日	郵便料金 (小包み以外)	ハガキ 5 円を 7 円に 封書10円を15円に 書留40円を50円に 速達30円を 200 g 迄40円に 小包	
10 月 ころ	電報料金 電話料金	普通電報 2.5 倍 設備料 1 万を 3 万に 度数料 7 円を10円に 基本料平均 800 円を 1,200 円に	10字迄60円を25字迄 150 円に ウナ電は約 2 倍。あわせて24時間扱い局 8,500 を 650 に減らすなどのサービス低下も計画。

入浴料、理髪料の保健衛生および教育がともに七・〇%という高い寄与率を示している。

なお、全都市とは別に東京都における消費者物価の動向については、第81表のごとくであった。

2 労働者家計と標準生活費

次に、以上のような消費者物価の動きのもとにおける労働者世帯の生活について、総理府統計局「家計調査報告」によってみてみよう。

同報告によると（第82・83表）、一九六五年における労働者世帯の暮らしむきは、収入の伸び悩みと物価の上昇とのために、前年にくらべて実質的な低下となり、悪化したことが示されている。すなわち、勤労者世帯の実収入は、年平均一カ月当り六万八四一九円となり、前年にくらべて七・九%を増加した。この実収入の伸びは、一九六〇年が一〇・九%、六一年が一〇・四%、六二年が一二・六%六三、六四年がいずれも一一・七%の伸びを示していたのにくらべれば、四〇年では小さかった。しかも消費者物価が総合指数で前年比七・六%と大幅であったために、その実質増加は〇・三%に止まった。加えて、実収入から控除される非消費支出（所得税、社会保険費など）が一カ月当り六〇七九円で、前年比一四・九%とその増加

第 82 表 1965年平均1カ月間の家計収入（人口5万以上の都市）

項 目	勤 労 者 世 帯			全 世 帯		
	実 数	対前年 増加率	構成比	実 数	対前年 増加率	構成比
世 帯 数	5115	—	—	8033	—	—
世 帯 人 員 数	4.11	※4.13	—	4.24	※4.28	—
有 業 人 員 数	1.53	※1.53	—	1.66	※1.66	—
収 入 総 額	100670円	8.7%	—%	—円	—%	—%
実 収 入	68419	7.9	100.0	—	—	—
勤 め 先 収 入	63813	8.3	93.3	—	—	—
世 帯 主	57173	8.5	83.6	—	—	—
定 期	45174	8.4	66.0	—	—	—
臨 時	11910	8.4	17.4	—	—	—
副 業	89	270.8	0.2	—	—	—
その他の世帯員	6640	6.2	9.7	—	—	—
事業・内職収入	1549	7.4	2.3	—	—	—
その他の実収入	3057	1.5	4.4	—	—	—
実収入以外の収入	11627	13.1	—	—	—	—
前月からの繰越金	20624	9.2	—	—	—	—

〔備考〕 ※印は前年の実数を示す。

第 83 表 1965年1ヵ月間の家計支出（人口5万以上の都市）

項 目	勤 労 者 世 帯			全 世 帯		
	実 数	対前年 増加率	構成比	実 数	対前年 増加率	構成比
支出総額	100670円	8.7%	—%	—円	—%	—%
実消費食料	57938	8.1	—	56334	8.9	—
穀類	51859	7.3	100.0	51832	8.4	100.0
米	18801	8.9	36.3	19738	8.8	38.1
麦	4152	9.7	8.0	4352	9.7	8.4
その他の食料	3202	9.6	6.2	3382	9.6	6.5
肉類	950	10.2	1.8	970	9.9	1.9
魚介類	14649	8.7	28.3	15386	8.6	29.7
卵・乾物	1736	9.3	3.3	1916	8.9	3.7
その他の副食品	1734	9.7	3.3	1857	10.5	3.6
乳類	1673	8.9	3.2	1678	8.2	3.2
野菜・果物	1826	15.8	3.5	1962	15.1	3.8
その他の菓子物	2639	7.7	5.2	2777	7.0	5.4
酒・飲料	1122	6.5	2.2	1138	6.9	2.2
食料外	1031	6.3	2.0	1091	5.7	2.1
住家賃・地代	823	1.2	1.6	878	1.6	1.7
家具・什器	603	6.7	1.1	634	8.4	1.2
光熱・ガス	1462	8.6	2.9	1455	8.9	2.8
電気・ガス	5455	6.7	10.5	5157	9.7	9.9
その他	1707	14.9	3.3	1459	11.7	2.8
被服料	2595	2.4	4.9	2555	8.4	4.9
衣類	1153	5.3	2.3	1143	9.8	2.2
雑費	2327	9.3	4.5	2389	10.0	4.6
保健医療費	1553	9.5	3.0	1605	9.7	3.1
容通・文房具費	774	8.9	1.5	784	10.7	1.5
衛生・通信費	5874	2.7	11.3	5916	4.1	11.4
交通・文房具費	4116	3.3	7.9	4125	4.3	8.0
娯楽・交際費	1758	1.3	3.4	1791	3.7	3.4
その他	19402	7.2	37.4	18632	8.7	36.0
たばこの消費	1276	9.2	2.5	1299	7.0	2.5
非労働所得の支出	1585	7.2	3.0	1588	6.8	3.1
社会保険の支出	1323	11.3	2.6	1306	11.1	2.5
その他	2102	17.9	4.0	2096	18.2	4.0
実支出	3360	— 1.0	6.5	3507	4.6	6.8
平均消費性向 (%)	3059	7.7	5.9	3194	9.9	6.2
現物総額	390	2.9	0.8	441	1.6	0.9
可処分所得	6307	7.6	12.1	5201	8.5	10.0
黒字増増入他	6079	14.9	—	4502	15.1	—
貯保有金	2291	9.1	—	1546	6.4	—
純純純	1474	21.2	—	1275	23.0	—
純純純	2208	18.4	—	1591	18.8	—
純純純	106	— 4.5	—	90	8.4	—
純純純	21102	11.3	—	16466	11.0	—
純純純	21630	8.1	—	—	—	—
平均消費性向 (%)	2903	—	—	2779	—	—
平均消費性向 (%)	62340	7.3	—	—	—	—
平均消費性向 (%)	10481	7.2	100.0	—	—	—
平均消費性向 (%)	4716	7.8	45.0	—	—	—
平均消費性向 (%)	2230	16.1	21.3	—	—	—
平均消費性向 (%)	424	— 16.4	4.0	—	—	—
平均消費性向 (%)	3111	4.5	29.7	—	—	—
平均消費性向 (%)	83.2	※83.2	—	—	—	—

第 84 表 5 分位階級勤労者世帯 1 ヶ月間の収入と支出 (1965年人口 5 万以上の都市)

5 分 位 階 級		平 均	I	II	III	IV	V
実 数 (円)							
実 収 入		68618	28671	47879	61585	78781	126173
(世帯主の定期収入)		45243	23181	36321	43166	51872	71674
(" 臨時収入)		11977	1687	5740	10369	14981	27107
消 費 支 出		51941	31738	40818	48948	58343	79858
食 料 費		18819	14038	16521	18630	20703	24201
(穀 類)		4154	3485	3865	4184	4448	4790
住 居 費		5486	3665	4912	5293	5746	7816
(家 具・什 器)		2609	1538	2155	2501	2861	3990
光 熱 費		2325	1646	1978	2244	2602	3158
(電気・ガス代)		1554	1069	1280	1479	1748	2193
被 服 費		5872	3030	4220	5406	6837	9867
雑 費		19439	9359	13187	17375	22455	34816
(教養娯楽費)		3365	1648	2286	3117	3931	5845
可 処 分 所 得		62510	27304	45075	57235	72079	110857
黒 字		10569	-4434	4257	8287	13736	30999
対前年増加率 (%)							
実 収 入		7.8	8.0	8.6	8.6	8.3	6.7
(世帯主の定期収入)		8.3	9.8	8.2	8.7	9.7	6.8
(" 臨時収入)		7.2	- 3.9	6.2	10.2	7.9	6.7
消 費 支 出		7.2	10.0	7.8	9.2	7.9	4.1
食 料 費		8.9	10.6	7.7	9.6	9.2	8.0
(穀 類)		9.6	8.5	7.4	9.8	10.4	11.6
住 居 費		6.9	10.5	11.5	3.0	3.4	7.9
(家 具・什 器)		3.0	11.9	5.7	1.0	0.5	1.7
光 熱 費		9.1	10.2	10.8	11.0	12.1	3.8
(電気・ガス代)		9.4	16.6	10.9	10.5	8.8	5.2
被 服 費		2.5	3.5	1.9	1.3	4.8	1.6
雑 費		6.9	11.2	8.0	13.4	8.5	1.5
(教養娯楽費)		- 1.6	5.8	0.7	9.1	2.0	-10.9
可 処 分 所 得		7.2	7.5	8.1	8.0	7.6	6.0
黒 字		7.1	-	11.5	1.6	6.2	11.1
平均消費性向	1964年	83.1	113.6	90.8	84.6	80.7	73.3
(%)	1965年	83.1	116.2	90.6	85.5	80.9	72.0
エンゲル係数	1964年	35.7	44.0	40.5	37.9	35.1	29.2
(%)	1965年	36.2	44.2	40.5	38.1	35.5	30.3

〔備考〕 1) 黒字は可処分所得消費支出，したがってマイナスは赤字を示す。

平均一カ月の支出も年々増加傾向にある。一方、消費支出も年々増加傾向にある。したがって、実収入から非消費支出を差し引いた可処分所得は六万二三四〇円で、名目では前年比七・三%増だが、物価上昇を調整した実質では、一九五一年の調査開始以来始めて前年を○・三%下廻るようになった。

当り五万一千八百九円となり、前年にくらべて七・三%を増加したが、この間の消費者物価で調整した実質では、六三年の三・八%増、六四年の六・〇%増に対して、〇・三%の減少となった。それは実に一九五四年以来一年ぶりの減少である。

消費支出の内訳をみると、食料費は対前年増加率で名目上八・九%となり、前年の伸び八・〇%を上廻っている。しかし、実質では一・一%の減少を示している。この実質食料費支出の減少にもかかわらず、最近低下傾向にあったエンゲル系数（消費支出に占める食料費の割合）は逆に前年平均の三五・七%から三六・二%へと高まっている。食料費の内訳では、果物類、乳卵類が前年にひきつづき実質で伸びたが、それぞれ五・五%、五・四%増と前年の伸びに比べれば小さかった。

また、物価上昇が大きかった野菜類、魚介類、穀類は名目ではかなり増加しているが、実質ではそれぞれ五・四%、六・〇%、三・〇%減となっている。

光熱費は電気、ガス、プロパンガス、石油などが大幅にふえ、名目で九・三%、実質で八・四%伸びたが、住居費は伸び悩みがいちじるしく、被服費は身の回り品を中心に前年より実質で一・二%を減少した。また、雑費は交通通信費、教育費でそれぞれ八・三%、八・一%とかなり伸びたほかは、教養娯楽費は実質で減少、保健医薬品、交際費で伸び悩んでいる。

以上の傾向を所得階層別（家計調査の対象となった勤労者世帯をその実収入総額の低いものから高いものと並べて五等分し、五つの階層に分かつ）にみると（第84表）、実収入の伸びは、中所得層に比べて低所得層で小さく、逆に消費支出の名目増加は、第I階層が一〇・〇%

第 85 表 5 分位階層別家計収支状況

(単位：円)

5 分位階層		I	II	III	IV	V
1964年 3 月	可処分所得	21,685	34,969	43,844	54,999	85,288
	黒字	- 4,850	- 261	1,410	1,160	7,650
	貯金純増	- 1,303	- 494	178	- 897	2,859
1965年 3 月	可処分所得	24,098	38,141	47,527	60,917	96,597
	黒字	- 6,886	- 1,186	- 546	1,362	13,332
	貯金純増	- 1,458	- 483	391	- 495	4,135
1964年 8 月	可処分所得	24,103	37,717	46,274	58,229	91,987
	黒字	- 4,922	708	2,694	7,073	22,594
	貯金純増	- 1,141	- 353	1,741	4,069	11,414
1965年 8 月	可処分所得	26,429	40,465	50,072	62,861	97,689
	黒字	- 5,767	191	2,621	7,180	25,053
	貯金純増	- 1,224	- 158	2,463	3,062	15,808

第II階層が七・八%、第III階層が九・二%、第IV階層が七・九%、第V階層が四・一%と第I階層、第III階層の伸びがやや大きかったが、第I階層では一六%、四四三四円の赤字を出している。一九六四年と六五年とをくらべてみると（第85表）、とくに三月の場合、第I、II、III階層における生活の窮迫が明らかにみとれ、赤字はこの一年間が目だたてふえている。第I、II階層では赤字

増加と貯金減が重なっており、六四年三月に黒字世帯だった第三階層は、六五年三月では赤字に転落している。八月に状況が若干好転しているのは、賞与等一時金収入の影響によるものとみてよい。なお、平均実収入が第三階層と第四階層実収入の中間に位置づけられていることは、本調査の結果が高所得層へのかたよりをもつものであることを示している。

ところで、経済企画庁編「国民生活白書」の内容については、従来、国民生活の実態分析が十分に行なわれていないという批判が多かったが、「昭和四〇年度国民生活白書」(一九六六年四月刊)では、(一)不況で収入の道をたたれ、もしくは収入がふえず、一方ではうなぎのぼりの物価高で出費がかさむという、不況と物価高ではさみうちにあった国民生活の実態にも一応ふれ、また、(二)国民の欲求不満や、いわゆる「ひずみ」は戦後二〇年にわたる国民経済、殊に一九六〇年以降の高度成長のなかで、その経済の成長とウラハラにつくり出されてきたものであるという反省が行なわれている。このことは、現代の生活をめぐる国民の不満が物価問題に集中していること、したがって政府としてもその問題を回避しては、国民の生活について語りえなくなっているという事情を反映したものと見える。白書は最後に、今後の課題として、(一)均衡ある成長の確保、(二)健全な競走社会の確立、(三)経済、社会の発展に適応できない階層への配慮の三点を強調しているが、その具体策については明示していない。それは、首相の諮問機関である「国民生活審議会」や、六五年一二月に設置された「臨時物価対策閣僚協議会」、また民間代表を加えた「物価問題懇談会」の答申まちというわけで、さしせまった問題の解決が、それらの機関の設置による時間かせぎの引延しに終始して

いるという印象をまぬがれることができない。

家計調査の結果に示される統計数字は、国民階層が毎日の生活のなかでもつ生活実感を全体として、数量的に反映したものであるといつてよいが、「実際に生活してみてもおこる国民特に主婦の真実の感情」つまり生活実感そのものには、おのずから統計数字によって示されないきわめて具体的かつ切実なものがある。朝日新聞社が一九六六年四月に行なった世論調査の結果では、「国民の半分以上が、生活が苦しくなったと感じていること、その苦しくなった理由の大部分が物価高のためであること」などが示されていた。つまり、現在の国民の最大の関心事の一つは物価問題であるといつてよいわけで、その結果をいま少しくわしくみてみると、一九六五年とくらべて暮らし向きが楽になったとするもの八%に対し、苦しくなったというものは五二%に上り、圧倒的に多くなっている。一九六一年八月の世論調査では、それぞれの割合が一四%対三一%であったのにくらべると、今回の時点における生活上の困難さは相当なものであるといつてよい。名目収入の上では、ふえたとするもの三九%に対し、減ったもの一三%で、同じ六一年の三八%対一二%とほとんどかわっていない。したがって、収入はふえても、それを相殺し、さらに上廻る勢いで物価が上昇しているために、実質的な生活が苦しくなっているというわけである。そして、このいわば「国民生活実感世論調査」の結果から、次の二点を指摘することができ

第一に、物価高による、国民生活の全体的な貧困化のなかでも、特に低所得層の貧困度が深まっていることを、調査の結果は明らかにしている。たとえば、食料品の値上がりのうちでも、副食品より

も主食の影響を強く訴える人が多くなっている。「もし金があったら」という問に、「米を買いたい」、「子供を病院に入りたい」、「動物園にゆきたい」という回答がかなり多かった。

第二に、実質可処分所得のふえている人、いいかえると実質生活の低下しない層でも、窮乏感ないしは欲求不満が強まっているというものである。

一九六五年一〇月に政府関係機関労組協議会がまとめた調査結果でみても、対象組合員一万八千余人のうち、それまでの一年間に暮らしが苦しくなったと感じているものが六四・八%、苦しくなった原因が物価値上がりにあると答えたものは七九・一%に達していた。

化学労働者の生活実態

次にかかげるのは、合成化学産業労働組合連合が、東京を中心とする組合員を対

象として、一九六五年一月一カ月の家計調査を実施した際、その調査票に付記された主婦たちのなまの声である。それによると、一九六五年春闘および定期昇給によって三〇〇〇円程度の賃金増額があったものの、その一部は所得税その他の税負担、健康保健費や厚生年金費等の非消費支出の増加のためにくわれてしまつて、可処分所得の増加が思ったほどでなかったこと、そのこと以上に、大幅な物価上昇によって実質消費水準が低下し、「月々の給料が掛買い等一切しないとし、また保険、貯蓄等をしないとしても、家計が赤字になる」こと、その赤字は実家、親戚等からの仕送り、内職によって補われていることが報告されている。ここには、おそろしいほどの物価高、重税、医療費の値上がりの中での家計のやりくり、その苦しみと生活の前途にたいする不安があふれている（合化労連機関誌「月

刊合化」、一九六六年二月号掲載による）。

【東京における化学労働者の生活実態事例】（事例一） 日産化学労働組合員年齢三五・七歳、現場（日勤者）、家族数三人、税込賃金月額四万五七三五円、手取月収三万九四四〇円、公営住宅居住。

公共料金の値上りをはじめ野菜、魚等の食料品類が日増しに値上りし、時々季節はずれの食品をを考える時あまりの値上がりで手も出ない。この春賃上げ、昇給によって三〇〇〇円程給料が上ったものの健康保険、厚生年金の上昇、物価の値上りで、生活は少しは楽になるかと思つたら、昨年の同月と比較して苦しさを増すばかりです。食料品を買うには毎日新聞をみてその日の出回品で市場で安いもので、前日の献立でと同じようにならないように配慮しても、つい安くて栄養のあるものを考えると、どうしても一度考えたものに毎度手がでてしまふ。ちり紙、石けんは極力節約に つとめ安い時期に大量に購入する方法をとり、少しずつ出して使うようにする。衣料品等は一時金を勝ちとるまでがまんしてすごすようにしている。

（事例二） オリエンタル写真労組組合員年齢三五・一〇歳、現場（交替勤務者）家族数四人、税込賃金月額三万八六五七円、手取月収二万七六〇四円、借家居住。

家族四人で二万七〇〇〇円余の給料では、一カ月とてもじゃないがやりくりしてゆくことはできない。わたしたちの場合は家賃として七八〇〇円を、そして保険など合計一万円余を支出、その他酒屋の支払など最低でも二五〇〇〜三〇〇〇円いつも払う。その他水道、ガス、電気など料金を別にしてみようといくらも残らない。もう少し地味にすればといわれるが、食べるだけのお金も満足にないのに地味になんていうことは考えられない。毎月親類（姉）から一万〜一万五〇〇〇円の仕送りをしていたいているのでいまはよいが、これから先ずっとこのようなことではとてもわたしとして心苦しいので、いつかは独立してなんとかやってゆけるようになくなくてはと、いつも考えている。

最低でも四万円位の給料が欲しいと思います。内職に「ハタオリ」（村山紬）をやり始めたのですが、子供が小さいので思うように織れず、いま

はおぼえることに一生懸命です。一匹織れば三五〇〇円、なれてくると月三本、四本織れるとのこと、五、六年もやれば相当なものになるという。私もそのようになりたいと思い、いまやっております。がんばろうと思います。

(事例三) 旭電化労組組合員年齢三九歳、現場(交替勤)、家族四人、税込賃金月額四万五三四八円、手取月収三万二四八〇円。

月々の給料では掛買ひ等一切しないとし、また保険、貯蓄等も行なわないうとしても家計は赤字となる。したがって妻の内職、本人のアルバイトでこれらを補っている。来年高考進学の子供をもつものとして心配でたまりません。会社も残業規制、内職も不況のあおりで仕事量も減少の傾向にあり、来春闘はぜひ産業別の結束を今まで以上強化して大幅賃上げをかくとくしなければならぬと思う。また、物価値上げ反対闘争を総評、合化の闘争としてだけでなく、ひろく国民全体の闘いとするよう努力してゆかねばならないと思う。

(事例四) 小西六労組組合員年齢四五・一歳、現場(日勤者)、家族数五人、税込賃金月収五万四五四四円、手取月収四万一一九〇円、持家居住。

一月分の家計簿を再び記入することになったので大いに緊張して、何とか赤字を出さないように苦労して、相当に最初から切りつめた生活をしたおかげで珍らしく黒字の出る結果になったが、衣類、化粧品、嗜好品等ほとんど買わなかったということは、その反動が翌月にはね返ってあらわれることになるかも知れない。卵は計算した結果、成鶏を四羽飼っているが一月七六〇円程度のエサ代では卵を買うより安いとわかったので飼育をつづけてゆくことにした。庭の隅に青菜を少々播いている他、全面買い入れである。米が少し多すぎると思うが、どうしても米飯中心にかたより易く困る。二回の配給量三〇kg+特選米一〇kgのうち、特選米は価格も一〇kgで二五〇円高い。しかし、他の主食と比べたら断然安い。牛乳とヤクルトで三本とっているのは、下の二人の子が飲むが、経済が許したら家族一本宛位とりたい念願である。粉末スキムミルクでがまんしている。醬油、砂糖、塩の支出がなかったのは買いおきがくりこされていたためである。長女(一九歳)の収入は別表記入のとおり、家計へは一円のうるおい

も与えないが、自分一人の身をまかなっているのでプラスマイナスゼロの関係にあり、朝晩のごはんだけ親にたよるわけである。また今月は珍らしく医薬の世話にならなかったのも幸せであった。せめて栄養補助剤の一種位買いたいと思うが、これも経済が許さない。ポットの修理、庭木の手入れな然りである。内職をみつけている。

(事例五) 科研化学労組組合員年齢三四・一歳、技術(交替勤務者)、家族数六人、税込賃金月額五万四七二四円、手取月収四万四四六六円、持家居住。

毎年昇給はしても物価の値上がりの方が早いので、毎日のやりくりが大変だ。外に出す分をいくらかでも少くするため、昨年夏よりバリカンとハサミを買い、ズブの素人だけど勇氣を出して子供三人の散髪をすることにした。いまでは大分上手になり毎月四〇〇円位の節約をしている。また、肌着等はキンカ堂の売り出しの時開店前に行き破格品を買うことにしている。食料品でも少し遠くても開店に間にあうように出向いて格安品を求めよう心掛けている。七五三の時の子供の洋服は、おじいさんの背広を更生したもの、昔ならった洋服をふるに利用して廃物利用を大いに楽しんでいる。長男(三歳)が一〇月より保育園に通うようになり、少し気分的にゆとりができたので、内職でもしようかと思っている。

大蔵省の標準生計費と所得税の免税額

「成人が健康な生活をつづけるのに必要な一日二

五〇〇カロリーを摂取するための食費は、一八六円八七銭あれば足りる。そして来年度「一九六六年度」減税がきまれば、この程度の食事をしているサラリーマンには税金はかからなくなる」と、大蔵省は一九六六年度の税制改正の基礎になった生計費を公表した(第86表)。発表によると、標準世帯(夫婦と子供三人の計五人)の場合、一九六五年一カ年の食費は二七万八五六一円、月に二万三二一〇円余。これに食費以外の経費を加えた生計費は五八万〇六九八円、月に四万八三九〇円余。前年より食費は年間で二万九一四一円、生計

第 86 表 1965年度の勤労者世帯標準生計費 (年間単位：円)

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	25歳	28歳 妻 24歳	32歳 妻 28歳 子 3歳	37歳 妻 33歳 子 { 8歳 5歳	42歳 妻 38歳 子 { 13歳 11歳 4歳
食 費	1964年(A)	60,096	110,580	146,040	186,312
	1965年(B)	67,128	123,504	163,109	208,082
	(B)-(A)	7,032	12,924	17,069	21,770
生計費	1964年(C)	185,025	307,167	369,534	432,881
	1965年(D)	200,143	332,446	400,267	469,076
	(D)-(C)	15,118	25,279	30,733	36,195
41年度課税最低限	220,278	387,953	463,084	537,282	613,421

〔備考〕 1) 必要栄養量については例えば5人世帯の場合、42歳男子では2400カロリー、38歳女子2000カロリー、13歳2450カロリー、11歳2050カロリー、4歳1475カロリーとして計算してある。

2) 1964年のメニューの例
◇朝食 ご飯 大根のミソ汁 うずら煮豆 たくあん
◇昼食 ご飯 イカの刺身 いもとイカの油煮 すまし汁 京菜の塩づけ
◇夕食 ご飯 酢ブタ たくあん リンゴ
◇間食 焼きリンゴ

3) 大蔵省発表。

第 87 表 標準生計費と失対賃金・生保基準の動き (生活保護基準は4人世帯支給額、単位：円)

年		人 事 院 標準生計費 (1人世帯)	失対賃金 (全国平均 日 額)	生活保護 基 準 (1級地)	全産業定期 賃 金 平 均 (30人以上)
1960年		8,710	334.0	9,621	19,617
1961年		9,520	386.0	10,344	21,080
1962年		10,960	425.0	12,213	23,372
1963年		12,500	458.0	14,289	25,755
1964年		14,070	501.9	16,147	28,233
1965年		15,590	561.7	18,084	30,936
上昇率	1960年	100.0	100.0	100.0	100.0
	1963年	143.5	137.0	148.5	131.2
	1965年	178.8	168.1	187.9	161.1

費は四万五〇〇二円の増加である。その結果、この階層ではエンゲル系数は一・三％上がって四七・九％となった。そして、一九六六年度所得税減税では、五人世帯で六一万三四二二円の所得がなければ税はかからなくなり（課税最低限）、標準生計費と課税最低限の差額は三万二七〇〇円というわけだ。しかし、この数字は、もともと、一九六五年中の物価を基礎にしている。だから食費のうちには、この一月から八・六％も上がったお米も、近ごろ高くなった牛肉や卵などの値上がりはふくまれていない。これからの物価の値上がりを考えれば、大蔵省計算の標準世帯生計費といえども、前記の課税最低限をかなりにこえる心配があるといえる。さらにつけ加えれば、この「一八六円八七銭で二五〇〇カロリーが摂取できる」という主張は、「ビタミンや脂肪が足りない。材料を安く見積もっている」と世間からさんざんの批判を浴びた昨年発表の大蔵省作成の献立を一つの基礎にはじきだしたものである（本年鑑第36集第一部第五編参照）。あらためて「大蔵省メニュー」を作らなかったことにつ

第 88 表の 1 東京都における独身男子の標準生計費

項 目	年 月	1965年 5 月	備 考
独身男子 1 人 1 日 当 り 基 準 カ ロ リ ー		2,820 カ ロ リ ー	{ 昭和39年度国民栄養調査（厚生省）における東 京都の結果（注1）および栄養審議会（厚生省） の答申（注2）を考慮して2,820カロリーとした。
独身男子 1 人 1 日 当 り 食 料 費		231.41 円	{ 上記カロリーに基づき、昭和40年 5 月の実効価 格により、標準摂取量の価格を算定した。
月 額	食 料 費	7,040 円	{ 独身男子 1 人 1 日 当 り の食料費を365/12(日)倍 して算定した。 昭和40年 5 月の家計調査のうち、東京都全世帯 の費目別平均支出金額を、5 人世帯に換算し、 これに独身男子の費目別換算乗数を乗じて算出 した。
	住 居・光熱費	3,030	
	被 服 費	1,830	
	雑 費	5,220	
	合 計	17,120	

- 〔備考〕 1) 厚生省の国民栄養調査は、従来年 4 回（2 月、5 月、8 月および 11 月）実施されていたが、1964 年度の同調査は、1964 年 11 月についてのみ実施された。同年度調査における東京都の 1 人 1 日 当 り の熱量は、2,178 カロリーであるが、これを同調査の成人換算率 0.8454 で除して得られる成人熱量 2,576 カロリーの 10% 増しの 18 歳程度の男子熱量は、2,834 カロリーである。
- 2) 栄養審議会の 1963 年 1 月 25 日付答申「昭和 45 年を目途とした栄養基準量および食糧構成基準について」の「日本人の栄養所要量（昭和 45 年）」によれば、18～19 歳男子の熱量所要量は、2,820 カロリーと決められている。

第 88 表の 2 費目別・世帯人員別標準生計費

費 目	世 帯	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費		7,040 ^円	13,380 ^円	16,900 ^円	21,820 ^円	27,460 ^円
住 居・光熱費		3,030	4,730	5,930	6,620	6,790
被 服 費		1,830	2,760	3,660	4,500	5,320
雑 費		5,220	10,270	13,530	16,900	20,120
計		17,120	31,140	40,020	49,840	59,690

〔備考〕 世帯人員数 1 人欄の額は、独身男子（18 歳程度）の額である。

いては、「昨年のものであるのだから……」と大蔵省ではいつている。だが、その大蔵省メニューについては、一昨年「クジラやイワシばかり、年中こんな食事で我慢できるか」といった批判が続出、また、昨年は「昼食にイカ刺しとは現実ばなれもはなはだしい。弁当代りのカレーライスでさえ最低一〇〇円はする」と各方面から手きびしい反撃を食った。そこで、それにこりたため、大蔵省メニューをつくらなかったというのが本音らしい。主婦連春野副会長は、この生計費について次のようにのべている（一九六六年三月八日付「朝日新聞」による）。

一番問題なのは、大蔵省が例にあげている階層のエンゲル係数が上がって、四七・九%にもなったことだ。かりに食費が大蔵省のいうような数字でおさえられたとしても、生計費の半分が食費というのでは、年々高くなっている家賃、教育費、交通費をどこからねん出しろ、というのか。

第二は、今年四月からの減税の恩恵を強調して、物価は昨年の数字を使っていることだ。これでは今年になっての値上りが無視される。献立を發表しないのもおかしい。献立を發表すれば、そこに出てくる卵も肉も上がっていることに気がつくはずだ。主婦連の調査でも、家族四、五人、月収三万五〇〇〇円から四万五〇〇〇円のサラリーマンが生活の苦しさを一番強く訴えている。生計

費は大蔵省の発表の数字よりはるかに多くかかっているのだから、それに
 応じて所得税の課税最低限はもっと大幅に引上げるべきだ、

なお、人事院発表の標準生計費と失対賃金、生活保護基準の動き、
 並びに東京都人事委員会算出の東京都における標準生計費は第87・
 88表のごとくである。

3 東京都民の生活

——その住宅・通勤事情について——

労働者の暮らしむきの実情は、過密都市といわれる東京都におい
 て一層大きな、そしてさまざまな生活上の問題を露呈しており、さ
 き頃、東京都が発表した「都民の生活白書」(都企画調整局編、一九
 六六年三月刊)でも、それらの問題にふれられている。それによる
 と、東京都の人口は年間二三〇四万人増という早いテンポでふえて
 おり、一九六六年五月には一一〇〇万人をこえた。そのほか、勤務
 先は都内だが仕方なく隣接県に住まざるをえない人たちも相当に多
 く、東京都の昼間人口の増加は年間三五〇四〇万人と推定されてい
 て、東京都の周辺隣接県を加えたいわゆる首都圏人口は、わが国人
 口の一割五分に及ぶことになる。そこで、通勤電車にみられる殺人
 的な通勤事情、住宅事情を中心に、過密都市東京での暮らしむきと
 それに関連するいくつかの問題について、同白書を手がかりにとり

あげてみると次のごとくである。

一九六四年版白書は「都民の個人所得は全国に先がけて伸び、そ
 の伸び幅もつねに全国のトップクラス」とうたったが、六五年版白
 書は調子がガラリと変わった。「暮らしがどう変わったか」という世論調
 査によると、六四年は「変らない」五八%、「苦しくなった」二七
 %だったが、六五年は「変らない」三九%、「苦しくなった」五一
 %となっている。ではどうして苦しくなってきたのか、白書の分析
 をみよう。都民の個人所得総額は約三兆円で、一人当り所得は二八
 万円である。これは大阪、神奈川、愛知、京都四府県の平均よりも
 二割以上上回っている。しかし、最近所得の伸び率が落ち、かわっ
 て千葉、神奈川、埼玉の隣接三県が伸び率のトップにおどり出た。

都民の消費支出は、一九五五年以降、毎年七・九%の勢いで伸び続
 けた。五八年までにテレビ、電気洗濯機、冷蔵庫、ステレオなど耐
 久消費財が普及し、六一年以降はレジャー経費、教育費が消費支出
 増加の主な要因となっている。レジャー経費が家計に占める割合は
 全国平均の二倍だった。しかし、六四年から六五年にかけて消費者
 物価の高騰が目立ち、実質消費支出は六四年下半期から下向きにな
 ってきた。つまり六五年はじめて対前年比で七・二%の減少(名目三
 ・三%減少)で、五七年以来はじめて都民の消費水準が低下したので
 ある。全国的にみて物価高のいちばん大きなものは、野菜、魚など
 の生鮮食料品だが、これは都会でとくにひどい値上がりとなった。

さらに、六五年後半になると、企業が不況に直面し、ボーナス支
 給額の低下や超過勤務手当など臨時収入が減少した。都民各層に不
 況感が浸透してきており、都民はいっそう「暮らし向きがわるくなっ
 た」と考えるようになったようだ。

つぎに、通勤事情はどうであろうか。都内の通勤、通学者は六四年調査で約五七六万人、一〇年前にくらべて、ちょうど二倍になっている。一方、国鉄はじめ公私営交通機関の輸送力はこの間六割しか増強されなかった。このためラッシュは年々ひどくなってきた。

六四年の調査では国鉄総武線（平井・亀戸）と青梅線（西立川・立川）がラッシュ時は定員の三倍以上の混雑で、京浜東北線（上野・御徒町）、中央線快速（新宿・四谷）が二・八倍。通勤時間調べでは、通勤者の四〇％が一時間半前後、一〇％が二時間以上となっている。満員電車で一時間立っていると、往復で約四〇〇カロリーのエネルギーを消費する。サラリーマンの一日標準執務消費エネルギーは八〇〇カロリーで、約半分は通勤のため浪費していることになる。白書はまた、住宅難が都民の最大の悩みになってきた、と実態をつぎのように説明する。

都内の住宅不足数は五五万戸である。六五年五月の都政世論調査結果では、実に都民の四四％が「住宅に困っている」と回答した。では困っている都民は実際にはどうしているかというと、半分以上が家賃の高い民間アパートにはいつている。民間アパートに住むサラリーマンは、月給の三分の一を家賃に当てている。さらに問題なのは、住宅困窮者の四五％が、将来の住宅についてなにも計画をもっていないことだ。白書はこのあと、上下水道、ゴミ処理能力、公園・緑地など生活環境を点検しているが、いずれも激しい人口増勢の前に、都や政府の対策が後手、後手にまわっていると指摘している。都は一九六一年に、都市施設拡張のための長期計画（二〇カ年）を立て、過密都市と本格的に取り組む態勢を示した。六六年四月現在、その長期計画は約四〇％達成されたが、都民の実感としては、

白書にみるとおり「暮しにくく」なっており、都が長期計画で予想したよりも、人口、経済の集中が激しかったのがその大きな原因とみられている。以下、ここでは特に都民の住宅事情についてさらにくわしく、白書の内容をかかげておこう。

都民の住宅事情

総理府統計局編「住宅統計調査報告」（一九五八年、六三年調査結果）によって東京都の全住宅を所有の関係別にみると、借家とくに民間借家の増加率が大きく、一九五八年から六三年までの五年間に持家が七・七％の増加にとどまっているのに対して、民間借家は八〇・六％も増加した。その結果、全体の住宅のうち持家の占める割合は、五八年の五六・九％から六三年に四四・七％に下がり、一方借家は三五・五％から四七・四％に上昇した。このことは戦後つづいてきた持家と借家の比率が逆転したことを意味する。また、全国の持家、借家の全住宅数に占める割合六四・三％、二八・七％にくらべるといじりしい対照をなし、東京都においてはいかに借家の占める割合が大きいかを物語っている。

日本住宅公団の六三年度の調査によると、都内に増加しつつある貸家住宅のほとんどが民営貸室式の木造アパートで、これらは質が悪く、無計画に建設されている。その内容は、一室居住が全体の七七％（四・五畳六八％、六畳一七％、三畳五％）も占めており、便所は八〇％が共用で、四・五人世帯で使っている現状である。このような住宅形態は本来貸家と呼べるべきものではなく、「貸間」である。同調査によれば、都内のアパート数は約六〇万戸と推定され、そして都民の約四分の一がこのような劣悪な間借り生活をしていると推定される。これらのアパートの地域分布については、警視庁防犯

部防犯課資料「団地、アパートの実態」(一九六五年二月)によって、各警察署管内別の個人経営アパート(棟五室以上)の分布状況でみると、「中野警察署管内二五一三棟、板橋警察署管内二三六〇棟が目立って多く、以下滝野川、野方、練馬、蒲田、荏原、杉並、淀橋、王子各警察署管内などの順に多くなっている」のであり、大体都心から五〜一〇km程度の環状線周辺に密集している。そして、これらのアパートの居住者達は、入居と同時にいわゆる「狭小過密」の住宅困窮世帯にあまんじざるをえているのである。住宅の建設費は主として、用地費、建築費が高騰している結果、一般物価の動きにくらべていちじるしく上昇している。また、設備共用借家の一畳当り家賃は、設備専用借家にくらべて約一・四倍になっている。これは設備専用借家には古いものが多く、設備共用借家は比較的最近建設されたものが多いということにもよろうが、また、設備専用住宅の方が規模が大きいため、一畳当りの家賃が割安になっているためとも考えられる。つぎに、専用住宅数を家賃および所有関係別にみてみよう。借家総数のうち五〇・六%が家賃五〇〇〇円未満、四〇・四%が五〇〇〇〜九九九円、残りの九%が一万円以上の家賃を支払っていたことになる。これを所有関係別にみると、公団・公社・公営の借家および給与住宅の大多数が五〇〇〇円未満の家賃であるのに対して、民間借家の過半数が五〇〇〇円以上の家賃となっている。また、五〇〇〇〜九九九円の家賃のうち六一・七%は設備共用の民間借家であり、一万円以上の家賃を払う借家のうち八一・五%が設備専用の借家である。これによっても、民間借家にあつてはその家賃負担率がいかに大きいかがわかる。

住宅不足戸数という場合、供給戸数が要求戸数に及ばない絶対的

不足数のほか、住宅建設の計画目標として政策的にどのような居住水準を確保すべきかという、いわゆる住宅の質的面も考慮して、その水準に達しない住宅数も広い意味の不足と考えてふくまれている。

現在、建設省が採用している住宅不足数の算出基準は、(一)世帯数と住宅数の差(あき家を除く)つまり絶対的不足、(二)狭小過密住宅の六割(九畳未満に二人以上、一二畳未満に四人以上居住の六割)、(三)老朽住宅および、(四)要大修理住宅の三割の四つを合計したものである。そして、この基準により、同省が六三年の「住宅統計調査報告」から算出した全国の住宅不足戸数は二七八万戸となっている。一九五八年と六三年の同調査結果から、この基準により東京都における住宅不足戸数を算出すると、一九六三年一〇月一日現在で約五五万戸不足数があることになる。この五年間における住宅不足戸数の変化をみると、世帯数と住宅数の差、つまり絶対的不足数に大差はなく、老朽住宅、要修理住宅はともに三分の一または半数に減少したが、狭小過密住宅は一〇万戸も増加している。これは前にものべたように、狭い民営貸家式の木造アパートが激増したためと思われる。このような住宅不足——住宅困窮状況は、なぜ生じているのであろうか。それはまず第一に、東京への人口集中である。いうまでもなく増加した人口は、生活の基盤である「すまい」を必要とするからである。第二には、家族意識の変化にもとづく家族構成単位純化の動きである。これは、とくに東京のような大都市において顕著にみられる。成人し結婚した男女が親元から離れ、独立して暮らそうとする傾向、いわゆる「核家族」化の傾向に現われている。さらに第三には住宅の老朽滅失が考えられよう。一方、住宅難世帯の収入階

第 89 表 住宅難世帯収入階層別構成 (単位: %)

収 入 階 層	都	6大都市	全都市
月収1万円未満	2.7	3.6	5.7
1万円~1.5万円未満	10.3	10.3	11.9
1.5万円~ 2万円	22.5	21.3	21.1
2万円~2.5万円	25.2	24.1	21.3
2.5万円~ 3万円	16.3	15.1	12.7
3万円~3.5万円	10.0	9.3	7.5
3.5万円~ 4万円	3.1	2.8	2.3
4万円~ 5万円	2.8	2.6	2.2
5万円~ 6万円	1.1	1.0	0.9
6万円~ 8万円	0.4	0.4	0.4
8万円以上	0.6	0.5	0.4
不明	4.9	9.0	13.6

〔備考〕 建設省1960年「住宅需要実態調査」結果による。

層別分布のありさまを、一九六〇年に建設省が行なった「住宅需要実態調査」結果でみてみると(第89表)、都における住宅難世帯(勤労世帯)は月収二万円から二万五〇〇〇円未満までの収入階層が最も多く二五・二%を占めており、ついで一万五〇〇〇円から二万円未

満までの収入階層が二二・五%、月収二万五〇〇〇円から三万円未満までの収入階層が一六・三%となっていて、住宅難世帯全体の七七%は、月収三万円未満までの収入階層によって占められている。このように、住宅難世帯の大部分が低収入階層にみられることは、住宅問題がもはや個人の力で解決できるものではなく、国や地方公共団体が根本的な対策を樹立し、それを強力に推進する必要があることを物語っている。

東京都における住宅建設の状況についていうと、終戦後から一九六五年三月までに建設された住宅戸数は一九六万戸で、これは同年四月一日現在の住宅総数の七四・〇%に当たる。その内訳は、公営

第 90 表 地区別都営住宅用地坪当り単価推移

(単位: 円)

年 度	地 区	イ 地 区	ニ 地 区	ホ 地 区	へ 地 区	平 均
1958年度		9,535	6,300	7,773	4,278	7,501
1959 "		10,380	—	8,007	4,673	7,869
1960 "		17,925	20,600	7,507	6,811	9,840
1961 "		20,814	14,414	10,455	10,090	12,799
1962 "		26,686	—	12,357	13,763	21,859
1963 "		40,671	—	9,966 (18,070)	14,003	31,517

〔備考〕 1) () 内数字は国有地による減額措置等を受ける前の平均単価。

2) イ地区=区部, ニ地区=立川, 武蔵野各市, ホ地区=三鷹, 八王子, 調布, 府中, 小金井, 昭島(35年度より), 各市, 保谷, 田無, 国分寺, 国立(35年度より日野, 福生)各町, へ地区=上記以外の市町村。

3) 都住宅局1964年「東京都住宅年報」による。

・公庫・公団など政府や東京都の施策住宅が二四・五%で、残りの七五・五%が民間自力建設であった。しかし民間で建設された住宅は、前にもふれたとおり、貸家が著しく増加し、その結果民間貸家の比率は持家より高くなっている。現在、住宅建設を困難にしている最大の原因は何といても地価の高騰である。六大都市住宅地の価格を、一九五五年三月を基準として指数化してみると、この一〇年間に一〇倍以上も上昇し、とくに一九六〇、六一年の上昇が目立っていた。それは「岩戸景気」の設備投資にともなつて工業用地への需要が殺到し価格騰貴が生じ、住宅地の地価にも反映して高騰したものであ

る。もちろん、土地にたいする需給のアンバランスや投機的な仮需要等のために地価が一層高騰したことはいうまでもない。ここで都における地価の動きを都営住宅用地の取得価格についてみると第90表のごとくである。同表は地区別に都営住宅用地の坪当り単価の推移をあらわしたものである。この表でも明らかなように、一九六三年度までの六年間に平均で約四・二倍も騰貴している。さらに、住宅建設を困難にさせている原因には、建築費の値上がりがあげられる。このような地価の高騰、建築費の値上りのため、かなりの高額所得者までが都内での土地入手は不可能になり、住宅困窮をより広範囲な階層にまで及ぼす結果となっている。そして、持家を建設できず人さえ、その建設敷地はますます都心から離れ、周辺部からさらに隣接県へと向かっている。そのことは通勤難あるいは、上下水道、道路の未整備など住宅環境の悪化を一層拡大する結果をまねいている。

京浜工業地帯における労働者の通勤・住宅事情

東京を中心として形成される京

浜工業地帯は、資本と労働とが過度に集中している最も代表的な地域である。もとより、労働者の生活条件のなかでは、就業の場所における賃金、労働時間等の労働条件が最大のものであることは論をまたないが、同時に労働力の再生産の場である住宅など個人生活をとるべく環境その他の条件も、ひいては職場での労働能率に影響するところ多く、無視できない。そこで、労働省では一九六五年五月、京浜工業地帯に勤務する労働者の住宅、通勤等の実態を就業の場所との関連においてとらえ、問題点を明らかにするために、京浜工業地帯労働者生活環境調査を実施した。いま、その結果（昭和四

〇年地域別労働者生活環境調査報告「京浜工業地帯」一九六六年三月刊）によって、労働者の通勤、住宅事情についてみれば次のごとくである。

この調査でとらえられた労働者の分布状況を事業所の所在地域別にみると、東京都が約六八％を占め、ついで神奈川県が二二％で、埼玉、千葉県は四・五％にすぎない。なお、東京都のなかでは区部が大部分を占めている。また、労働者の居住地域にみても、東京都は約五八％と事業所の所在地域に比較して集中度はやや低下するが半数以上を占めており、神奈川県（二五％）がこれにつき、埼玉、千葉県は一〇％にみえない。労働者を世帯上の地位別にわけると、家族のある世帯主（以下「世帯主」という）が約四〇％で最も多く、次いで家族のある世帯員が約三二％、家族のない者（以下「単身者」という）が約二八％となっている。

一、住居の状況 まず住居の所有形態は、全体では持家の割合が三七％で最も高く、ついで社宅（本人および家族のものをふくむ）、公営・公団借家、私営借家、寄宿舎などがそれぞれ一〇％台であり差がみられない。しかし世帯上の地位別では、世帯主、世帯員とも持家、借家などの割合が高く、単身者については寄宿舎が四四％を占め、住込みなどの場合をふくむ「その他」、借間の割合も一〇％台で比較的高くなっている。住居の所有形態の主要なもののみについて、企業規模別の相違を世帯主と単身者に限定してみると、世帯主では本人の社宅と持家の割合は規模が小さいほど低く、逆に私営借家と借間の割合は小規模ほど高くなっている。単身者について寄宿舎と住込みなど「その他」をみると、寄宿舎では規模五～二九人ものものが三割強で最も低いのを除けば、それ以上の規模では四六～

五〇%と大差はないが、「その他」では、規模が小さくなるにしたがつて漸増し、とくに規模五～二十九人のものが三七・八%と目立って高くなっている。給与額階級から住居の所有形態を世帯主のみについでみると、給与額二～四万円未満の階級が最も多く約四四%、ついで四～六万円未満の階級三八%となっている。持家および社宅居住者には給与額の高いものが多く、借家（公営、公団および私営）、借間居住者については、給与額が相対的に低いものが多くなっており、とくに借間居住者に給与額の低いものが多い。

以上住居の状況を主として所有形態別の視点でのべたが、つぎに世帯主を中心として住居の広さと家賃についてみよう。世帯主に限定して、本人の社宅、公営・公団借家、私営借家、借間、持家についてみると、一人当りの面積では持家が四・六畳で最も広く、ついで本人の社宅（三・七畳）、公営・公団借家（三・二畳）、私営借家（二・九畳）の順となり、借間（二・四畳）が最も狭くなっている。しかし、一畳当たり家賃でみると、借間が九三四円で最も高く、私営借家が七四九円、社宅、公営・公団借家についてはそれぞれ一四四～五四四円とかなりの差がみられる。労働者一人当りの面積と一畳当りの家賃を労働者の居住地域別に、世帯主のみについて私営借家、借間に限定してみると、まず一人当りの面積では私営借家および借間とも、それぞれ二・八～三・一畳および二・四～二・六畳と地域間に大きな格差はみられないが、東京都区部が両所有形態ともそれぞれ二・七畳、二・三畳と最も狭くなっている。一畳当たり家賃では私営借家、借間とも東京都区部が八〇〇～一〇〇〇円で最も高く、これに対し埼玉、千葉県では六〇〇～七〇〇円とかなりの差がみられ、神奈川県は七〇〇～八〇〇円が両者の中間に位している。

第 91 表 事業所の所在地域および労働者の居住地域別労働者構成比

事業所の所在地域	労働者の居住地域	合 計	都 県 市 区 部 外 県	他 都 県 市 区 部 外 県
埼 玉 県	埼 玉 県	100.0	89.3	10.7
千 葉 県	千 葉 県	100.0	92.2	7.8
東 京 都	東 京 都	100.0	80.4	19.6
区 部	区 部	100.0	73.6	26.4 ¹⁾
区 部 外	区 部 外	100.0	78.8	21.2 ²⁾
神 奈 川 県	神 奈 川 県	100.0	91.7	8.3

〔備考〕 1) 区部以外の居住者を含む。
2) 区部の居住者を含む。

第 92 表 労働者の居住地域および事業所の所在地域別労働者構成比

労働者の居住地域	事業所の所在地域	合 計	都 県 市 区 部 外 県	他 都 県 市 区 部 外 県
埼 玉 県	埼 玉 県	100.0	49.8	50.2
千 葉 県	千 葉 県	100.0	54.6	45.5
東 京 都	東 京 都	100.0	95.7	4.2
区 部	区 部	100.0	94.7 ¹⁾	5.3
区 部 外	区 部 外	100.0	53.4 ²⁾	46.7
神 奈 川 県	神 奈 川 県	100.0	80.3	19.7

〔備考〕 1) 区部から区部への通勤者。
2) 区部以外から区部以外への通勤者。

二、通勤の状況 事業所の所在地域ごとに、この調査の対象となつた全労働者の居住地域別の構成を第91表でみると、埼玉、千葉、神奈川の三県では、事業所と同一県内に居住する者の割合が九割前後と高くなっているが、東京都ではその割合が八割とやや低く、埼玉、千葉、神奈川から通勤する者が二割近くになっている。つぎに、労働者の居住地域の側面から事業所の所在地域との関係をみると、この場合東京都への事業所の集中度が高いため、事業所の所在地域からみたものとは逆に、東京都以外の三県の居住者については、東京へ通勤する者の割合が高く、東京都居住者は都内事業所への通勤者が多くなっている。すなわち、第92表にみるように埼玉、千葉、千葉県居住者については、それぞれ四七%、四五%が東京都区部への通勤者で、自県内の事業所への通勤者とはほぼ同割合を示して

第 93 表 事業所の所在地域（大分類）および通勤所要時間階級別労働者構成比

事業所の所在地域	合 計	19分以下	20～39分	40～59分	1時間～ 1時間19分	1時間20分 ～ 1時間39分	1時間40分 ～ 1時間59分	2時間 以上
合 計	100.0	32.1	19.6	23.2	14.5	7.5	2.3	0.8
埼 玉 県	100.0	46.9	20.3	15.1	9.2	5.6	2.0	0.8
千 葉 県	100.0	38.9	25.1	15.0	10.0	6.2	2.8	2.0
東 京 都 計	100.0	30.2	17.6	24.7	16.0	8.3	2.4	0.8
区 部	100.0	28.9	17.3	25.3	16.5	8.6	2.5	0.8
区部以外	100.0	44.0	21.3	17.9	10.5	4.3	1.2	0.6
神 奈 川 県	100.0	33.2	24.5	22.0	12.2	5.8	1.8	0.4

いる。神奈川県居住者については東京都区部へ約一九％が通勤しており、八〇％が自県内通勤者である。東京都居住者は九六％が都内の事業所に通っており、その割合がいちじるしく高い。

労働者の自宅から勤務先までの平均通勤所要時間は四一分となっている。もっともこのうちには通勤にあんまり時間を要しないと考えられる寄宿舍および社宅居住者がふくまれており、それらを除外すると平均通勤時間は四五分となる。通勤所要時間階級別の労働者の分布は第93表のとおり、一九分以下が三二・一％で最も多いが、これには前述した所有形態に属する労働者が全体の三割弱を占めていることが影響していると思われる。ついで四〇～五九分を要するもの二三・二％、二〇～三九分の階級の一九・六％となっている。事業所の所在地域別に労働者の平均通勤時間をみると、最も短いのが埼玉県の三分で、以下千葉県

第 94 表 労働者の居住地域（大分類）別平均通勤時間の比較

労働者の居住地域	平均通勤時間
合 計	41(41)分
埼 玉 県 計	51(33)
対 象 地 域	42
対 象 外 地 域	75
千 葉 県 計	52(37)
対 象 地 域	48
対 象 外 地 域	82
東 京 都 計	37(43)
区 部	35(44)
千代田・中央・港外域	24(57)
区 部 外 地 域	48(33)
対 象 外 地 域	63
神 奈 川 県 計	42(38)
川 崎 市	36(39)
横 濱 市	43(40)
そ の 他 市 他	45(33)
対 象 外 地 域	71
他県(対象4県以外)	99

〔備考〕 1) 東京都部のうち、千代田・中央・港の3区計を特掲とした。
2) ()内は、事業所の所在地域からみた平均通勤時間である。

(三七分)、神奈川県(三八分)および東京都(四三分)の順となっている。なお、本人の社宅と寄宿舍居住者を除外した平均通勤時間では、全体としてはやや増加するが、地域による差はあまり変わらず三八・四七分となっている。東京都をさらに地域ごとに分けてみると、区部以外は三分で短かいが区部が四分と長く、この中では都心地域といえる千代田、中央、港区が五七分とめだっている。通勤所要時間を労働者の居住地域別にみると、第94表のとおり事業所の所在地域別の状況とはまったく逆の結果になっている。すなわち事業所の所在地域別の平均通勤時間は埼玉県および千葉県が短かく、東京都が長かったが、労働者の居住地域でみると、埼玉、千葉両県の居住者の平均通勤時間が五一分および五二分と最も長く、逆に東京地帯では、東京都への事業所の集中度がいちじるしく高く、前述のように他県から東京への通勤者の比重が高いことによるものである。労働者の居住地域を京浜工業地帯と地帯外にわけると、当然のことながら四都県ともに京浜工業地帯外に住む者の平均通勤時間が

極端に長く、一時間以上となっている。その反面、東京都区部に在住する労働者の通勤時間は平均して短かく、とくに千代田、中央、港区などでは二〇分台となっている。

(注) ここでいう京浜工業地帯とは、埼玉、千葉、神奈川の各県および東京都のうちで、工業化の程度の高い市の大部分および一部の町村のほか、工業中心地域に隣接して通勤圏内にある市町村をいい、その範囲は原則として総理府統計局「就業構造基本調査(一九六二年)」の設定した地域によっている。

VI 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農業従事者——農家・農家人口
および農業従事者／農家人口の推移／農家数の
推移／専業別農家数／兼業種類別従業者
数／農業従事者数／農家の人口移動／資料／
農家人口の移動／農家人口の年齢別性別形態
別移動／農家経済と農民生活——農家の生計
費／農家経済と所得／農家生計費の推移／所
得階層別農家生計費／農家の租税公課諸負担
／農家所得と負担率／所得階層別農家負担率
／所得階層別農家負担の構成／農民の栄養状
態／農民栄養摂取量の推移／所得階層別農民
栄養状態／一種・二種農家別農民栄養状態

概

要

農家人口と農業従事者の減少傾向はいぜんとしてつづいている。一九六四年に農家人口は三一〇万人、総人口に対するその比率は三二%となった。農業従事者は量的に減少したのみならず、とくに若年層のいちじるしい流出で全体として労働力の老齢化・女性化の傾向を強めている。

六二年の経済不況により賃労働収入の減少から農家経済は一時的に悪化した。六三―六四年にはいと再び兼業収入は増加し、全国一戸当り平均でみると若干の経済余剰を生じた。これに伴い農家の生計費も六三年は前年比一二%、六四年は一三%の増加を示した。しかし飲食費の伸び率は停滞的で、その額もきわめて低い（六四年で一人一日当りの飲食費は二一〇円程度）。これに対し住居費・教養文化費・雑費などの伸び率は高く、農村生活の都市化が進みつつあることがわかる。もっとも所得階層別にみると、低所得層の生活内容はいぜんとして劣悪である。

農家の所得税負担は軽減されて来たが、固定資産税等地方税と部落費その他の公課諸負担は重く、これらの負担はとくに低所得階層農家の生計費に喰いこみ、赤字の原因となっている。一般的にいて、人頭割的性格をもつ公課諸負担が中間的農家層の上に重くかか

り、また租税については、低所得層ほど大衆課税的性格をもつ地方税が相対的には重くのしかかり、負担率の不均衡がいちじるしい。農民の栄養状態は近年わずかず改善され、とくに脂肪や動物性蛋白質の摂取量が増えたことが六三、六四年度の調査によって明らかにされた。ただしこの栄養摂取状態も、国民栄養審議会の決定した基準量からみると、熱量をのぞくほかすべての栄養素が基準以下となっている。また所得階層別にみると、上下階層の別により栄養状態に相当な開きがある。

1 農家と農業従事者

1 農家・農家人口および農業従事者

農家人口の推移

一九六〇年に総数三三八四万人を数えた農家人口は逐年減少し、六四年には三一〇万人となった。総人口に対するその割合は、同じ時期に三六%から三二%へと縮小し、また、農家一戸当り人口も減少をつづけている(第95表参照)。

第 95 表 農家人口の推移 (全国)

項目 年次	農家人口	指 数	総人口に 対する割 合	男 女 別		農 家 1 戸 当 り		
				男	女	総 数	男	女
年 月	千人		%	千人	千人	人	人	人
1960.12	33,843	100.0	36.2	16,520	17,323	5.66	2.76	2.90
61.12	33,167	99.5	35.2	16,127	17,040	5.60	2.72	2.88
62.12	32,475	96.0	34.1	15,804	16,671	5.53	2.69	2.84
63.12	31,771	93.9	33.0	15,439	16,332	5.45	2.65	2.80
64.12	31,104	91.9	32.0	15,124	15,980	5.38	2.62	2.76

〔備考〕 1) 奄美群島および例外規定農家は除く。
2) 住込みの雇人，季節出稼者は含まれる。
3) 資料は農林省昭和39年度「農業調査結果報告書」(総括編)による。ただし総人口は総理府の「国勢調査」および「人口動態調査」による。

農家数の推移 第96表 によれ

ば、農家総数(北海道をのぞく)は六〇年の五七四万戸から六四年五五七万戸へと約一七万戸減少した。六〇年以降、毎年〇・八%程度の減少で、農家人口や労働力人口の減少率に比べると農家数の減少率はなおきわめて低い。

つぎに同じ表によって経営階層別に農家数の推移をみると次の傾向を指摘できる。(一)一ヘクタール未満層は減少をつづけ、とくに〇・五ヘクタール未満の零細農家層の減少がいちじるしい。(二)これと対照的に、一・五ヘクタール以上層は年々増加している。(三)右両者の中間にある一・一・五ヘクタール層は六三年に

第 96 表 経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

		総 数	0.5ha 未 満	0.5～ 0.7ha	0.7～ 1 ha	1 ～ 1.5ha	1.5～ 2 ha	2 ha 以 上
農家数(千戸)	1960. 12	5,744	2,208	849	1,032	1,007	409	238
	61. 12	5,697	2,178	840	1,021	1,002	410	246
	62. 12	5,655	2,119	843	1,019	994	424	255
	63. 12	5,613	2,084	841	1,001	995	429	263
	64. 12	5,572	2,062	835	991	986	429	271
構成比(%)	1960. 12	100.0	38.4	14.9	18.0	17.5	7.1	4.1
	61. 12	100.0	38.2	14.8	17.9	17.5	7.3	4.3
	62. 12	100.0	37.5	14.9	18.0	17.6	7.5	4.5
	63. 12	100.0	37.2	15.0	17.8	17.7	7.6	4.7
	64. 12	100.0	37.0	15.0	17.8	17.7	7.7	4.9
対前年増減(千戸)	1960. 12							
	61. 12	-47	-30	- 9	-11	- 5	+ 1	+ 8
	62. 12	-43	-59	+ 3	- 2	- 8	+14	+ 9
	63. 12	-41	-35	- 2	-18	+ 1	+ 5	+ 8
	64. 12	-41	-22	- 6	-10	- 9	0	+ 8

〔備考〕 1) 農家数 100 単位四捨五入のため、数値は必ずしも一致しない。以下同じ。
2) 資料は農林省、昭和39年度「農業調査結果報告書」

第 97 表 専兼業別農家数の推移（全国）

項 目 年 次		総 数	専 業	兼 業		
				総 数	第 1 種兼業	第 2 種兼業
実数(千戸)	1960年12月	5,975	1,843	4,132	1,883	2,249
	61. 12	5,923	1,615	4,308	1,911	2,397
	62. 12	5,875	1,510	4,364	1,961	2,404
	63. 12	5,828	1,394	4,433	1,976	2,457
	64. 12	5,779	1,234	4,545	1,999	2,546
構成比(%)	1960年12月	100.0	30.9	69.1	31.5	37.6
	61. 12	100.0	27.3	72.7	32.3	40.4
	62. 12	100.0	25.7	74.3	33.4	40.9
	63. 12	100.0	23.9	76.1	33.9	42.2
	64. 12	100.0	21.4	78.6	34.6	44.1

〔備考〕 1) 奄美群島および例外規定農家は含まない。
2) 資料は前表と同じ。

微増したのち六四年には再び減少した。結局、全体としてみると一・五ヘクタール未満層の全般的減少とそれ以上層の増加、という傾向である。これら減少した農家層、ことに一ヘクタール未満層の圧倒的部分は次に見るとおり兼業農家である。

専兼業別農家数 九 一

六〇年から六四年までの専兼業別農家数の推移をみると（第97表）、農家兼業化の一貫した進行、とくに第二種兼業農家の絶対的・相対的增加傾向が明瞭である。すなわち、右の時期に、(一)兼業農家率は六九%から七九%に、このうち第二種兼業農

第 98 表 兼業種類別農家数 (全国)

単位: 1,000戸

		兼業農家 総数	雇われ兼業				自営兼業
			総数	恒常的勤務者	季節出稼	人夫・日雇	
実数 (全国)	1961年12月	4,308 (100.0)	3,167 (73.5)	2,064 (47.9)	121 (2.8)	982 (22.8)	1,141 (26.5)
	62. 12	4,364 (100.0)	3,373 (77.3)	2,132 (48.9)	246 (5.6)	996 (22.8)	991 (22.7)
	63. 12	4,434 (100.0)	3,456 (78.0)	2,156 (48.6)	235 (5.3)	1,065 (24.0)	978 (22.0)
	64. 12	4,545 (100.0)	3,591 (79.0)	2,219 (48.8)	262 (5.8)	1,111 (24.4)	956 (21.0)
対前年 増減	1962. 12	56	207	68	125	14	- 150
	63. 12	69	83	24	- 11	69	- 14
	64. 12	102	135	63	27	46	- 21

〔備考〕 1) カッコ内は構成比 2) 資料は昭和39年度「農業調査結果報告書」

第 99 表 兼業種類別従事者数 (全国)

単位: 1,000人

		兼業従事者 総数	雇われ兼業				自営兼業
			総数	恒常的勤務者	季節出稼	人夫・日雇	
実数 (全国)	1961. 12	7,334 (100.0)	5,042 (68.7)	3,263 (44.5)	186 (2.5)	1,594 (21.7)	2,292 (31.3)
	62. 12	7,358 (100.0)	5,333 (72.5)	3,325 (45.2)	351 (4.8)	1,657 (22.5)	2,025 (27.5)
	63. 12	7,546 (100.0)	5,542 (73.4)	3,404 (45.1)	336 (4.4)	1,802 (23.9)	2,004 (26.6)
	64. 12	7,845 (100.0)	5,854 (74.6)	3,571 (45.5)	351 (4.5)	1,933 (24.6)	1,990 (25.3)
対前年 増減	1962. 12	24	291	62	165	63	- 267
	63. 12	188	209	79	- 15	145	- 21
	64. 12	299	312	167	15	131	- 14

〔備考〕 1) 16歳未満の兼業従事者をふくむ。 2) 資料は前表に同じ。

家率は三八%から四四%になった。(二)したがって、専業農家の比率は三一%から二一%へと大幅に低下した。第二種兼業農家のこのような増加は主として賃労働兼業の増大によるもので、資本主義的労働市場への農家人口の流出―賃労働者化の展開を反映するものである。この賃労働兼業の種類を示すものが第98表である。これによれば、広い意味の賃労働兼業(「雇われ兼業」)を持つ農家数は一九六四年で三五九万戸に達し、そのうち二二二万戸(兼業農家全体の四九%)が恒常的な賃労働兼業者を持つ農家である。これに次ぐものが人夫・日雇と季節出稼である。自営兼業は六年いらい絶対数も構成比も減少の一途をたどっている。

兼業種類別従事者数

右の兼業農家から各種の兼業部面に出て

働いている兼業従事者の種類別人員を示すものが第99表である。本表によれば、六四年の兼業従事者総数は七八五万人で、このうち「雇われ兼業」すなわち広義の賃労働兼業従事者は五八五万人(全体の七五%)で、この中で恒常的な賃労働者は三五七万人(四六%)である。これらの賃労働者と人夫・日雇および季節出稼は六四年においていずれも前年に

第100表 年齢別男女別基幹的農業従事者とその変化(全国)

単位: 1,000人

年次		年齢別	総数	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上
実数	総数	1962. 12	11,251 (100.0)	306 (2.7)	1,889 (16.8)	2,845 (25.3)	2,315 (20.6)	2,037 (18.1)	1,859 (16.5)
		1963. 12	11,041 (100.0)	260 (2.3)	1,698 (15.4)	2,781 (25.2)	2,330 (21.1)	2,052 (18.6)	1,920 (17.4)
		1964. 12	10,456 (100.0)	214 (2.0)	1,476 (14.1)	2,639 (25.2)	2,287 (21.9)	1,996 (19.1)	1,847 (17.7)
	男	1962. 12	4,893 (100.0)	150 (3.1)	716 (14.6)	1,093 (22.3)	847 (17.3)	934 (19.1)	1,154 (23.6)
		1963. 12	4,691 (100.0)	134 (2.8)	627 (13.4)	1,040 (22.2)	838 (17.9)	895 (19.1)	1,157 (24.6)
		1964. 12	4,440 (100.0)	115 (2.6)	538 (12.1)	968 (21.8)	819 (18.4)	868 (19.5)	1,134 (25.5)
	女	1962. 12	6,358 (100.0)	155 (2.5)	1,173 (18.6)	1,752 (27.2)	1,468 (23.2)	1,103 (17.4)	705 (11.1)
		1963. 12	6,350 (100.0)	125 (2.0)	1,071 (16.9)	1,741 (27.4)	1,492 (23.5)	1,157 (18.2)	763 (12.0)
		1964. 12	6,016 (100.0)	99 (1.6)	938 (15.6)	1,672 (27.8)	1,469 (24.4)	1,128 (18.7)	713 (11.9)
対前年増減	総数	1963. 12	- 210	-46	- 191	- 64	+15	+15	+62
		1964. 12	- 585	-46	- 222	- 142	-43	-56	-73
	男	1963. 12	- 201	-16	-89	-53	- 9	-39	+ 4
		1964. 12	- 251	-19	-89	-72	-19	-27	-23
	女	1963. 12	- 9	-31	- 102	-12	+24	+54	+58
		1964. 12	- 334	-26	- 133	-69	-23	-29	-50

〔備考〕 1) 資料は昭和39年度「農業調査結果報告書」による。

第101表 農家の就業状態別人口(全国)

単位: 1,000人

年次		項目	総数	農業従事者				兼業専従者	無就業
				総数	農業専従	農業が主	兼業が主		
実数 (千人)	1961. 12		21,690	16,681	11,300	1,810	3,570	2,004	3,004
	62. 12		21,465	16,541	11,101	1,840	3,599	1,913	3,010
	63. 12		21,340	16,435	10,764	1,894	3,777	1,835	3,069
	64. 12		21,323	16,213	10,237	2,039	3,939	1,822	3,290
構成比 (%)	1961. 12		100.0	76.9	52.1	8.3	16.5	9.2	13.9
	62. 12		100.0	77.1	51.7	8.6	16.8	8.9	14.0
	63. 12		100.0	77.0	50.4	8.9	17.7	8.6	14.4
	64. 12		100.0	76.0	48.0	9.6	18.5	8.5	15.4
前年増減 (千人)	1962. 12		- 225	- 140	- 199	+ 30	+ 29	-91	+ 6
	63. 12		- 125	- 105	- 337	+ 53	+ 178	-78	+ 59
	64. 12		- 17	- 222	- 527	+ 145	+ 162	-13	+ 221

〔備考〕 1) 16歳以上の世帯員。
2) 資料は前表に同じ。

比べ増加した。

農業従事者

農家人口、とくに若年労働力人口の激しい流出によって、農業従事者数は減少し、またその性格や構成は基幹的農業従事者の年齢別性別構成とその変化を示すものである。第100表が、われわれはこれから次の諸点を指摘できる。すなわち、(一)一六歳以上の農業従事者総数は一九六二年の一一二五万人から六四年には一〇四六万人へと二年間に約八〇万人を減じた。(二)年齢別構成を見ると、一九二九歳の青少年層は六二年の二〇%から六四年一六%へと大きく比重を低下させ、これに対し五〇歳以上の高年齢層は三五%から三七%へとその比重を高めた。(三)これを男女別に見ると、男子の比重の低下に対する女子の増大傾向が明白である。(四)これをさらに年齢別性別に総合して見ると、男子は二九歳以下層の比重が低下しそれ以上の年齢層の比重が大きくなったのに対し、女子は二九、三九歳層はむしろ比重を高め、この層を境にしてこれ以下が低下、これ以上が増大という傾向を示している。以上要するに、基幹的農業従事者はこの二年間全体としてその数を減じ、この結果、農業従事者中にしめる高年齢層の比重が増大し、同時に女子の割合が大きくなった——つまり農業労働力の老齢化・女性化傾向はいぜんとして進行しているのである。

なお農民家族員の就業状態の推移を見ると(第101表)、農業専従者は六一年の一一三〇万人から六四年一〇二四万人へと一〇六万人(九%)を減じ、兼業専従者も二〇〇万人から一八二万人へと一八万人(九%)を減じた。これに対し農業をやりながら兼業にも従事する農工兼業者の数と比重が増大しているのが特徴的である。

2 農家の人口移動

資料

われわれはこれまで本年鑑において、主として農林省の一九五八年いらい実施した「農林漁家就業動向調査」の結果にもとづいて農家の人口移動を記録して来たのであるが、一九六三年度より農林省は右の調査要領や対象を大幅に改正したので、これからはその新しい調査の結果により農家人口の移動状況を記録することにする。この際注意すべき点は、五八、六二年度の間に実施された「農林漁家就業動向調査」と、六三年以後の「農家就業動向調査」は次の諸点で大きく変更されているので、両調査の統計数値は正確には接続しえなくなっていることである。ところで右の変更とは、――

(一) 調査名称の変更——ただし従来「農林漁家」の就業動向とはいっても、実際上は農家人口の把握を主としていたので、作成された統計は農家人口の動向と見て差支えなく、その点だけについていえば六三年以後と接続すると考えてよい。なお、漁家については六一年より別に「漁業就業者調査」が、林家については六三年から「林家経済調査」が実施され、その労働力の動向について把握できるようになった。

(二) 農家就業動向調査では調査規模が拡大され、標本は全面的に抽出替えされた(六〇年世界農林業センサスの調査区の七〇分の一を任意系統抽出して標準調査区とし、調査区内の全農家の世帯員を調査対象とした)。

(三) 調査期間は六二年度まで「四月一日から翌年三月三十一日」となっていたのを「一月一日から二月三十一日まで」と変更した。

(四) 統計表の様式が改正された。

農家人口の移動

第102表によれば、一九六三年の年度始め人口は三一四九万人であったが、その後一カ年で六五万人の純減少を来たし、翌六四年度にはさらに七七万人の純減少を示した。農家人口の純減少傾向は一九五〇年代後半のいわゆる経済の高度成長が始まって以来、不断に、かつ加速度的につづいていくが、六一年以降の年々の純減少率をみれば、二・二四%、二・四九%、二・〇八%および二・五〇%となっている（前に注意したようにこの純減少率は、六二年以前と六三年以後とは、統計数値が厳密には接続しない）。

六三・六四年度におけるこの純減少率を地区別に観察すると、両年度とも北海道が最高で、ついで九州・四国・山陰などが高く、近畿・東海・東北などが低い。農村より都市へ、農業より工業部面へという人口移動が大勢をなしているからである。

農家人口の年齢別性別形態別移動

一九六四年度の人口移動をまず移動形態別に観察すれば

（第103表参照）、社会的移動（就職転出・勤務者転出・縁事転出・農家減少にともなう転出等）によるものが減少者全体の八三%を占め、死亡による自然的移動は一七%で、これを同年の増加人口における社会的移動（六二%）・自然的移動（三八%）に比較すると、社会的移動の比重がより大きいことがわかる。また減少人口の社会的移動のなかでは「就職転出」が四三万九〇〇〇人で減少全体の二五%を占めて最も多いが、これを前年にくらべると実数で二万五〇〇〇人、六%少

第102表 農家の地区別人口移動数（1963/64）

項目 地区	実 数 (1,000人)								年度始め人口に対する純減少率 (%)	
	年度始め人口		増 加		減 少		純 増 減		1963	1964
	1963	1964	1963	1964	1963	1964	1963	1964		
全 国	31,458.2	30,803.9	863.1	873.9	1,517.6	1,643.9	△654.5	△770.0	2.08	2.50
北海道	1,228.2	1,181.8	40.9	45.2	87.2	110.8	△ 46.3	△ 65.6	3.77	5.55
東 北	4,750.5	4,668.6	147.0	142.2	237.1	243.4	△ 90.1	△101.2	1.89	2.17
関 東	5,355.6	5,225.9	121.3	128.0	217.5	248.3	△ 96.2	△120.3	1.80	2.30
北 陸	2,396.4	2,353.0	68.6	59.4	111.8	114.5	△ 43.2	△ 55.1	1.80	2.34
東 山	1,485.9	1,458.1	42.3	44.9	70.0	77.2	△ 27.7	△ 32.3	1.86	2.22
東 海	3,361.6	3,302.0	85.8	97.7	145.2	163.9	△ 59.4	△ 66.2	1.76	2.01
近 畿	2,998.8	2,947.6	68.4	77.1	119.5	131.1	△ 51.1	△ 54.0	1.70	1.83
山 陰	826.7	806.0	22.6	23.2	43.2	43.8	△ 20.6	△ 20.6	2.49	2.56
山 陽	2,173.0	2,105.8	56.7	57.0	123.8	113.5	△ 67.1	△ 56.5	3.08	2.68
四 国	1,875.3	1,831.1	49.1	49.0	93.1	110.3	△ 44.0	△ 61.3	2.34	3.35
九 州	5,006.1	3,896.7	160.4	150.4	269.5	287.1	△109.1	△136.7	2.18	3.51

- 〔備考〕 1) △印は減少人口。
 2) 「年度始め」は1月1日。
 3) 資料は農林省、昭和38、39各年度「農家就業動向調査報告書」による。

第103表 農家の年齢別形態別人口移動

単位：1,000人

項目 年齢別・男女別		増 加 人 口							減 少 人 口							差引純増減		
		総 数	離職 転入	勤務者 の転入	家族の 入 転	緑事 の転入	その他 の転入	出生	農家の 増加に よる	総 数	就職 転出	勤務者 の転出	家族の 出 転	緑事 の転出	その他 の転出		死亡	農家の 減少に よる
一九六三年度	総 数	863.1	105.6	72.1	36.0	160.2	82.4	342.9	63.9	1,517.6	439.2	123.9	60.4	243.8	201.7	265.2	183.4	△654.5
	男	382.3 総 14歳以下 15～19歳 20～34歳 35～59歳 60歳以上	52.5 0.9 17.0 25.4 7.9 1.3	52.7 0.6 15.5 29.3 7.2 0.1	11.6 8.5 1.2 1.4 0.4 0.2	19.3 1.9 0.6 16.1 0.8 —	43.3 13.0 9.0 10.8 7.5 3.0	172.9 172.9 — — — —	30.4 12.2 1.1 9.1 6.8 1.1	720.5 94.6 235.1 183.3 84.4 123.4	236.6 26.5 156.8 41.9 10.4 1.1	98.8 0.5 19.5 65.9 12.6 0.3	17.6 13.7 1.4 1.6 0.4 0.4	21.8 1.3 1.3 19.1 0.3 —	115.9 19.0 46.6 32.5 12.8 5.0	145.3 6.4 1.7 6.1 26.1 105.0	84.5 27.2 7.8 16.2 21.8 11.6	△337.8 △115.4 △190.7 △91.2 △53.8 △117.7
	女	480.4 総 14歳以下 15～19歳 20～34歳 35～59歳 60歳以上	53.1 0.8 24.3 26.9 0.7 0.4	19.4 1.0 9.5 8.7 0.3 —	24.4 9.3 1.5 10.3 2.7 0.6	140.9 1.4 13.4 120.8 5.2 0.1	39.1 11.1 5.3 11.6 6.6 4.6	170.0 170.0 — — — —	33.5 13.2 1.8 10.8 6.0 1.8	797.1 109.5 216.4 294.8 70.6 115.0	202.6 31.6 147.5 20.4 2.9 0.1	25.1 0.8 10.9 12.2 1.2 —	42.8 15.8 2.2 20.7 3.2 1.1	222.0 1.0 19.6 196.8 4.5 0.1	85.8 16.0 27.1 23.7 12.8 6.2	119.9 5.2 0.6 3.4 17.6 93.1	98.9 30.1 8.5 17.6 28.4 14.4	△316.7 △106.3 △160.6 △105.7 △49.1 △107.5
	総 数	873.9	104.3	86.1	39.8	150.4	89.4	334.6	69.3	1,643.9	414.7	141.6	59.3	258.8	213.5	275.1	280.9	△770.0
一九六四年度	男	397.2 総 14歳以下 15～19歳 20～34歳 35～59歳 60歳以上	50.8 1.4 17.0 23.6 7.3 1.5	60.9 0.5 16.2 35.5 8.3 0.4	14.3 10.8 1.0 1.9 0.3 0.3	17.6 1.9 0.4 14.4 0.8 0.1	45.5 12.6 9.5 11.5 8.6 3.3	173.2 173.2 — — — —	34.9 12.0 2.6 10.9 7.5 1.9	780.2 111.7 237.3 204.4 96.8 130.0	220.5 22.6 152.7 34.6 10.0 0.6	108.8 1.0 22.3 73.7 11.2 0.6	17.9 12.6 1.4 3.3 0.4 0.2	27.7 1.3 1.2 24.5 0.7 —	124.3 22.7 45.9 37.1 12.8 5.8	147.9 7.7 1.9 7.1 26.5 104.7	133.1 43.8 11.9 24.1 35.2 18.1	△383.0 △100.7 △190.6 △106.6 △64.0 △122.5
	女	476.7 総 14歳以下 15～19歳 20～34歳 35～59歳 60歳以上	53.5 1.7 23.1 27.5 0.9 0.4	25.2 0.5 14.6 9.5 0.6 —	25.6 9.4 1.6 11.3 2.5 0.7	132.8 2.6 11.7 114.6 3.9 0.1	43.9 11.9 6.6 12.7 6.4 6.3	161.4 161.4 — — — —	24.4 11.4 1.7 10.8 8.4 2.1	863.7 112.2 218.2 321.3 84.6 127.4	194.2 29.9 138.5 23.9 1.8 0.1	32.8 0.4 14.4 17.0 0.9 0.1	41.4 15.6 1.6 21.7 2.1 0.4	231.1 2.4 18.5 205.6 4.4 0.2	89.2 18.2 32.2 23.0 10.6 5.2	127.2 4.4 0.4 4.0 20.3 98.1	147.8 41.3 12.6 26.1 44.5 23.3	△387.0 △86.7 △158.9 △135.1 △61.9 △117.8
	総 数	873.9	104.3	86.1	39.8	150.4	89.4	334.6	69.3	1,643.9	414.7	141.6	59.3	258.8	213.5	275.1	280.9	△770.0
	一九六六年度	総 数	873.9	104.3	86.1	39.8	150.4	89.4	334.6	69.3	1,643.9	414.7	141.6	59.3	258.8	213.5	275.1	280.9

なくなっている。ついで「農家の減少にともなうもの」が二十八万人（減少人口中一七％）で、前年より一〇万人（五三％）も多くなっているのは注目される。これについては「縁事転出」「その他の転出」「勤務者の転出」の順となっている。

六四年度の純減少人口（七十七万人）を移動形態別にみると、社会的異動では各種の形態とも純減少となりその実数は八二万九〇〇〇人であるが、自然的移動では六万人の純増加となっているので、差引き純減少七十七万人となったのである。

同じ表により男女別に人口移動を見ると、六三年度では純減少人口中男子（三三万八〇〇〇人）が女子（三一万七〇〇〇人）を上まわっていたが、六四年度になると逆に女子（三八万七〇〇〇人）が男子（三八万三〇〇〇人）をいくらか上まわるにいたった。年齢別にみると六三・六四年度とも一四歳以下が二％の純増加となっているが、これは主として出生によるものである。六四年度において純減少率の高い年齢階層は一五～一九歳（二二％）、二〇～二四歳（六％）、六〇歳以上（六％）、二五～二九歳（五％）の順となっているが、これは六〇歳以上層が主として死亡によるものであり、それ以外の一五歳から二九歳までの年齢層では就職転出など社会的移動によるものが多いためである。以上、年齢別男女別に人口移動を観察して特に目立つ動きは、――（一）男女一五歳以上層は全部純減少となり、とくに「離職転入・就職転出」による一五～一九歳層の純減少が顕著である。これについて、（二）男子では二〇～二九歳層の「勤務者の転入・転出」によるもの、女子二〇～二九歳層の「縁事転入・転出」による純減少が大きい（前掲昭和三九年度「農業就業動向調査報告書」一五ページ参照）。

2 農家経済と農民生活

1 農家の生計費

農家経済と所得

農林省が実施している農家生計費調査は、「農家経済調査」の対象農家一万五〇〇〇戸のなかから一定基準にもとづいて抽出された約三〇〇〇戸の農家を対象としている。以下、主として昭和三八・三九年度の農林省「農家生計費統計」の示すところにしたがって、最近の農家経済と生計費の内容を見よう。

まず第Ⅲ表によれば、農家所得は一九六三年度において対前年比一一％、六四年度において一四％増加した。この増加は主として労賃俸給等農外所得の増加（一六％、一九％）によるものであるが、六二年には前年にくらべ経済不況の影響で農外所得の増勢がいちじるしく鈍化したのに対し、六三・六四年は農外雇用の増加、労賃水準の上昇という好条件にめぐまれ、前記のような農外所得の増大を記録したのである。つぎに、生計費にふりむけられる可処分所得の伸びが生計費の伸びをわずかながら上まわったので、右の両年度にそれ

第104表 農家経済の推移（全国1世帯当り平均）

単位：1,000円，%

年次	項目	世帯員数	農家所得	農業所得	農外所得	租税公課負担	引当金	被贈扶助収入	可処分所得	家族計費	農家経済余剰	指標			
												1人当り家計費	農業所得に充てる家計費充足率	可処分所得による家計費充足率	農業所得／農家所得
実数	1960年	5.70	409.5	225.2	184.3	29.9	379.6	39.5	419.1	368.4	50.7	64.6	61.1%	113.8%	55.0%
	61	5.64	459.5	236.6	222.9	35.0	424.5	41.4	465.9	415.6	50.3	73.9	56.9	112.1	51.5
	62	5.52	524.4	270.7	253.7	46.8	477.5	43.6	521.2	458.8	62.4	83.4	59.0	113.6	51.6
	63	5.42	582.2	287.0	295.2	44.5	537.7	56.7	594.4	513.3	81.1	95.1	55.9	115.8	49.3
数	64	5.31	663.7	312.9	350.8	51.2	612.3	64.8	677.1	579.6	97.5	109.3	54.0	116.8	47.1
対前年増加率	1960年	△1.7	9.2	9.8	11.0	10.3	9.1	38.1	11.3	7.7	47.0	9.1			
	61	△1.1	12.2	5.1	20.9	17.1	11.8	4.8	11.2	12.8	△0.8	14.4			
	62	△2.1	14.1	14.4	13.9	33.8	12.5	5.5	11.9	10.4	24.0	12.9			
	63	△1.8	11.0	6.0	16.4	△4.9	12.6	30.0	14.0	11.9	30.0	14.0			
	64	△2.1	14.0	9.0	18.8	15.1	13.9	14.3	13.9	12.9	20.2	14.9			

〔備考〕 1) △印は減少を示す 2) 資料は農林省昭和38年度および39年度「農家生計費統計」（1965年3月および66年3月刊）による。

ぞれ八万円・一〇万円弱の経済余剰が生じた。

農家の生計費総額は六三年度五万五千四百〇〇円、六四年度五万八千二百〇〇円で、前年度にく

農家生計費の推移

らべそれぞれ一二％、一三％増加した（第105表）。なお生計費総額中に占める現金支出の割合は、六三年度七六％、六四年度七七％で、この比率は年々高まる傾向を示している。つぎに消費内容別に生計費の推移をたどってみると、――

〔飲食費〕 絶対額からみれば六〇年以降年々増大し、六四年には一世帯当り二万一千九〇〇円、一カ月平均では一万七千七百〇〇円である。増大したといっても、これを農民一人一日当りでみれば約一一〇円にすぎない。また飲食費は年々増加したとはいえ、その伸び率

は交際費等の雑費（六四年度一八％）・住居費（一七％）・教養文化費（一七％）等に比べむしろ停滞的で、消費者物価の上昇を考慮すれば食生活の水準はあまり上昇していないことがわかる。ただ嗜好品費だけは前年に比べ一七・一八％と相当に伸びていることは注目をひく。なお生計費総額中に占める飲食費の割合は年々低下し、六四年度にはエンゲル係数三六・五になった。

〔被服費〕 一世帯平均年五万六千九百〇〇円（六三年度）、六万一千四百〇〇円（六四年度）となり、いずれも前年にくらべ一〇％程度増加した。

〔住居費〕 両年度でそれぞれ七万九千三百〇〇円、九万三千一〇〇円と前年に比べ一二％、一七％増加した。

「教養文化費」一九六二年度では前年にくらべ二〇%以上伸びて注目をひいたのであるが、六三・六四兩年度ではこの伸びがやや落ちて一六%、一七%になった。それでもこれは雑費とともに年間伸び率のもっとも高い費目の一つである。

以上要するに、六三・六四年とも、生計費の各費目は(程度の差はあれ)一様に増加し、とくに教養文化費・住居費・雑費等の伸びがいちじるしかった(ただしここで見た伸び率は消費者物価の変動を考慮

していない名目的価額で計算されていることは注意されねばならぬ)。

所得階層別農家生計費

六三・六四年度における農家生計費の内容を所得階層別に観察すると第108表のとおりである。一般的にいえば、所得の上昇にともない各費目とも生計費の額は増加している。しかし所得差による生計費の格差は費目によって一様ではない。たとえば六四年度についてみれば、所得最低層(二〇〜三〇万円)の支出を一〇〇とした最高層(一〇〇万円以上)

第105表 農家生計費の推移 (全国1世帯当り平均)

単位:1,000円, %

項目 年次	生計費 総額	飲食費 計	穀類	その他食料			たばこ	被服費	家計 光熱費	住居費	保健 衛生費	教養 文化費	雑費	臨時費	
				植物性食品	動物性食品	嗜好品									
実数	1960年	369.7	154.0	72.0	37.4	23.4	21.2	6.8	41.6	17.2	51.1	15.8	33.2	34.6	15.5
	61	416.8	164.4	71.6	41.4	27.1	24.3	7.2	46.9	19.2	65.3	18.2	38.2	38.5	19.0
	62	460.2	175.3	73.8	43.9	31.4	26.2	7.5	51.9	22.1	70.0	20.6	46.0	45.8	20.3
	63	515.4	192.2	78.6	47.1	35.8	30.7	8.2	56.9	24.1	79.3	23.5	53.3	54.9	23.0
64	580.2	211.9	84.7	51.5	39.5	36.2	8.5	61.4	26.4	93.1	26.9	62.4	65.0	24.6	
構成	1960	100.0	41.6	(46.7)	(24.3)	(15.2)	(13.8)	1.8	11.3	4.7	13.8	4.3	9.0	9.3	4.2
	61	100.0	39.4	(43.5)	(25.2)	(16.5)	(14.8)	1.7	11.3	4.6	15.7	4.4	9.1	9.2	4.6
	62	100.0	38.1	(42.1)	(25.0)	(17.9)	(15.0)	1.6	11.3	4.8	15.4	4.5	10.0	9.9	4.4
	63	100.0	37.3	(40.9)	(24.5)	(18.6)	(16.0)	1.6	11.0	4.7	15.4	4.6	10.4	10.5	4.5
費	64	100.0	36.5	(40.0)	(24.4)	(18.6)	(17.1)	1.5	10.6	4.6	16.0	4.6	10.8	11.2	4.2
対前年増減率	1960	7.7	2.5	△ 2.3	5.1	9.3	8.7	0.0	11.2	11.7	14.8	10.5	6.8	18.4	6.2
	61	12.7	6.8	△ 0.6	10.7	15.8	14.6	5.9	12.7	11.6	27.8	15.2	15.1	11.3	22.6
	62	10.4	6.6	3.1	6.0	15.9	7.8	4.7	10.6	15.0	8.1	13.2	20.4	19.0	6.8
	63	12.0	9.6	6.5	7.3	14.0	17.2	9.3	9.6	9.0	11.9	14.1	15.9	19.9	13.3
64	12.6	10.2	7.8	9.3	10.3	17.9	3.7	7.9	9.5	17.4	14.5	17.1	18.4	7.0	

〔備考〕 1)カッコ内の数値は飲食費に占める割合である。 2) 資料は前表と同じ。

第 106 表 所得階層別費目別農家生計費（全国 1 世帯当り，1963/64年）

単位：1,000円

費目 所得階層別	生計費	飲食費 総計	穀類	その他食料			たばこ	被服費	家計 光熱費	住居費	保健 衛生費	教養 文化費	雑費	臨時費		
				植物性 食品	動物性 食品	嗜好品										
一九六三年度	20～30万円	339.7	141.3	63.1	35.4	23.3	19.5	5.3	32.0	18.7	47.5	16.0	32.0	31.1	15.8	
	30～40	380.8	158.2	69.0	38.5	27.3	23.4	6.5	38.0	20.3	58.1	17.3	36.6	33.4	12.4	
	40～50	441.9	178.2	77.6	43.4	31.0	26.2	7.9	45.3	23.2	68.2	21.2	43.8	40.9	13.2	
	50～60	498.3	191.2	78.9	46.7	35.0	30.6	8.2	52.5	24.3	79.1	23.2	48.9	48.9	22.0	
	60～70	543.7	207.3	81.1	51.3	40.0	34.9	8.4	61.5	25.6	80.9	25.2	58.6	56.4	19.8	
	70～80	607.0	221.8	89.5	54.1	42.4	35.8	9.7	76.9	27.0	91.4	27.1	64.9	60.4	27.8	
一九六三年度	80～90	641.5	225.8	89.3	56.0	43.6	36.9	10.2	75.9	27.3	101.6	28.3	68.3	79.8	24.3	
	90～100	693.5	236.4	91.3	55.7	48.7	40.7	11.6	83.0	28.7	100.6	33.0	74.2	93.3	32.7	
	100万円以上	864.5	266.2	96.3	66.4	55.7	47.8	11.0	106.4	31.0	133.4	37.1	101.5	113.4	64.5	
	一九六四年度実数	20～30万円	362.2	148.5	64.5	34.4	25.7	23.9	5.8	30.5	20.4	62.1	15.7	34.8	35.6	8.8
		30～40	419.1	171.2	72.7	42.5	29.3	26.7	6.6	40.3	23.1	62.5	20.3	39.4	43.9	11.8
		40～50	472.0	187.3	78.6	46.1	31.8	30.8	7.0	46.9	24.3	76.0	22.9	47.5	43.9	16.2
50～60		521.5	202.7	84.7	48.6	35.7	33.7	8.0	52.3	25.0	82.2	23.6	53.0	52.7	22.0	
60～70		579.0	213.8	86.5	51.9	39.5	35.9	8.6	61.1	27.1	93.6	27.3	64.3	62.2	21.0	
70～80		622.5	225.5	91.1	54.0	42.6	37.8	8.9	68.8	27.4	106.6	30.3	65.3	63.1	26.6	
一九六四年度実数	80～90	675.5	241.5	93.6	59.3	46.2	42.4	10.3	74.3	29.4	107.1	31.0	75.1	82.8	24.0	
	90～100	726.4	249.8	93.4	60.6	50.3	45.5	11.7	81.1	29.6	122.3	32.7	78.7	86.3	34.2	
	100万円以上	891.0	282.3	100.8	69.8	58.9	52.8	11.4	103.3	32.8	137.1	39.4	107.5	122.0	55.2	
	一九六四年度指数	20～30万円	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		30～40	115.7	115.2	112.7	123.5	114.0	111.7	113.8	132.1	113.2	100.6	129.3	113.2	123.3	134.1
		40～50	130.3	126.1	121.9	134.0	123.7	128.9	120.7	153.8	119.1	122.4	145.9	136.5	123.3	184.1
50～60		144.0	136.5	131.3	141.3	138.9	141.0	137.9	171.5	122.5	132.4	150.3	152.3	148.0	250.0	
60～70		160.0	144.0	134.1	150.9	153.7	150.2	148.3	200.3	132.8	150.7	173.9	184.8	174.7	238.6	
70～80		171.9	151.9	141.2	157.0	165.8	158.2	153.4	225.6	134.3	171.6	193.0	187.7	177.2	302.3	
一九六四年度指数	80～90	186.5	162.6	145.1	172.4	179.8	177.4	177.6	243.6	144.1	172.5	197.5	215.8	232.6	272.7	
	90～100	200.6	168.2	144.8	176.2	195.7	190.4	201.7	265.9	145.1	196.9	208.3	226.1	242.4	388.6	
	100万円以上	246.0	190.1	156.3	202.9	229.2	220.9	196.6	338.7	160.8	220.8	251.0	308.9	342.7	627.3	

〔備考〕 資料は前表と同じ。

の支出指数は、臨時費六二七、雑費三四三、被服費三三九、教養文化費三〇九というようにいちじるしい格差を示しているが、光熱費や飲食費についてはこの格差は比較的小さい（それぞれ一六一、一九〇）。つぎに各費目についてみれば、――

〔飲食費〕 所得の上昇するにつれて支出額は増加しているが、エネルギー係数は低下している。六四年度において、二〇～三〇万円層のそれは四一、六〇～七〇万円層は三六・九、一〇〇万円以上層では三一・七である。

〔光熱費・たばこ〕 これらの費目への支出と生計費総額との比率も飲食費のばあいと同様で、所得が上昇するにつれてその比率は低下する傾向が見られる。保健衛生費についても（若干の例外をのぞき）ほぼ同じ傾向である。

〔被服費・教養文化費・雑費〕 これらは（一）とちがい、所得が上昇するにつれて絶対額・構成比ともに増加する傾向を示している。たとえば六四年度、被服費については二〇～三〇万円層の八・五％に対し、一〇〇万円以上層では一一・五％となっている。

2 農家の租税公課諸負担

農家所得と負担率

一九六一年より六三年までの各年度における、農家（全国二戸当り平均）の租税公課諸負担額と所得に対するその割合すなわち負担率は第107表の示すとおりである。負担率は六一年度七・八％から六二年度七・五％と若干低

第 107 表 農家の租税公課諸負担状況（全国1戸当り平均）

負担額と率 税の種類	農 家 負 担 額						農家所得に対する負担率 (%)		
	実 額 (円)			構 成 比 (%)					
	1961年度	1962年度	1963年度	1961年度	1962年度	1963年度	1961年度	1962年度	1963年度
国 税	3,364	3,811	5,318	9.6	9.7	11.8	0.8	0.7	0.9
道 府 県 税	761	1,066	1,405	2.2	2.7	3.1	0.2	0.2	0.2
市 町 村 税	15,097	15,983	17,023	43.2	40.6	37.9	3.4	3.0	2.9
うち { 市 町 村 民 税	3,189	3,564	3,953	9.1	9.1	8.7	0.7	0.7	0.7
{ 固 定 資 産 税	7,585	7,772	7,897	21.7	19.7	17.6	1.7	1.5	1.4
{ 国民健康保険税	3,705	3,842	4,235	10.6	9.8	9.4	0.8	0.7	0.7
租 税 計	19,222	20,860	23,746	54.9	53.0	52.8	4.3	4.0	4.1
公 課 諸 負 担	15,761	18,497	21,188	45.1	47.0	47.2	3.5	3.5	3.6
総 計	34,983	39,357	44,934	100.0	100.0	100.0	7.8	7.5	7.7

〔備考〕 1) 農家所得は1961年度，446,137円，1962年度，525,434円，1963年度，584,900円。
2) 資料は農林省統計調査部各年度「農家租税公課諸負担調査報告書」および「農家の租税公課諸負担統計」による。

第 108 表 所得階層別にみた農家経済と租税公課諸負担 (1963年度, 全国 1 戸当り平均)

所得階層別		20万円未満	20～30万円	30～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80～90万円	90～100万円	100～120万円	120万円以上
項目	調査戸数割合(%)	4.9	8.5	13.4	16.9	15.5	12.5	9.4	6.2	4.2	5.1	3.4
農業収入(千円)	210.8	266.0	322.9	401.2	467.5	547.2	602.3	679.4	772.9	877.6	1,216.9	
農業経費(千円)	123.5	130.5	140.7	170.3	194.7	230.3	243.2	266.8	317.4	360.2	503.2	
農業所得(千円)	87.3	135.5	182.2	230.9	272.8	316.9	359.1	412.6	455.5	517.4	713.7	
農業外所得(千円)	42.7	123.9	169.5	217.7	275.2	330.5	388.9	433.8	490.1	587.5	854.2	
農家所得(千円)	130.0	259.4	351.7	448.6	548.0	647.4	748.0	846.4	945.6	1,104.9	1,567.9	
租税公課諸負担	総計(円)	18,154	19,265	24,004	30,684	38,743	47,156	55,582	64,827	81,296	85,161	118,178
	国税(円)	989	329	366	1,205	2,335	3,593	4,975	7,762	16,898	13,746	29,353
	道府県税(円)	436	324	384	735	891	1,214	1,710	2,400	2,892	3,553	5,603
	市町村税(円)	8,776	9,601	11,137	13,644	15,625	17,860	20,568	23,686	26,459	27,962	37,543
家計余剰(千円)	課税負担(円)	10,201	10,254	11,887	15,584	18,851	22,667	27,253	33,848	46,249	45,261	72,499
	諸負担(円)	7,953	9,011	12,117	15,100	19,892	24,489	28,329	30,979	35,047	39,900	45,679
	家計余剰(千円)	322.4	343.1	384.5	436.8	500.8	546.8	605.9	647.0	694.9	785.3	980.9
	農家経済	△78.2	△33.4	△4.0	24.3	64.8	95.7	131.3	182.4	225.9	294.8	540.4
租税公課に負担する	総計 税	14.0	7.4	6.8	6.8	7.1	7.3	7.4	7.7	8.6	7.7	7.5
	国 税	0.8	0.1	0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.8	1.2	1.9
	道府県 税	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4
	市 町 村 税 計	6.8	3.7	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7	2.8	2.8	2.5	2.4
農家所得に対する家計充足率	公 課 諸 負 担	7.8	4.0	3.4	3.5	3.4	3.5	3.6	4.0	4.9	4.1	4.6
	市 租 公 課 諸 負 担	6.2	3.5	3.4	3.4	3.6	3.8	3.8	3.7	3.6	3.6	2.9
	農家所得に対する家計充足率	40.3	75.6	91.5	102.7	109.4	118.4	123.5	130.8	136.1	140.7	160.0
	農業所得に対する家計充足率	27.1	39.5	47.4	52.9	54.4	58.0	59.3	63.8	65.5	65.9	72.8

〔備考〕 1) 四捨五入方式のため若干の誤差がある。
2) 資料は農林省統計調査部昭和38年度「農家の租税公課諸負担統計」(1965年10月刊)による。

下したが、六三年度にはふたたび七・七%と増大した。これを負担の種類別にみると、租税が六一年度(五五%)から逐年その比重を軽くしたのに対し、公課諸負担は逆にその比重を増して六三年度には四七%となった。租税のなかでは市町村税がもっとも大きいが、それでも六三年度には全体の三八%と、六一年度(四三%)にくらべるとかなり低減した。この原因は主として固定資産税の減少にある。

所得階層別農家負担率

第108表は右の負担状況を農家の所得階層別に示したものであるが、六三年度における農家経済収支と租税等負担の関係は次のとおりである。(一)負担、実額からすれば、農家の負担は所得の高低に応じているが、これを

負担率についてみれば関係はまったく逆で、二〇万円未満層の負担率が一四%で最高、これに対し二〇～三〇万円および三〇～四〇万円層は六・八%と最低である。農村では普通上層にぞくする所得七〇万円以上層ですらその負担率は二〇万円未満層の半ばに近い(七%余)。要するに、この年度も昨年度と同様に、最低の所得農家に最大の租税公課負担率、という負担のいちじるしい不均衡が見られたわけである。(二)租税公課諸負担が農家とくに下層農家の生活を圧迫している事実は、所得四〇万円以下層の農家では軒なみに赤字を記録していることで知られよう。ことに二〇万円以下の最低所得層では最大の赤字(七万八〇〇〇円)である。現行税制のもとでは、農

第109表 所得階層別にみた国税、地方税および公課諸負担の構成(1963年度：全国1戸当り)

項目	所得階層別											全国平均
	20万円未満	20～30万円	30～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80～90万円	90～100万円	100～120万円	120万円以上	
負担(円)	10,201	10,254	11,887	15,584	18,851	22,667	27,253	33,848	46,249	45,261	72,499	23,746
租税公課諸負担計	7,953	9,011	12,117	15,100	19,892	24,489	28,829	30,979	35,047	39,900	45,679	21,188
負担率(%)	18,154	19,265	24,004	30,684	38,743	47,156	55,582	64,827	81,296	85,161	118,178	44,934
同上比率(%)	56.2	53.2	49.5	50.8	48.7	48.1	49.0	52.2	57.0	53.1	61.3	52.8
租税公課諸負担計	43.8	46.8	50.5	49.2	51.3	51.9	51.0	47.8	43.0	46.9	38.7	47.2
同上比率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
租税実額(円)	989	329	366	1,205	2,335	3,593	4,975	7,762	16,898	13,746	29,353	5,318
国地方税計	9,212	9,925	11,521	14,379	16,516	19,074	22,278	26,086	29,351	31,515	43,146	18,428
租税実額(円)	10,201	10,254	11,887	15,584	18,851	22,667	27,253	33,848	46,249	45,261	72,499	23,746
同上比率(%)	9.7	3.2	3.1	7.7	12.4	15.9	18.3	22.9	36.5	30.4	40.5	22.4
国地方税計	90.3	96.8	96.9	92.3	87.6	84.1	81.7	77.1	63.5	69.6	59.5	77.6
同上比率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 資料は農林省昭和38年度「農家の租税公課諸負担統計」による。

家の家計費にまわされる所得部分にも課税され、諸負担は事実上家計費に食いこみ、その一部を奪い去っているのである。(三)さらに負担率を負担の種目別にみると、道府県税にあっては所得と負担率との関係が正比例しているのに対し、市町村税と公課諸負担はこの関係がまったく逆比例しており、貧しい農家ほど重い負担率という文字どおり逆進的傾向を示している。

所得階層別農家負担の構成

最後に農家負担のなかで占める国税・地方税および公課諸負担の構成比をみると第109表のとおりである。すなわち、(一)負担総額中租税の占める比率が相対的に大きく五〇%をこえる階層は三〇万円以下の低所得層と八〇万円以上の高額所得層であり、その中間の階層では、一つの例外(四〇～五〇万円層)をのぞき、いずれも五〇%以下となっている。公課諸負担についてはこれと逆に、上下両層ではその比率が低く、中間層では高くなっている。(二)これを国税と地方税にわけてみると、所得の低い階層ほど地方税の比率が低い(ただし二〇万円未満層は例外)という傾向がみとめられる。これに対し国税の比率は所得階層の上がるにしたがって高まり、八〇～九〇万円層で二三%、一二〇万円以上層では四一%に達している。以上の統計的観察から所得階層よりみて中間的階層には人頭税的性格をもつ公課諸負担が相対的に重くのしかかり、また租税については、低所得層ほど大衆課税的性格の濃厚な地方税の負担が相対的に重い、ということを確認できるのである。

3 農民の栄養状態

農民栄養摂取量の推移

一九六〇年以降六四年にいたる期間の、全国平均一人当り農民摂取栄養量の推移を第110表によって見よう。これによれば、熱量はほとんど変わらずたん白質は微増したにとどまり、ビタミンもAの一四%増をのぞきB・Cともその増加率は小さい。ただ脂質は例外的に二四%増加した。要するに、全体として農民の栄養摂取はこの五年間に量的には微増したにとどまる。ただ質的にみると、たん白質中に占める動物たん白の割合は増大し、その反面澱粉食率が低下する等、ある程度栄養状態の向上をみとめることができる。

しかし農作業における労働強度からみて右の栄養摂取がはたして十分かどうかには問題がある。六四年度における栄養摂取量を国民栄養審議会の決定した栄養基準量と比較してみると(第111表)、熱量においては基準量に達しているものの、ビタミンCをのぞきすべての栄養素が基準量に満たず、脂質などは基準量の六二%以下である。

所得階層別農民栄養状態

第112表は農民の所得の差異による栄養状態の相違を示すものであるが、低所得層(二〇～三〇万円)と高所得層(九〇～一〇〇万円)とでは熱量においても、たん白質その他の栄養素摂取量においても相当の開きがある。とくに脂質、ビタミンAの摂取量においてこの開きが大きい。

第110表 農民の摂取栄養量の動向（全国平均1人1日当り）

年度別	栄養素別	熱量 cal	たん白 質 g	脂質 g	カルシ ウム mg	食塩 g	ビタミ ンA I. U	ビタミ ンB ₁ mg	ビタミ ンB ₂ mg	ビタミ ンC mg	参 考		
											動物性 たん白 質 g	澱粉 食率 %	1人1 日当り 食費円
摂取 量	1960年度	2,325	62.42	18.78	387	20.10	1,053	0.97	0.81	90	12.16	76.6	71
	61	2,301	62.87	19.97	397	20.57	1,114	0.95	0.83	92	13.01	73.7	76
	62	2,331	64.36	20.72	406	21.59	1,104	0.99	0.86	91	14.11	72.5	87
	63	2,404	66.76	22.45	427	20.78	1,181	1.00	0.89	94	15.44	70.4	97
	64	2,354	65.22	23.39	432	19.65	1,209	0.97	0.85	96	15.81	68.0	110
指 数	1960年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	61	99.0	100.7	106.5	102.6	102.3	105.8	97.7	102.5	102.2	107.0	96.2	107.0
	62	100.2	103.1	110.3	104.9	106.1	104.8	102.1	106.2	101.1	116.0	94.6	122.5
	63	103.4	107.0	119.5	110.3	103.4	112.2	100.3	109.9	104.4	127.0	91.9	136.6
	64	101.2	104.5	124.4	111.9	97.8	114.8	100.0	104.9	106.7	130.0	88.8	154.9

〔備考〕 資料は農林省統計調査部昭和39年度「農民栄養統計」（1966年3月刊）による

第111表 栄養基準量と農民栄養摂取量の比較（全国平均1人1日当り）

年度別	栄養素別	熱 量 cal	たん白質 g	脂 質 g	カルシ ウム mg	ビタミ ンA I. U	ビタミ ンB ₁ mg	ビタミ ンB ₂ mg	ビタミ ンC mg
栄 養 基 準 量		2,300	75.0	38.0	660	1,900	1.20	1.20	63
栄養基準量 に対する栄 養摂取量の 割合	1960年度	101.1	83.2	49.4	58.6	55.4	80.8	67.5	142.9
	61	100.0	83.8	52.6	60.2	58.6	79.2	69.2	146.0
	62	101.3	85.8	54.5	61.5	58.1	82.5	71.7	144.4
	63	104.5	89.1	59.2	64.7	62.2	83.3	74.2	149.2
	64	100.3	86.9	61.6	65.5	63.7	80.8	70.8	152.4

〔備考〕 1) 栄養基準量は1963年1月栄養審議会基準部会で決定された1970年の目標数値である。

2) 資料は前表に同じ。

第112表 低所得農家と高所得農家の栄養摂取量の比較（1964年度，1人1日当り）

所得別	栄養素別	熱量 cal	たん白 質 g	脂質 g	カルシ ウム mg	食塩 g	ビタミ ンA I. U	ビタミ ンB ₁ mg	ビタミ ンB ₂ mg	ビタミ ンC mg	参 考	
											動物性 たん白 質 g	1人1 日当り 食費円
摂取 量 対 比	低所得層 (20~30万円)	2,214	60.52	20.64	398	18.63	1,142	0.92	0.78	91	13.12	97
	高所得層 (90~100万円)	2,401	67.38	25.73	463	20.54	1,320	0.93	0.86	99	17.36	118
	低所得層/ 高所得層	92.2	89.8	80.2	86.0	90.7	86.5	98.9	90.7	91.9	75.6	82.2
	低所得層/ 栄養基準量	95.9	80.7	54.3	60.3	—	60.1	76.7	65.0	144.4	—	—
	高所得層/ 栄養基準量	104.4	89.8	67.7	70.2	—	69.5	77.5	71.7	157.1	—	—

〔備考〕 資料および栄養基準量ともに前表に同じ。

第113表 1種、2種農家別農民栄養摂取量比較(1964年度, 1人1日当り)

農家種類別	栄養素別	熱量 cal	たん白 質 g	脂質 g	カルシ ウム mg	食塩 g	ビタミ ンA I.U	ビタミ ンB ₁ mg	ビタミ ンB ₂ mg	ビタミ ンC mg	参 考		
											動物性 たん白 質 g	澱粉食 料率 %	1人1 日当り 食費円
摂 取 量	1種農家平均	2,408	66.10	23.71	440	19.65	1,223	1.00	0.87	98	15.39	68.6	109
	2種農家平均	2,219	63.10	22.57	432	19.84	1,184	0.91	0.83	91	16.59	65.2	111
	1種農家内訳												
	専業農家	2,441	66.89	24.31	444	19.78	1,262	1.01	0.88	102	15.44	68.8	109
	雇われ兼業	2,366	65.42	23.51	439	19.82	1,201	0.98	0.85	96	15.57	67.7	109
	自営兼業	2,358	64.05	22.38	418	18.78	1,163	0.97	0.83	97	14.26	70.1	108
指 数 専 業 農 家 (100)	1種農家平均	99.0	98.8	97.5	99.1	99.3	96.9	99.0	98.9	96.1	99.7		
	2種農家平均	90.9	94.3	92.8	97.3	103.8	93.8	90.1	94.3	89.2	107.4		
	1種農家内訳												
	専業農家	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	雇われ兼業	96.9	97.8	96.7	98.9	100.2	95.2	97.0	96.6	94.1	100.8		
	自営兼業	96.6	95.8	92.1	94.1	94.9	92.2	96.0	94.3	95.1	92.4		
2種農家/ 1種農家		92.2	95.5	95.2	98.2	101.0	96.8	91.0	95.4	92.9	107.8		

〔備考〕 資料は前表に同じ

い。低所得農家の食生活は栄養摂取量からみて劣っているだけでなく、摂取食品の質をみても劣っている。すなわちたん白質摂取量中にしめる動物性たん白質の割合からしても、高所得層にくらべて一段と低い。

一種・二種農家別農民栄養状態

一種農家 (耕地面積内地五(アール、北海道一ヘクタール以上の農家

および果樹・茶・たばこ・いぐさ一〇アール以上の農家その他)と二種農家(一種以外の農家)の別に、また一種農家の専業別に栄養状態を示すのが第113表である。これによれば、――(一)食塩をのぞく各栄養素とも一種農家が二種農家より多く摂取し、なかでも熱量・ビタミンB₁・ビタミンCはいずれも一種農家が約七〇九%二種農家より多い。(二)しかし反面、栄養摂取の質をみると、二種農家が一種農家よりすぐれている(動物たん白、澱粉食率を見よ)。(三)これを専業農家と雇われ兼業農家の別にみると、栄養量においては前者がいくらか後者より多いが、質的な水準では逆に後者が前者より若干高いことが看取される。以上に見るとおり、二種農家より一種農家が、兼業農家より専業農家が量的には栄養摂取が多い反面、動物たん白摂取等の面では、すなわち食生活の質的側面では、逆に二種農家および兼業農家が一種農家・専業農家を上まわっている。これは耕地面積では零細な二種農家・賃労働兼業農家の消費生活がより「都市化」されている現状の反映であろう(なお、以上の記述および統計は農林省の昭和三九年度「農民栄養統計」を参照したものであるが、この農林省統計は同省の実施している「農家経済調査」の一環たる「農家生費計調査」の結果から、品目別食料消費量と栄養摂取量等を取りまとめ統計表として毎年発表されているものである)。

